

文教・科学技術

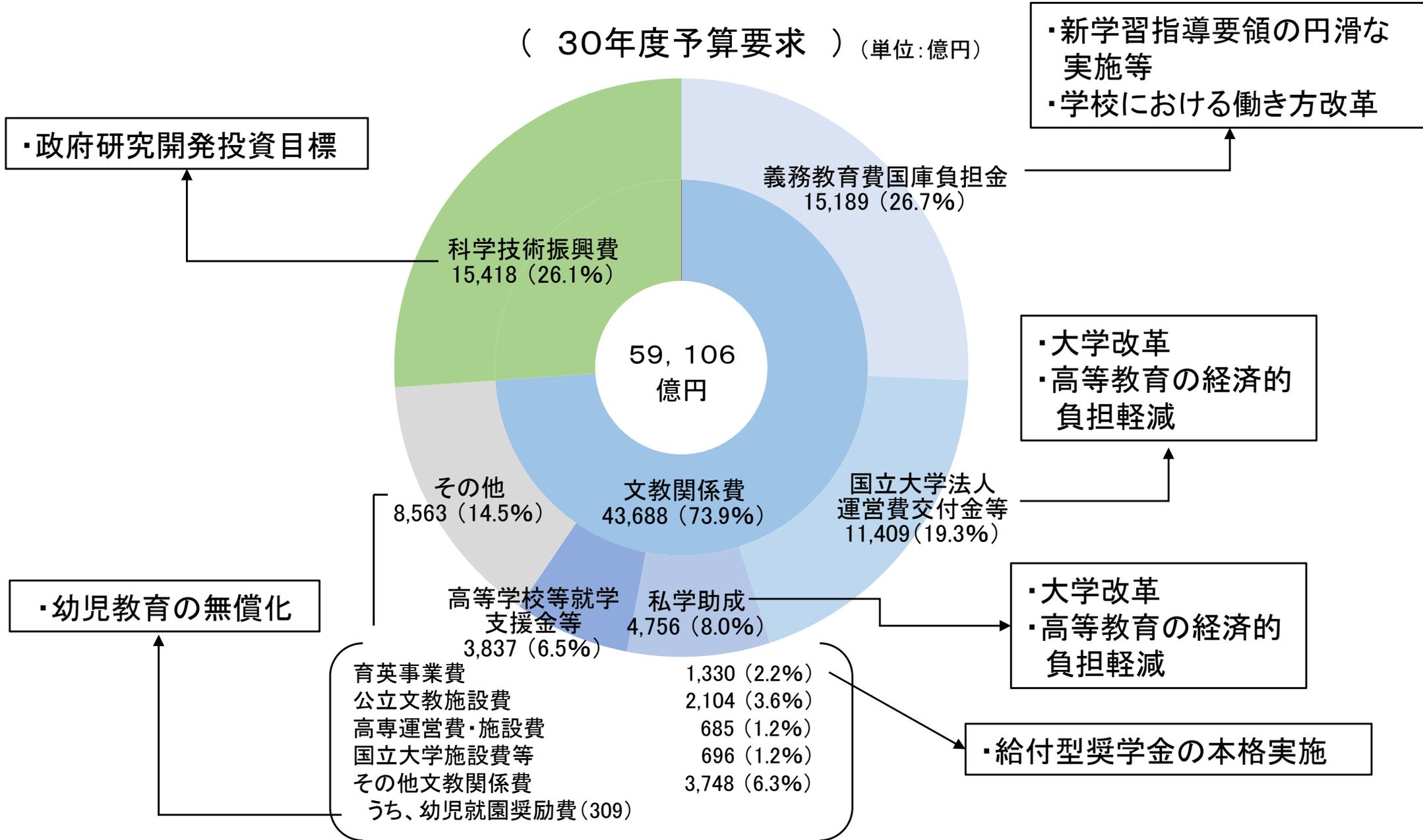
平成29年10月31日

一 目 次

- 論点 1 公財政教育支出 . . . 4
- 論点 2 幼児教育 . . . 10
- 論点 3 ー (1) 義務教育<教職員定数> . . . 15
- 論点 3 ー (2) 義務教育<学校の規模> . . . 25
- 論点 4 ー (1) 高等教育<高等教育の経済的負担の軽減> . . . 29
- 論点 4 ー (2) 高等教育<若手研究者の処遇> . . . 41
- 論点 4 ー (3) 高等教育<大学競争力> . . . 51
- 論点 4 ー (4) 高等教育<私学助成> . . . 58
- 論点 5 科学技術 . . . 69
- 論点 6 文化 . . . 81

文教及び科学技術分野の主な課題

(30年度予算要求) (単位:億円)



※その他、文化芸術関係として文化経済戦略(仮称)の推進、スポーツ関係としてオリパラに向けた準備等がある

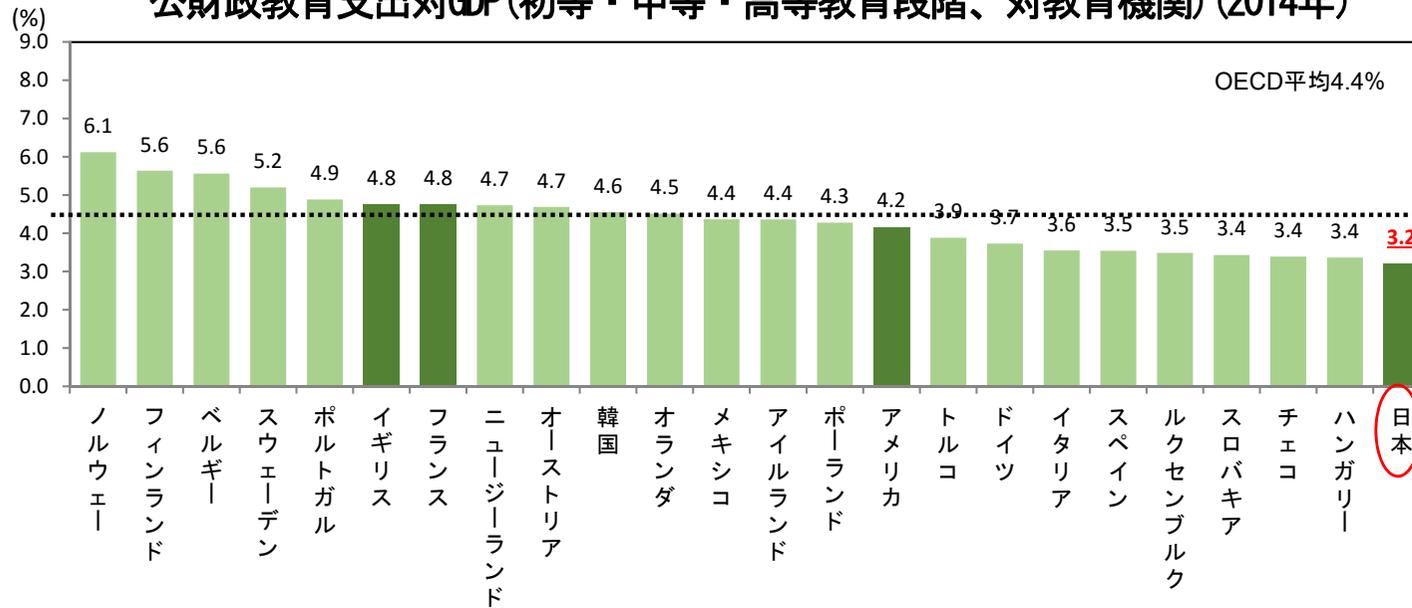
(注) 私学助成については、科学技術振興費を含む

論点1 公財政教育支出

- 我が国の公財政教育支出について、OECD諸国と比較されることが多いが、子供数、国民負担率等を踏まえ、どのように評価すべきか。

公財政教育支出と子供の数

公財政教育支出対GDP(初等・中等・高等教育段階、対教育機関)(2014年)



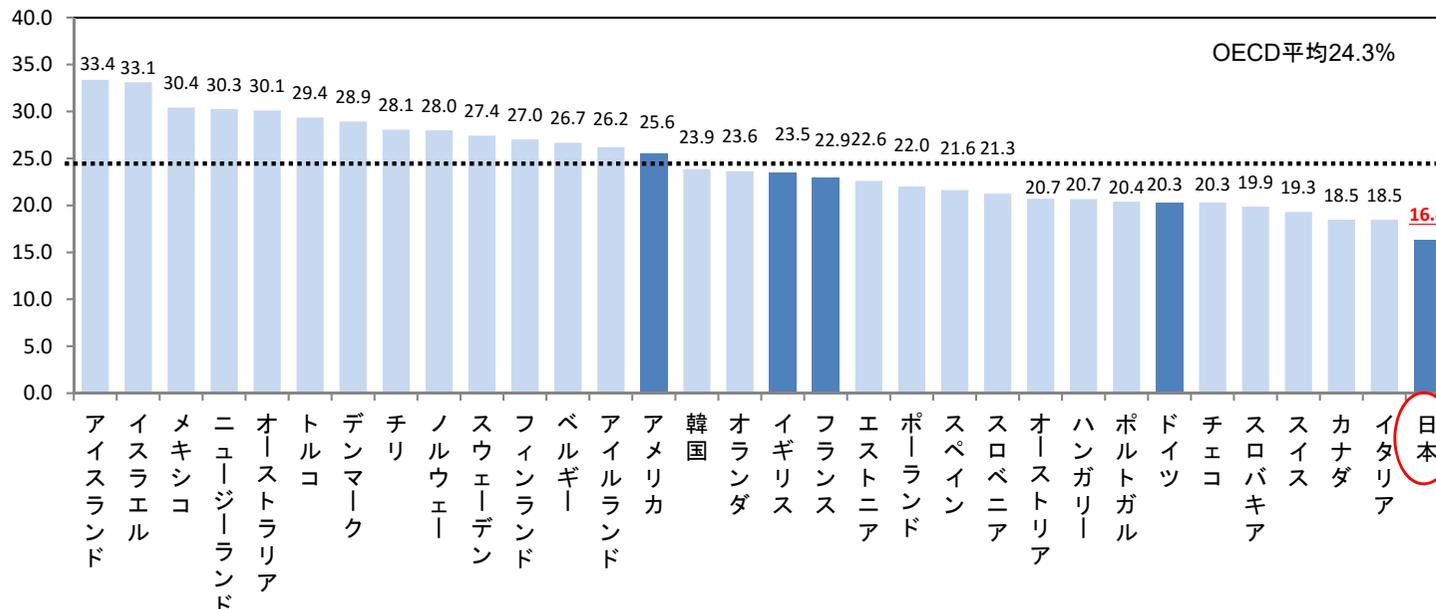
公財政教育支出GDP比

日本 3.2%

OECD平均 4.4%

7割

人口全体に占める在学者数の割合(初等・中等・高等教育段階)(2013年)



在学者／総人口

日本 16.4%

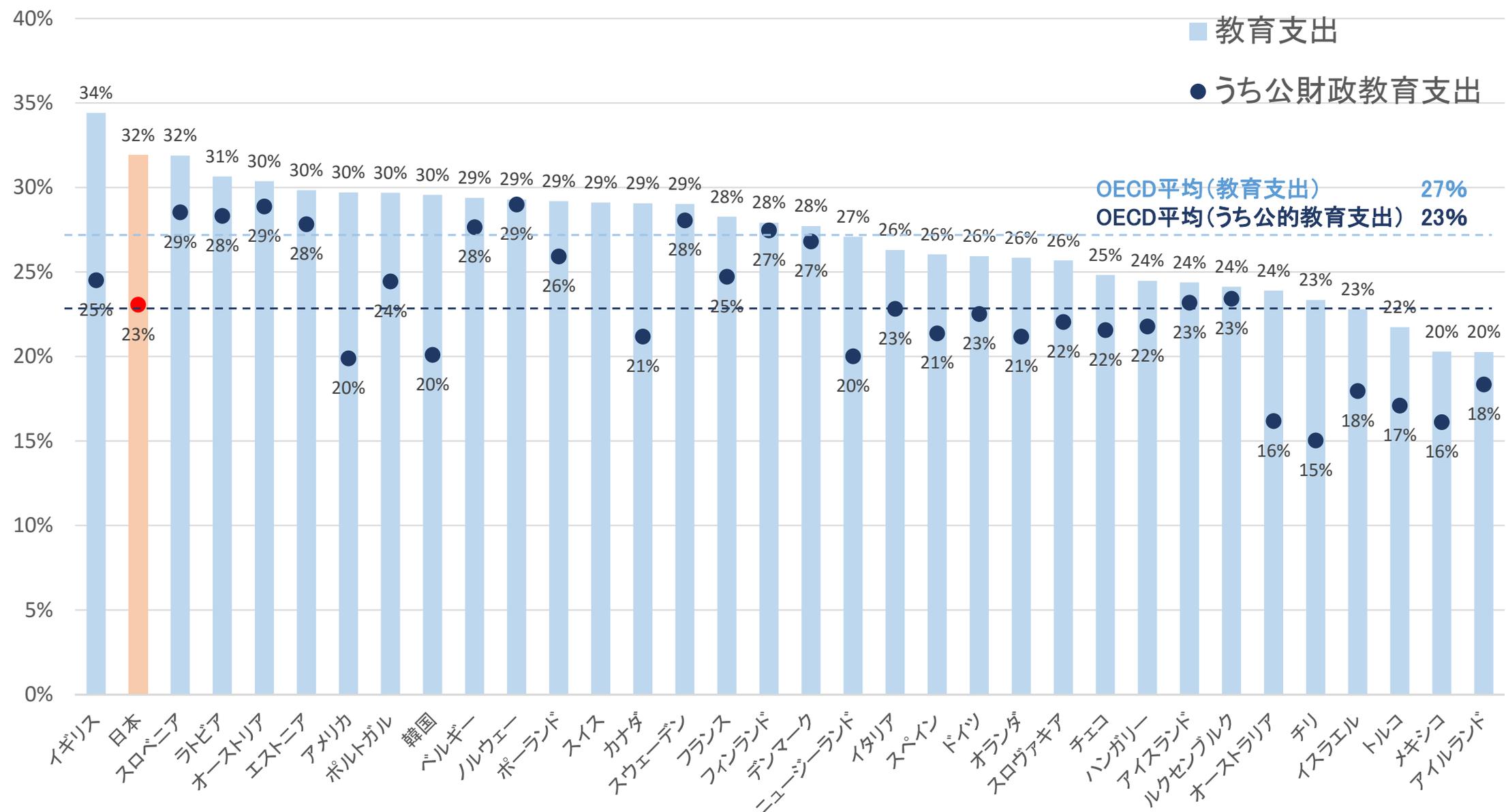
OECD平均 24.3%

7割

(注) OECD平均の値は、計数が取れず算出不能である国を除いた加盟国の平均値。

(出典) OECD「Education at a Glance 2016」、 「Education at a Glance 2017」

「在学者一人当たり」教育支出の対一人当たりGDP比(2014年)

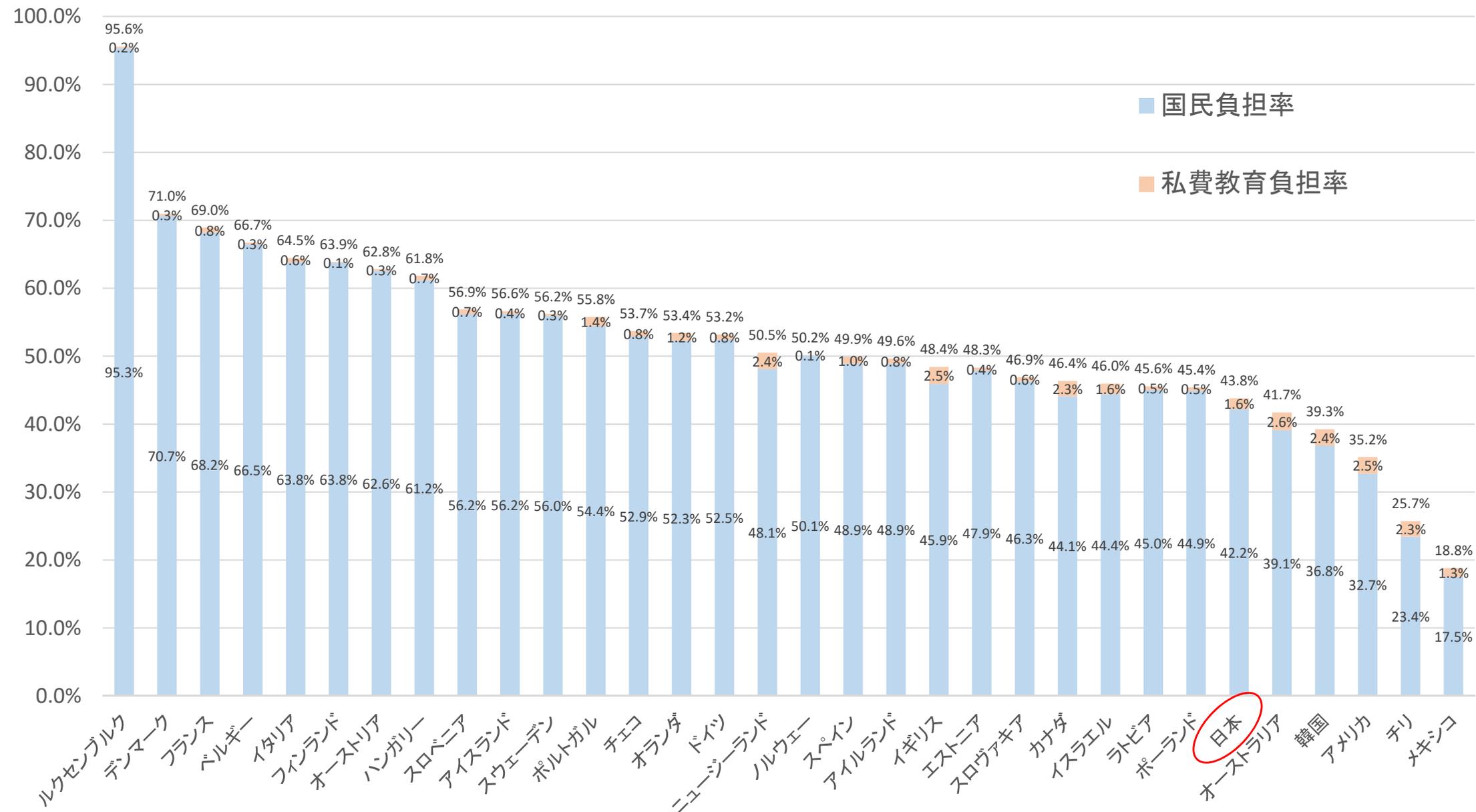


(注1) 教育支出は全サービスに対する支出を指し、公的教育支出は教育支出に「教育機関に対する最終支出の公費負担割合」を乗じ、算出したもの。

(注2) OECD平均の値は、計数が取れず算出不能である国を除いた加盟国の平均値。

(出典) OECD「Education at a Glance 2017」

国民負担率と私費教育負担率(2014年)



(注) 私費教育負担は、教育機関への年間支出のうちの私費負担分であり、私費教育負担率は「私費教育負担額÷国民所得」により算出
 (出典) 内閣府「国民経済計算」、OECD「Education at a Glance 2017」、OECD「National Accounts」、OECD「Revenue Statistics」等

各教育段階の教育費の無償化・負担軽減の状況

幼児教育

幼児教育の段階的無償化

- 保護者の負担軽減を行うため、低所得世帯、ひとり親世帯、多子世帯（第3子以降）は、ほぼ無償化

義務教育

授業料の無償（全公立小中学校）

教科書の無償配布（全小中学校）

就学援助

- 経済的に困難な児童生徒に対し、学用品費等を支援（全児童生徒の15.4%）

3歳～



幼児教育

6歳～



義務教育

15歳～



高校等

18歳～



高等教育
(大学)

高校等

高等学校就学支援金等の支援

- 授業料を支援するため、就学支援金（全生徒の約8割）
- 授業料以外の教育費を支援するため、奨学給付金（全生徒の約1割）

※ 上記のほか、都道府県による授業料支援

高等教育(大学)

奨学金 意欲と能力のある学生の進学を後押し

- 給付型奨学金（低所得世帯）
 - ・ 29年度先行実施、30年度以降本格実施（2万人、平年度6万人）
- 無利子奨学金（51.9万人 全学生の15.0%）
 - ・ 29年度低所得世帯の成績要件の撤廃、残存適格者の解消
 - ・ 29年度所得連動返還方式を導入
- 有利子奨学金（81.5万人 全学生の23.3%）

授業料減免 経済的な理由により納付が困難で、成績が優秀な学生を支援

- 国立大学（6.1万人）、私立大学（5.8万人）の授業料減免
- ※ 私立大学は、奨学費（約900億円）で支援

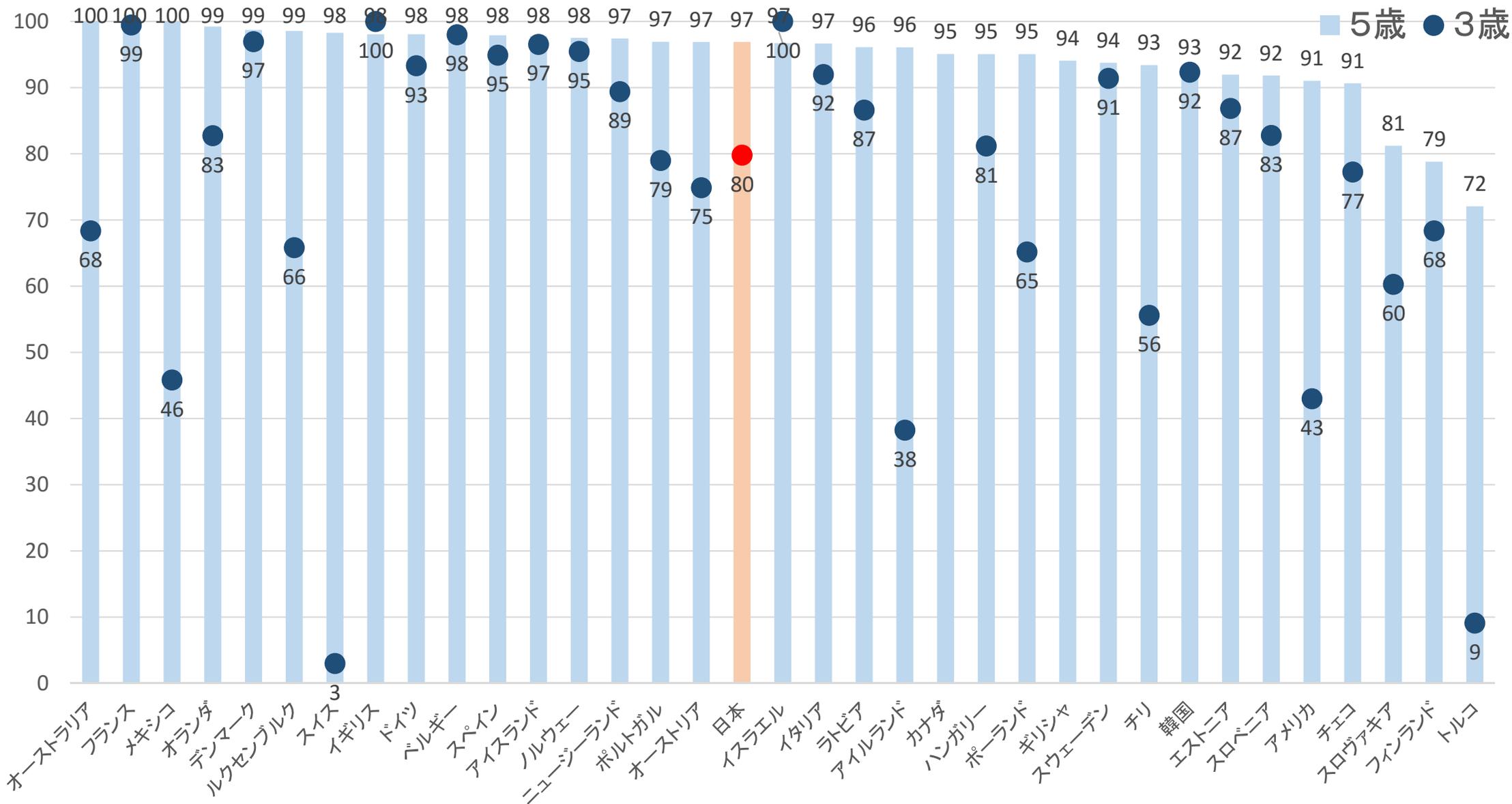
検討の方向性:公財政教育支出

- OECD諸国と比較して、我が国の公財政教育支出の対GDP比が低い、あるいは、私費負担が大きいとの指摘があるが、
 - ・ 教育は一人ひとりに対するものであるという観点から、在学者一人当たりで見れば、OECD諸国と比べて、教育支出全体は高い水準にあり、公財政支出に限っても遜色ない水準となっていること、
 - ・ 私費負担の多寡は国民負担率の多寡にも依存するという観点から、国民負担率の水準を見れば、OECD諸国の中で最低レベルにあること
- などを考慮する必要がある、公財政教育支出の対GDP比だけを見て、量的水準の拡大を目的化することは適切ではないのではないか。

論点2 幼児教育

- 幼児教育について、経済的負担の軽減の観点から無償化を進める際に、留意すべき点は何か。

3歳児、5歳児の幼稚園・保育所の在籍率(2015年)



(注1) 計数は、ISCED 01(Early childhood educational development programmes) +ISCED 02(pre-primary education)

(注2) ベルギー、イタリア、ポルトガル、スイス、アメリカの3歳児の計数は、ISCED 01の計数が取れないため、ISCED 02のみ計数である。

(出典) OECD「Education at a Glance 2017」

3～5歳児の幼稚園における負担軽減の取組み

○通常の世帯

※ 補助額 保護者負担額 平均保育料(25,700円(月額))の場合の保護者負担額

【階層区分】	年収(目安)	区分	平成25年度 保育料(月額)	
生活保護世帯	-	第1子		6,600円
		第2子		3,300円
		第3子以降		
市町村民税非課税世帯 (市町村民税所得割非課税世帯含む)	～約270万円	第1子		9,100円
		第2子		4,550円
		第3子以降		
市町村民税所得割課税額 77,100円以下世帯	～約360万円	第1子		16,100円
		第2子		8,050円
		第3子以降		
市町村民税所得割課税額 211,200円以下世帯	～約680万円	第1子		20,500円
		第2子		10,250円
		第3子以降		
市町村民税所得割課税額 211,200円超世帯	約680万円～	第1子	全額負担(25,700円)	
		第2子	全額負担(25,700円)	
		第3子以降	全額負担(25,700円)	



平成29年度 保育料(月額)	
	3,000円
	14,100円
	7,050円
	20,500円
	10,250円
	全額負担(25,700円)
	12,850円

※市町村民税所得割課税額(補助基準額)及び年収は、夫婦(片働き)と子ども2人の世帯の場合の金額であり、年収はおおまかな目安。

※市町村民税所得割課税額(補助基準額)211,200円超世帯について、小学校4年生以上は子供の人数にカウントしない。

○ひとり親世帯等

※ひとり親世帯等、在宅障害児(者)のいる世帯、その他の世帯(生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市町村の長が認めた世帯)

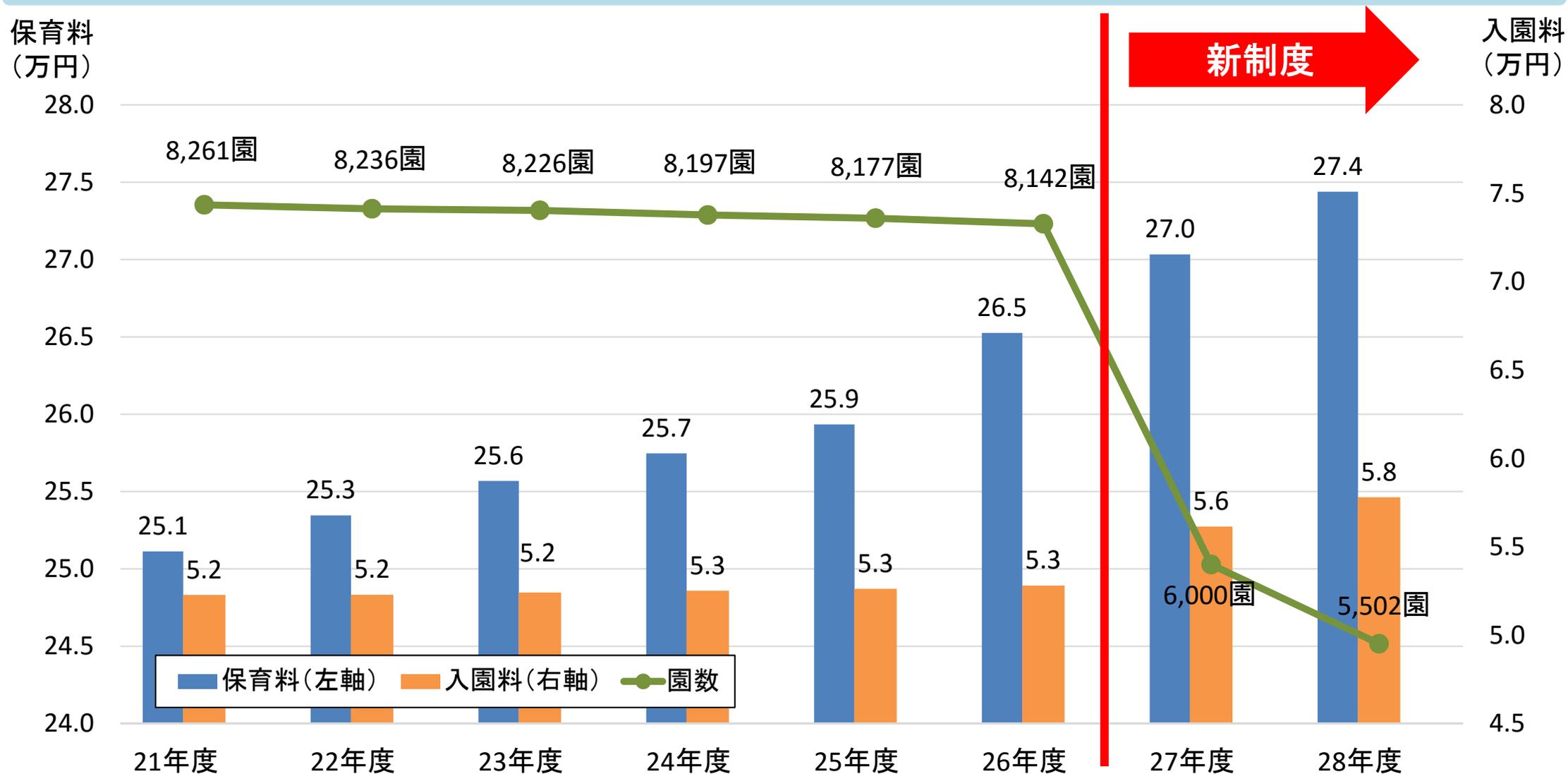
【階層区分】	年収(目安)	区分	平成25年度 保育料(月額)	
市町村民税非課税世帯 (市町村民税所得割非課税世帯含む)	～約270万円	第1子		9,100円
		第2子		4,550円
		第3子以降		
市町村民税所得割課税額 77,100円以下世帯	～約360万円	第1子		16,100円
		第2子		8,050円
		第3子以降		



平成29年度 保育料(月額)	
	3,000円

私立幼稚園の平均保育料等の推移

○ 私立幼稚園の平均保育料の上昇傾向は、子ども・子育て新制度への移行による部分もあると考えられるが、上昇要因の分析が十分なされていないのではないか。



(出典) 21～26年度の園数については、文部科学省「学校基本調査」、27、28年度については、文部科学省「私立高等学校等授業料等の調査結果について」(旧制度園の平均)

検討の方向性: 幼児教育

- これまでも幼児教育の無償化を進めてきており、3歳児で80%、5歳児で97%の子供が在籍している。そうした中で、経済的負担軽減の観点から幼児教育の無償化を進めるにあたっては、保育料の引上げを助長しないようにしていくことが必要ではないか。

論点3-(1) 義務教育 ＜教職員定数＞

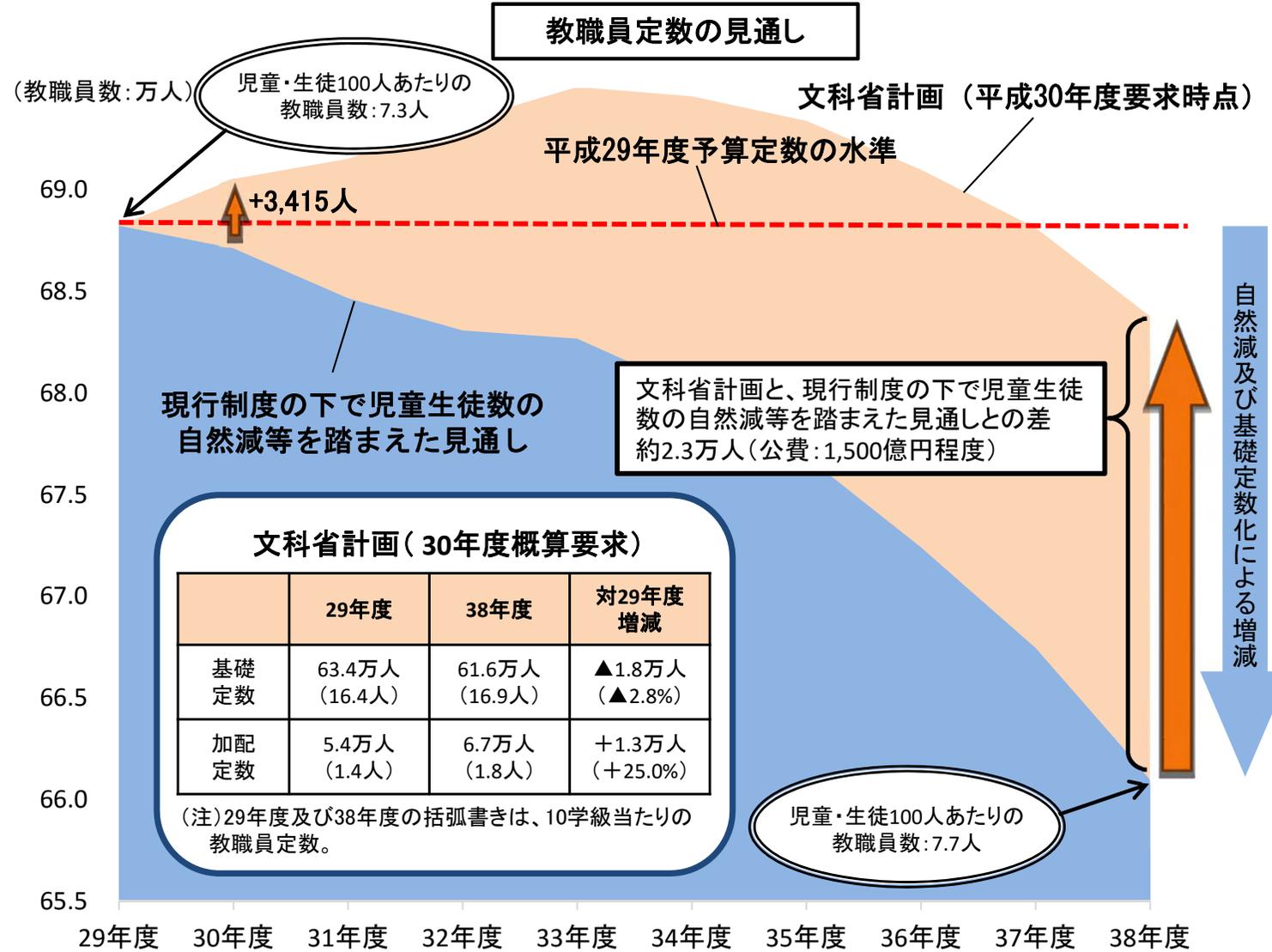
- 新しい学習指導要領の実施や、学校における働き方改革のため、教職員定数の増加による対応の是非を含め、学校の指導・運営体制をどのように改善していくべきか。

文部科学省の定数改善要求

○ 文科省からは、30年度3,415人の増（平成30～38年の9年間で約2.3万人の増）の要求。

平成30年度概算要求における定数改善要求

事項	H30 要求	H30～38 計画
小学校専科指導の充実	+2,200人	+6,635人
貧困等に起因する学力課題の解消	+100人	+800人
中学校における生徒指導体制の強化(いじめ・不登校等の未然防止・早期対応等の強化)	+500人	+4,100人
統合校・小規模校への支援	+75人	+925人
学校指導体制の基盤整備(養護教諭・栄養教諭等)	+40人	+1,330人
共同学校事務体制強化	+400人	+8,365人
主幹教諭の配置充実	+100人	+600人
合計	+3,415人	+22,755人



(注) 「自然減」等の将来推計は、文部科学省試算。

①-1 新学習指導要領(授業コマ数の実態)

- 新学習指導要領(平成32年度以降)に基づく授業時間は、英語の授業コマ数の増加により、小学校において現行の学習指導要領の941コマから964コマに増加する。
一方、文部科学省の平成27年度の実態調査によれば、既に小学校において新指導要領の964コマを上回る981コマの授業が行われている。

現・新指導要領における年間授業コマ数

	小学校(1~6学年平均)	中学校(1~3学年平均)
現・学習指導要領	941コマ	1,015コマ
↓	英語	不変
新・学習指導要領 (平成32年度~)		
	∧	∧
実態調査 (平成27年度)	981コマ	1,042コマ

(出典) 文部科学省「平成27年度公立小・中学校における教育課程の編成・実施状況調査の結果について」

(参考) 初等中等教育における教育環境の国際比較

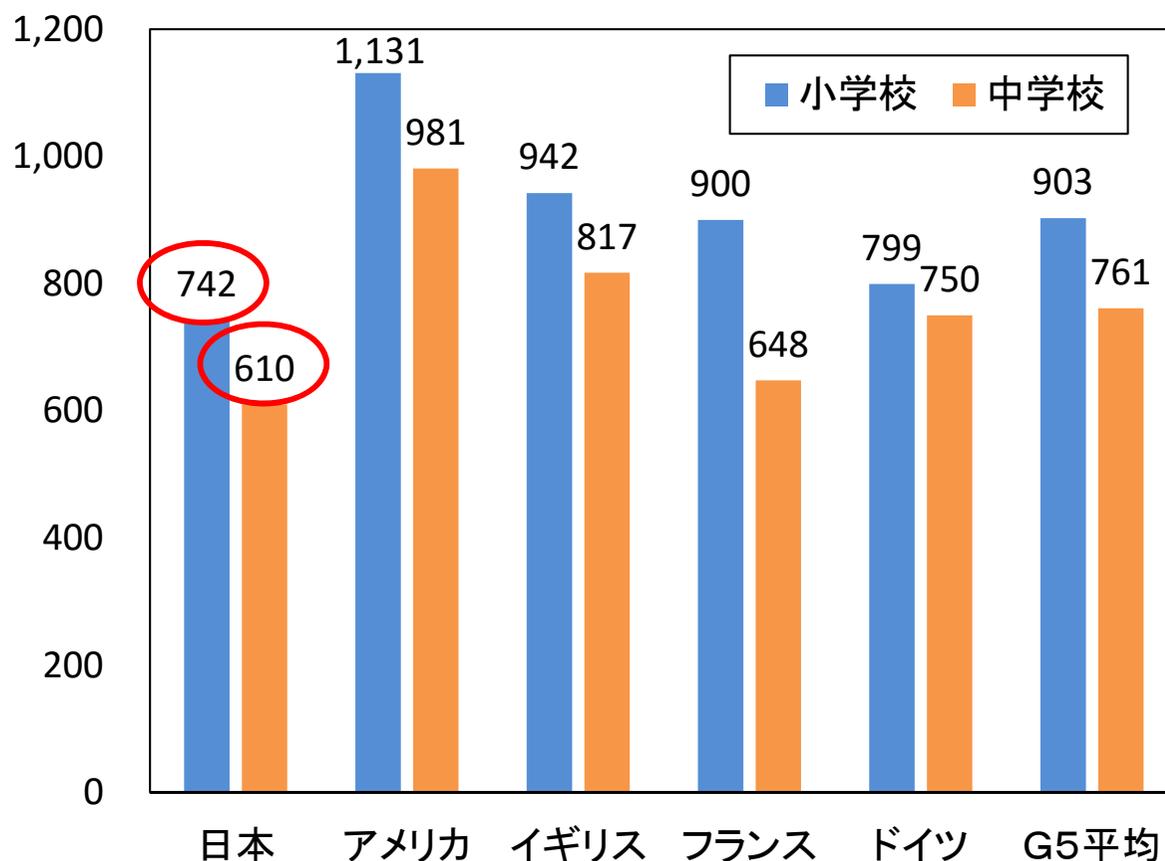
- 日本のPT比（教員一人当たりの児童生徒数）は、主要先進国と比べて遜色ないレベル。
- 日本の教員の授業時間数は、主要先進国と比べて短い。

教育段階別教員一人当たり児童生徒数

2015年	小学校	中学校
日本	16.9	13.6
OECD平均	15.2	13.0
G5平均	17.0	14.3
アメリカ	15.4	15.4
イギリス	18.4	14.3
フランス	19.0	15.2
ドイツ	15.5	13.3

(出典) Education at a Glance 2017(OECD)

(時間) 教員の授業時間数(年間)



(出典) アメリカの小学校以外はEducation at a Glance 2017(OECD)、アメリカの小学校はEducation at a Glance 2014(OECD)

①-2 新学習指導要領(小学校における英語教員の実態)

- 小学校教員を養成する教職課程での英語教育に対応している大学は一部。
- 語学指導等を行う外国青年招致事業(JETプログラム)等を通じて、外国語指導助手(ALT)を活用。
- 「特別免許状制度」(教員免許を持っていないが、優れた知識経験等を有する社会人等に対し、教員免許を授与)を、小学校における英語の教科化等への対応に活用しているが、限定的。

新規教員採用の実態

- 小学校教員の教職課程において、英語が必修科目とされている大学の割合は10%であり、半数以上が教科外国語に対応した科目を設置していない。
- 一部の都道府県で、英語の資格等を有する者に対して、英語試験の一部免除・加点がなされているが、必ずしも外国語が導入されている訳ではない。

小学校英語教員の英語力の状況

調査対象教員数(A)	英語能力に関する外部試験を受験した経験のある教員数	英検準1級以上等を取得している教員数(B)
346,094人	124,591人	3,333人 (B)/(A)=約1%

(注1)「英語能力に関する外部試験」とは、英検、TOEFL、TOEICを指す。
 (注2)「英検準1級以上等」とは、英検準1級以上以外にTOEFLのPBT550点以上、CBT213点以上、iBT80点以上又はTOEIC730点以上を指す。

(参考)英検準1級以上等は、中学校(英語教諭)で32.0%、高校(英語教諭)で62.2%

外国語指導助手(ALT)等の任用・契約形態別人数等の状況(平成28年度)

小学校におけるALT等の任用・契約形態別人数【平成28年12月1日現在】

JETプログラム	直接任用	労働者契約派遣	請負契約	その他	合計
2,216人	1,875人	1,362人	1,831人	5,140人	12,424人

(注)「その他」は、留学生や英語が堪能な地域人材(日本人を含む)の人数。

ALTが活用されている授業時数の割合【平成27年度実績】

	小学校5,6年生
ALTの外国語の授業における活用率	61.7%

特別免許状の授与状況

- 平成26年のガイドライン策定後、英語の特別免許状の授与件数は微増。
- ※ 授与者の主な職歴は、ALT、外国人講師、通訳、大学教員等。

年度	授与件数	うち英語の授与件数
23年度	39	0
24年度	52	3
25年度	59	6
26年度	92	35
27年度	215	95

②-1 教員の働き方改革（事務負担の実態）

○ 教員は、事務負担や地域対応、クラブ活動などに負担感を感じている。

負担感を感じる業務

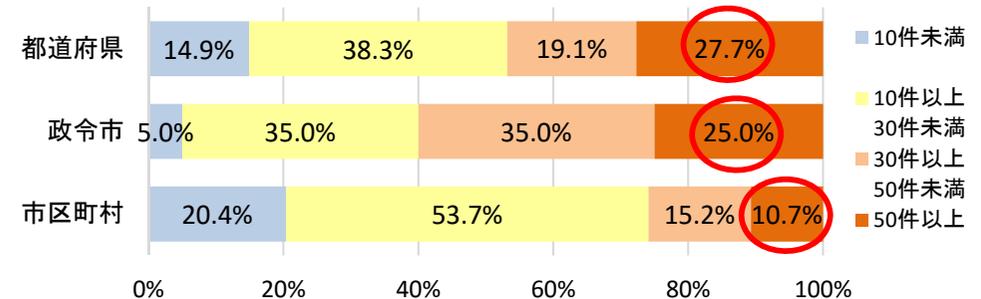
	小学校		中学校	
1位	保護者・地域からの要望等への対応	84.0	保護者・地域からの要望等への対応	81.8
2位	国や教育委員会からの調査対応	82.8	国や教育委員会からの調査対応	80.3
3位	成績一覧表・通知表の作成	79.1	児童・生徒の問題行動への対応	79.3
4位	児童・生徒の問題行動への対応	77.9	クラブ活動・部活動指導	74.5
5位	学期末の成績・統計・評定処理	75.8	成績一覧表・通知表の作成	71.3

他の職員・スタッフに移行すべきもの

	小学校		中学校	
1位	学校徴収金未納者への対応	90.4	学校徴収金未納者への対応	88.5
2位	国や教育委員会からの調査対応	72.2	国や教育委員会からの調査対応	72.6
3位	クラブ活動・部活動指導	64.5	児童・生徒・保護者アンケート実施	65.7
4位	地域との連携に関する業務	64.3	地域との連携に関する業務	63.5
5位	児童・生徒・保護者アンケート実施	63.7	クラブ活動・部活動指導	55.4

学校に対する調査・報告依頼の状況

教育委員会から学校に対する調査・報告依頼の件数(29年3月の1か月間)



(注) 割合は全体数(都道府県47件、政令市20件、市区町村1,718件)に対する回答件数

(出典) 文部科学省「平成29年度教育委員会における学校の業務改善のための取組状況調査結果」

学校における文書処理件数(埼玉県戸田市(平成27年度の1年間)の例)

○ 各校とも年間2,000件以上の文書を処理している。1件当たりの処理時間を30分と仮定すれば、月平均約83時間を費やしていることとなる。

	A小学校	教育委員会各課	市役所各課	他団体	合計件数
文書件数		1,744	99	481	2,324
	B中学校	教育委員会各課	市役所各課	他団体	合計件数
文書件数		1,704	80	290	2,074

(出典) とりもどせ！教職員の「生活時間」－日本における教職員の働き方・労働時間の実態に関する調査研究報告書－(公財)連合総合生活開発研究所

②-2 教員の働き方改革(市町村費負担事務職員の活用実態)

- 市町村費負担事務職員については、普通交付税の基準財政需要額の算定上、その給与費が単位費用に算入されているが、それに基づく推計と、学校基本調査で報告されている事務職員数に差異が生じている状況。

市町村費負担事務職員

地方交付税交付金の算定上
見込まれている人数(推計)

区分	人数
小学校	1.8万人程度
中学校	0.9万人程度

(注) 基準財政需要額の単価費用等から推計

学校基本調査における人数

区分	人数
小学校	2,187人
中学校	1,249人

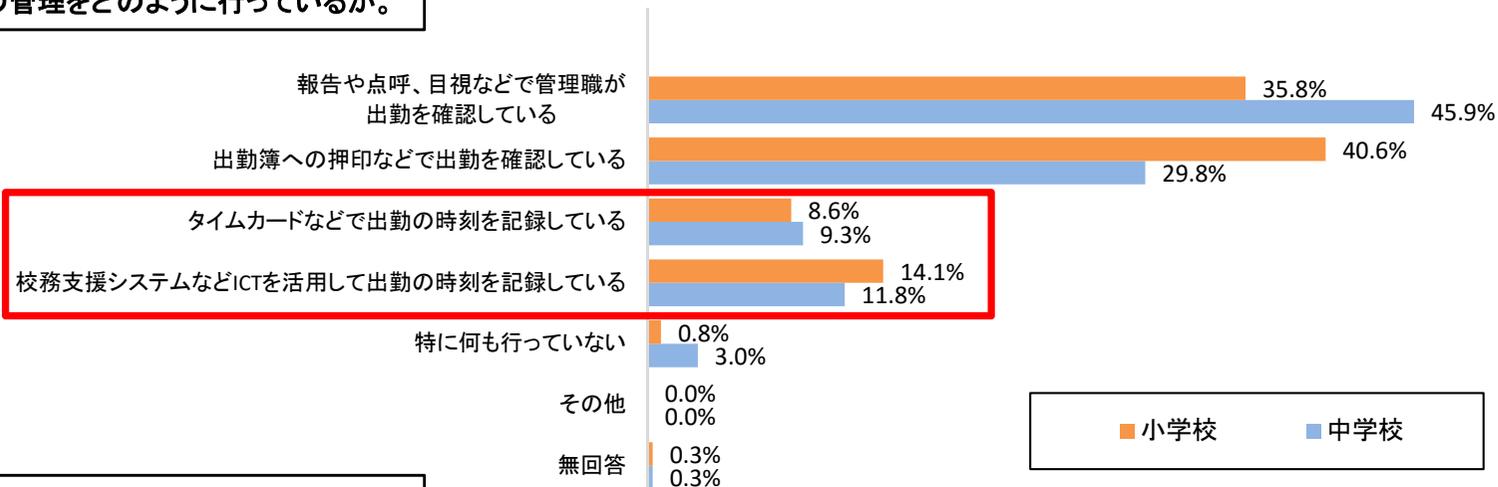
(出典) 文部科学省「平成28年度学校基本調査」

②-3 教員の働き方改革（勤務管理の実態）

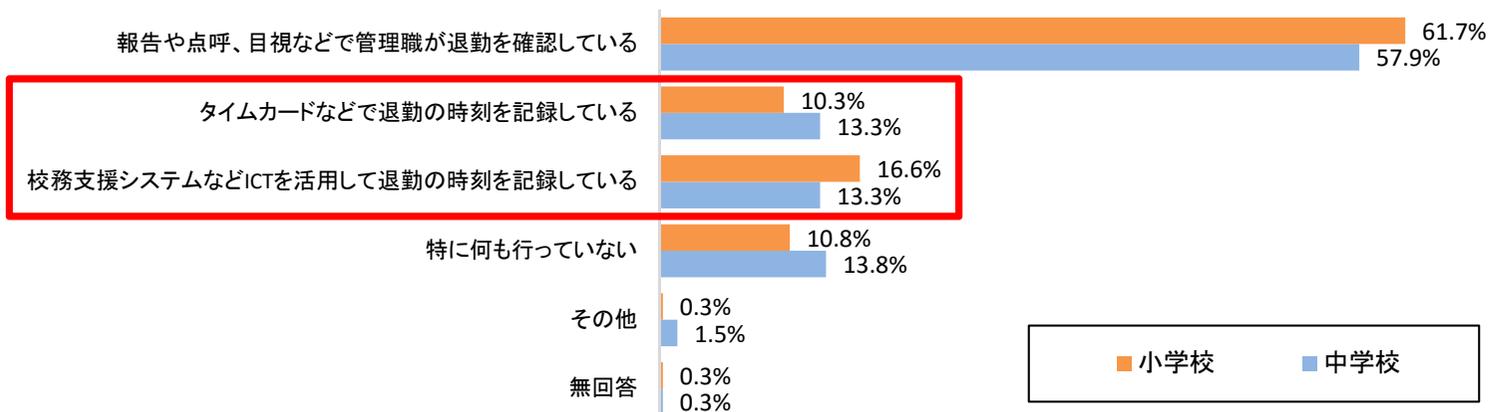
- 現状では、勤務時間・内容の管理ができておらず、管理職による業務の適正化が行えない状況。

教員の勤務時間管理の状況

教員の毎日の出勤時刻の管理をどのように行っているか。



教員の毎日の退勤時刻の管理をどのように行っているか。



②-4 教員の働き方改革(部活動の実態)

- 生徒の健全育成の観点から、本来、生徒の自主的・自発的活動である部活動では、週2日以上^の休養日を設定することが適切とされているが、中学校の部活動や部活動手当の支給状況を見ると、部活動の休養日が適切に設定されていないほか、教員は、土日のいずれかは部活指導を行っている。

中学校部活動の活動状況

- 1週間の合計活動時間は、男子が約15.6時間、女子が約15.8時間
 - 平日5日間の合計 男子:約9.5時間、女子:約9.6時間
 - 土日2日間の合計 男子:約6.1時間、女子:約6.3時間
- 1週間の中で、休養日を設けていない学校の割合は、22.4%
1ヶ月間の中で、土日に休養日を設けていない学校の割合は、42.6%



(出典) スポーツ庁「平成28年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査」、 「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン作成検討会議(第1回)」資料

部活動手当の支給状況(土日)

- 中学校部活動担当教員1人当たりの部活動手当支給回数
- 年間44回(1カ月当たり3.7回)(※)
- 27年度部活動手当支給実績額:約230億円
(延べ765万回)
- 27年度部活動担当教員数:約17.4万人
⇒1人当たり年間支給回数:44回
- (※)文部科学省による試算

外部指導者の活用状況

【スポーツ庁調査】

- 平成27年度に運動部活動の外部指導者を活用した中学校の割合 約74%
- 運動部の数に占める外部指導者の割合
中学校で約25%、高等学校で約11%

(出典) スポーツ庁「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン作成検討会議(第1回)」資料

【中体連及び高体連調査】

- 運動部活動の外部指導者数(28年度)
- 中学校:30,591名
高等学校:9,922名
合計:40,513名

(出典) 日本中学校体育連盟加盟校調査、全国高等学校体育連盟加盟校調査

検討の方向性:教職員定数

- 教職員定数については、少子化の視点を踏まえた自然減や平成29年度の法改正に基づく基礎定数化を勘案した見通しによれば、児童生徒あたりの教職員数は増加することとなる。これに加えて更なる教職員数の増加が必要となるか否かは、定量的かつ客観的なエビデンスやPDCAサイクルの確立が前提となるのではないか。

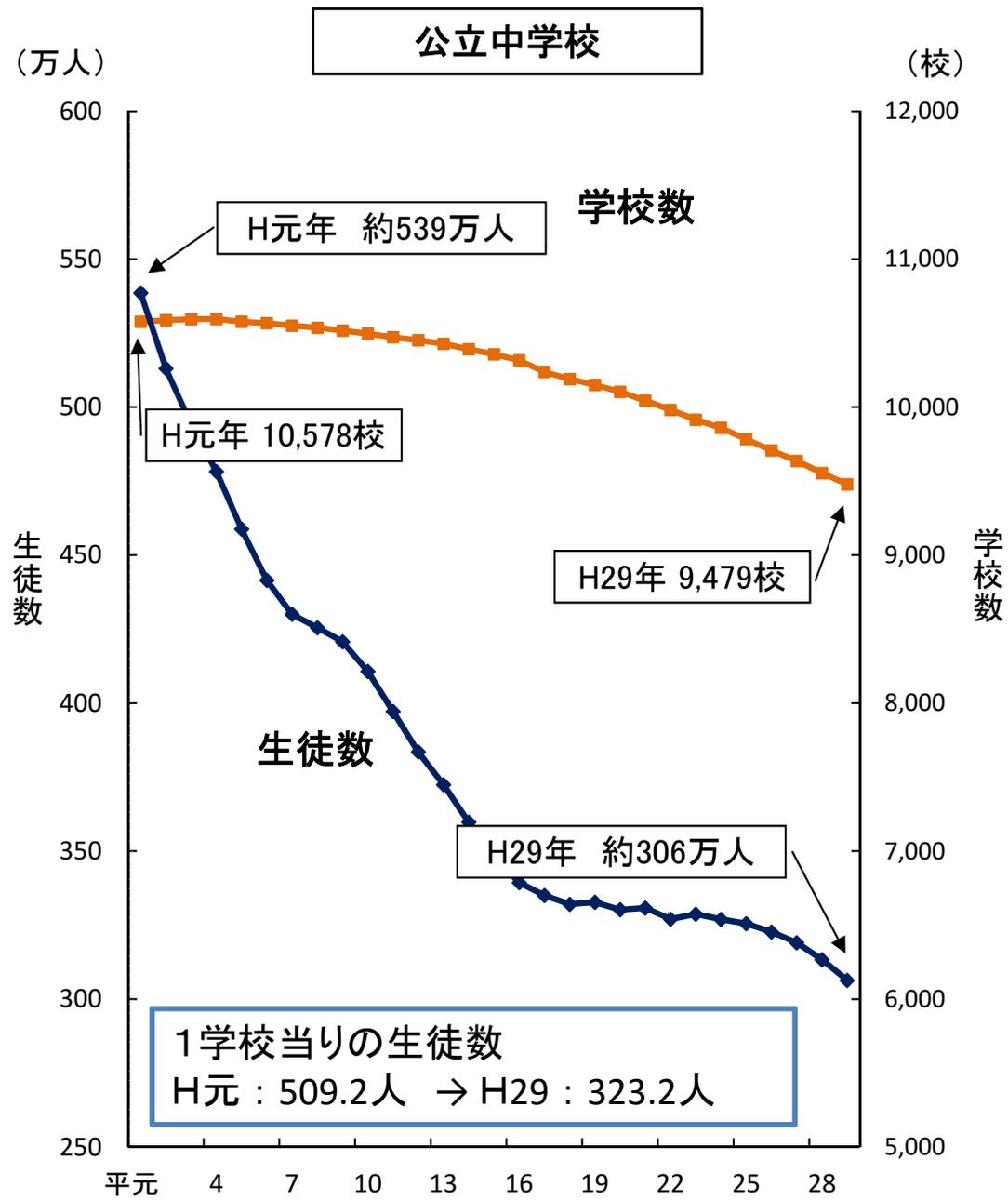
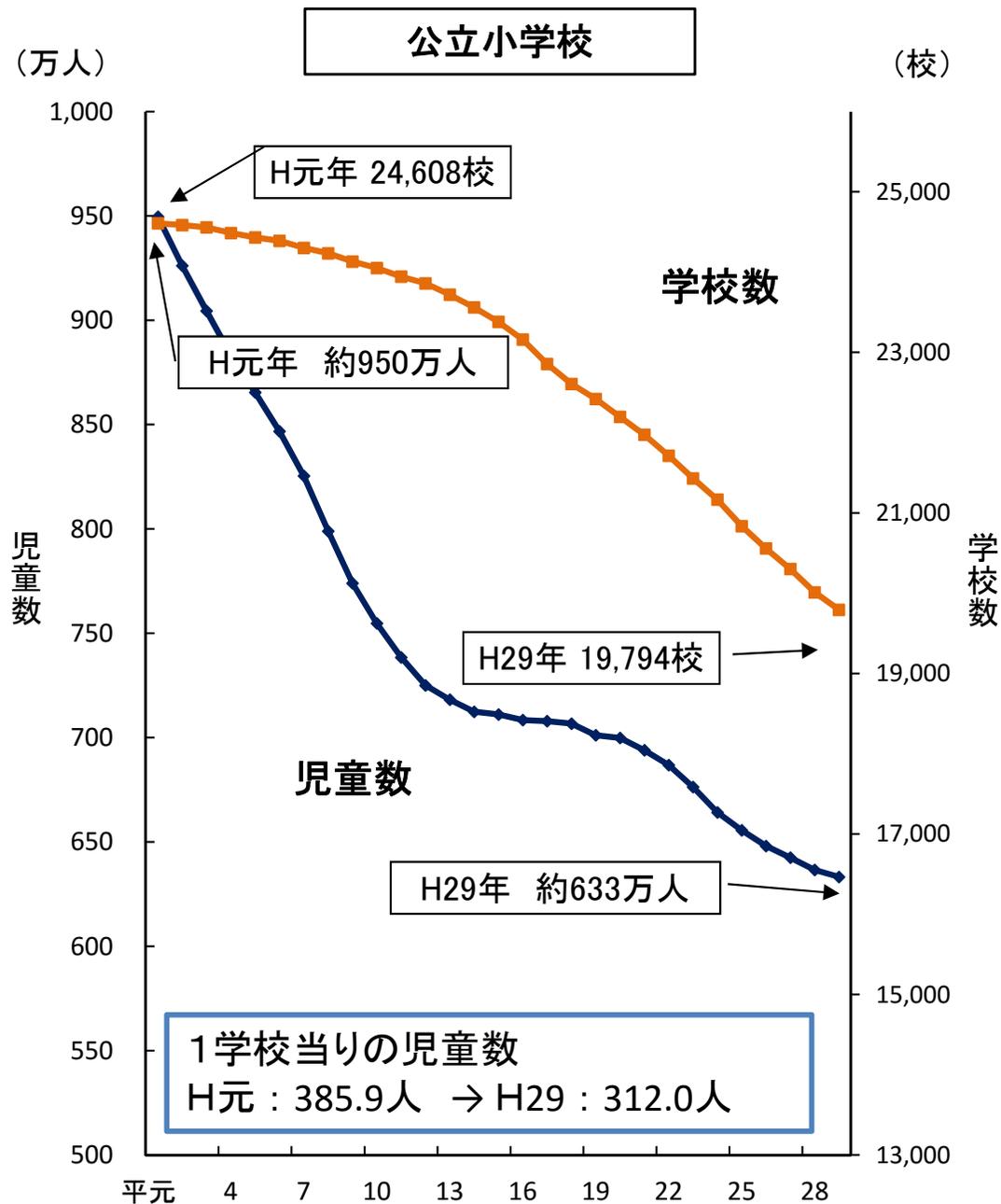
- 教員の働き方改革に関しては、まずは、
 - ・ 教育委員会等からの事務・調査の厳選・合理化、
 - ・ 総量規制を含めた部活動のあり方の見直し、
 - ・ 市町村費負担事務職員の配置の実態把握と適切な活用といったことを通じて、教員がより多くの時間を授業に充てられるよう業務の適正化を行っていくべきではないか。

- その上で、今般の学習指導要領改訂に伴う英語の授業時数の増加に関しては、総授業時数で見れば、すでに学習指導要領改訂後の必要授業時数を上回る授業を行っている実態にかんがみ、
 - ・ 必要な授業時数を上回って実施している授業の英語への振替え、
 - ・ 中学校教員も含めた教員配置の見直し、
 - ・ 外部人材の活用やそのための免許制度の見直しといったことを通じて、対応していくべきではないか。

論点3-(2) 義務教育 ＜学校の規模＞

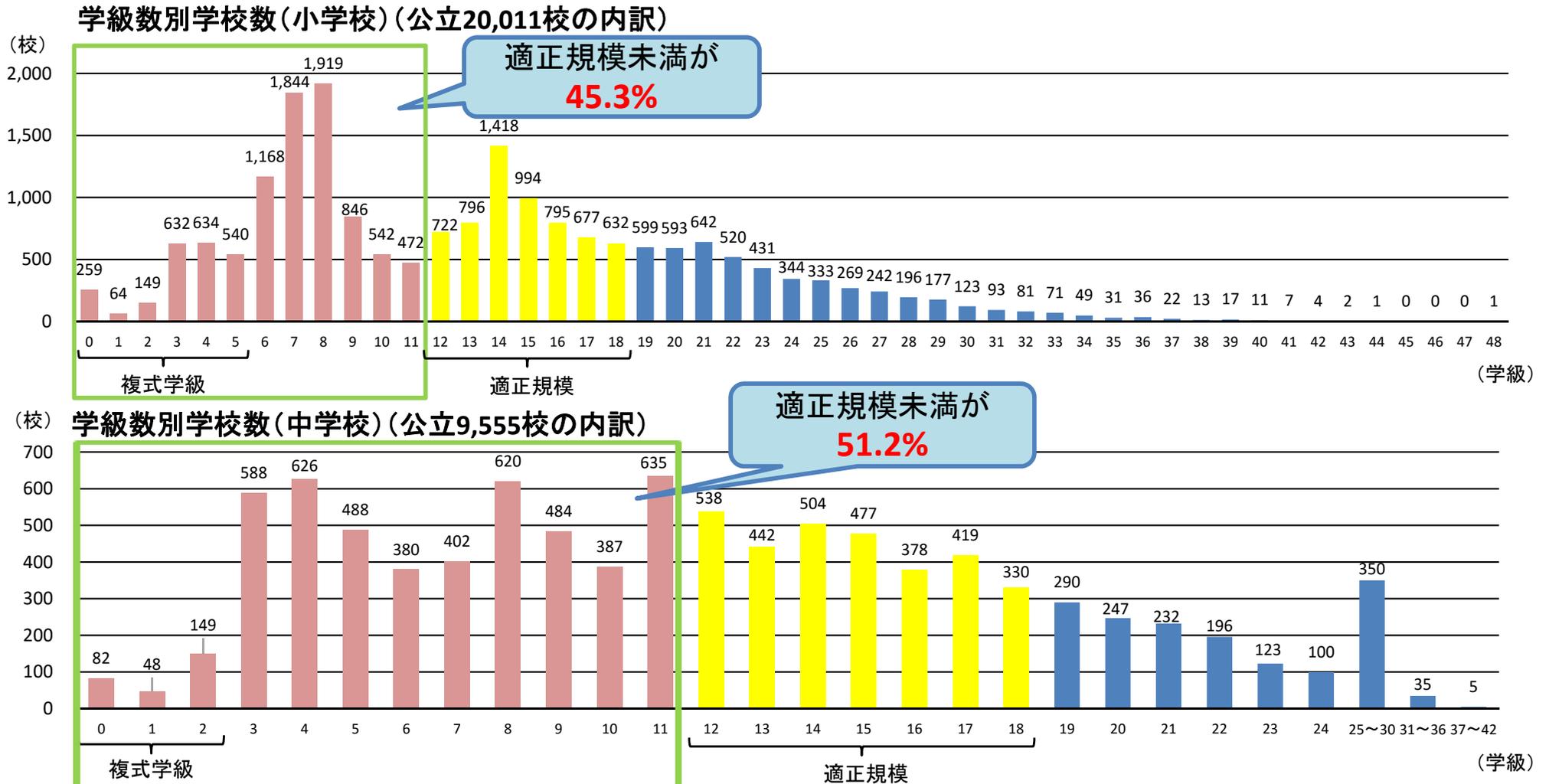
- 児童数の減少に比して、学校数はさほど減少していない。「適正規模」に満たない学校が多く存在する中で、学校の統廃合を含め、学校規模の適正化を図ることについてどう考えるか。

学校数及び児童生徒数の推移（公立小中学校）



学級数別の学校数

○ 学校規模については、「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」（文部科学省）によれば、小・中学校ともに12～18学級が適正規模であるとされているにもかかわらず、それ未満の学校が約5割も存在。



(注) 表中の「適正規模」とは、学校教育法施行規則第41条及び79条に基づく小中学校1校当たりの標準学級数をいう。
 (出典) 文部科学省「学校基本調査」

※特別支援学級は含まない
 ※0学級は休校中の学校

検討の方向性:学校の規模

- 地域の実情を踏まえる必要があるものの、児童生徒が、その能力を育み、社会性や規範意識を身に付けられるような教育環境を整備する観点から、学校規模の適正化が必要ではないか。

論点4-(1) 高等教育 ＜高等教育の経済的負担の軽減＞

- 高等教育にかかる経済的負担の軽減を進めるにあたって、高等教育の質の向上を図りつつ、学生が勉学に励む環境を作るためには、どのような点に配慮していくことが必要か。
- 所得制限なしの無償化やオーストラリア型のHECS制度の議論があるが、これをどのように考えるか。

① 高等教育進学率・学位保持率(2015年)

進学率



(注) 日本は留学生除きのデータはないが、高等教育機関に在籍する留学生割合は3%。

学位保持率

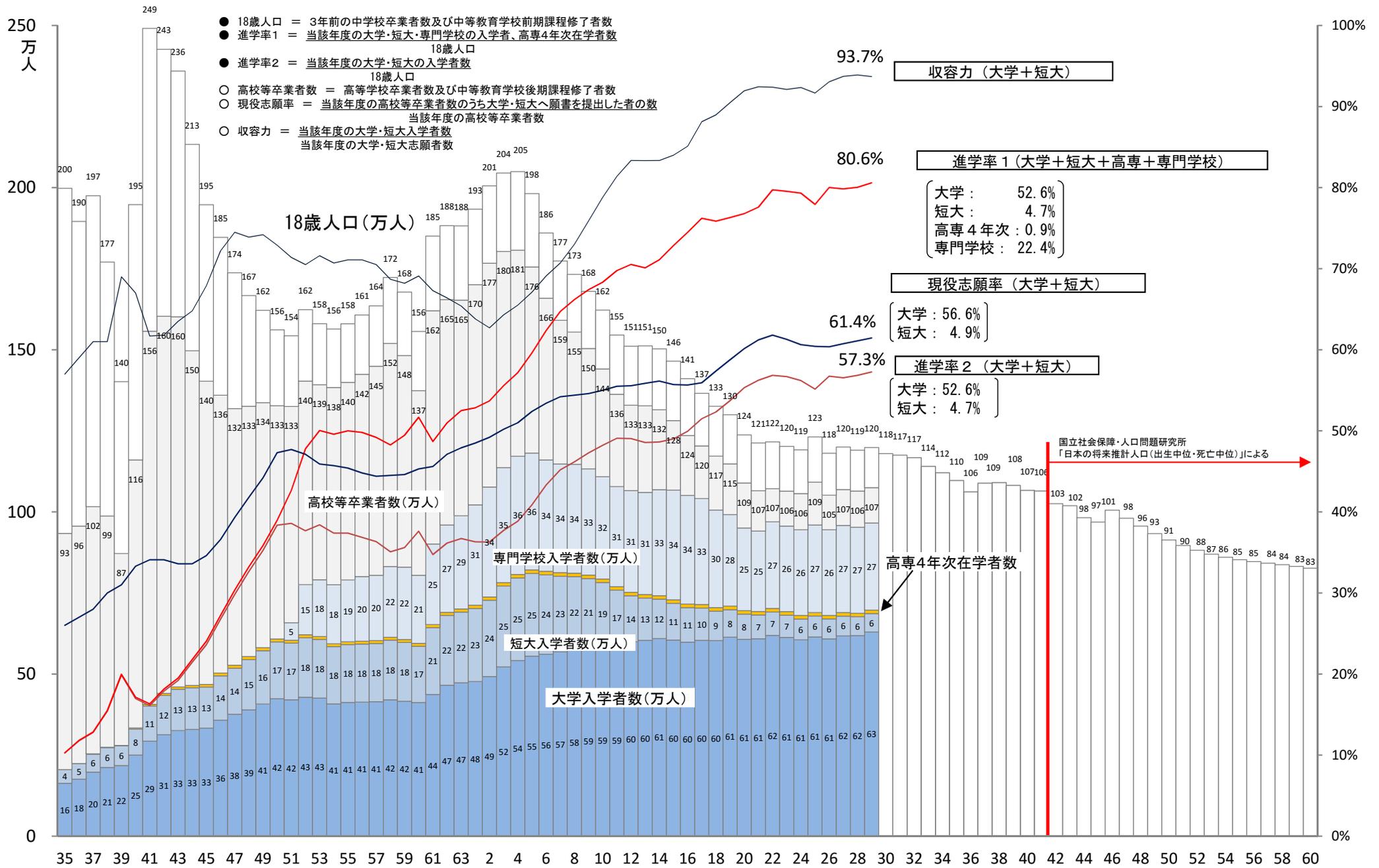


(注) 高等教育進学率: 高等教育課程(2年制大学等も含む全高等教育課程)に進学したある年齢の進学者数を当該年齢人口で除した年齢別進学率の合計。なお、高等教育進学率(留学生除き)については、データのある国のみ掲載している(日本はデータなし)。

学位保持率(初回卒業率): 高等教育課程(2年制大学等も含む全高等教育課程)の初回卒業率

(出典) Education at a Glance 2017(OECD)

(参考)18歳人口と高等教育機関への進学率等の推移



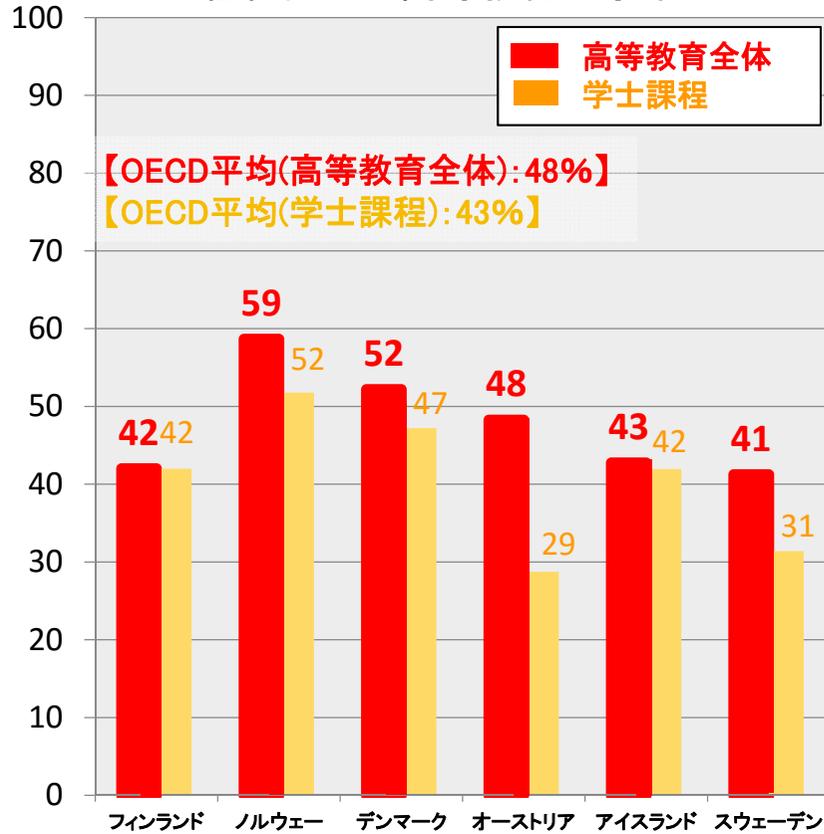
(注) 進学率、現役志願率については、少数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の計と合計が一致しない場合がある。

(出典) 文部科学省「学校基本統計」、平成41年度以降については国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(出生中位・死亡中位)」を基に作成

年度

②-1 低所得世帯の高等教育機会の確保(所得階層別の高等教育進学率)

公費負担割合の高い先進国における
若者世代の高等教育進学率

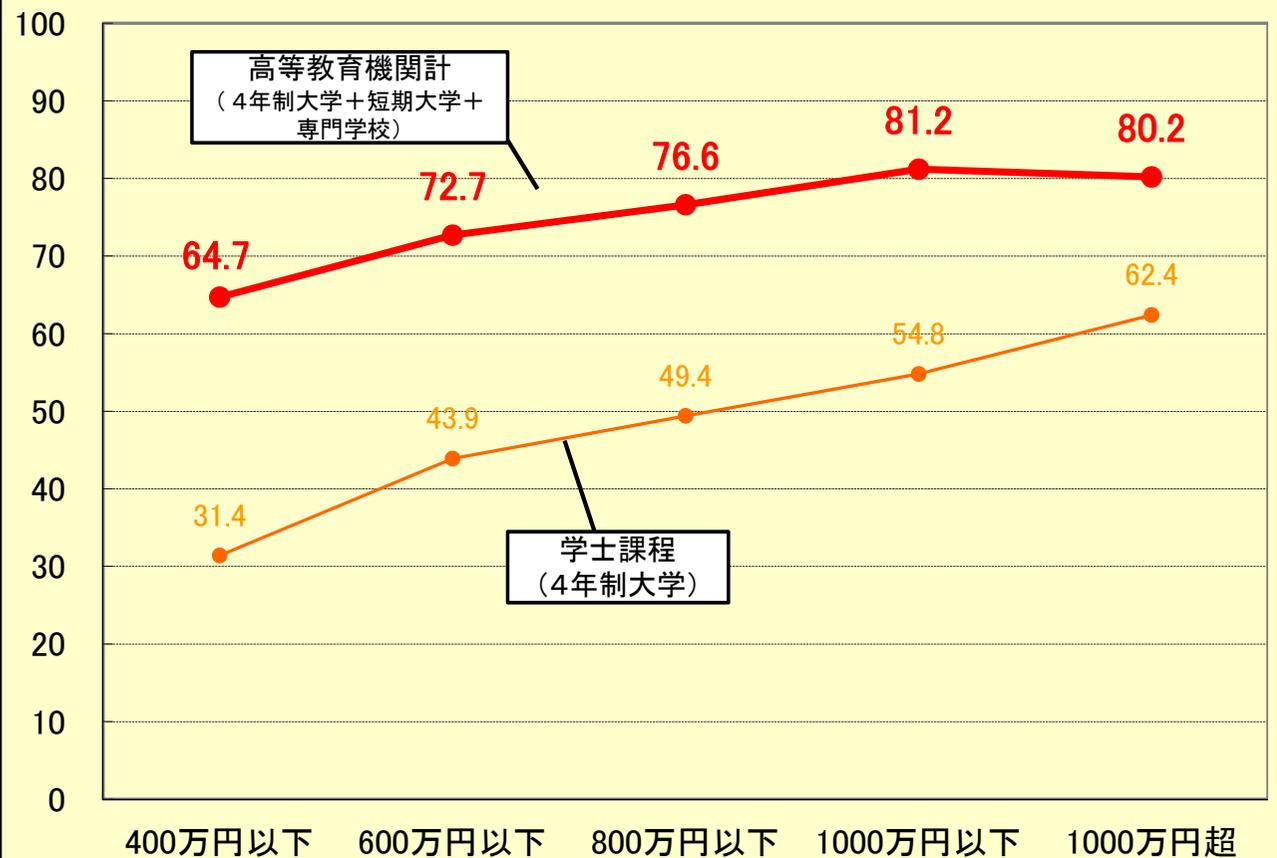


(注1) 公費負担割合(高等教育段階)については、①フィンランド96.5%、
②ノルウェー96.3%、③デンマーク94.7%、④オーストリア94.4%、
⑤アイスランド91.3%、⑥スウェーデン89.1%。

(注2) 25歳未満かつ留学生除きの数値。

(出典) Education at a Glance 2017(OECD)

(%) 日本の高校卒業後の予定進路(両親年収別)



(注1) 日本全国から無作為に選ばれた高校3年生4,000人とその保護者4,000人が調査対象。

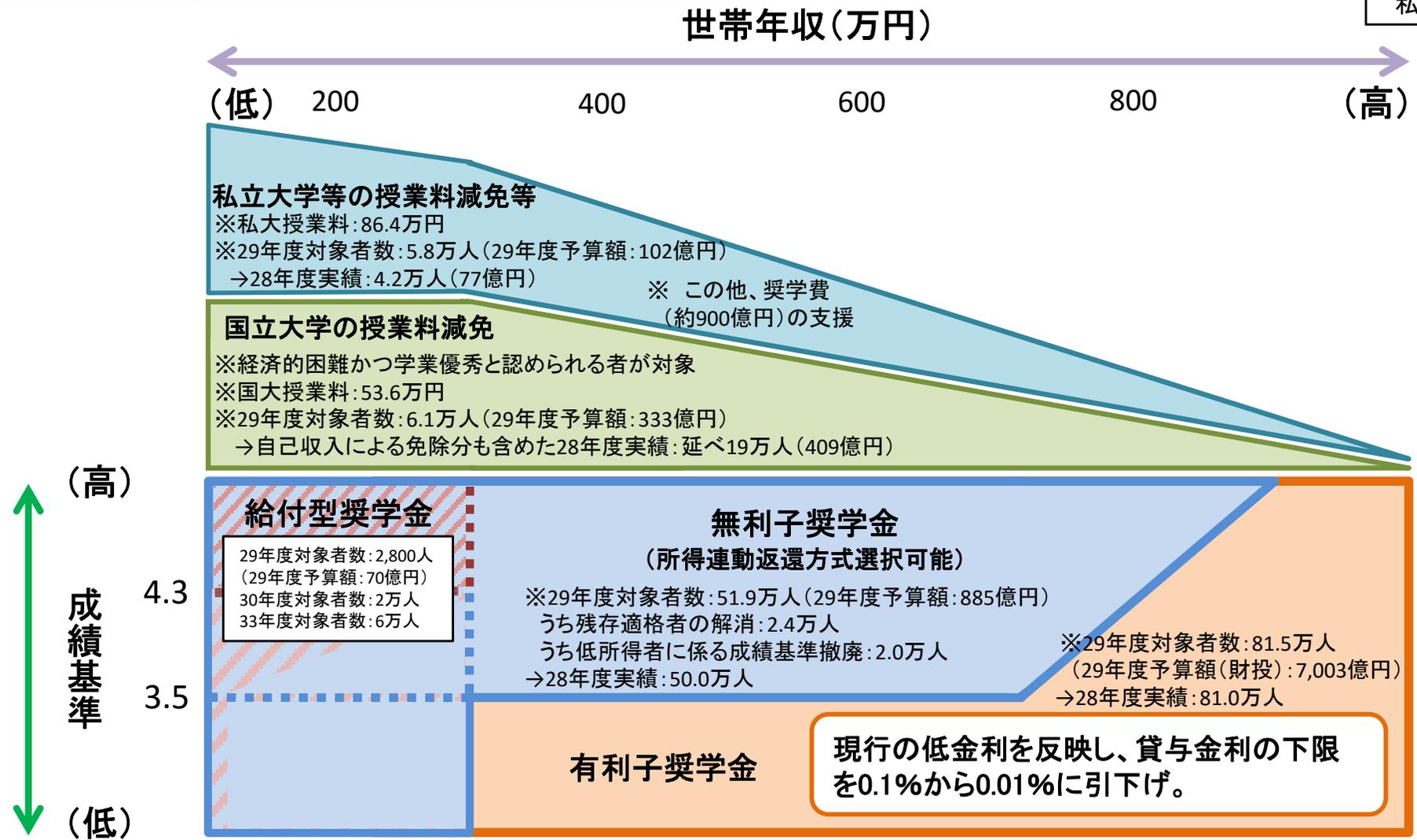
(注2) 両親年収は、父母それぞれの税込年収に中央値を割り当て(例:「500~700万円未満」なら600万円)、合計したもの。

(注3) 無回答を除く。専門学校には各種学校を含む。

(出典) 東京大学大学院教育学研究科大学経営・政策研究センター「高校生の進路追跡調査第1次報告書」(2007年9月)

②-2 低所得世帯の高等教育機会の確保(経済的支援のイメージ)

全学生数(平成28年度)
 国立大学:61万人
 私立大学:211万人

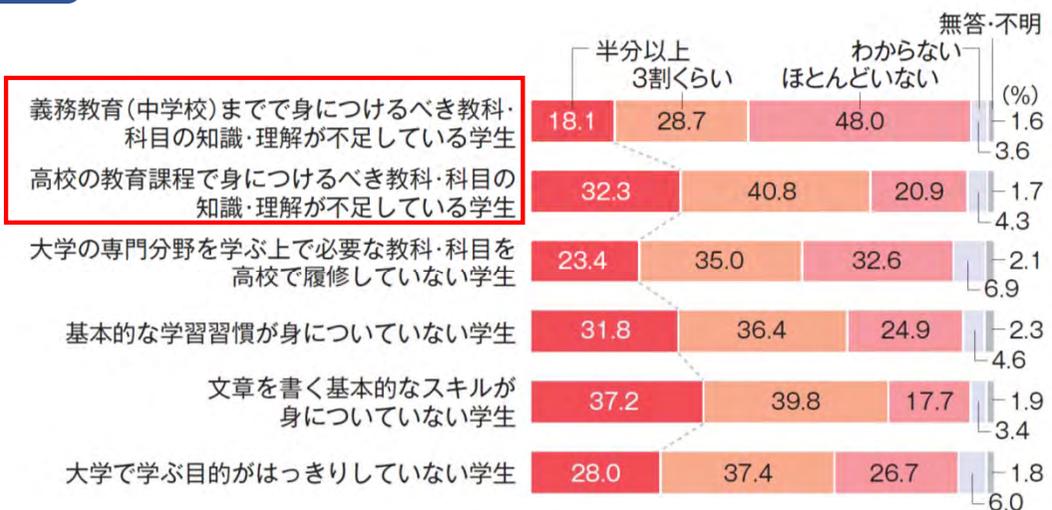


- 奨学金について、返還者が災害、傷病、経済的理由により返還困難となっている場合、返還期限猶予制度(注1)及び減額返還制度(注2)が利用可能。
 (注1)経済的困難の場合は、通算10年まで猶予可能。ただし、無利子奨学金については、申請時の家計支持者の年収が300万円以下であり、本人の年収が300万円を超えない場合は、無期限猶予とすることができる。
 (注2)当初割賦金額を減額すれば返還可能である返還者は、一定の要件を満たすことで、最長10年間、当初割賦金額を1/2に減額することが可能。なお、29年度からは、減額幅を1/2又は1/3から選択可能とし、適用期間を通算15年に延長。
- 無利子奨学金について、29年度進学者から、所得に応じて返還額が変動する「所得連動返還方式」を導入(返還額は月2,000円 ~)

③-1 大学生・大学教育の実態(大学入学者の学力・学習状況)

大学生の学力・学習の状況(全体)

Q: 貴学科の1年生についてお聞きします。貴学科の今年度の1年生で、次のような学生はどれくらいいますか。



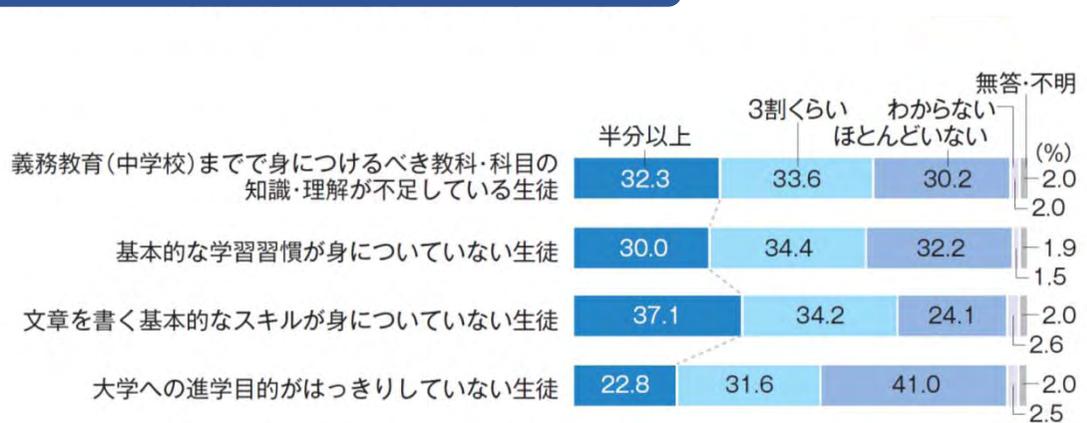
設置者別
「半分以上」の%

設置者別	割合 (%)
国公立 (602)	5.8
私立 (1,410)	23.3
国公立 (602)	11.5
私立 (1,410)	41.3
国公立 (602)	12.1
私立 (1,410)	28.2
国公立 (602)	14.5
私立 (1,410)	39.2
国公立 (602)	24.4
私立 (1,410)	42.6
国公立 (602)	21.1
私立 (1,410)	31.0

注1) 「半分以上」の割合は、「ほとんど全員」「7割くらい」「半分くらい」の合計の値。図1-2も同じ。
注2) 設置者別の表の は、20ポイント以上の差があるものを表す。

高校3年生(4年制大学に進学予定)の学力・学習の状況(全体)

Q: 貴校から4年制大学に進学する予定の生徒(3年生)について伺います。進学予定の3年生の中で、次のような生徒はどれくらいいますか。

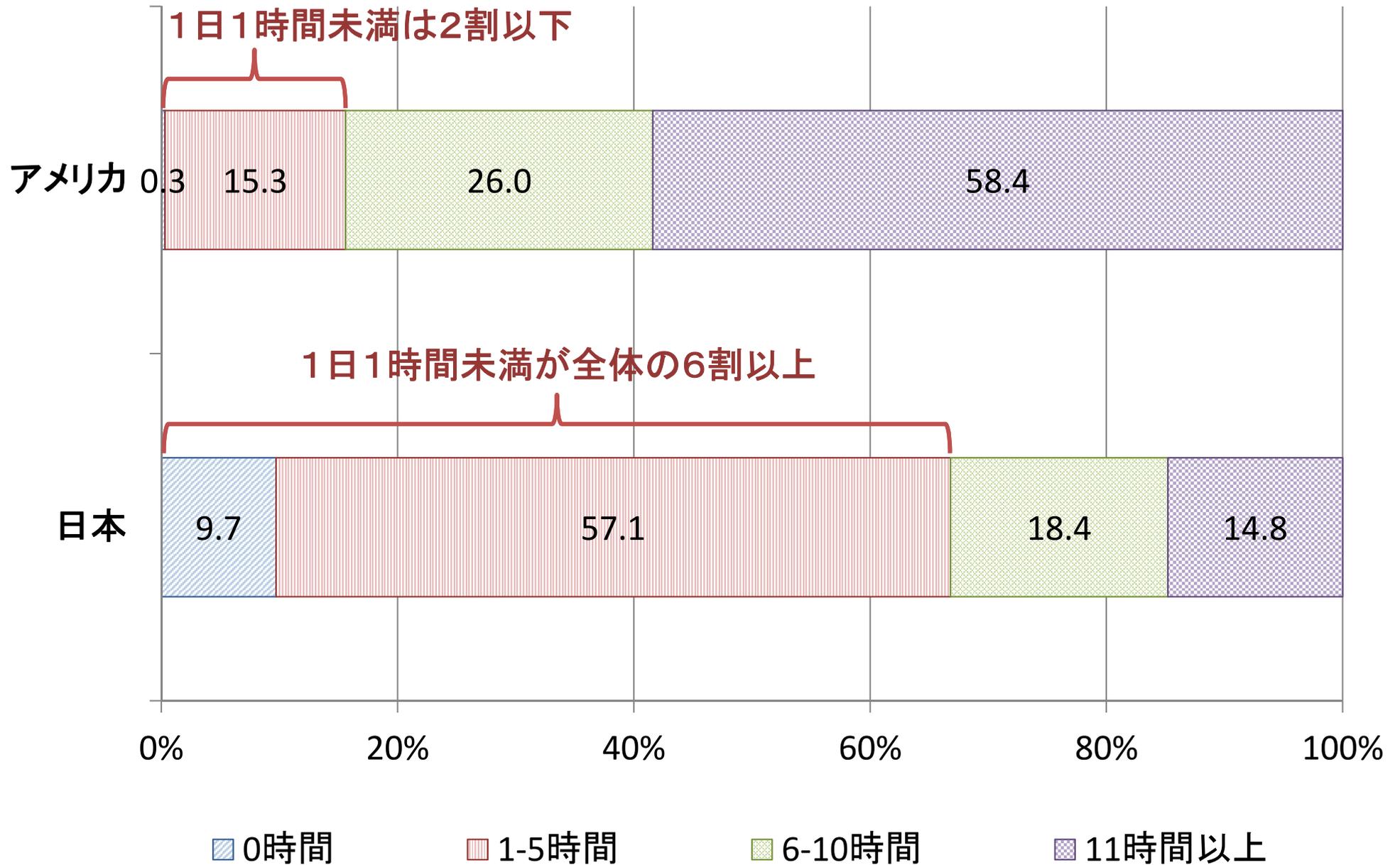


学科系統別
「半分以上」の%

学科系統別	割合 (%)
普通科 (908)	29.8
総合学科 (85)	45.9
専門学科 (235)	37.0
普通科 (908)	28.3
総合学科 (85)	41.2
専門学科 (235)	32.4
普通科 (908)	35.2
総合学科 (85)	45.9
専門学科 (235)	41.7
普通科 (908)	23.4
総合学科 (85)	24.7
専門学科 (235)	20.4

(出典) ベネッセ教育総合研究所「高大接続に関する調査(2013年)」

③-2 大学生・大学教育の実態 (大学生の授業外の学修時間の日米比較(1週間当たり))



(出典) 東京大学 大学経営政策研究センター「全国大学生調査2007年」等

③-3 大学生・大学教育の実態(「大学設置基準」を満たしていない学修時間)

- 大学設置基準が前提としている学修時間は、1日約9時間であるが、日本の大学生の学修時間(授業、授業関連の学習、卒論)は、約4.6時間にとどまっており、大学の教育の実態は大学設置基準に合致していない可能性。

大学設置基準(抄)

(単位)

第二十一条 各授業科

2 前項の単位数を定めるに当たっては、**一単位の授業科目を四十五時間の学修を必要とする内容をもって構成する**ことを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

一 **講義及び演習については、十五時間から三十時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもって一単位**とする。

(卒業の要件)

第三十二条 卒業の要件は、大学に四年以上在学し、**百二十四単位以上を修得**することとする。

大学生の学修時間が大学設置基準に合致していない可能性

【大学設置基準の前提】

大学設置基準は、

- ・ 1単位当たり、授業も含め、45時間の学修時間
- ・ 卒業要件は4年間で124単位

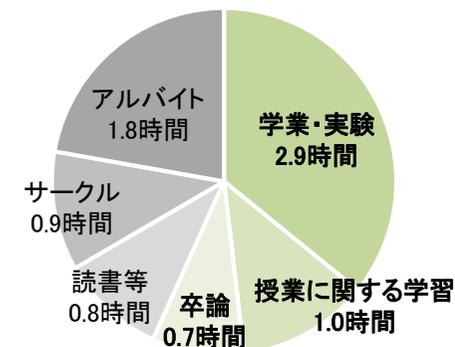
を前提としている。

したがって、1日あたり**約9時間**の学修を前提としている。

※約9時間 = 45時間 × 124単位 ÷ 4年 ÷ 30週 ÷ 5日

【大学生の実態】

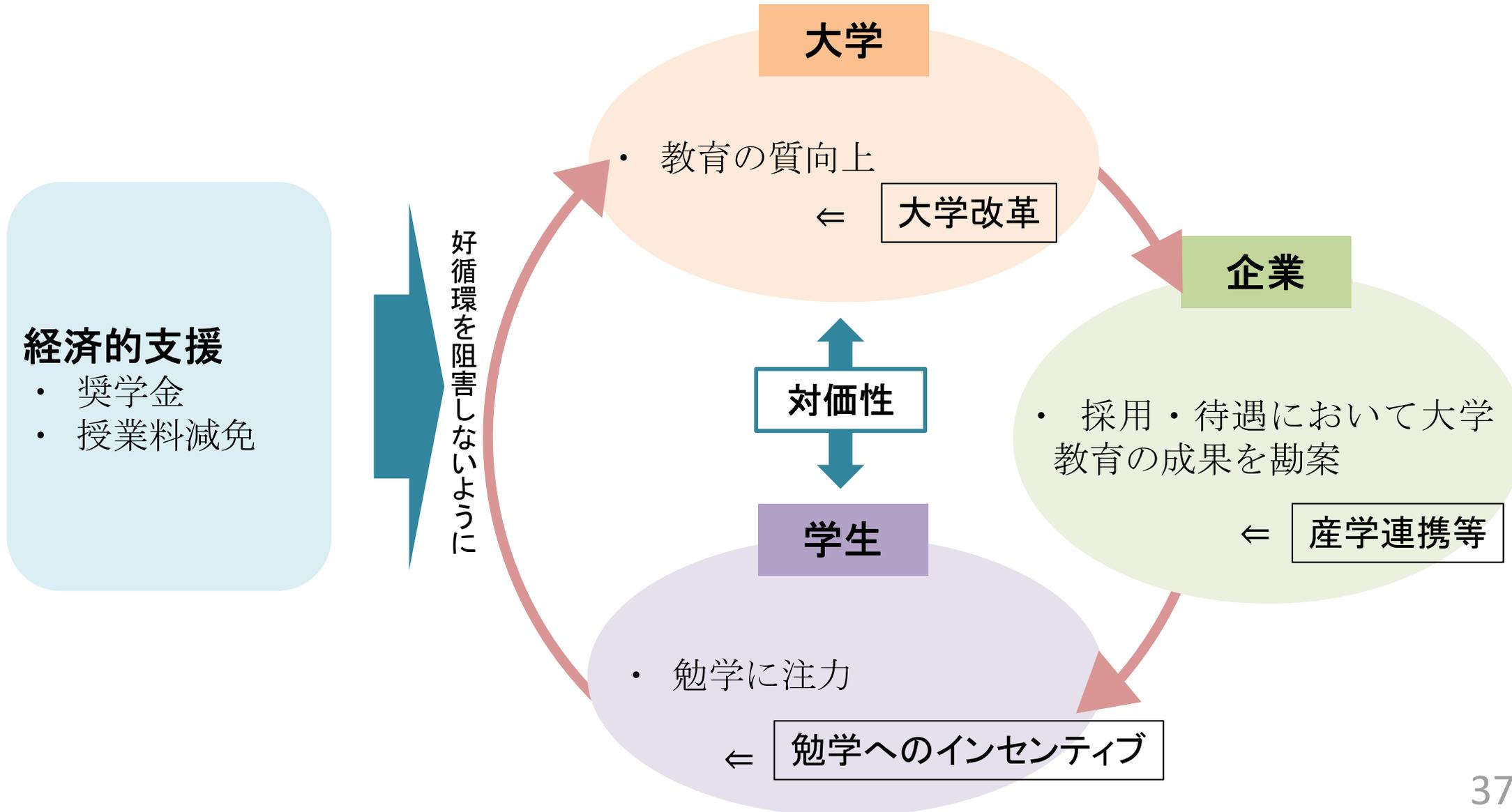
大学生の1日の学修時間



授業、授業関連の
学習、卒論
: **約4.6時間**

③-4 大学生・大学教育の実態(大学改革を阻害しない負担軽減)

- 大学改革においては、大学教育・研究の成果を問うことで、大学(=供給者)と学生(=需要者)が、その成果(=「稼ぐ力」)を確実に得られる努力をし、好循環を実現することが重要。



④-1 HECS制度(オーストラリアの仕組み)

○ オーストラリアのHECS制度(Higher Education Contribution Scheme)は、それまで授業料を徴収していなかった制度から、授業料を徴収する制度に移行する中で生み出された授業料相当額を後払いする制度。具体的には、

- ① 高所得世帯を含め、全学生が
 - ・ 在学中には授業料を納付せず(自発的に納付することは可能)、
 - ・ 卒業後、所得が一定水準以上の場合は、税務当局に「学生拠出分」を納付(HELP(Higher Education Loan Program)を活用)。

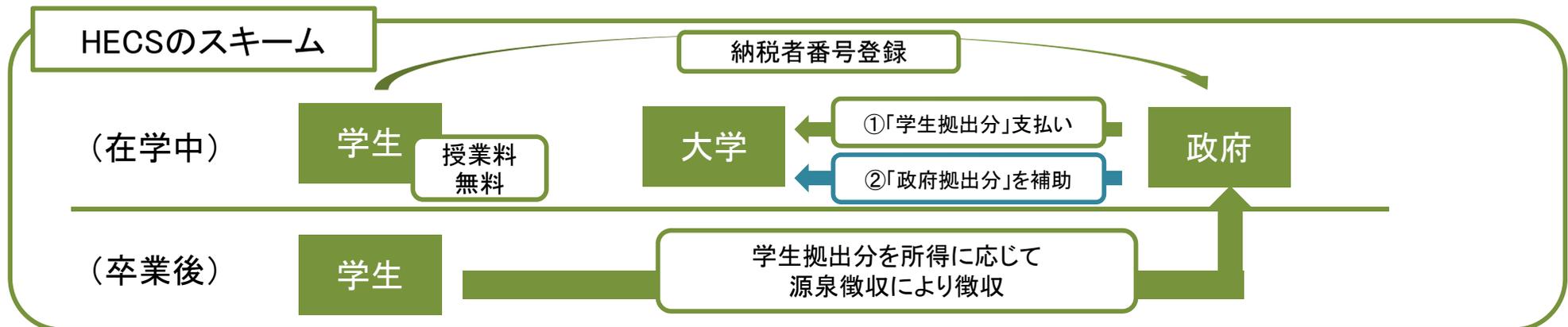
在学中は、政府が「学生拠出分」を大学に支払い。

- ② このほか、政府は「政府拠出分」を大学に補助。

(注1) オーストラリアの大学型的高等教育機関は、国公立大学は37大学、私立大学は2大学。

(注2) オーストラリアにおけるHELPローンの未回収率は2割程度とされている。

(注3) 物価スライド(1.5%(2017年))があるため、実際には利子負担が生ずる。



○ なお、非大学型の私立高等教育機関に対しては「政府拠出分」の補助はなく、学生は授業料の全額を支払う。ただし、

- ・ HELPを活用し卒業後に支払う方法と、
- ・ 在学中に納付する方法

のいずれかを選択可能。

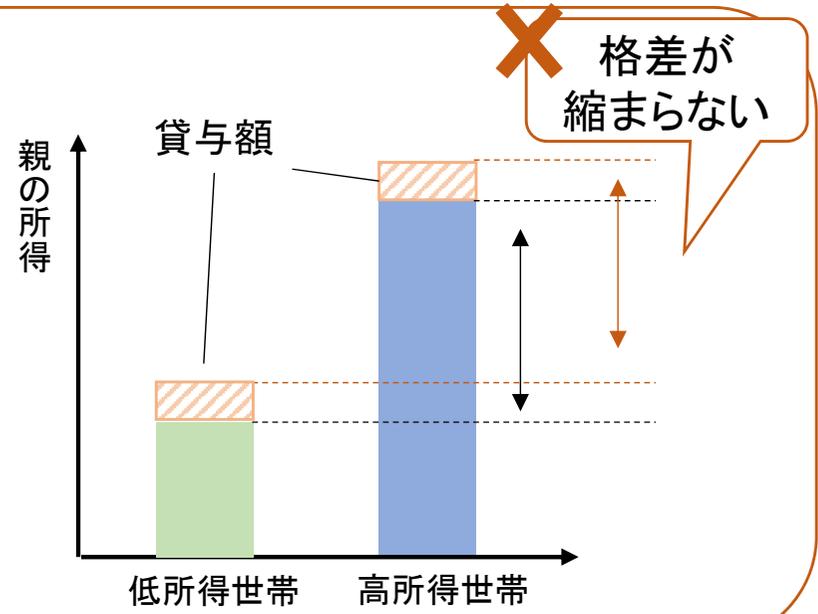
④-2 HECS制度(HECSと所得連動返還型無利子奨学金の比較)

HECS

● 受益者

親 \ 子供	「稼ぐ力」が弱い	「稼ぐ力」がある
	低所得世帯	○
高所得世帯	○	△

財源



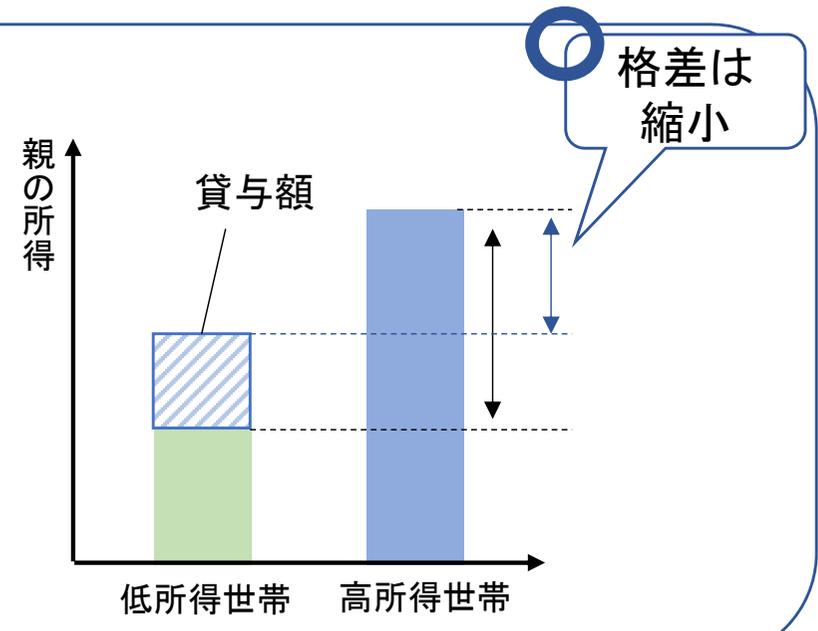
「稼ぐ力」が高まらない大学教育を温存しやすい

所得連動返還型
無利子奨学金

● 受益者

親 \ 子供	「稼ぐ力」が弱い	「稼ぐ力」がある
	低所得世帯	○
高所得世帯	×	×

財源



「稼ぐ力」が高まらない大学教育を温存しにくい

検討の方向性：高等教育の経済的負担の軽減

- 「意欲」と「能力」がある若者が高等教育を受けられるよう、これまでも低所得世帯を中心に、奨学金制度の充実、大学授業料の減免の拡充などに取り組んできている。また、国際的に見ても高等教育全体の進学率・学位保持率は高い水準にあることから、負担軽減は真に支援が必要な低所得世帯の子供に絞り込むべきではないか。
- 真に支援が必要な低所得世帯への負担軽減を進めていくに当たっては、
 - ・ 大学を卒業すると生涯賃金が高まる中、事実上「低所得の中高卒者」から「高所得の大卒者」への所得移転となることから、世代内の不公平感を高めないようにする、
 - ・ 教育の成果を問い、勉強しない学生を増加させないようにする、
 - ・ 大学経営陣、教職員が教育の質を高めようとする大学改革を阻害しないようにする、
 - ・ 大学にも相応の負担・協力を求め、定員割れの大学や赤字経営の大学への単なる経営支援にならないようにする、といった課題に配慮した制度設計が必要ではないか。
- なお、高所得世帯も対象にしてしまう全面的な無償化については、上記の課題に加え、高所得世帯の子供にも受益が及んでしまうため低所得世帯との差が埋まらないことや、既に大学に進学できている高所得世帯にも受益が及んでしまうため格差をかえって拡大する可能性があることから、適切ではないのではないか。

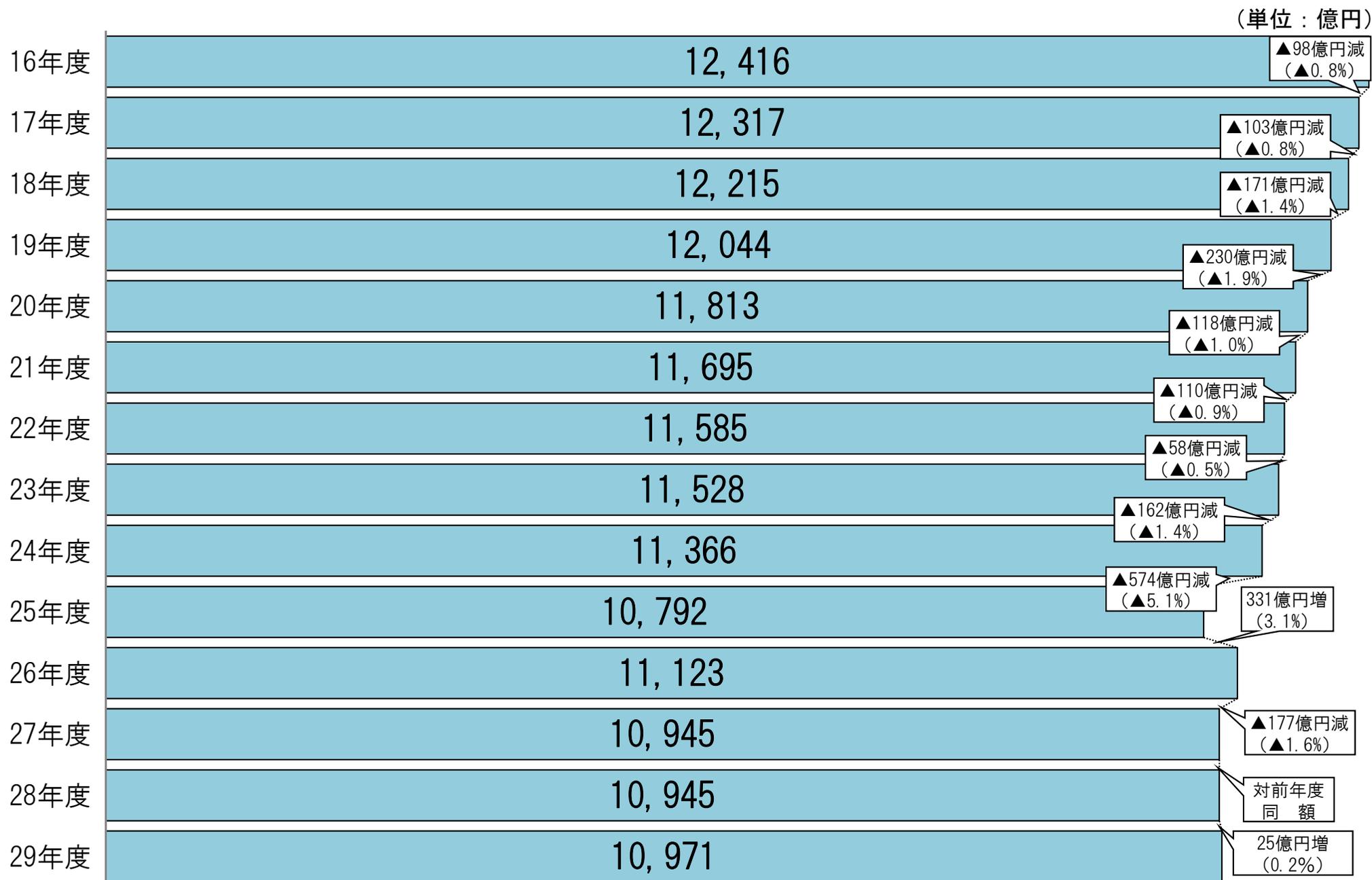
また、高所得世帯も対象にしてしまうHECS制度については、上記の課題や格差解消につながらないという問題に加え、

 - ・ 管理すべき対象が増加し、コスト面で非効率であること、
 - ・ 管理運営・執行の実現可能性に課題があることから、適切ではないのではないか。

論点4-(2) 高等教育 ＜若手研究者の処遇＞

- 大学の財務基盤のあり方と、若手研究者の待遇や博士課程の入学者の確保について、どのように考えるか。

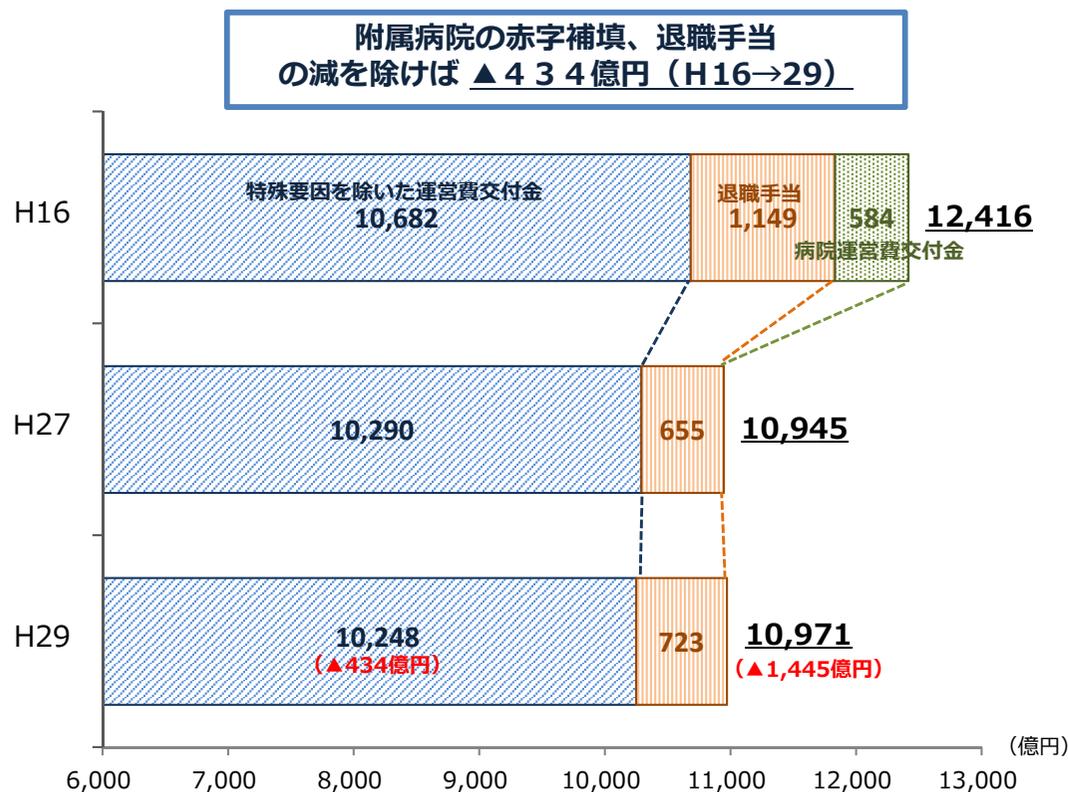
①-1 国立大学法人運営費交付金（予算額推移）



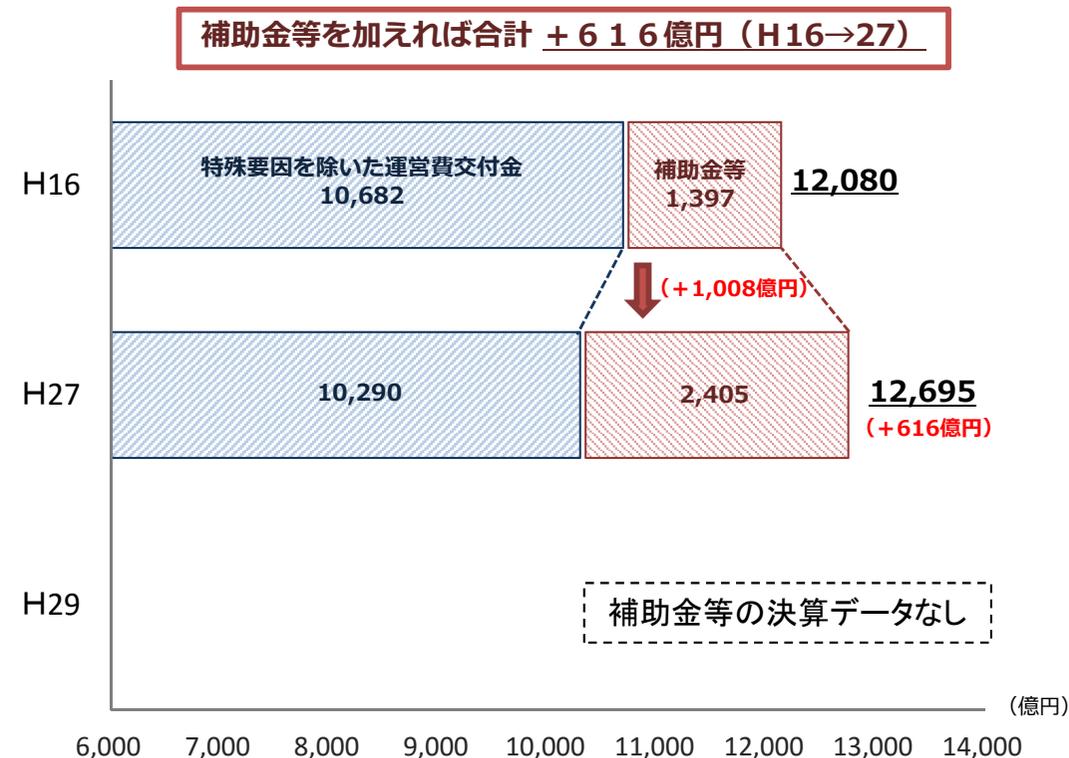
①-2 国立大学法人運営費交付金(法人化以降の国立大学に対する支援)

- 国立大学法人運営費交付金は、平成16年度の法人化以降▲1,400億円程度減額されているとの指摘がある。しかしながら、
 - ・ 附属病院の赤字解消 (▲584億円)、退職手当の減 (▲427億円) という特殊要因を除くと、▲434億円 (▲3.5%) の減に留まっていること、
 - ・ この間、入学者数が▲4.0% (18歳人口は▲15%) 減少したこと、
 - ・ 国立大学に対する補助金等は約1,000億円増加したこと
 を勘案する必要がある。

国立大学法人運営費交付金予算額 (H16、27、29)



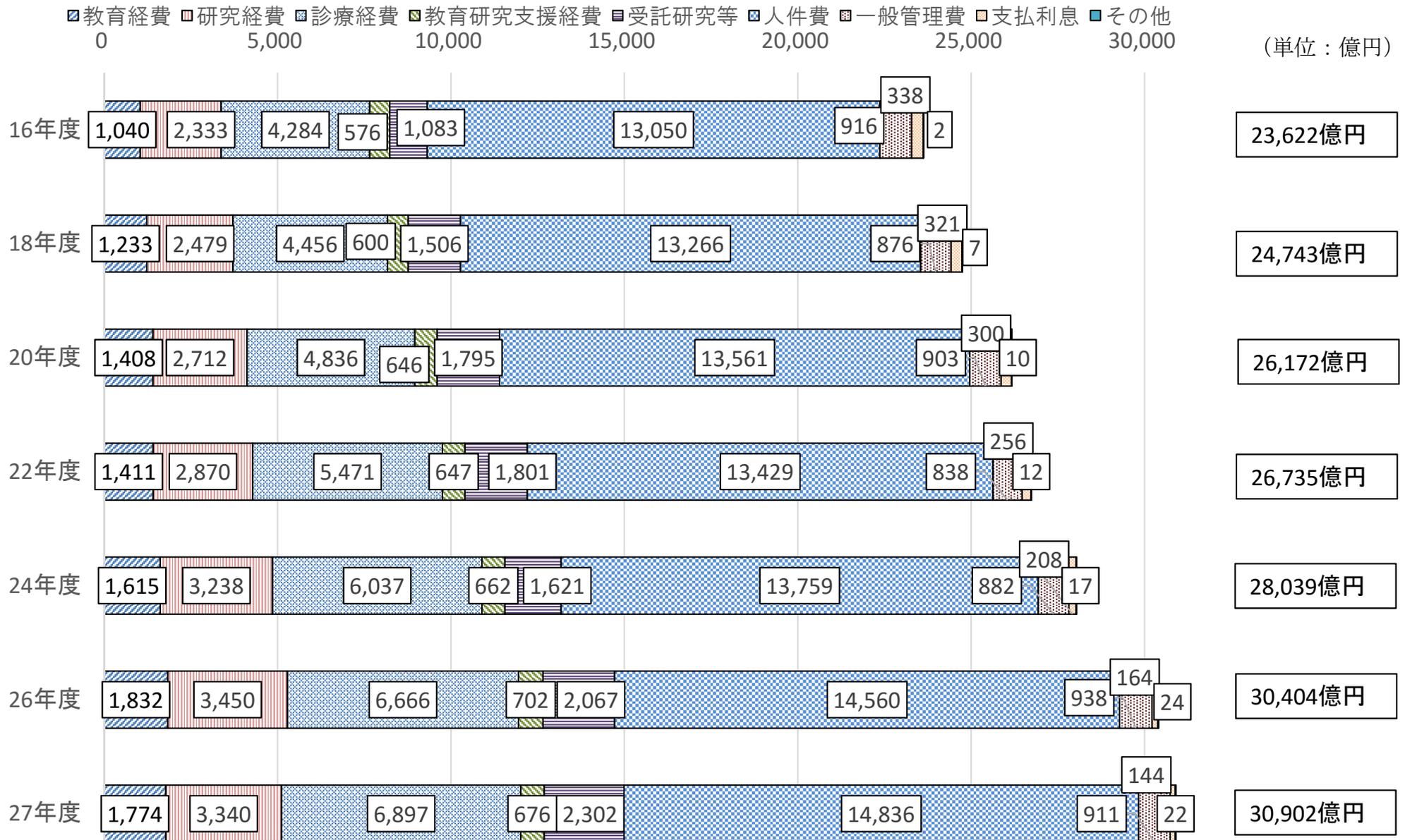
国立大学の教育研究活動に対する公的支援 (H16→27)
(国立大学法人運営費交付金+補助金等)



(注) 上記は、国立大学法人運営費交付金の予算額(附属病院の赤字補填と退職手当の減を除いた額)と国立大学に対する補助金等を加えた金額。なお、補助金等については、国立大学に対する予算額は把握できないため、各国立大学の決算報告書等に記載されている決算額を使用。

② 国立大学法人の事業費推移

○ 法人化以降の国立大学法人の事業費は着実に増加している。



(出典) 国立大学法人財務諸表

③-1 国立大学の教員（学生数と教職員数の推移）

○ 法人化した平成16年度以降、国立大学の学生数は▲1.5万人減少しているが、教職員数は約2.9万人増加。その結果、教員一人当たりの学生数は、他の先進国の平均を下回っている。

国立大学の学生数及び教職員の推移

(単位：人)

年度	学生数		本務教員数		本務職員数	
		対前年度増減		対前年度増減		対前年度増減
16年度	624,389	—	60,897	—	55,545	—
26年度	612,509	▲ 2,274	64,252	1,034	75,556	4,045
27年度	610,802	▲ 1,707	64,684	432	78,034	2,478
28年度	610,401	▲ 401	64,771	87	79,273	1,239
29年度(速報値)	609,428	▲ 973	64,479	▲ 292	80,823	1,550
対16年度増減		▲ 14,961		3,582		25,278

(出典) 文部科学省「学校基本調査」

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	G 5 平均	OECD平均
教員一人当たり学生数 (人) (日本は常勤(本務教員)のみで算出)	9	14	16	12	18	14	15

(注1) 日本はH27年度学校基本調査の国立大学の値。

(注2) アメリカは短期を含む全高等教育段階 (2015年時点)。

(注3) 上記以外は、学士・修士・博士または同等レベルのもの (2015年時点)。

(出典) 文部科学省「学校基本調査」及びOECD「図表で見る教育 (2017)」

③-2 国立大学の教員(若手教員のあり方①)

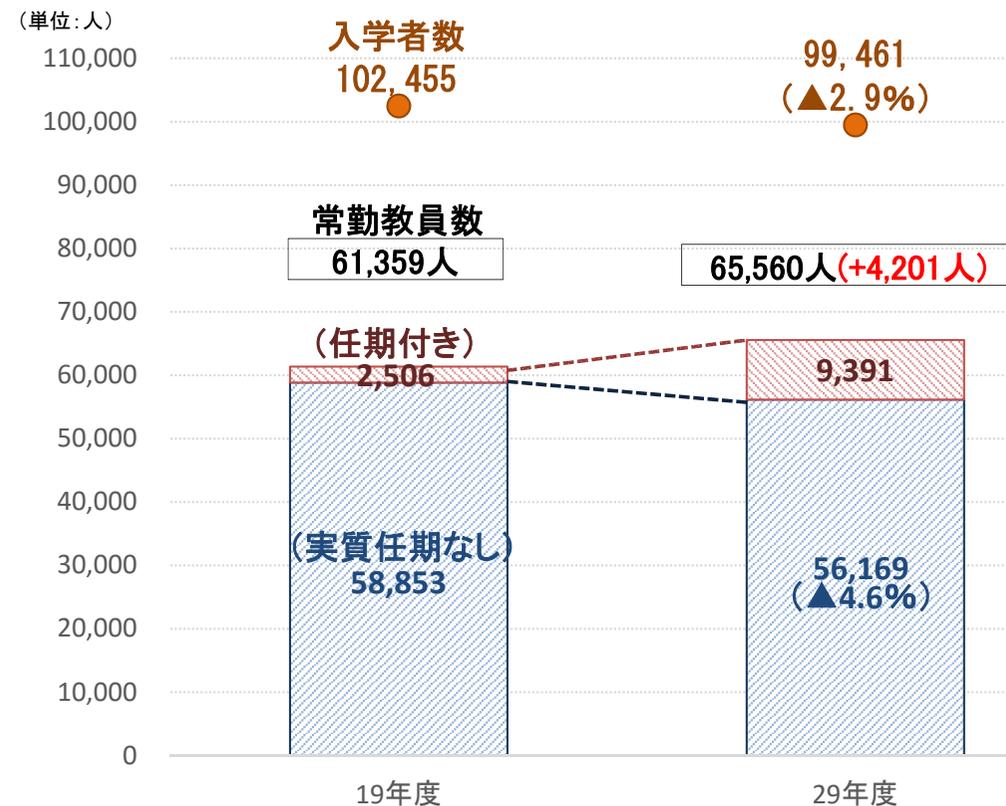
- 40歳未満の教員について、「任期付き」が増加し、「任期なし」が減少しているとの指摘がある。
- しかしながら、教員の雇用や任期の判断が効果的になされてこなかったのではないか。
- また、入学者が減少している中で、常勤教員数を増加させていることから、40歳未満の「実質任期なし」を改善させる余地があったのではないではないか。

教員の業績評価の活用状況

業績評価結果を判断材料としている主な項目	活用している割合
① 賞与・報奨金等	67%
② 給与	58%
③ 評価が悪かった教員に対する指導	51%
④ 学内・研究所内の表彰等	21%
⑤ 教員の基盤的研究費の配分	18%
⑥ 昇任	17%
⑦ 雇用継続・任期延長の判断	4%

(注) 国立大学の約95%が教員の業績評価を実施
 (出典) 文部科学省委託調査「研究者等の業績に関する評価に関する調査・分析報告書(三菱総合研究所)」
 (平成26年度)

常勤教員数



(注) 「実質任期なし」教員数は、「任期なし」教員に再任を前提とした「任期付き」教員を含めた人数。
 (出典) 文部科学省調査

③-3 国立大学の教員(若手教員のあり方②)

○ 加えて、40歳以上の「実質任期なし」の教員数を増加させるような人事政策(定年延長、40歳以上の採用)をとってきたことや社会全体が高齢化していることをどのように考えるか。

定年延長

(単位:大学)

定年 年齢	15年度	16年度	19年度	22年度	25年度	29年度
61歳	1					
62歳	1	2				
63歳	28	25	24	18	10	9
64歳			2	3		
65歳	55	58	59	64	75	76
66歳						
67歳	1	1	1	1	1	1

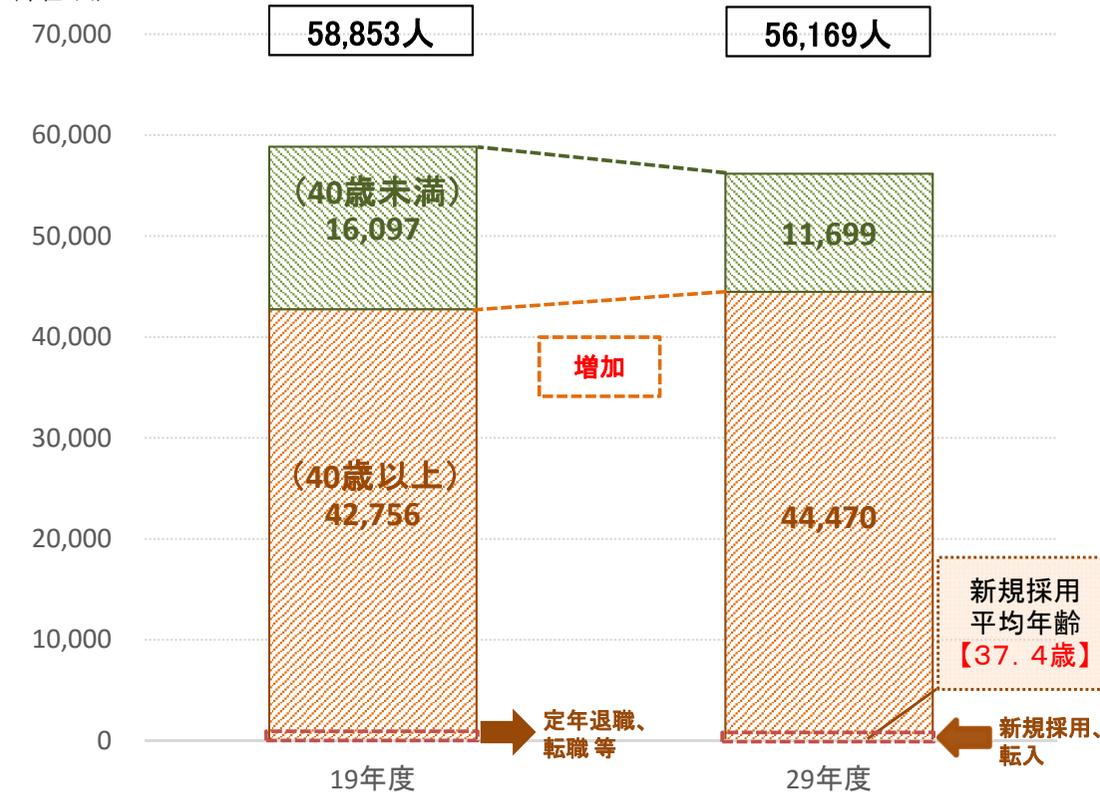
(出典) 文部科学省調査

常勤教員のうち「実質任期なし」教員数

40歳未満の「任期なし」が減少しているが、

- ・ 退職補充の際に、40歳以上の任期なし教員の採用比率が高い可能性があること、
- ・ 社会全体として高齢化が進んでいることをどう考えるか。

(単位:人)

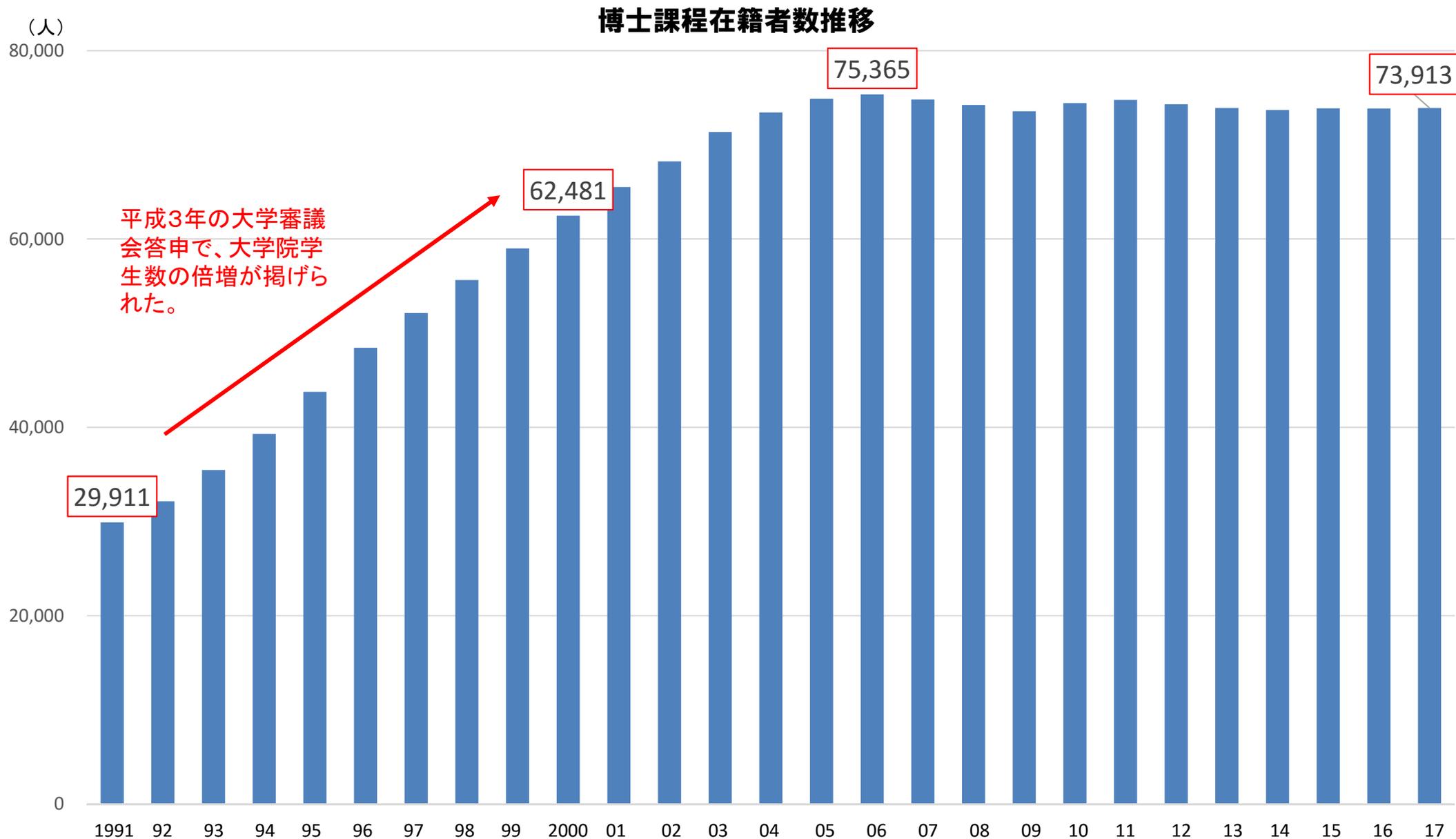


(注) 「実質任期なし」教員数は、「任期なし」教員に再任を前提とした「任期付き」教員を含めた人数。

(出典) 文部科学省調査

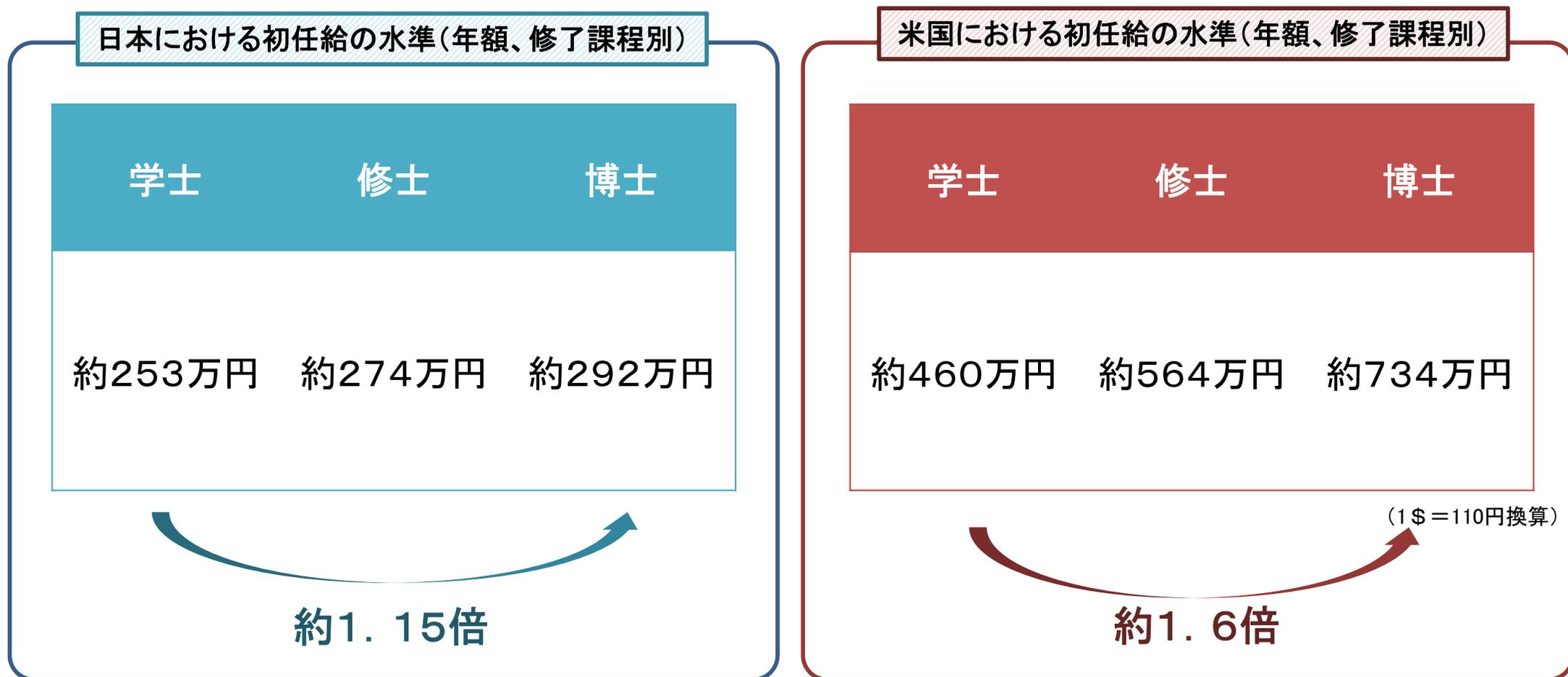
④-1 博士課程（博士課程の在籍者数の推移）

○ 博士課程の進学者数は減少していると言われるが、1990年代以降に大幅に増加した後の高止まり状態の中での微減。



④-2 博士課程(博士の評価)

- 我が国の大学院教育、特に博士課程の成果について、市場において適正な評価がなされていないか、教育・研究内容について社会が求める必要な役割を果たしていない可能性があるのではないか。



(注1) 米国における初任給は、各分野の平均初任給(ボーナス等除く)の単純平均により算出した。

(注2) 日本における初任給の年額は、平均初任給(月額)の12か月分とした。

(出典) 一般財団法人労務行政研究所「2017年度 新入社員の初任給調査」、National Association of Colleges and Employers「Salary Survey」

検討の方向性:若手研究者の処遇

- 国立大学法人運営費交付金に補助金等を加えた国立大学法人への公的支援額は、法人化以降拡大し、国立大学法人の事業費も着実に増加している。
- 若手教員の処遇について、一定の流動性を確保することは、オープンイノベーションを推進するために必要であるが、各大学において、改善が必要な場合には、
 - ・ 雇用や任期の判断が効果的になされていない可能性、
 - ・ 全体として常勤教員を増加させてきており、その中で、40歳未満の「実質任期なし」を改善させる余地があった可能性、
 - ・ 定年延長等により、40歳以上の「実質任期なし」教員を増加させる人事政策をとってきた可能性を考えると、これらを見直すことで、改善することは可能ではないか。
- また、博士人材の確保のためには、修了後を見据え、
 - ・ 大学側において、社会のニーズにあった教育・研究への見直し、
 - ・ 企業側においても、博士人材の適正な評価といったことが必要ではないか。

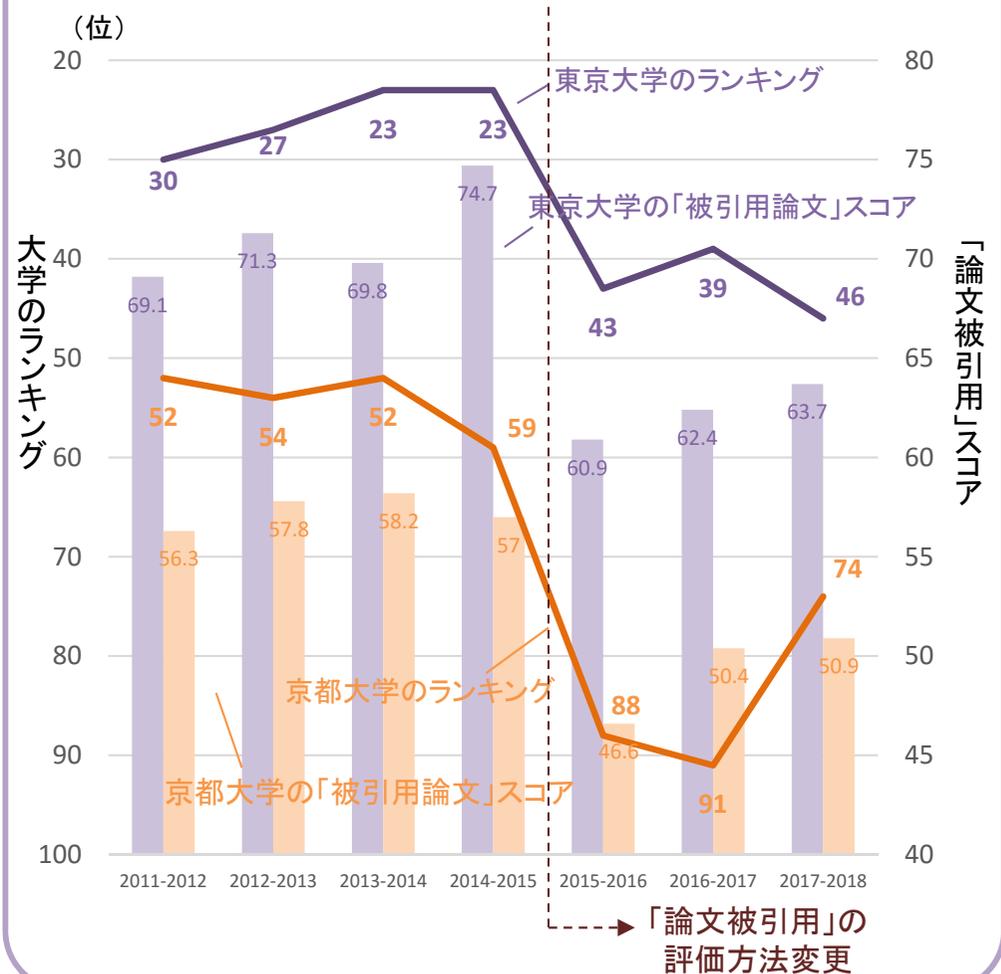
論点4-(3) 高等教育 ＜大学競争力＞

- 大学の競争力強化に向けて基盤的経費・競争的資金のあり方について、どのように考えるか。

世界大学ランキングから見た日本の大学

- 国立大学法人運営費交付金の減少がランキングの低迷をもたらしているとの指摘がある。
- 日本の大学の世界ランキングの低迷は、評価方法の変更(2014年)^(注)により、「論文被引用」のスコアが低下したこと等によるものである。^(注)これまで論文被引用に対する言語や文化などの国情の影響に配慮して国補正を行っていたが、その補正を半分に減らした。

東京大学・京都大学の世界大学ランキング、「論文被引用」スコアの推移



世界大学ランキング上位校及び東京大学・京都大学の評価スコアの内訳の比較

2014-2015

	ランキング	総合スコア	教育	研究	論文被引用	産業界からの収入	国際性
オックスフォード大学	3	93.2	88.6	97.7	95.5	72.9	90.7
スタンフォード大学	4	92.9	91.5	96.7	99.1	63.1	69.0
カリフォルニア大学バークレー校	8	89.5	84.2	96.7	99.1	44.8	58.5
東京大学	23	76.1	81.4	85.1	74.7	51.2	32.4
京都大学	59	62.8	70.4	68.4	57.0	73.3	29.0

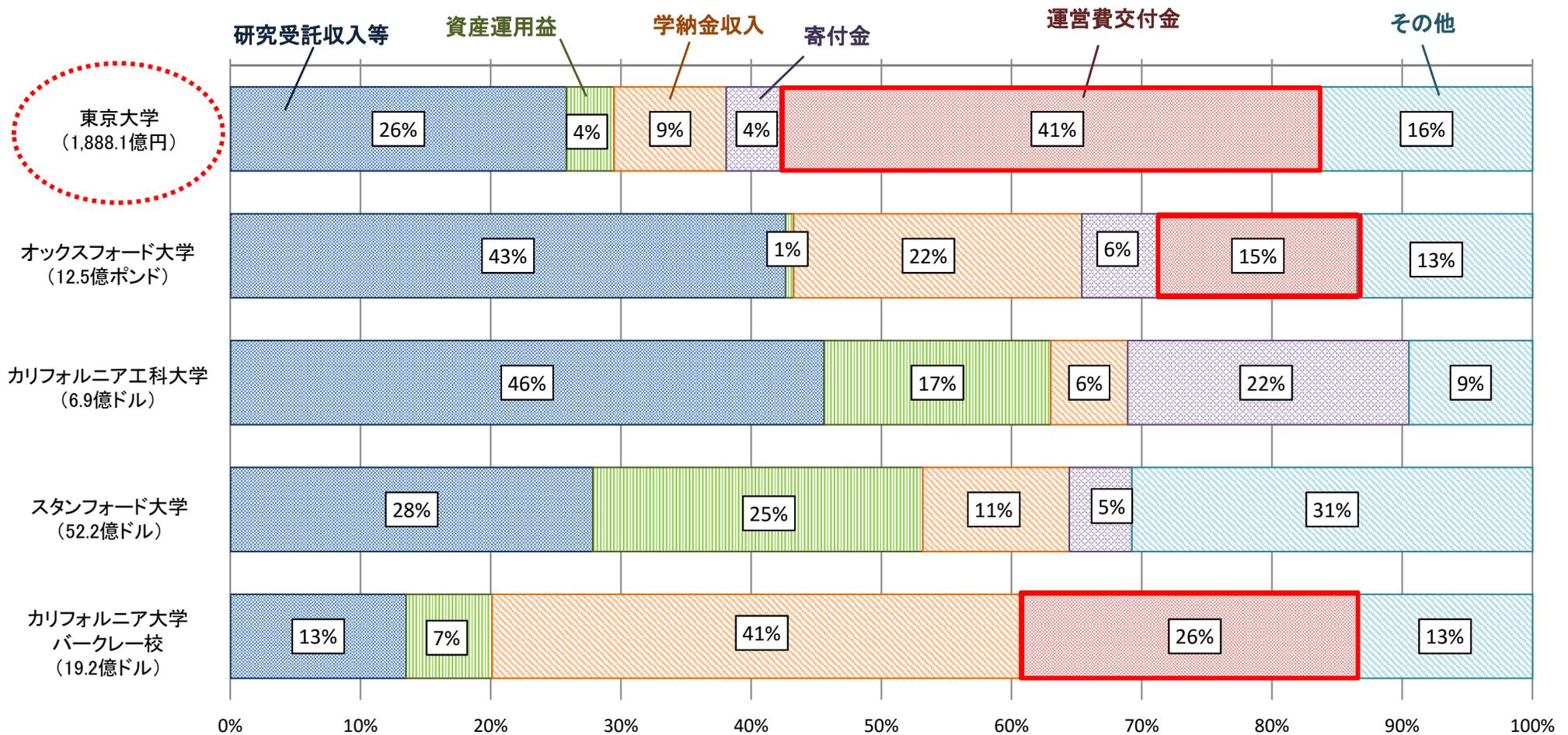
2017-2018

	ランキング	総合スコア	教育	研究	論文被引用	産業界からの収入	国際性
オックスフォード大学	1	94.3	86.7	99.5	99.1	63.7	95.0
スタンフォード大学	3	93.0	89.1	96.7	99.9	60.5	77.6
カリフォルニア大学バークレー校	18	84.3	77.4	84.5	99.8	37.5	64.5
東京大学	46	72.2	79.5	85.2	63.7	52.7	32.2
京都大学	74	64.9	71.8	78.6	50.9	93.8	28.8

① 世界大学ランキング上位校の収入構成

○ 世界大学ランキング上位校は、多様な財源により運営されている。

◆ 世界大学ランキング上位校及び東京大学の事業収入構成の比較



(注1) 事業収入構成の比較対象校については、Times Higher Education World University Rankings (2017-2018)における上位校に加え、州立大学であるカリフォルニア大学バークレー校を東京大学と比較した。

(注2) 大学部門のみの収入で比較しており、病院部門を含まない。

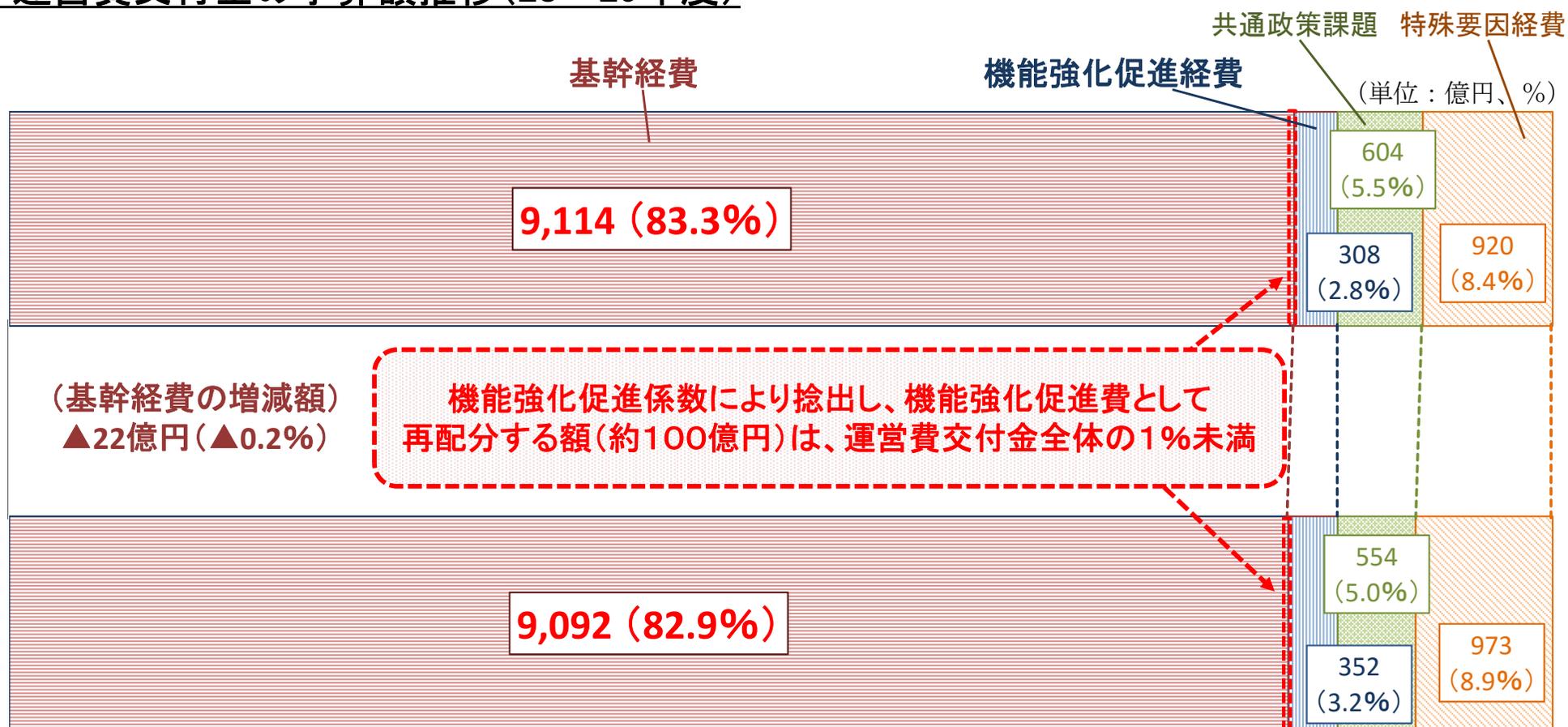
(注3) 東京大学の研究受託収入等は、科学研究費補助金が含まれる。

(出典) University of Oxford “Financial Statements 2015/16”(2016年12月)、California Institute of Technology “Financial Statements”(2017年1月)、Stanford University “Annual Financial Report”(2016年8月)、University of California, Berkeley “Annual Financial Report 2015-16”(2017年2月)、東京大学 平成27年度決算の概要について(2016年7月)

②-1 国立大学法人運営費交付金(予算構造)

- 国立大学法人運営費交付金の80%強を占める基幹経費は、機能強化促進係数による削減(全体額の1%未満)がある一方で、機能強化促進経費からの組替(基幹経費化)による増等により、割合に大きな変化はない。

◆ 国立大学運営費交付金の予算額推移(28→29年度)



(注1) 基幹経費▲22億円の内訳：機能強化促進係数による削減(▲95億円)、基幹経費からの組替(基幹経費化)(+53億円)、授業料減免枠の拡大(+13億円)

(注2) 29年度の機能強化促進経費については、前年度との比較をするうえで、便宜上、新設補助金(45億円)を含めて計上。

- (参考)
- ・基幹経費：人件費や光熱水料など、教育研究を実施するうえで必要な経費
 - ・機能強化促進経費：各大学の機能強化の方向性に応じた重点支援を実施するために必要な経費
 - ・共通政策課題：高等教育に関する共通政策課題に対応する取組への支援に必要な経費
 - ・特殊要因経費：教職員の退職手当・移転経費等

②-2 国立大学法人運営費交付金(配分状況)

- 各国立大学の機能強化の方向性に応じた重点支援の再配分は、国立大学法人運営費交付金の全体額から特殊要因経費(毎年度所要額が異なる義務的要素を含む経費)を除いたベースで比較してみると、1%未満がほとんど。

【運営費交付金(特殊要因除き)の増減上位・下位】

(単位:百万円)

順位	大学名	28予算額	29予算額	対前年度	
				増減額	増減率
1	A大学	1,169	1,202	33	2.8%
2	B大学	6,300	6,416	116	1.8%
3	C大学	6,148	6,252	103	1.7%
4	D大学	8,543	8,686	144	1.7%
5	E大学	2,769	2,813	44	1.6%
82	F大学	8,896	8,787	▲ 109	▲1.2%
83	G大学	4,280	4,213	▲ 66	▲1.5%
84	H大学	11,824	11,577	▲ 247	▲2.1%
85	I大学	8,922	8,726	▲ 196	▲2.2%
86	J大学	9,882	9,511	▲ 371	▲3.7%

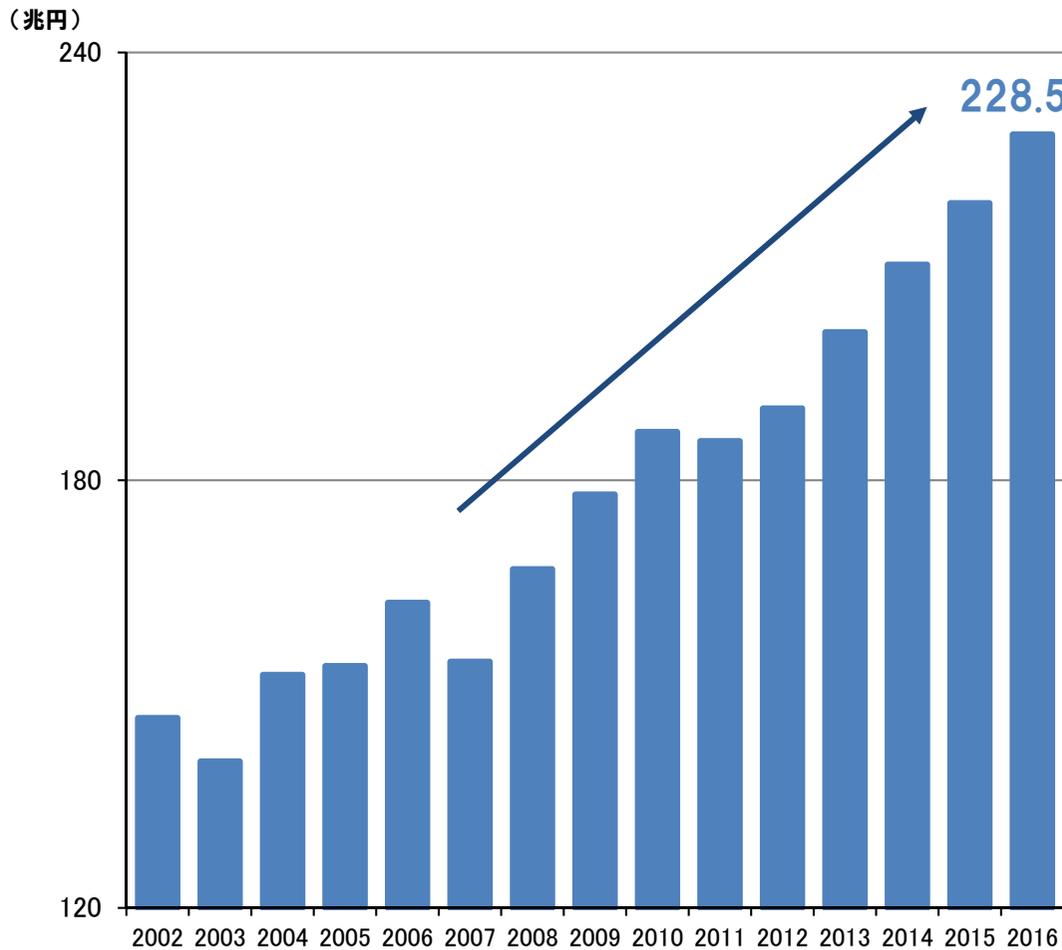
【同交付金の増減分布】

28⇒29年度 増減率	大学数
2.5%～	1
2.0%～2.5%	0
1.5%～2.0%	4
1.0%～1.5%	5
0.5%～1.0%	15
0.0%～0.5%	21
▲0.0%～▲0.5%	21
▲0.5%～▲1.0%	13
▲1.0%～▲1.5%	2
▲1.5%～▲2.0%	1
▲2.0%～▲2.5%	2
▲2.5%～	1

③ 産学連携の深化

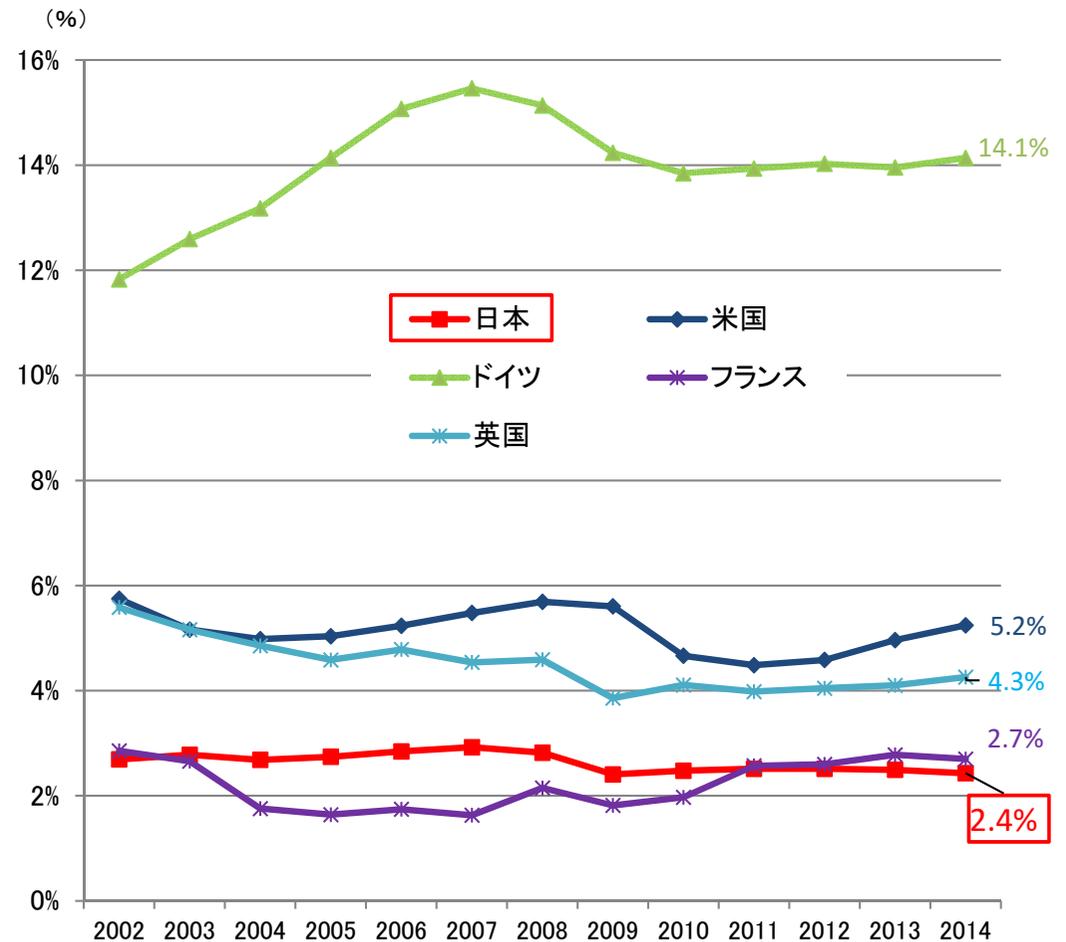
- 最近の好業績を受けて、企業の保有する現預金等は増加し過去最高水準にあるが、大学における企業負担の研究開発費の割合は低迷しており、諸外国と比べても低水準にとどまっている。
- 社会のニーズへの対応等の観点からも、産学連携の深化は重要な課題であり、「未来投資戦略2017」等では、2025年までに大学等への企業の投資額を2014年の水準の3倍とする、とされている。

企業の保有現金等の推移



(注)保有現金等は、現金・預金と有価証券(流動資産)の和
(出典)財務省「法人企業統計調査」

大学における企業負担研究開発費の割合



(出典)文部科学省 科学技術・学術政策研究所「科学技術指標2017」

検討の方向性:大学競争力

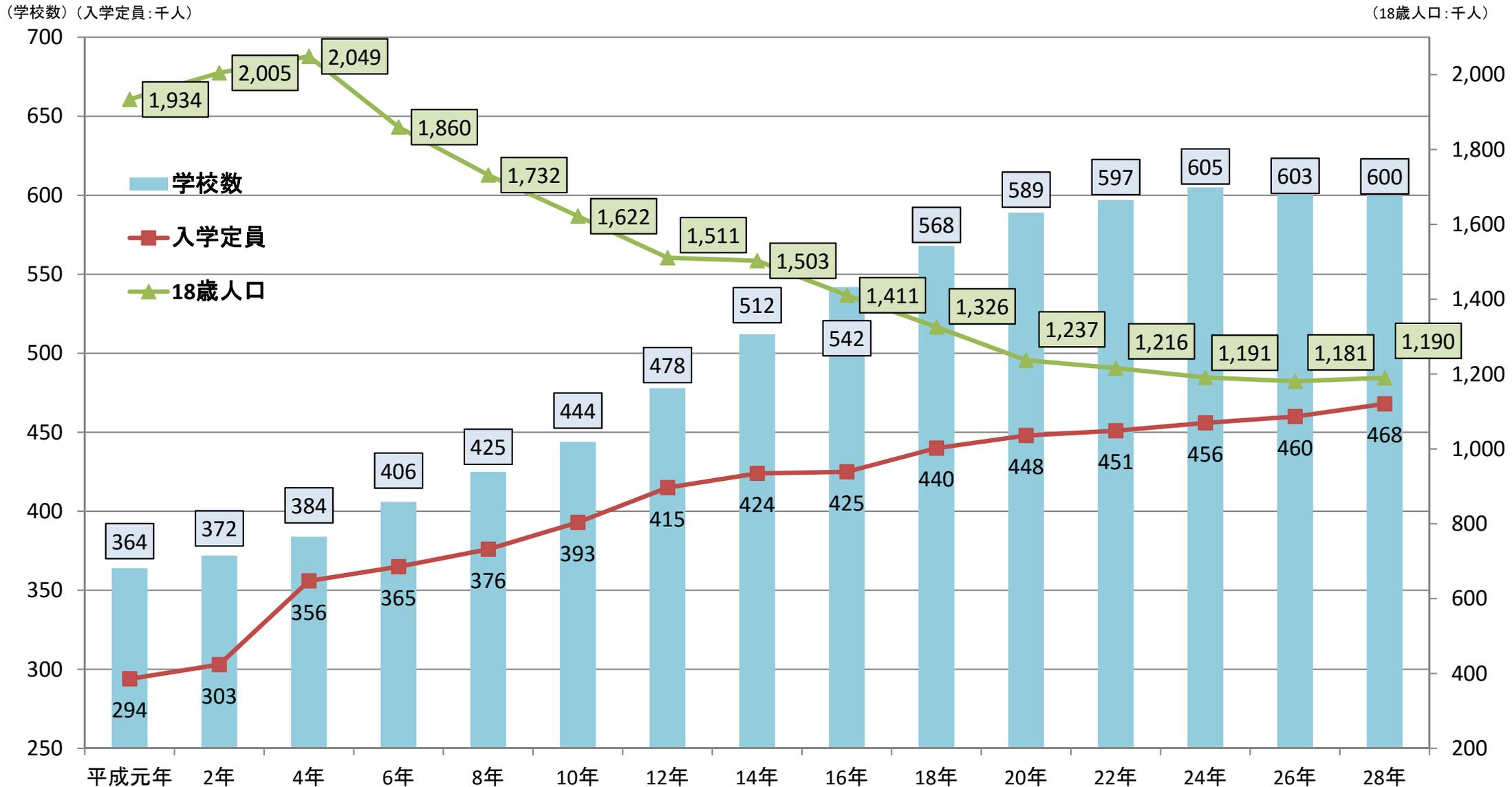
- 競争力の向上は、国立大学法人運営費交付金だけに頼るのではなく、世界ランキング上位校と同様に、財源の多様化によって実現していくことが可能ではないか。
- 国立大学法人運営費交付金等の予算の配分や使い方を改善させることで、研究開発の質や効率性を高める余地（P72参照）があるのではないか。このため、配分基準の見直しを行うべきではないか。
- また、産学連携の深化は、高等教育機関の教育・研究を社会のニーズにあったものとしていく観点からも重要ではないか。そのため、マッチングファンドの仕組みの活用や、大学のマネジメント機能の改善を進めるべきではないか。

論点4-(4) 高等教育 ＜私学助成＞

- 私立大学については、定員割れ大学の助成額が増加している中で、教育成果をどのように予算配分に反映させつつ、教育の質を向上し、経営を改善していくべきか。

① 私立大学の学校数と入学定員推移

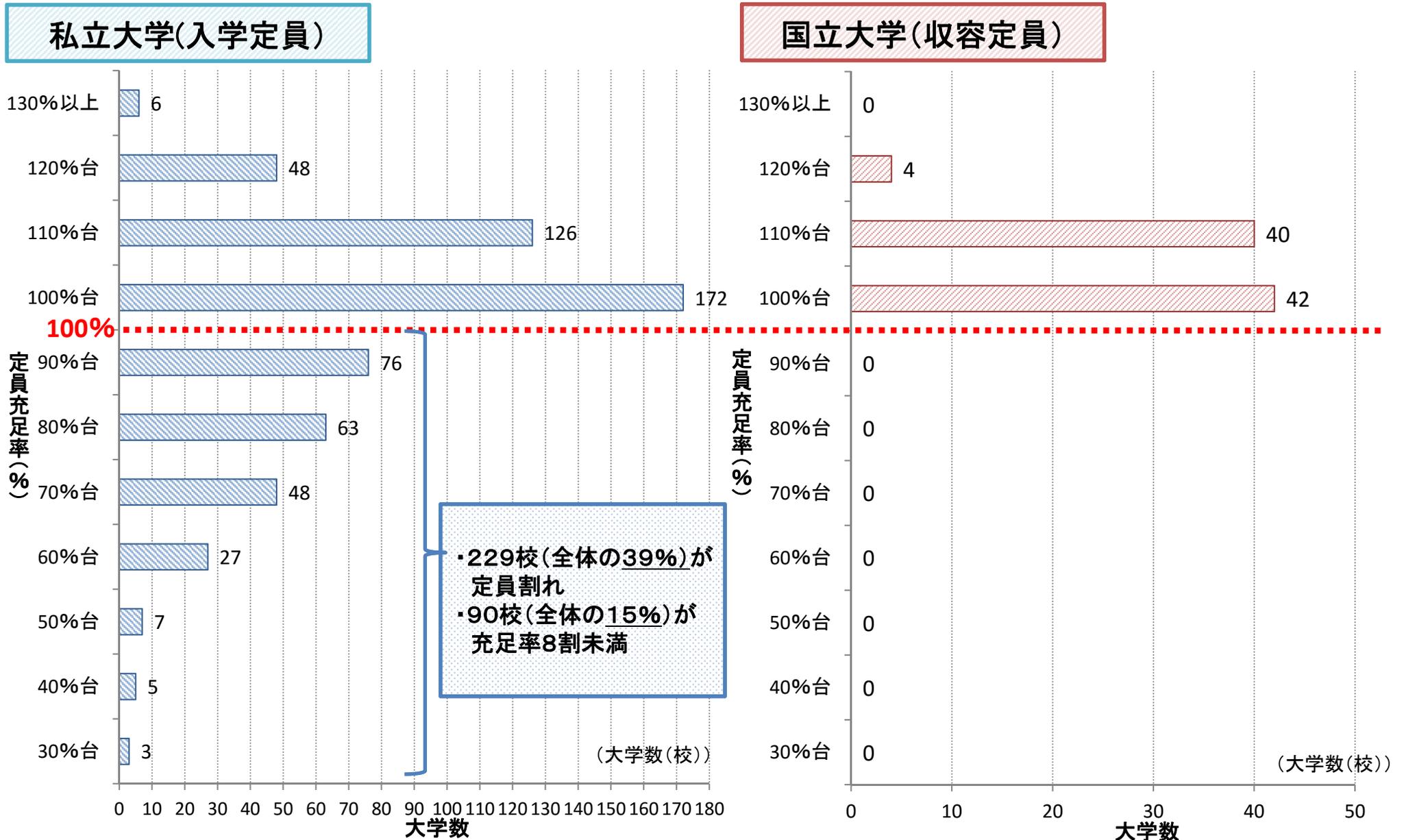
○ 18歳人口が減少する中、私立大学の入学定員は増加している。



(出典) 文部科学省「学校基本調査」、日本私立学校振興・共済事業団「平成28年度私立大学・短期大学等入学志願動向」

②-1 定員割れ大学(私立・国立の比較)

○ 私立大学は、定員割れの大学が約4割を占める。



(注1) 私立大学は入学定員充足率(入学者数/入学定員数)、国立大学は収容定員充足率(学生数/収容定員数)。

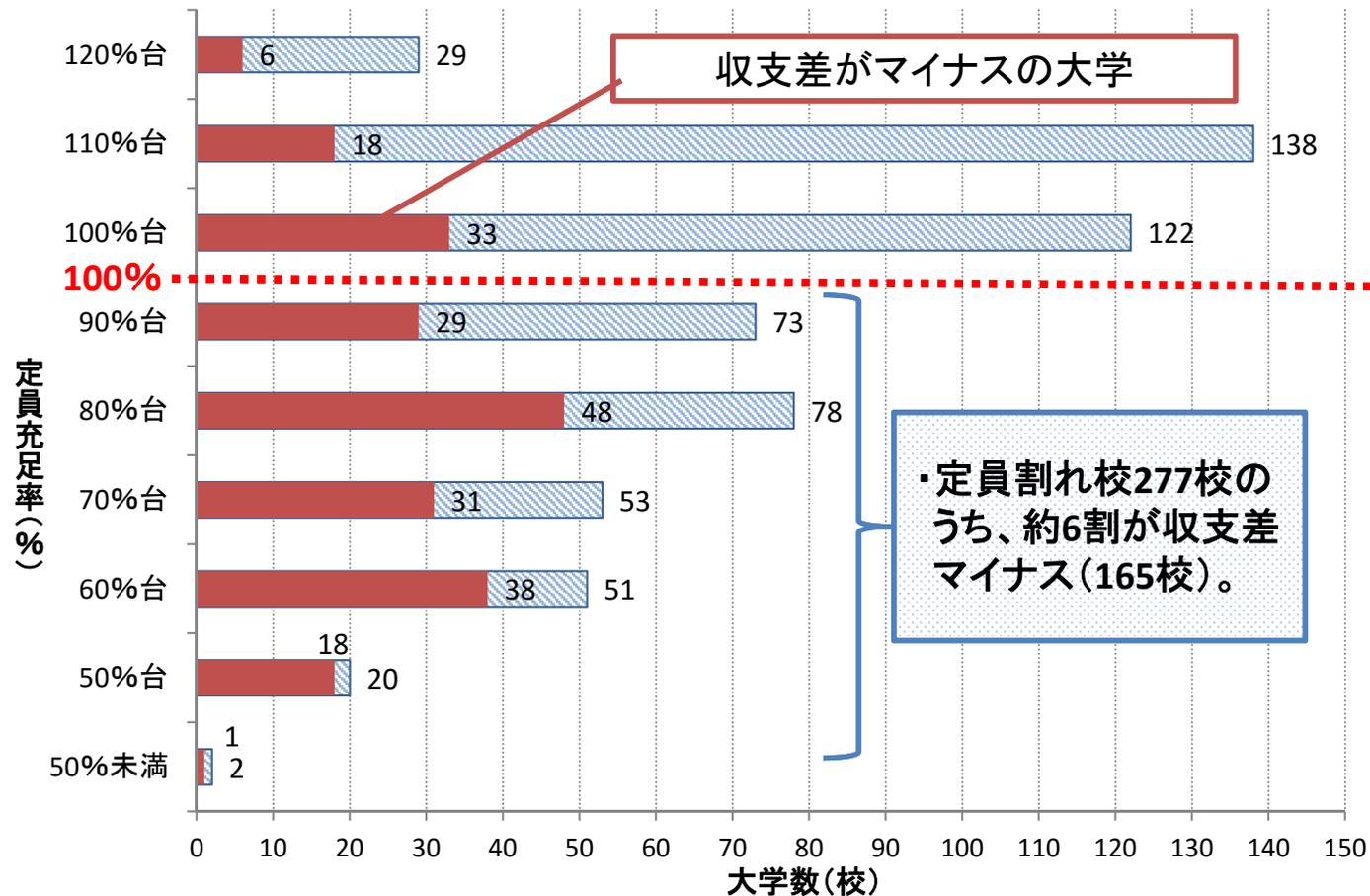
(注2) 株式会社が設置する大学、通信教育部のみ設置する大学、募集停止の大学は集計外。

(出典) 文部科学省調べ、日本私立学校振興・共済事業団「平成29年度私立大学・短期大学等入学志願動向」

②-2 定員割れ大学(私立大学の定員充足率と収支状況)

- 定員割れの大学では、財務状況（帰属収支差額比率）がマイナスの大学が約6割を占める。
- 私立大学全体の帰属収支差額の合計は、約1,200億円であるが、定員割れ大学の帰属収支差額は、約200億円のマイナスとなっている。

私立大学(収容定員)



定員充足・定員割れ大学の帰属収支差額

区分	学校数	帰属収支差額
定員充足	289校	1,394億円
定員割れ	277校	▲199億円
合計	566校	1,195億円

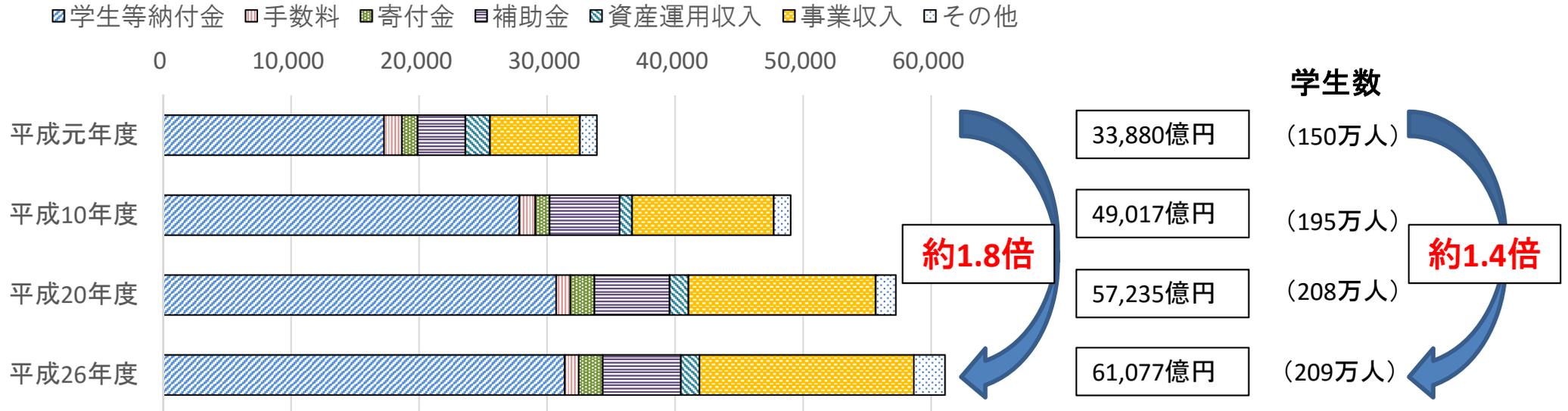
(注1) 「定員割れ校」は、学部生の収容定員充足率(学生数/収容定員数)が100%未満の大学

(注2) 帰属収支差額比率とは、学校法人の負債としない収入である帰属収入から消費支出を差し引いた差額(帰属収支差額)が収入全体の何%に当たるかを見る指標。出資(株式)の概念がなく、また、国公立学校のように施設が公費で賄われていない学校法人では、校地・校舎等の新たな取得や高度化、設備の向上など教育研究の充実に必要な資産相当額を資本(基本金)として帰属収入の中からあらかじめ確保しなければならないため、基本金組入れ相当の帰属収支差額が必要となる。(文部科学省「学校法人の経営等に関する参考資料」より引用)

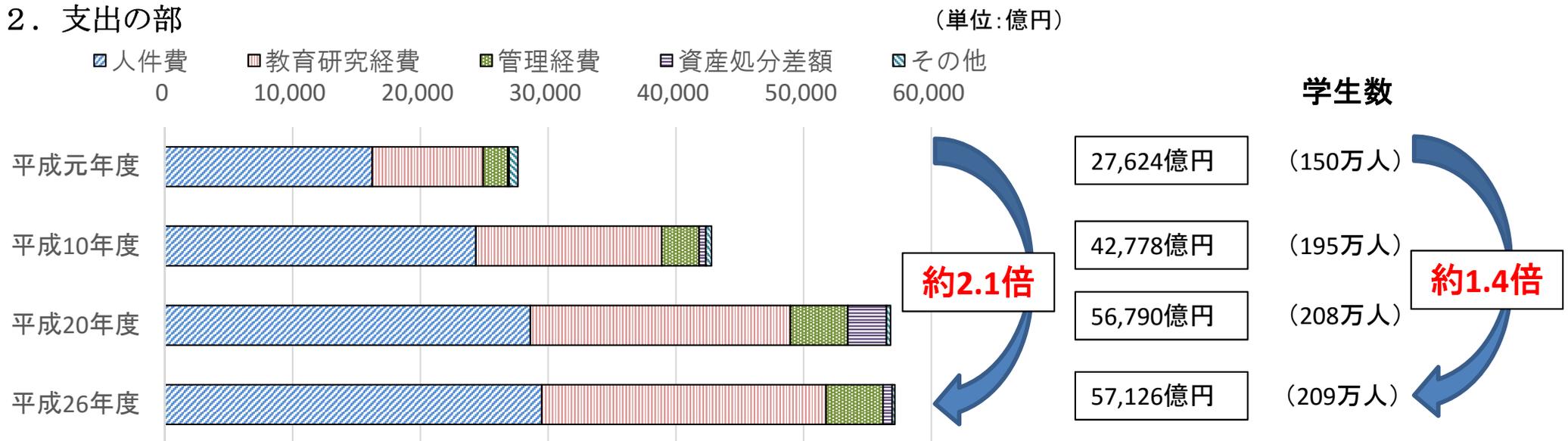
(出典) 財務省「平成29年度予算執行調査 私立大学等経常費補助(定員割れ私大等への助成等)」を財務省において分析したもの。その他、「学校法人の経営等に関する参考資料」等文部科学省資料

③ 私立大学法人の事業活動収支状況

1. 収入の部



2. 支出の部

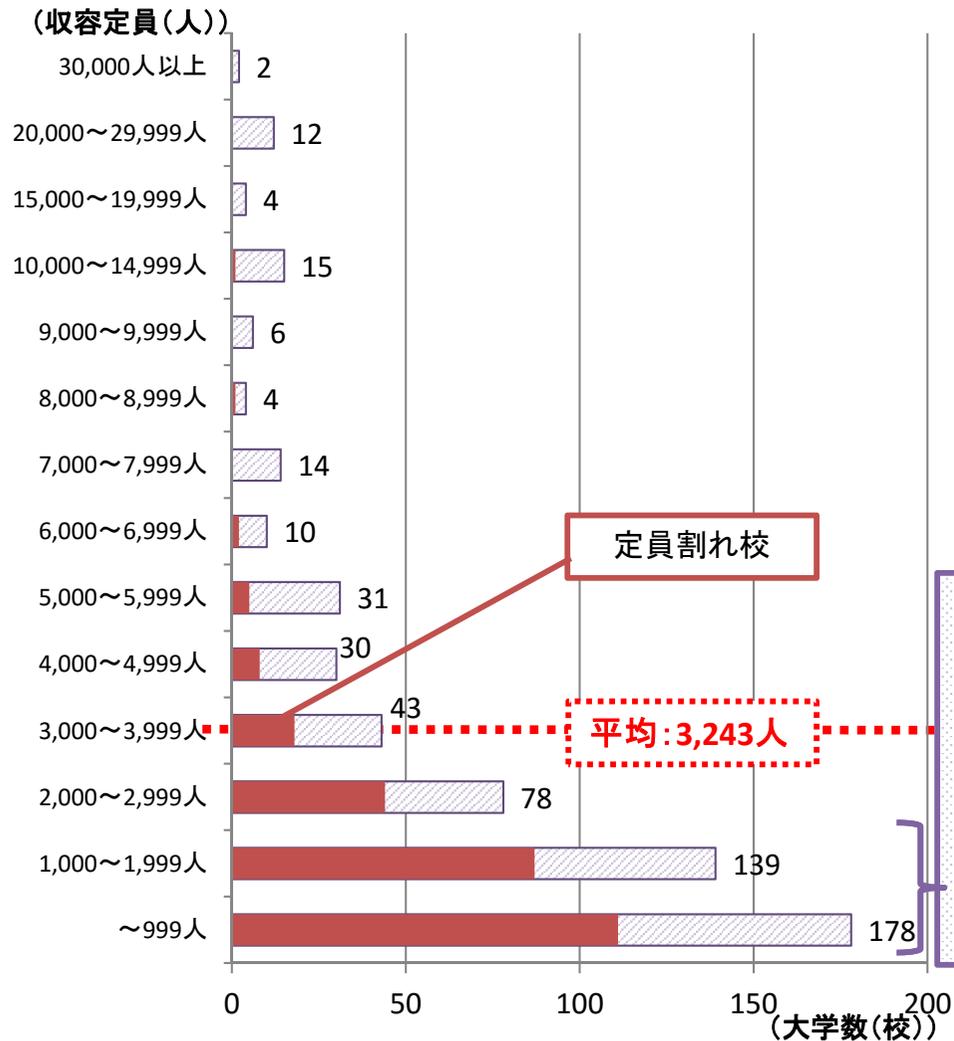


(注1) 「事業活動収支状況 消費収支計算書」を基に作成。
 (注2) 高等学校以下の学校も設置している大学法人については、それらの学校の支出・収入も含む。
 (出典) 日本私立学校振興・共済事業団「平成28年度版 今日の私学財政」、文部科学省「学校基本調査」

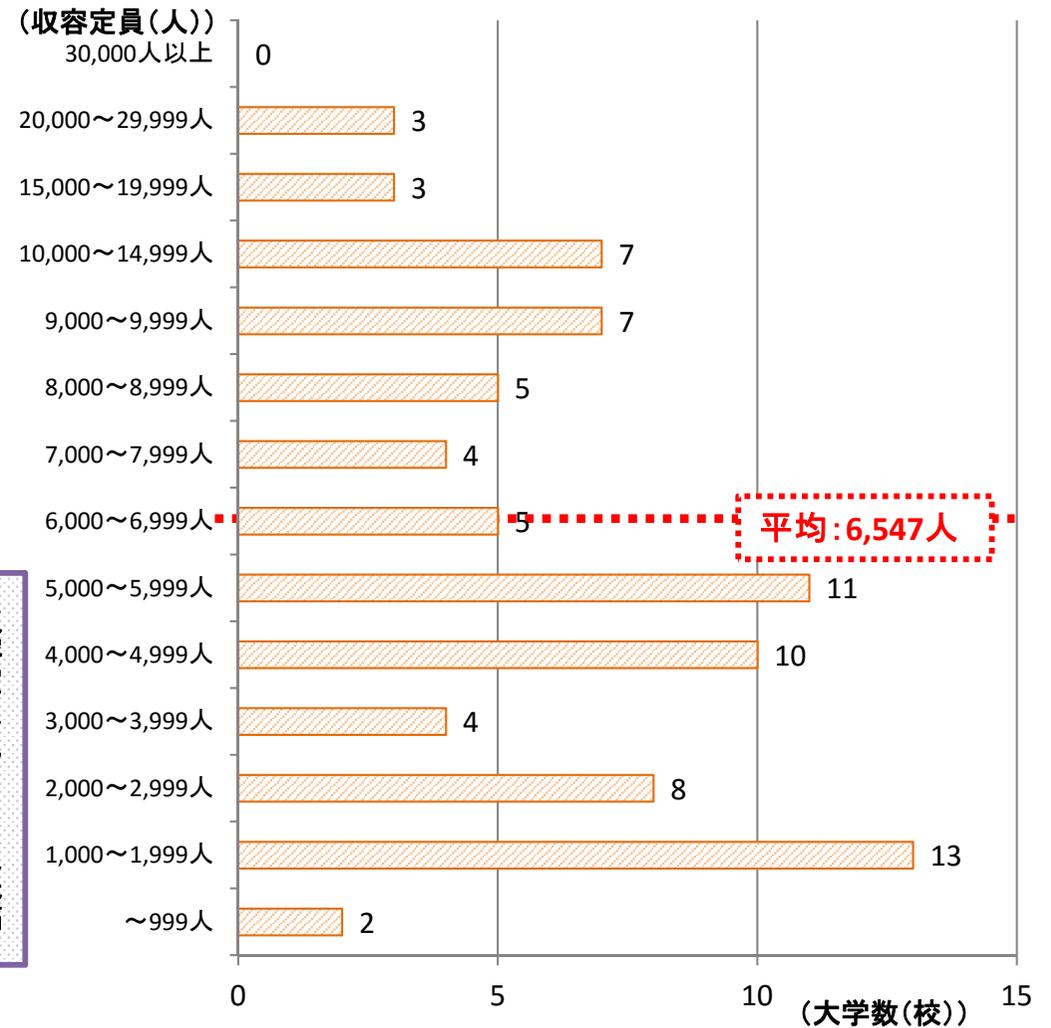
④ 大学の収容定員規模(私立・国立)

○ 私立大学は、収容定員2,000人未満の大学が約6割を占める。小規模な大学では、定員割れ校が多い。

私立大学



国立大学



(注) 国立大学は、大学院大学(政策研究大学院大学、総合研究大学院大学、北陸先端科学技術大学院大学、奈良先端科学技術大学院大学)の4大学は除いている。

(出典) 私立大学は、財務省「平成29年度予算執行調査 私立大学等経常費補助(定員割れ私大等への助成等)」を財務省において分析したもの。国立大学は「文部科学省調べ」

⑤-1 定員割れ大学への補助(平成29年度予算執行調査結果)

○ 定員割れの私立大学等への補助額は、平成24年度から平成28年度にかけて増加。

(単位:校、億円)

区 分	平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度	
	学校数	補助額								
定員充足率(75%以上~100%未満)	321	520.6	314	552.9	314	515.6	324	570.6	319	637.2
〃 (50%以上~75%未満)	164	160.5	150	148.8	153	160.8	154	172.9	155	192.3
〃 (50%未満)	6	1.2	5	1.0	5	0.9	3	0.6	5	1.4
定員割れ私立大学等 計(①)	491	682.3	469	702.7	472	677.3	481	744.1	479	830.9
交付対象私立大学等 全体(②)	881	3,230.0	880	3,195.7	882	3,206.3	877	3,165.9	877	3,211.6
割合(①/②)	55.7%	21.1%	53.3%	22.0%	53.5%	21.1%	54.8%	23.5%	54.6%	25.9%

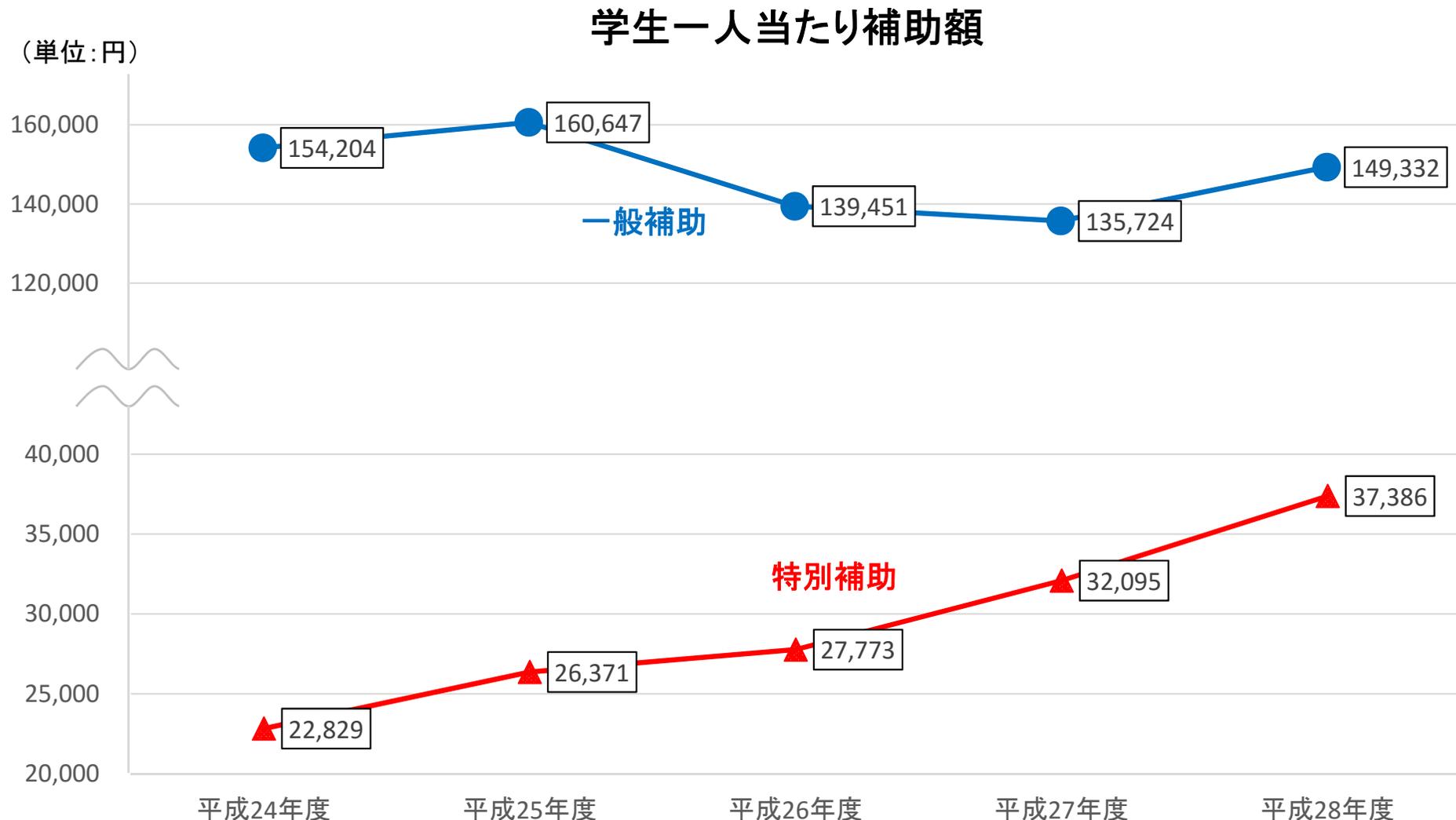
(注1) 大学等は、大学、短期大学及び高等専門学校を指す。

(注2) 定員充足率は「在籍学生数÷収容定員」

(出典) 財務省「平成29年度予算執行調査 私立大学等経常費補助(定員割れ私大等への助成等)」

⑤-2 定員割れ大学への補助(一人あたり補助額の推移)

- 定員割れ私立大学等について、学生一人あたりの補助額は、一般補助(教職員数や学生数等の学校規模に対応したもの)は概ね横ばい推移している一方、特別補助(改革に取り組む大学を重点的に支援するもの)は年々増加傾向にある。

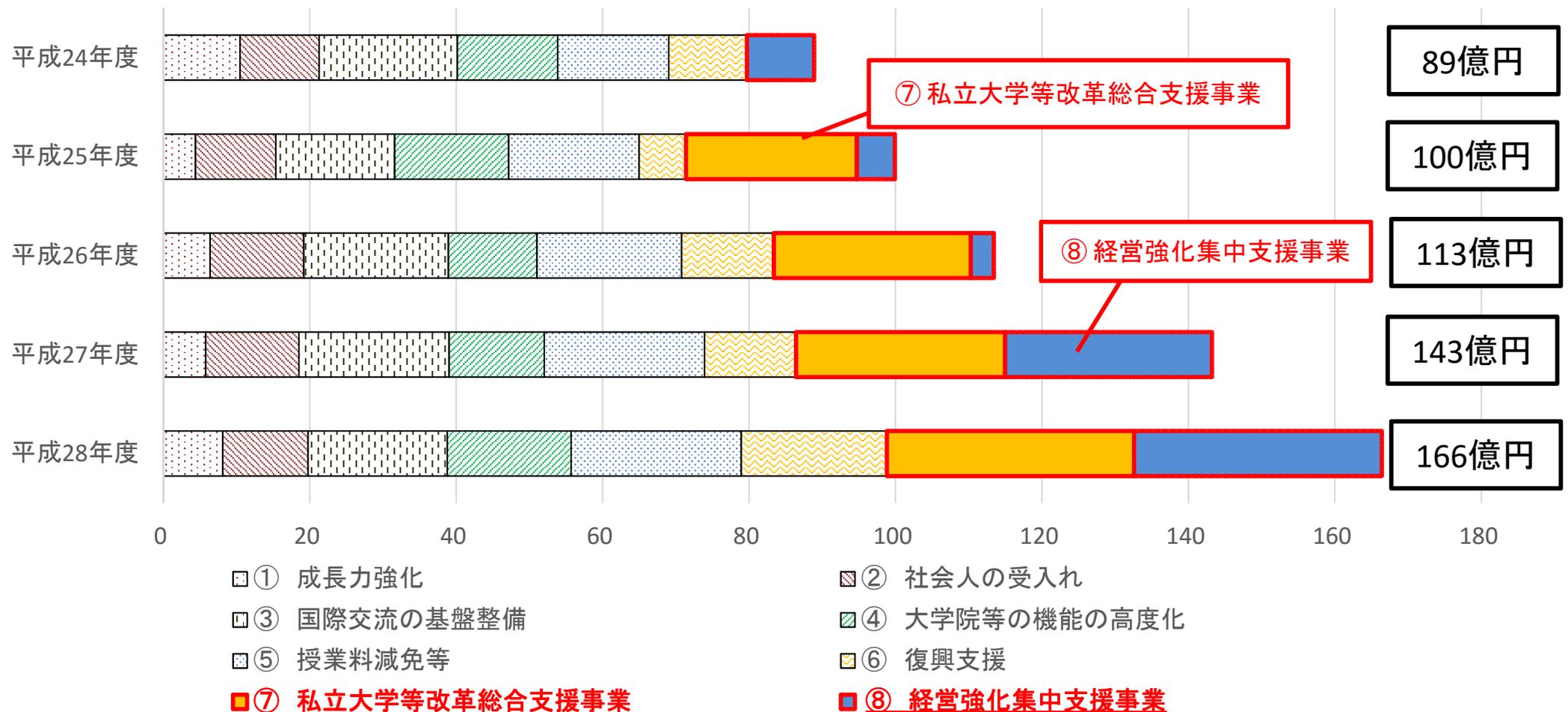


(注) 大学等は、大学、短期大学及び高等専門学校を指す。

(出典) 財務省「平成29年度予算執行調査 私立大学等経常費補助(定員割れ私大等への助成等)」を財務省において分析したもの

⑤-3 定員割れ大学への補助(特別補助の推移)

- 定員割れ私立大学等に対する特別補助の増加要因としては、近年、「私立大学等改革総合支援事業」や「経営強化集中支援事業」に係る補助額が大きく増額している。
- こうした事業について、現状、支援大学毎に目標やKPIが設定されておらず、また、その成果把握もなされていない。



(注) 大学等は、大学、短期大学及び高等専門学校を指す。

(出典) 財務省「平成29年度予算執行調査 私立大学等経常費補助(定員割れ私大等への助成等)」等を財務省において分析したもの。

⑤-4 定員割れ大学への補助(特別補助における審査項目の例)

○「私立大学等改革総合支援事業」や「経営強化集中支援事業」等の採否を決める審査基準の項目や配点が、補助目的に照らして適正か。

私立大学等改革総合支援事業の指標（抜粋）

<目的>

教育の質的転換や、産業界・他大学等との連携、プラットフォームの形成など、特色化・機能強化に向けた改革に、全学的・組織的に取り組む大学等を重点的に支援。

審査項目	配点(最大)
入学者受入れの方針において、入学前にどのような能力をどのようにして身に付けてきた学生を求めているか、入学後にどのような能力を身に付けられる学生を求めているかなど、求める学生像を示していますか。	2点 (95点満点)
オフィスアワーを設定していますか。	3点 (95点満点)
学長を中心とした、副学長・学長補佐、学部長及び専門的な支援スタッフ等からなる全学的な教学マネジメントの体制が構築されていますか。	3点 (95点満点)
大学等内にIRを担当する部署を設置し、専任教員又は専任職員を配置していますか。	5点 (95点満点)
学内の教育改革に取り組む教員又は組織(学部等・研究科)を財政的に支援するための予算(いわゆる学長裁量経費等)を設けていますか。	3点 (95点満点)
産学連携のための部署(委員会等)を設置し、専任教員又は専任職員を配置していますか。	5点 (59点満点)

経営強化集中支援事業の指標（抜粋）

<目的>

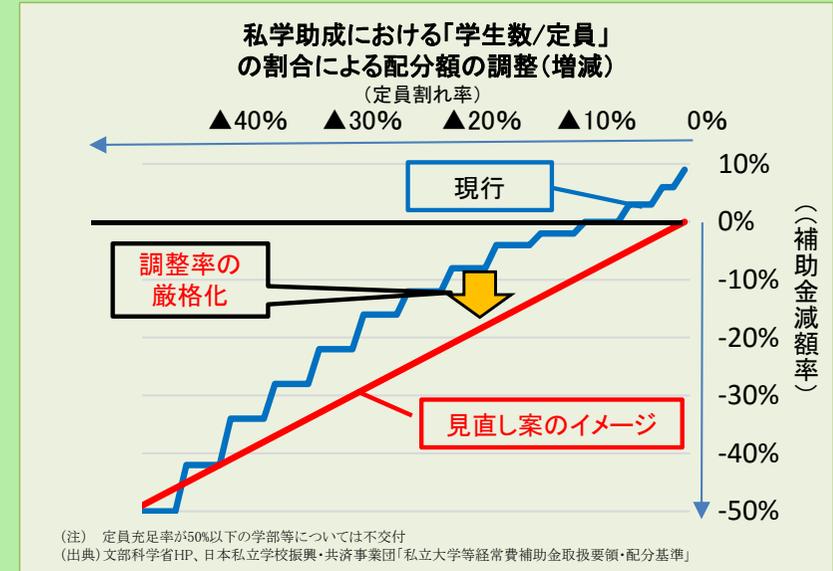
18歳人口の急激な減少の中、スピード感ある経営改革を進めるため、地方に高度な大学機能の集積を図る地方の中小規模私立大学等を集中的に支援。

審査項目	配点(最大)
経営上の財務分析を実施し、理事会で分析結果を報告していますか。	2点
理事会機能の強化の観点から、財務担当等、常勤理事の役割分担を明確にしていますか。	2点
財務計画を含む中長期計画がありますか。	2点
定員規模の適正性を点検していますか。	2点
寄付金の受け入れが増加していますか。	1点
大学等による地域への貢献について、データをまとめ、当該情報を発信していますか。【重点項目】	3点
大学等の取り組みに関して地域住民と意見交換の機会を設けていますか。	2点

※タイプA:89点満点

検討の方向性:私学助成

- 私学助成（一般補助）については、大学教育の質を向上させるため、
 - ・ 教育の質や成果を示す客観的な配分基準による配分の強化、
 - ・ 定員割れ大学に対して、定員充足率を補助額に確実に反映するよう、定員に対する学生等の割合による増減調整の厳格化、
 - ・ 大学教育の質や成果の「見える化」・情報開示を進めるため、現在の教育・研究に関する基礎的な事項や財務状況に関する開示項目の見直しや非開示の大学に関する減算の強化、を行うべきではないか。



- 私学助成（特別補助）のうち、「経営強化集中支援事業」については、大学の経営改善の状況について客観的な第三者評価を行う仕組みを構築し、その改善が見られない大学に対しては補助を廃止するなど、PDCAサイクルを確立し、予算反映が必要ではないか。
 - また、「私立大学等改革総合支援事業」等については、
 - ・ 原則として、教育の質が確保されていない大学等について、補助対象から除外するほか、定員割れや経常赤字が生じている大学への単なる経営支援としない仕組みとすること、
 - ・ 産学連携や地方連携等に係るメニューは、単なる外形要件ではなく、外部資金の受入や地方からの協力、国際的展開に実効性のある客観的な基準を導入することが必要ではないか。

論点5 科学技術

- 科学技術の国際競争力強化に向けて、科学技術予算のあり方をどのように考えるべきか。

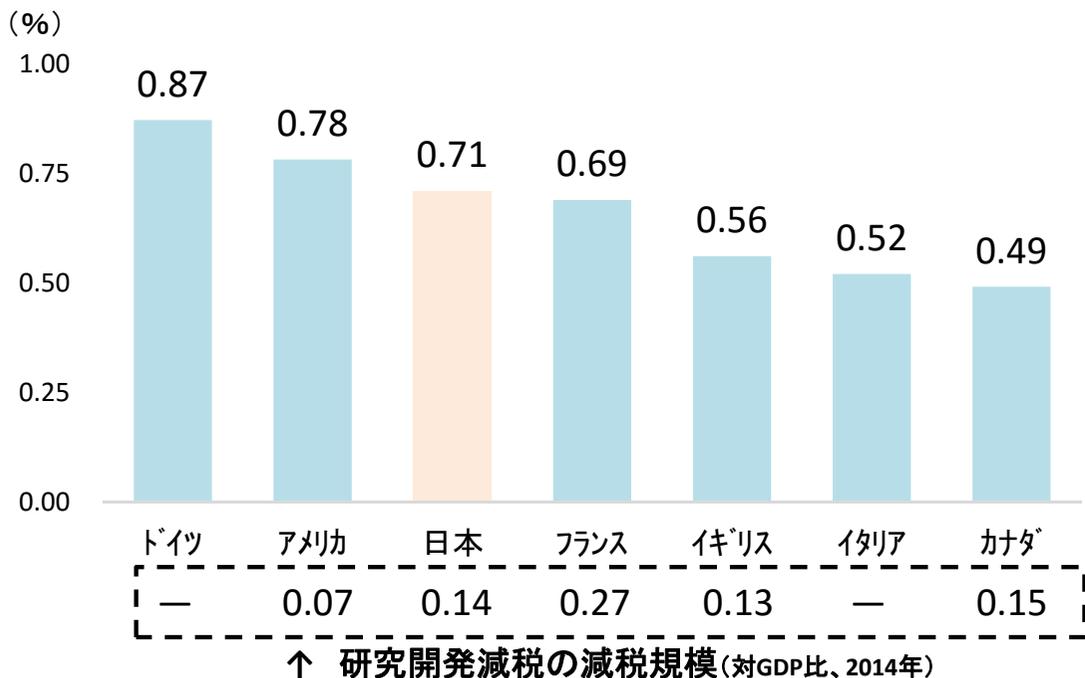
①-1 予算規模（科学技術関係予算）

○ 我が国の科学技術関係予算は、対GDP比でも実額でも、主要先進国と比べて遜色のない水準。研究開発税制とあわせて見れば、米英独に並ぶ水準。

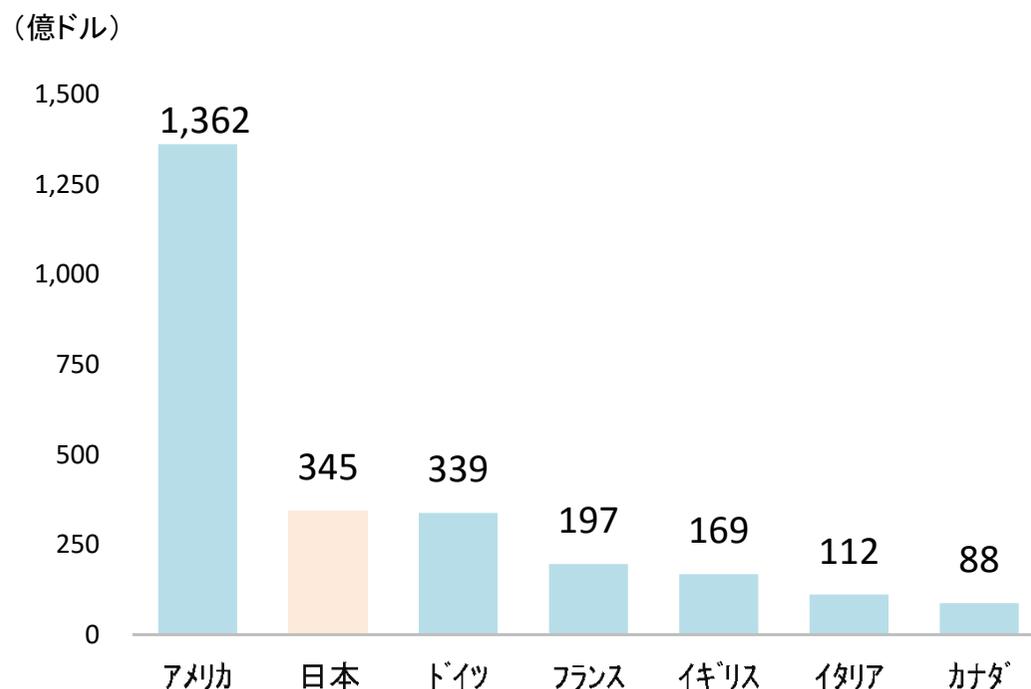
経済財政運営と改革の基本方針2017（平成29年6月9日 閣議決定）

「政府研究開発投資について、「経済・財政再生計画」との整合性を確保しつつ、対GDP比1%にすることを目指し所要の規模の予算が確保されるよう努める」「期間中のGDPの名目成長率を「中長期の経済財政に関する試算」の経済再生ケースに基づくものとして試算した場合、第5期科学技術基本計画期間中に必要となる政府研究開発投資の総額の規模は約26兆円となる。」

中央政府の科学技術関係予算（対GDP比、2014年）



中央政府の科学技術関係予算（実額、2014年度）



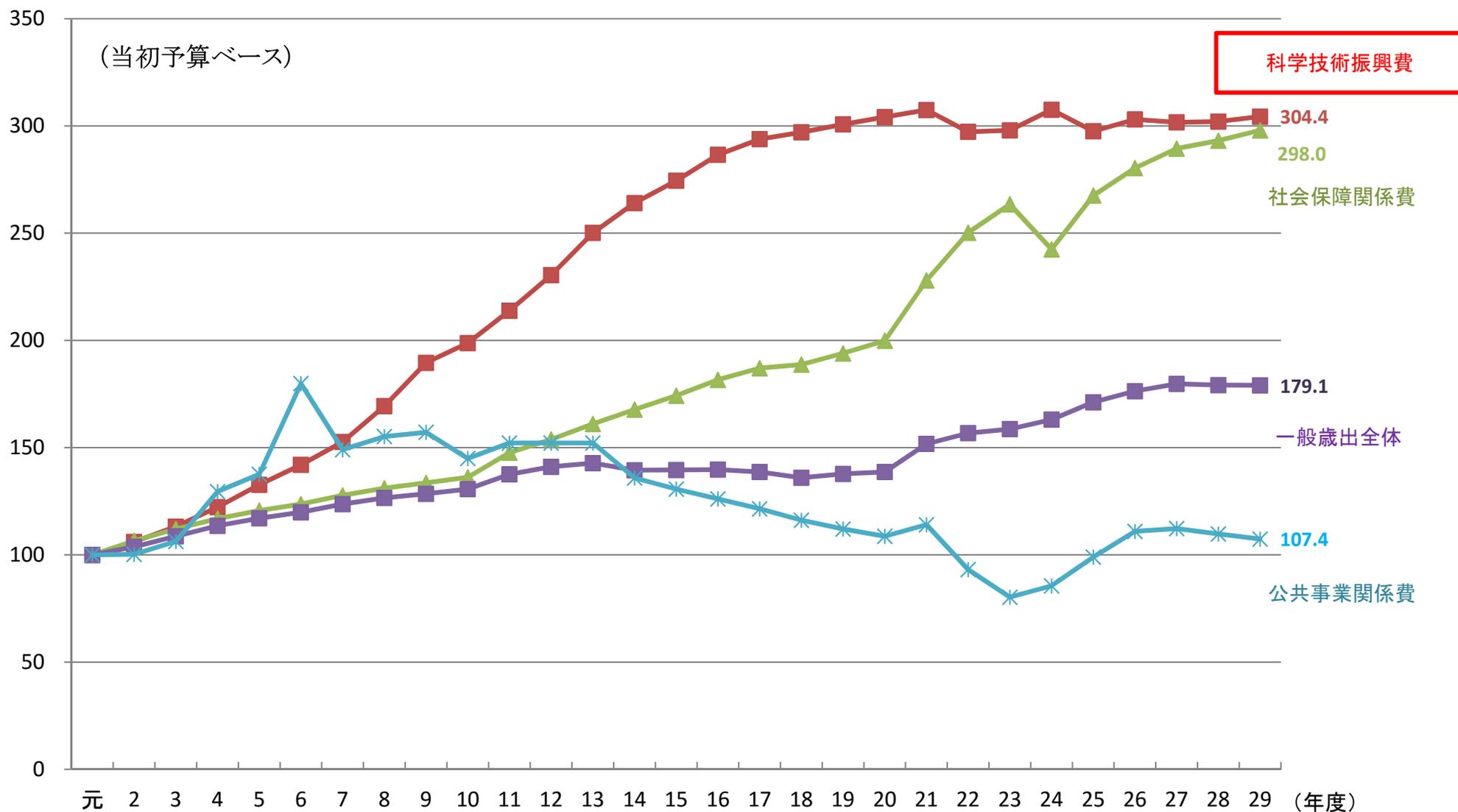
(注) 上記の数値は、中央政府の科学技術関係予算であるが、ドイツは連邦及び州政府の科学技術関係予算の合計を計上。

(出典) OECD, Main Science and Technology Indicators

①-2 予算規模（科学技術振興費）

○ 科学技術振興費は、過去20年以上にわたって社会保障関係費以上のペースで拡充。

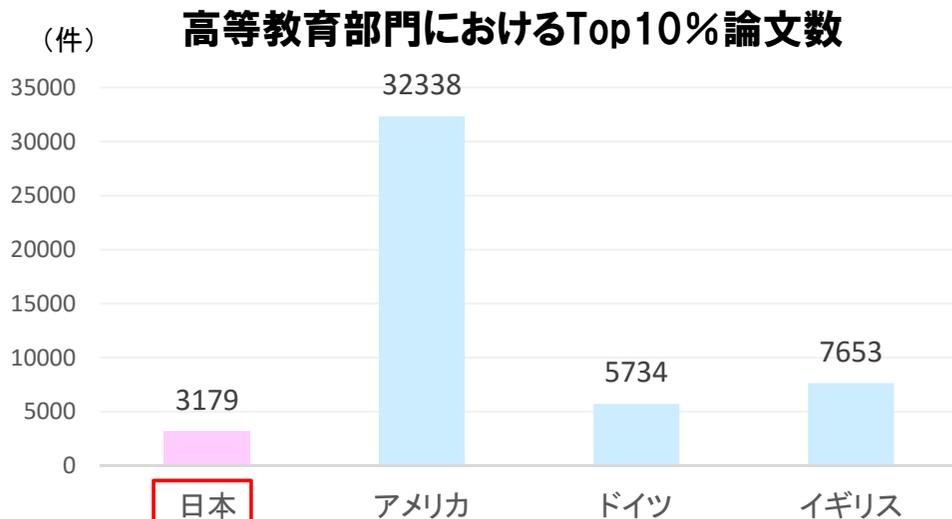
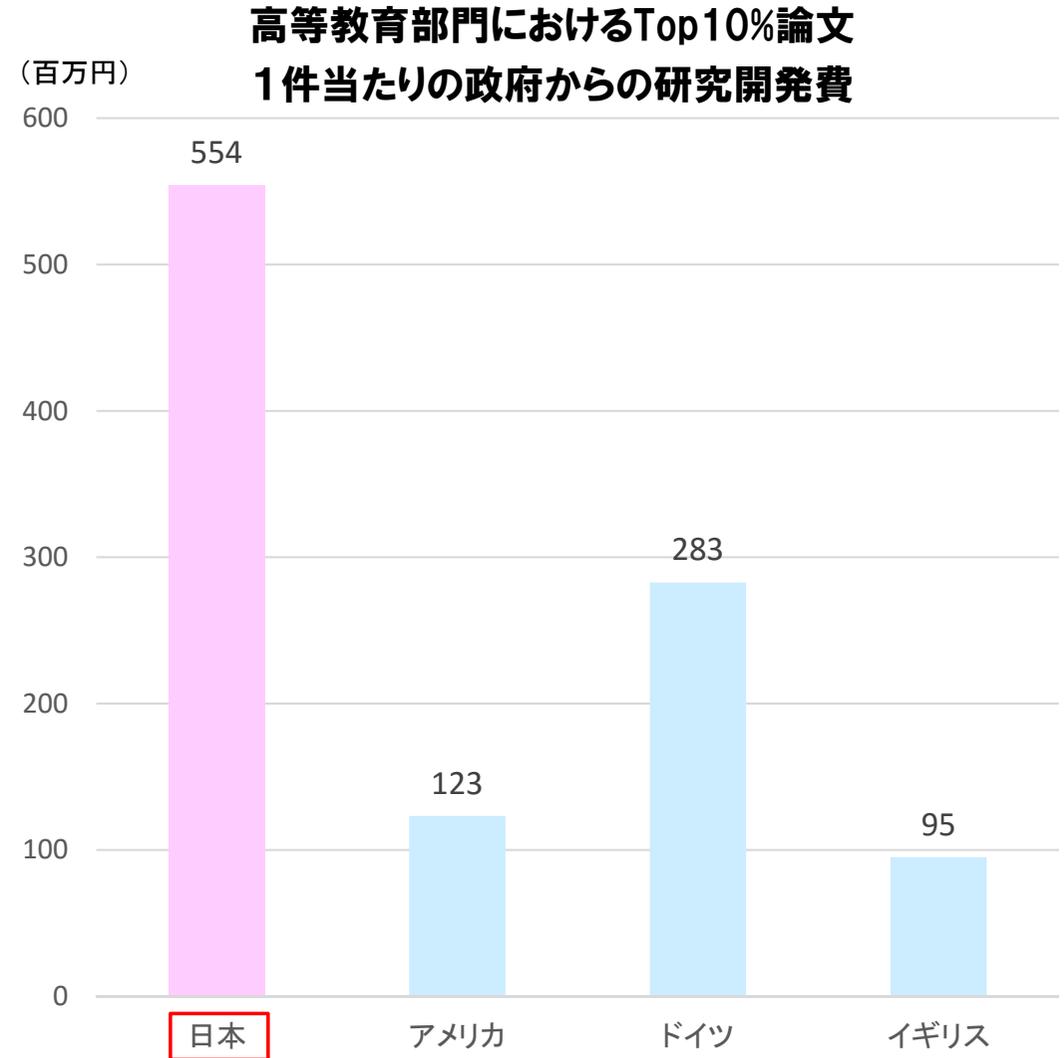
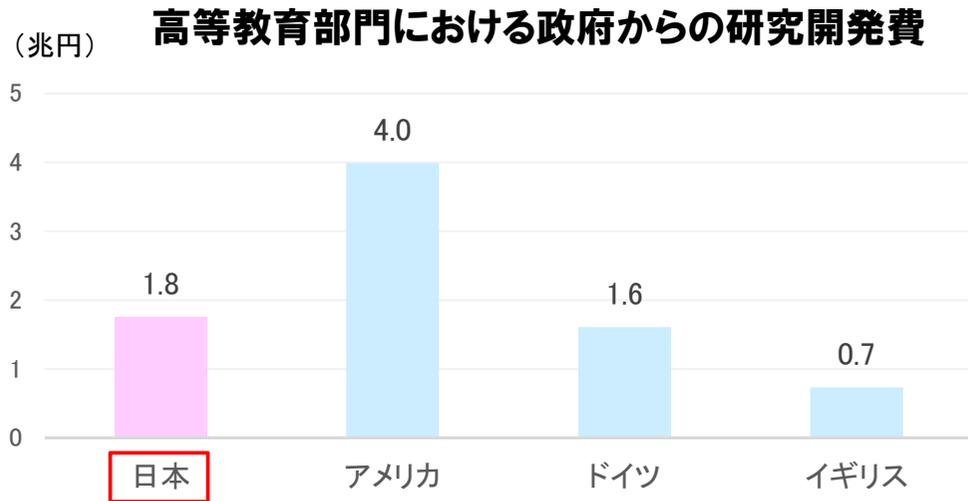
一般会計・主要経費の推移（平成元年度を100とした場合）



(注)比較のため、一般会計から東日本大震災復興特別会計に移管された経費等について調整を加えてある。

② 予算規模と成果（大学における研究開発費と成果）

- 日本の高等教育部門における、
 - ・ 「政府からの研究開発費の額」はドイツと比して遜色ない水準である一方、
 - ・ 「Top10%論文数」がドイツと比べて少ないことから、Top10%論文1件を生み出すために必要な政府からの研究開発費が大きい。



(注1) 論文数は補正論文数であり、分数カウントベース。研究開発費はOECD購買力平価により円換算した。

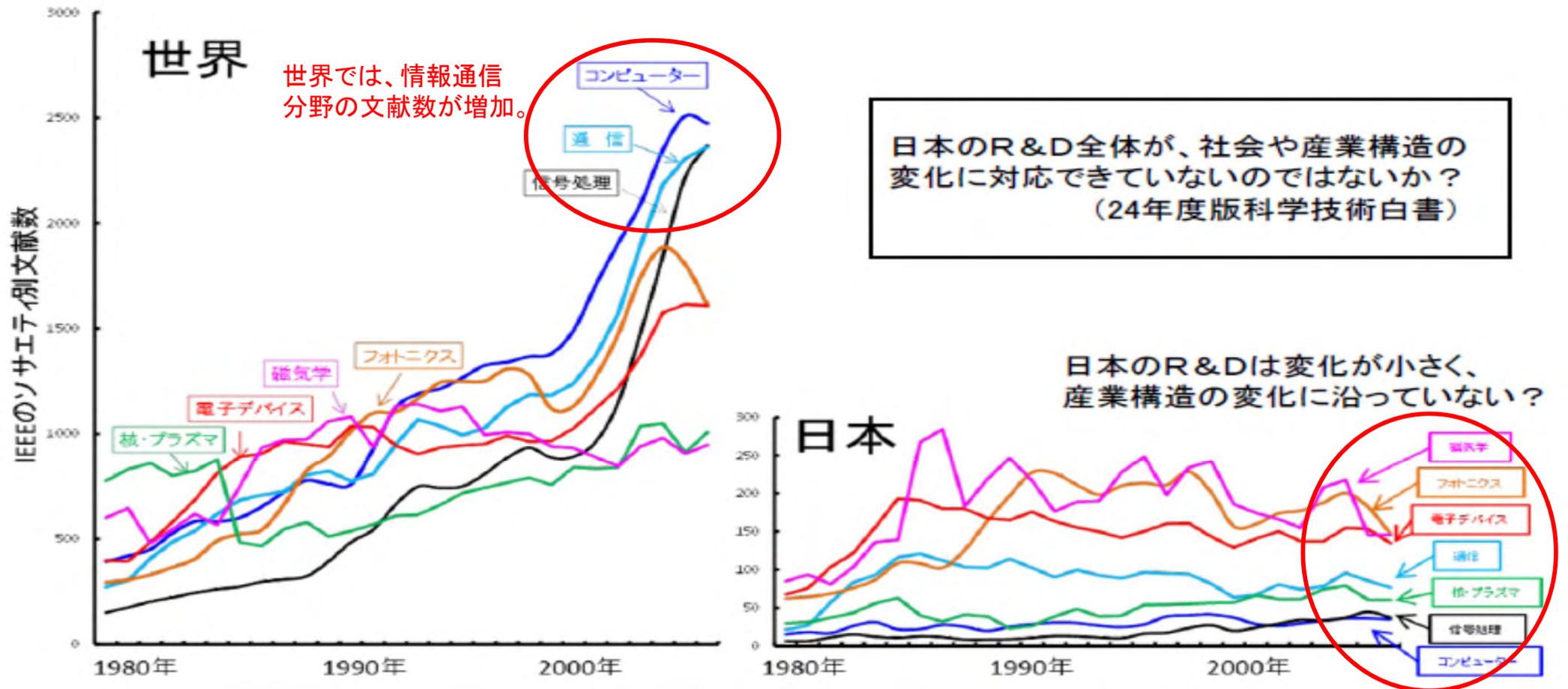
(注2) 高等教育部門における論文数は、総論文数(2015年)に高等教育部門のシェア(2006年)を乗じて算出。

(出典) 文部科学省 科学技術・学術政策研究所「科学技術指標2017」、「第3期基本計画フォローアップ調査研究『日本と主要国のインプット・アウトプット比較分析』」

③-1 メリハリ付け（研究分野を超えた変化）

○ 日本では、伝統的な学問分野の体系に則した研究が多く行われており、分野を超えた変化が小さいため、社会や産業構造の変化に対応できていないのではないか、との指摘もある。（24年度科学技術白書等）

世界と日本における各領域の文献数の変化
（電気通信分野）



（出典）文部科学省 第95回情報科学技術委員会（H28. 8. 19）小柴研究員発表参考資料

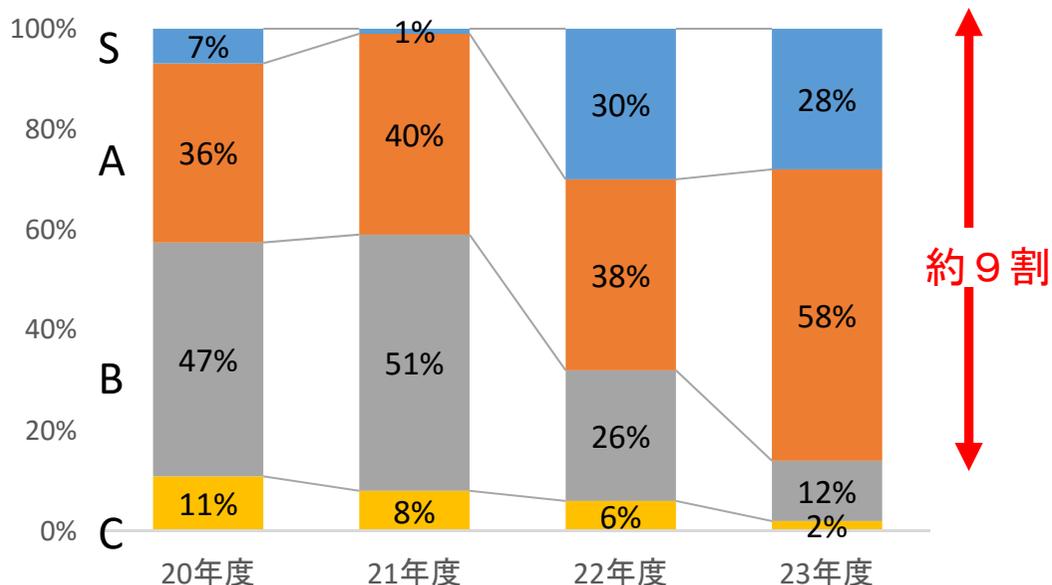
③-2 メリハリ付け（科学技術予算のメリハリ付け）

○ 平成23年度までは、総合科学技術会議において科学技術予算の「メリハリ」付け（いわゆるSABC）を行っていた（23年度予算においては「S」「A」評価で約9割を占めるなど形骸化し、平成24年度以降は中止）。

現状では、科学技術重要施策アクションプラン、科学技術イノベーション総合戦略などにより、重点化すべき施策を特定する、いわば「ハリ」のみを強調した仕組みとなっている（「メリ」の指摘がない）。

○ また、同種の事業の中で中間評価が行われた場合でも、その結果が予算額に必ずしも反映されていない。

総合科学技術会議における優先度判定の推移（新規事業）



○ 29年度予算 総合戦略2016における重きを置くべき施策
 「未来の産業創造と社会変革」（Society 5.0）「経済・社会的課題への対応」（エネルギー・環境、再生医療等）、「基盤的な力の強化」（人材力の強化等）、「人材、知、資金の好循環システム」等

東京大学と九州大学のWP | 拠点の
中間評価結果と予算額の推移

拠点名	東京大学Kavli IPMU	九州大学I ² CNER
結果	S	A-
時期	23年12月	27年2月
コメント	<ul style="list-style-type: none"> ・過去4年間の活動と科学的業績を高く評価。 ・短期間内にゼロから世界的に名の知られた研究機関にまで発展を遂げた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ゴールへ到達するためにはさらなる努力が必要。 ・自分たちの強みと弱みを厳しく点検し、<u>焦点を絞るべきである。</u>
予算額の推移	23年度13.5億円 24年度13.6億円 25年度13.3億円 26年度13.1億円	26年度13.1億円 27年度12.7億円 28年度12.5億円 29年度12.5億円

(出典)世界トップレベル研究拠点プログラム 中間評価結果より抜粋

④-1 予算の効率化・適正化（研究開発に必要な機器のコスト）

- 日本の研究開発経費について、
 - ・ 日本で購入される海外製機器の価格は、国産機器より割高である可能性、
 - ・ 日本は機器購入に要する費用割合が高いこと
 もあって、コスト高になっているのではないか。

海外製機器と国産機器の価格差

- ・ 例えば、NMR（核磁気共鳴装置）、TEM（透過型電子顕微鏡）について、科学機器年鑑から2015年の市場価格を試算すると、海外製機器は国産機器の価格より高い。

(注)NMR、TEMとも、科学機器年鑑2016年版より試算。

NMR（核磁気共鳴装置）（2015年）

	国産機器	海外製機器
販売台数	61台	48台
単価	3700万円	6300万円

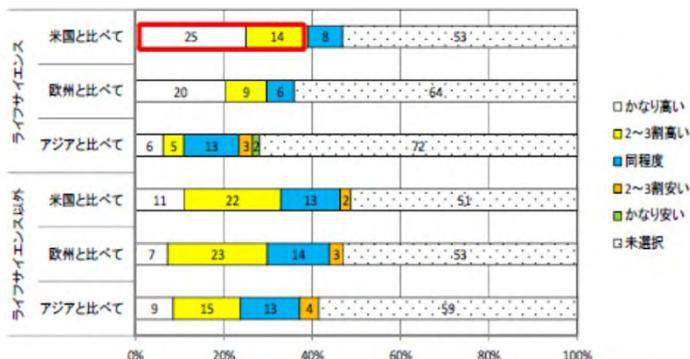
TEM（透過型電子顕微鏡）（2015年）

	国産機器	海外製機器
販売台数	47台	8台
単価	1億3700万円	2億4600万円

研究者に対するアンケート調査結果

- ・ 約4割の研究者が、米国製機器の日本での価格は、米国での価格と比べて高いと回答。

研究者に対する日本での米国製機器価格のアンケート調査



(出典) 科学技術・学術審議会総会(第41回) 平成25年1月17日

日米の大学等の機器購入費用の比較

- ・ 大学等の機器購入金額は、研究費に占める割合や一人当たり研究者の金額で比較すると、日本がアメリカの約2倍

大学等が機器の購入に使用した費用(2012年)

	日本	アメリカ
機器等の購入額	2,196億円 (国産961億円、 海外製1,235億円)	19.8億ドル
研究費に占める割合	6.2%	3.2%

(出典) 科学技術・学術政策研究所 科学技術動向2014 7.8月号

④-2 予算の効率化・適正化（研究開発に必要な機器の利用料収入）

- 研究開発投資の効率化を図るためには、研究設備の「共用」の拡大も重要な課題であり、ナノテクプラットフォーム事業等において設備の共有に必要な人件費等を政府が負担している。
- 研究設備を有する大学等は、学外者等の利用に際し、現状では、市場価格より低い水準で、利用料として徴収する例が多い。

集束イオンビーム加工装置(FIB)

減価償却費
(設備の価格)

人件費

維持費・
水道光熱費等

【集束イオンビーム加工装置】

- ・イオンビームを試料に照射することによって、試料を掘削し任意の形状に加工する装置。
- ・ナノテクプラットフォーム事業（29年度予算額15.8億円）の対象設備であるが、一部の民間企業の解析サービスでも利用されている。

市場価格（民間企業の価格例）：**12万円**

＝利用者が利用日数分だけ設備を
所有し、利用するとした場合の費用

ナノテクプラットフォーム事業
における利用料金：**6万円**

(FIBを保有する東北大学の利用料金)

※ 成果公開の場合、2万円

④－3 予算の効率化・適正化（研究活動における不正行為への対応）

- 研究活動における不正行為の事案が後を絶たないため、文科省は平成26年に「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」を改訂したが、その後も不正行為事案は発生。
- 不正行為と認定された場合は、
 - ・ 不正行為に「直接」関係のある経費として、論文の投稿料等のみ返還を求めている。
 - ・ 研究機関に体制整備に係る「管理条件」を付し、履行されない場合に間接経費を削減することとされているが、現在のところ間接経費の削減まで措置された例はない。

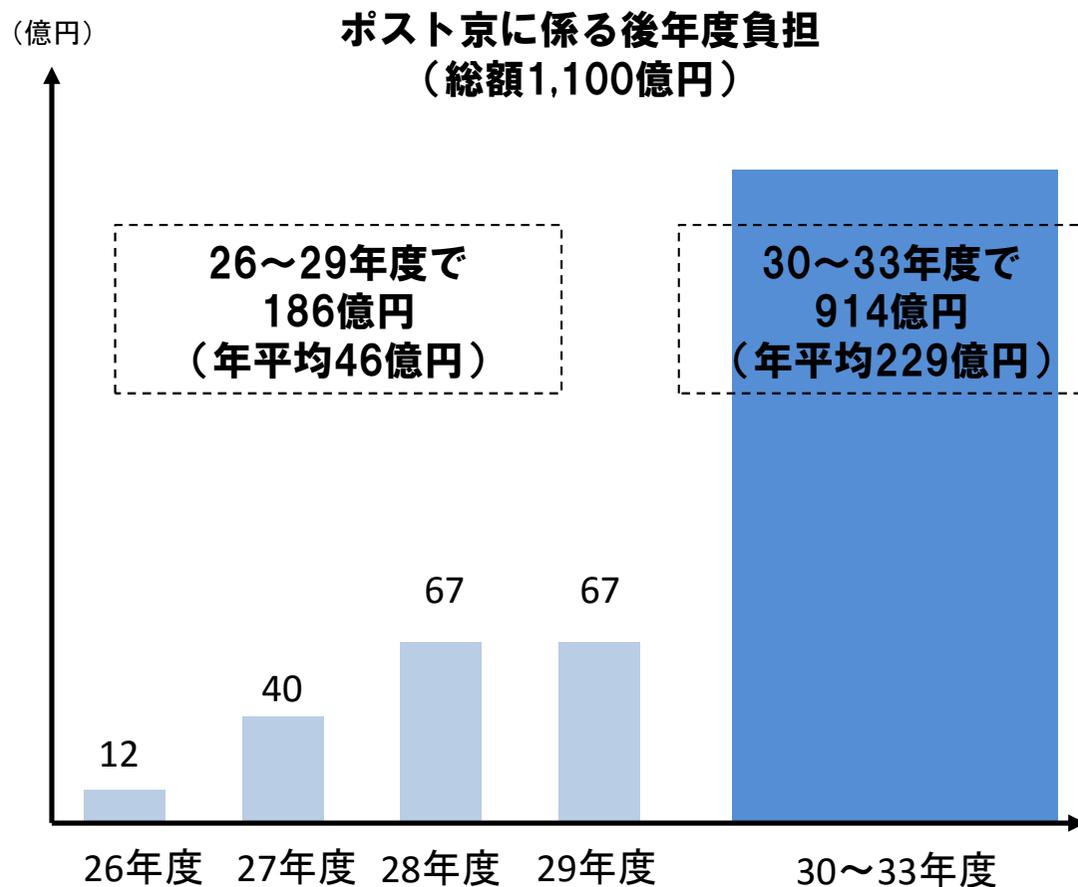
<平成28年度に不正行為が認定された事案>

	不正行為に関連する研究費	返還を求めた経費	間接経費の削減
筑波大学人文社会系所属教員による不正行為(盗用)	—	—	なし
上智大学外国語学部所属教員による不正行為(盗用)	—	—	なし
滋賀県立琵琶湖博物館学芸員による不正行為(盗用)	440万円	25万円	なし
大阪薬科大学薬学部所属教員による不正行為(改ざん)	—	—	なし
神戸国際大学リハビリテーション学部所属教員による不正行為(盗用等)	—	—	なし
昭和女子大学大学院所属教員による不正行為(盗用)	—	—	なし
金沢星稜大学教員の不正行為(盗用)	—	—	なし
元九州大学大学院工学研究院所属学術研究員による不正行為(改ざん)	4,914万円	20万円	なし
琉球大学医学研究科教授の不正行為(ねつ造・改ざん)	不明	132万円	なし

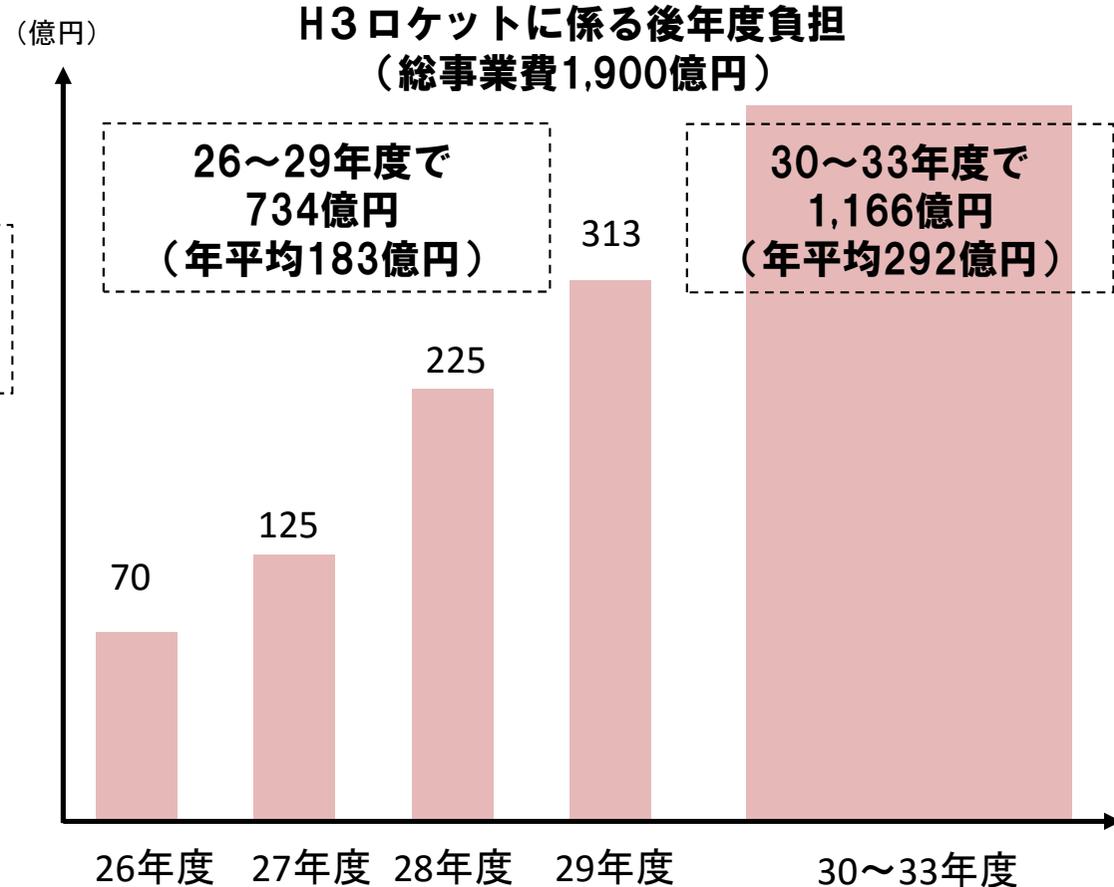
(出典) 文部科学省HP

⑤-1 後年度負担（大規模プロジェクトの優先順位付け）

○ 科学技術関係の大規模プロジェクトには、着手時の所要額は低いものの、プロジェクト後半にかけて所要額が著しく増加するものがある。こうした大規模プロジェクトの後年度負担の財源を確保するため、必要な研究が圧迫されかねない状況。



（注）平成28年8月10日 文部科学省HPCI計画推進委員会資料「ポスト『京』の開発状況」に基づき、国費総額を1,100億円、運用開始を平成33年度中とする。



（注）総事業費及び事業期間は、文部科学省による提出資料（内閣府宇宙政策委員会（平成29年9月12日））に基づく。29年度の額には28年度補正予算（122億円）、28年度の額には27年度補正予算（90億円）を含む。

※ 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

⑤-2 後年度負担（大規模の国際共同プロジェクトの事業費の拡大）

- 大規模な国際共同プロジェクトについては、途中で事業費が大幅に拡大するケースがある。

ITER(イーター)事業(2007年協定発効)

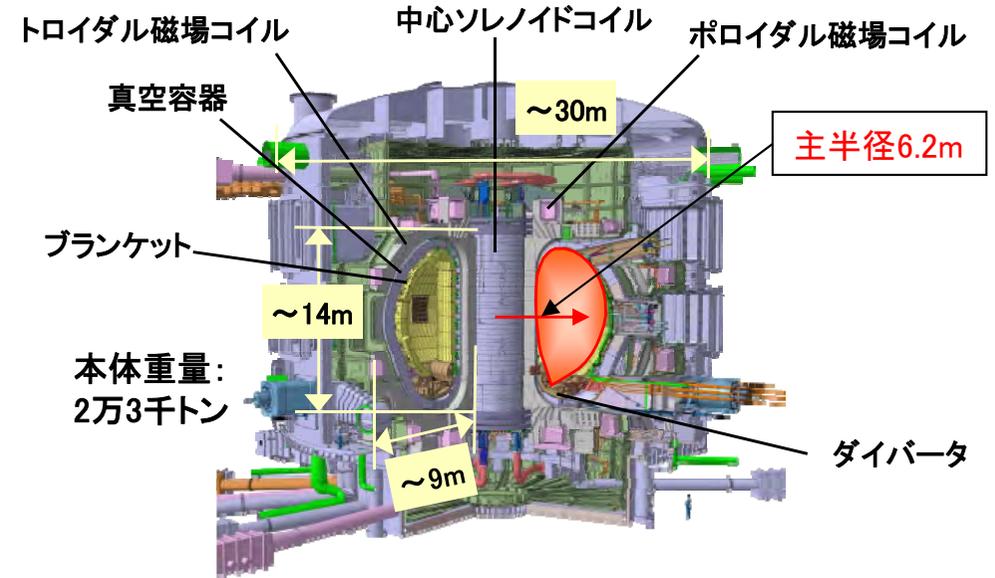
核融合エネルギーの科学的及び技術的な実現可能性を証明することを目的とする日本、欧州、米国、ロシア、中国、韓国、インドの7者による国際約束に基づく協力事業。仏・カダラッシュに建設。

費用分担

欧45.5%、日9.1%、米9.1%、露9.1%、中9.1%、韓9.1%、印9.1%

- ①現金貢献:ITER機構に毎年上記分担率により納付
- ②物納貢献:上記分担率に基づき、協定発効時に割り当てられたkIUA(注)単位相当の機器を、各国で製造・調達し持ち寄り

(注) kIUA (ITER Unit of Accounts) : 各国の貢献管理のために用いる共通単位



事後的な費用負担の増加(日本)

協定発効時の見込 約700億円 → 現時点の見込 約2,900億円

- ITER計画全体の遅延による現金貢献負担の増加
2016年11月の見直し例:ファーストプラズマを2020年12月→2025年12月、核融合運転開始を2027年→2035年12月に延期。これに伴い参加国全体での必要現金貢献が増額
⇒ 発効時約180億円 → 現在の見込約800億円
- 調達機器の仕様の高度化、材料費高騰等による物納貢献の増加
⇒ 発効時約530億円 → 現在の見込約2,100億円

(出典) 文部科学省からの聞き取り (2017年9月)

検討の方向性: 科学技術

- 我が国の科学技術の国際競争力の向上に向けて、予算の配分や使い方を改善させることで、研究開発の質や効率性を高める余地があるのではないか。
- 予算の配分においては、ハリの優先順位付けだけでなく、適切な成果指標の設定を通じた評価等を、確実に次年度予算に反映させるなど、エビデンスに基づく実効的なPDCAサイクルを活用すべきではないか。
- 予算の効率化・適正化を図る観点から、
 - ・ コストの適正化に向けて、調達の実態を調査した上で、必要な見直し、
 - ・ 研究設備の共同利用に向けて、国費に頼らない自立的な共用システムを構築し、減価償却費等も含めた収入確保、
 - ・ 研究不正の防止に向けて、不正行為が起きた場合の返還の方法・内容、大学等の研究機関の管理責任の強化等の観点も含め、不断の見直しを行うことが必要ではないか。
- なお、大規模な新規プロジェクトについては、後年度負担を十分に踏まえた上で、特に厳しい優先順位を付けるべき、既存プロジェクトの事業については効果検証を行い、継続の要否について見直すべきではないか。

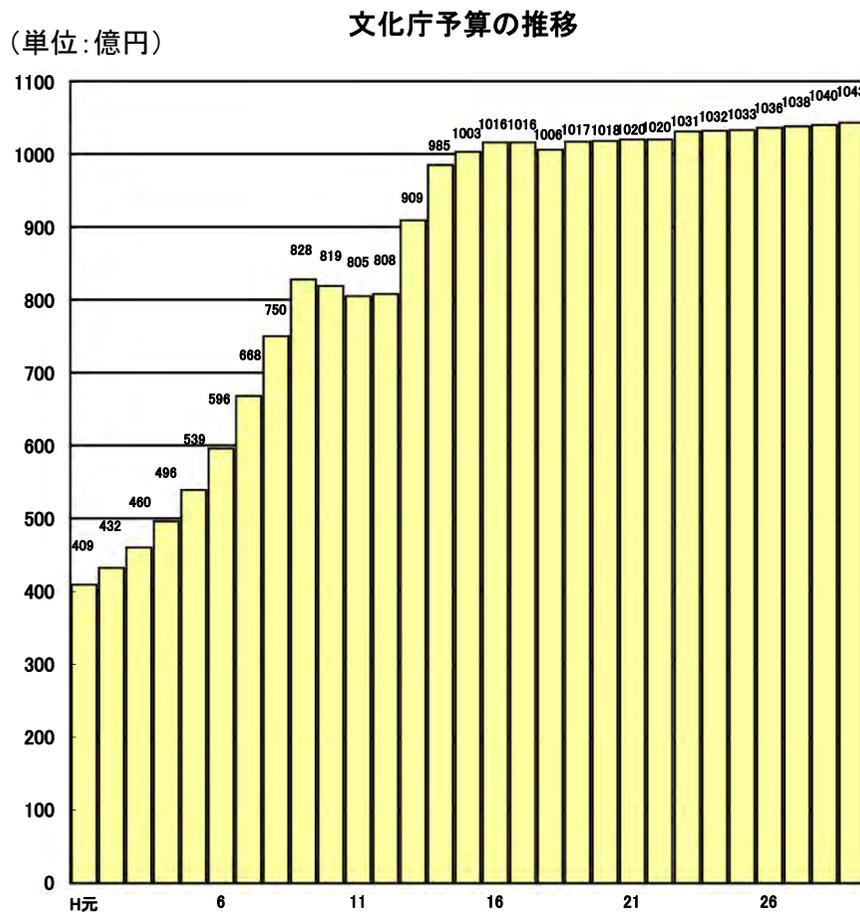
特に、大規模な国際共同プロジェクトについては、途中で事業費が拡大するリスクが高いことから、各国の分担や履行状況、費用全体や費用対効果をしっかりとチェックする必要があるのではないか。

論点6 文化

- 文化財保護や国立文化施設について、文化財や博物館等の「保護」から「活用」に重点を移していくために、どのようにすべきか。

① 文化庁予算の推移と内訳

○ 平成29年度の文化庁予算（一般会計）は、1,043億円（+3億円）を措置。その内訳は、文化財保護の充実に係る予算が半分近く（45.6%）を占めている。続いて、国立文化施設関係予算が約3割（28.6%）となっている。

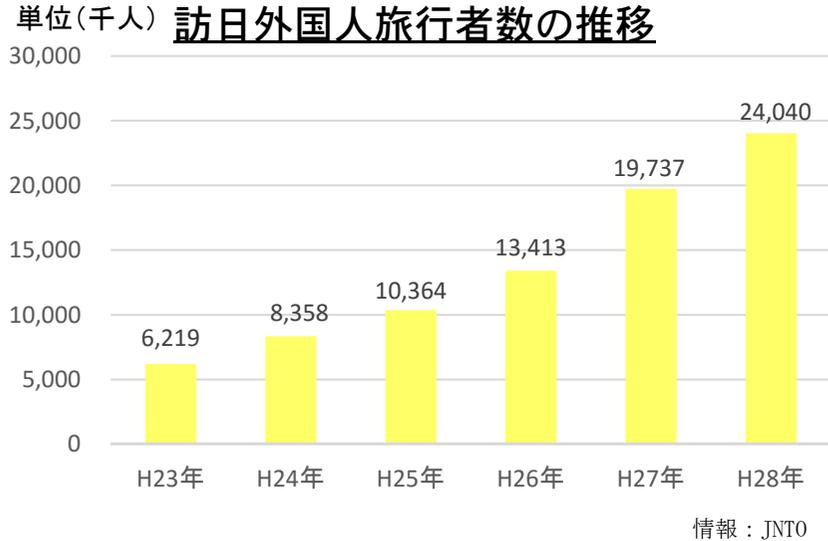


(注1) 上記計数は、文化庁において、各年度における一般会計の当初予算ベースでとりまとめたもの。
 (注2) 単位未満を各々四捨五入しているため、合計額が一致しない場合がある。

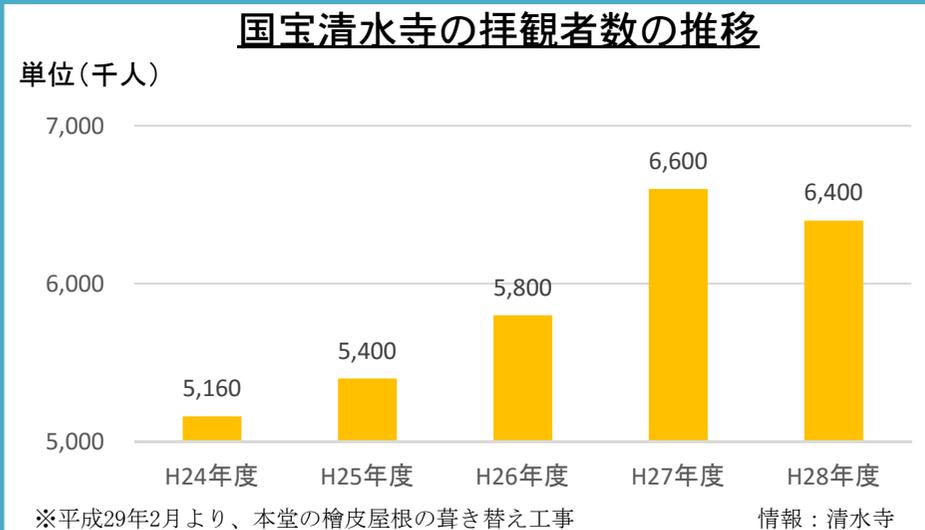
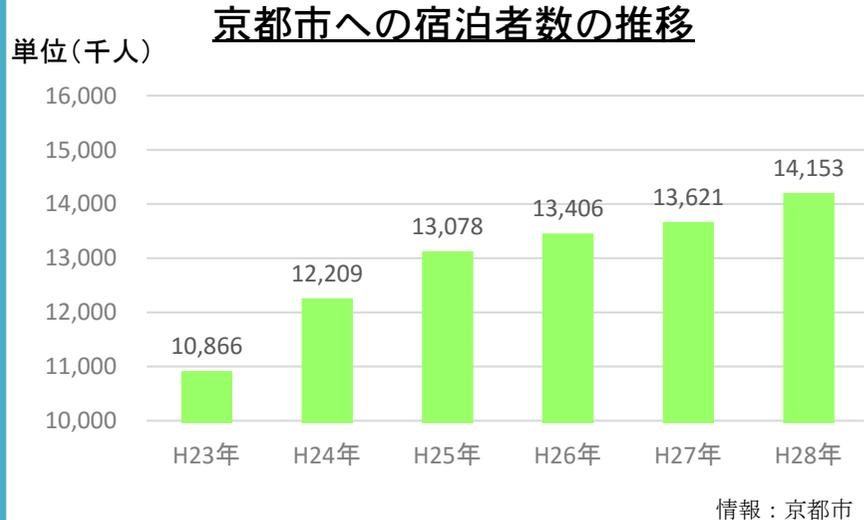
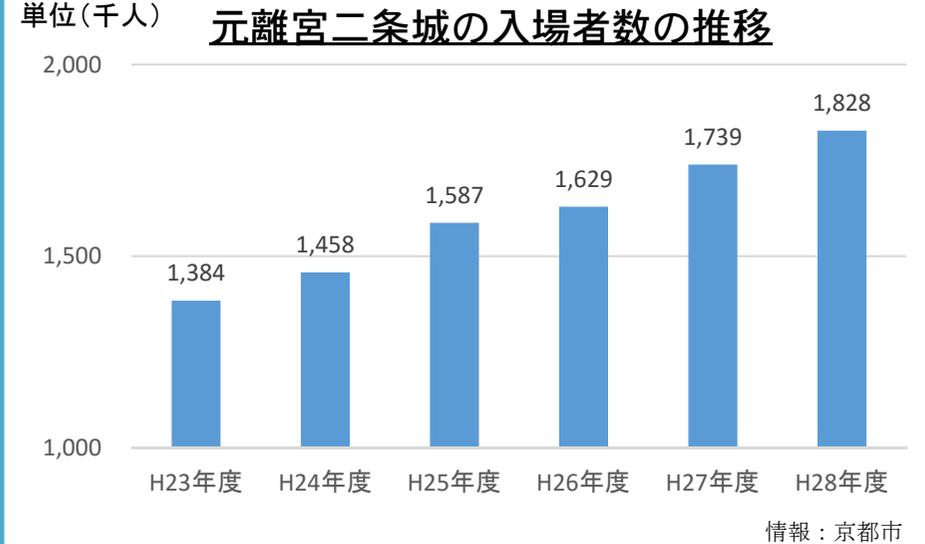
② 訪日外国人旅行者等の増加と観光収入の増加

- 訪日外国人旅行者数は、「観光ビジョン」等を踏まえた各施策等により、順調に増加する中で、文化財等の観光資源の入場者数は増加している。

観光客の増加



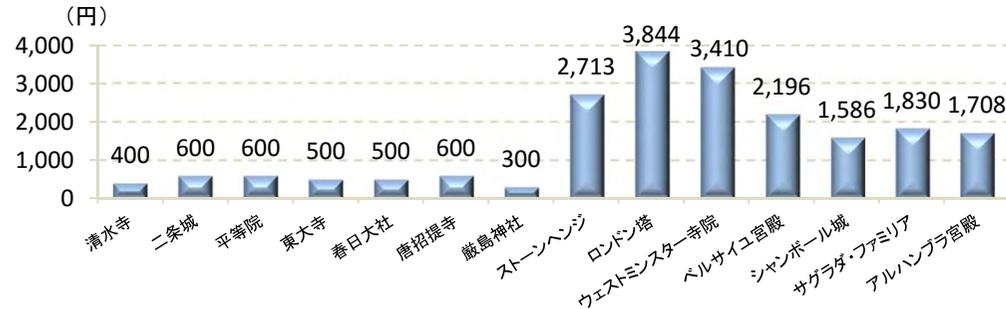
観光資源への入場者数の増加



③ 文化財の修復と収入確保

○ 個々の文化財の来場者数の増加や入場料の見直しにより、文化財の修理の財源を確保することができる文化財があるのではないか。

文化財の入場料の国際比較



※財務省調べ(参考:デービッド・アトキンソン「国宝消滅」)。日本円への換算は、平成29年度支出官レート(122円/€、155円/£)による。

姫路城の例

☆入場料(一般料金)
600円→1,000円(27年3月改定)



情報: 姫路市



【天守閣修理事業】(21年度～26年度)

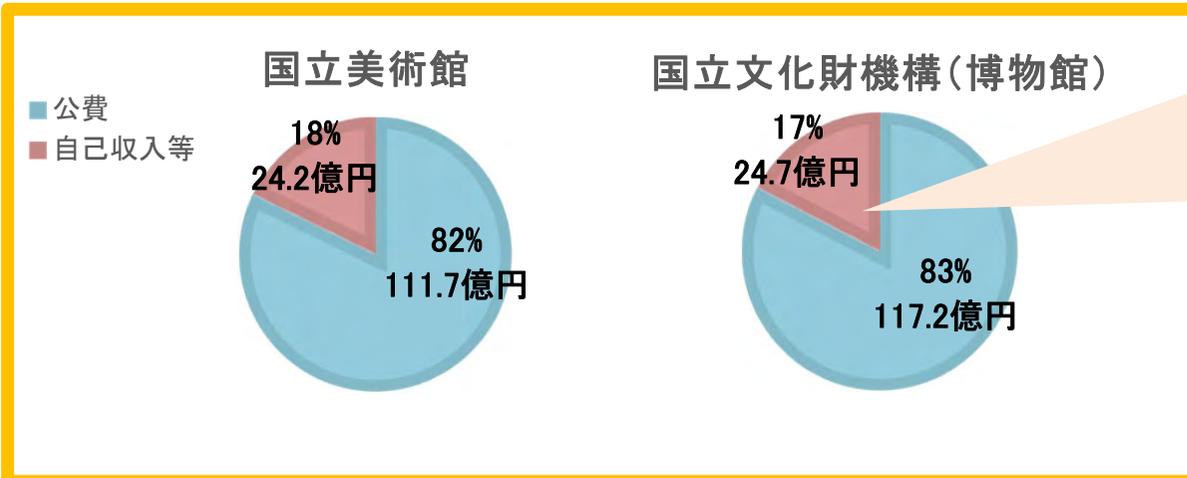
☆総事業費: 23億円

うち国庫補助額: 15億円(補助率65%)

うち自治体負担額: 8億円

④ 博物館・美術館の運営費と収入確保

- 我が国の博物館・美術館の収入全体に占める自己収入等の割合は、諸外国の主要な博物館・美術館に比べると低い。
- 本来、主要な観光施設であるにもかかわらず、訪日外国人旅行者数の伸びに比べ、国立博物館の入場者数は増加していない。

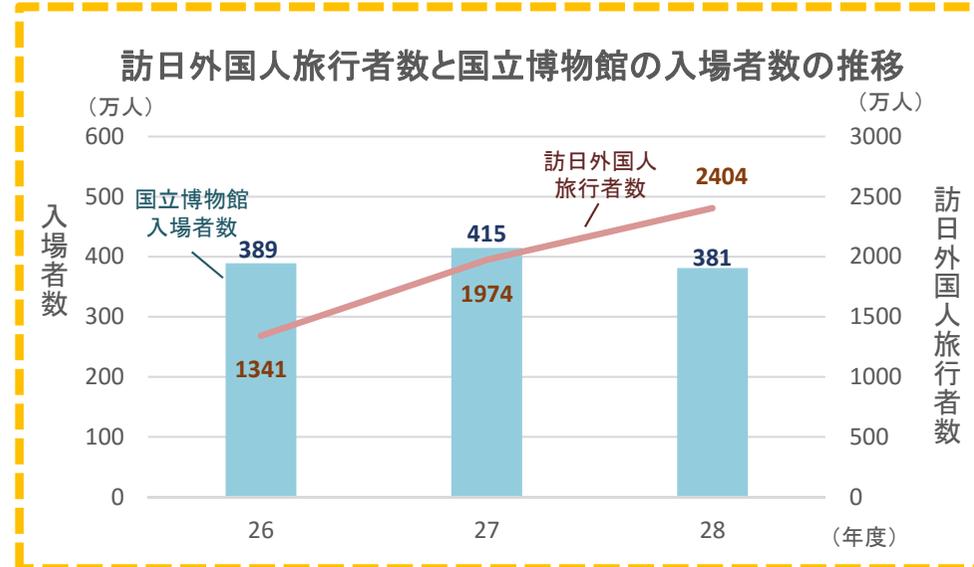
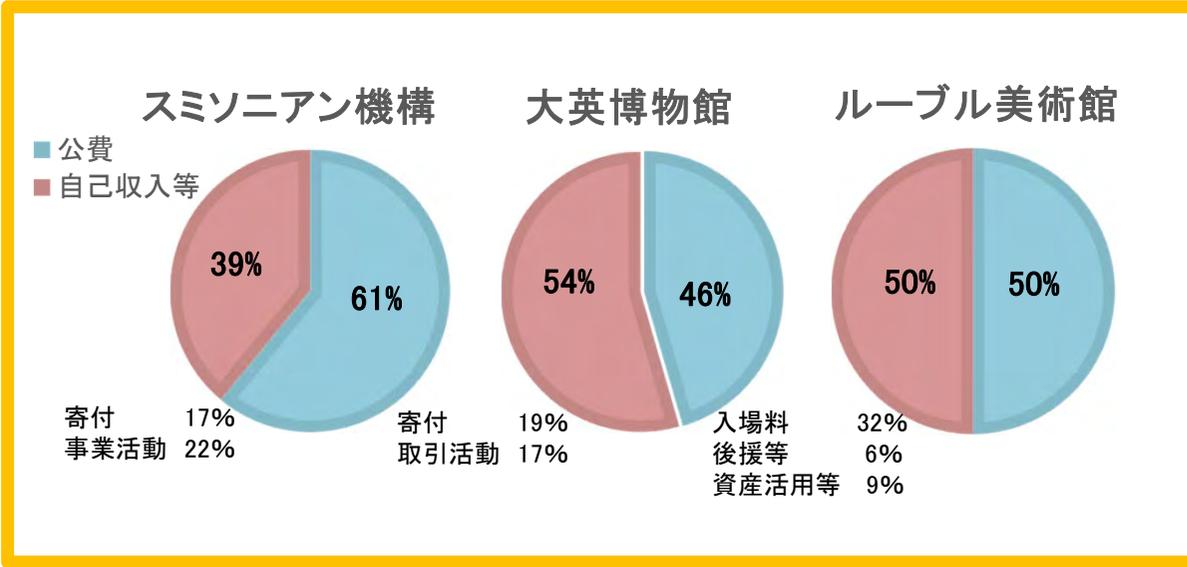


自己収入(24.7億円)の内訳

- ◎ 展示事業等収入 17億円 (12%)
- ◎ 寄付金収入 7.5億円 (5%)

① 入場料収入	9億円 (6%)	→	開館時間や入場料、共催展収益の配分の見直し等
② 展示事業附帯収入	5億円 (4%)	→	
③ 財産使用収入	1億円 (1%)	→	ユニークベニューとしての活用等
④ 財産貸付収入	1.8億円 (1%)	→	保有文化財の貸付と地方博物館での企画展等
◎ 寄付金収入	7.5億円 (5%)	→	寄付増加に向けた努力

<活用の方策の例>



(出典) スミソニアン機構: Smithsonian Institution Financial Statements 2016、大英博物館: The British Museum Report and Accounts for the year ended 31 March 2017、ルーブル美術館: 2014 Annual Report Summary and Key Figures、JNTO、文化庁
 国立文化財機構の自己収入等の割合は、「展示事業等収入」と「その他寄付金等」の合計を「収入計」で除したもの(平成28年決算報告書)。国立美術館の自己収入等の割合は、「展示事業収入」と「寄附金収入」の合計を「収入計」で除したもの(平成28年決算報告書)。

検討の方向性:文化

- 文化財施策は、「保護」から「活用」に重点を移し、稼ぐ力を向上させていくという視点が重要ではないか。
- 文化財の活用による来場者数の増加に向けた努力や入場料の見直しを行うことで、我が国の文化財全体の修繕や活用にかかる事業規模を確保し、その結果として、文化財の魅力が高まっていくという好循環を実現していくべきではないか。
そのため、文化財修復に対して補助を行う場合は、修復後の活用の方策や計画を検討した上で、活用が可能なものについては、広く活用することを前提として補助金の配分を行っていく必要があるのではないか。
- 国立文化財施設においては、寄付金の増加に向けた努力を進めるほか、開館時間や入場料、共催展収益の配分の見直し、施設の活用、保有文化財の貸付など自己収入の増加に向けた取組みを強化し、戦略的・自律的な運営をすべきではないか。

地方財政

平成29年10月31日

目次

I. 地方財政計画の概要等

II. 今後の課題と改革方針

(1) 地方財政計画と地方決算のPDCA

(2) 地方財政計画と基金

(3) 地方税収の上振れ・枠計上経費の用途等

目次

I. 地方財政計画の概要等

II. 今後の課題と改革方針

(1) 地方財政計画と地方決算のPDCA

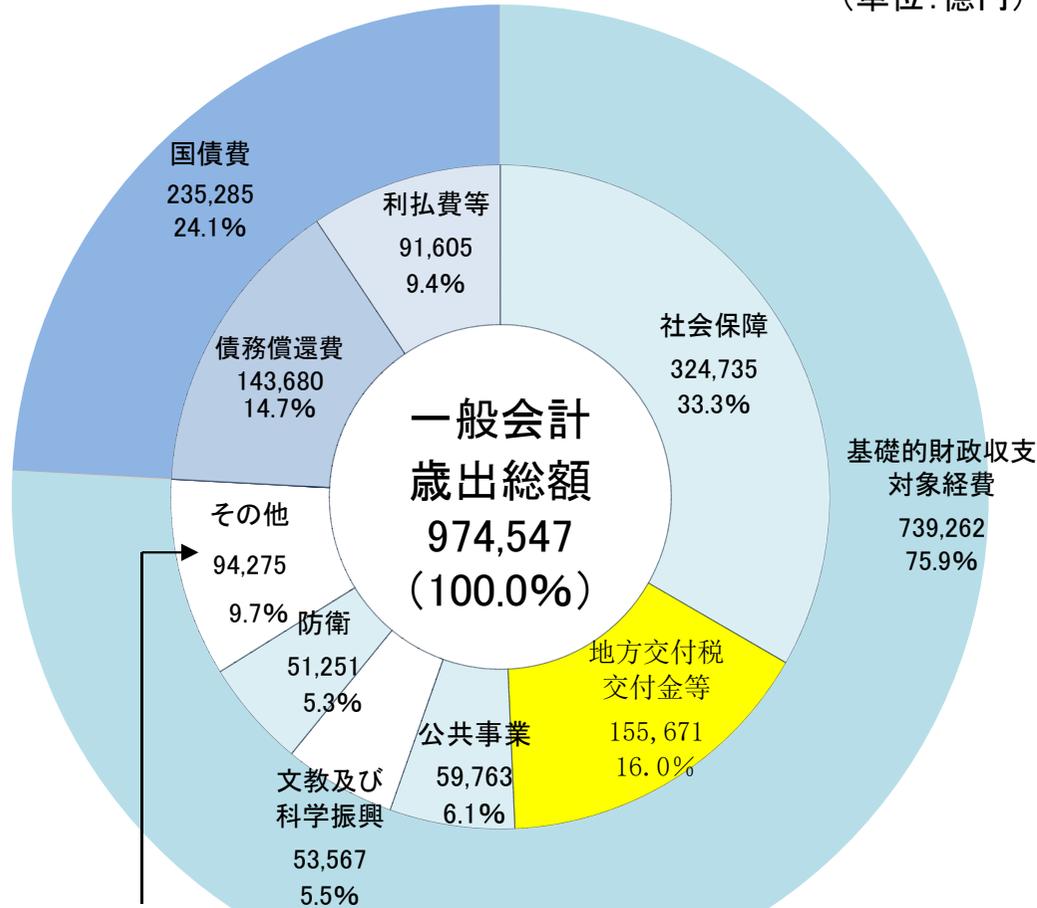
(2) 地方財政計画と基金

(3) 地方税収の上振れ・枠計上経費の用途等

平成29年度一般会計歳出・歳入の構成

一般会計歳出

(単位:億円)

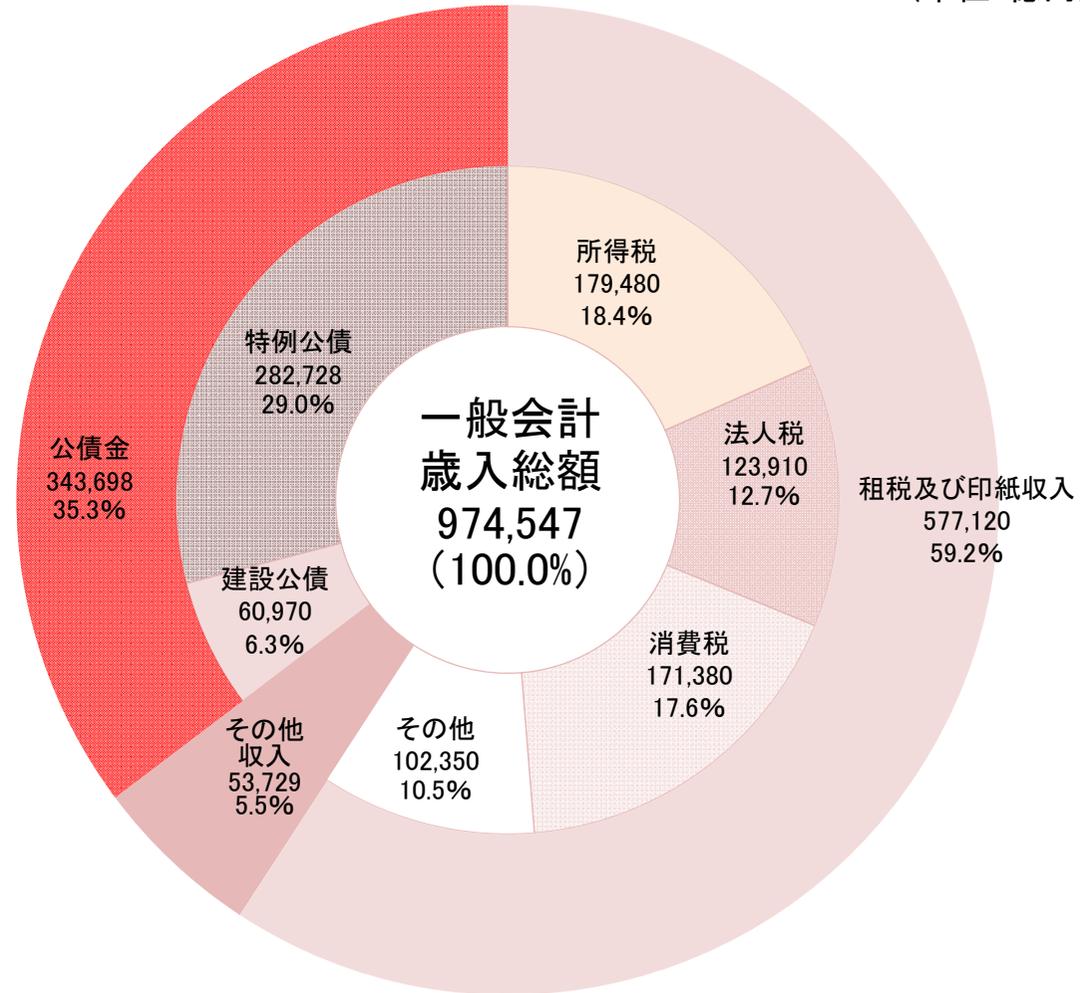


食料安定供給	10,174 (1.0)
エネルギー対策	9,635 (1.0)
経済協力	5,110 (0.5)
恩給	2,947 (0.3)
中小企業対策	1,810 (0.2)
その他の事項経費	61,098 (6.3)
予備費	3,500 (0.4)

※「一般歳出」(=「基礎的財政収支対象経費」から「地方交付税交付金等」を除いたもの)は、583,591(59.9%)

一般会計歳入

(単位:億円)



※1 計数については、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがある。

※2 一般歳出※における社会保障関係費の割合は55.6%。

マクロの地方交付税総額とミクロ(各地方公共団体ごと)の地方交付税配分額

○ 地方交付税については、地方財政計画の歳出・歳入及び地方交付税総額がマクロベースで決定された後に、これを前提として、ミクロの各地方公共団体に対する地方交付税交付金の配分額が決定される仕組みとなっている。

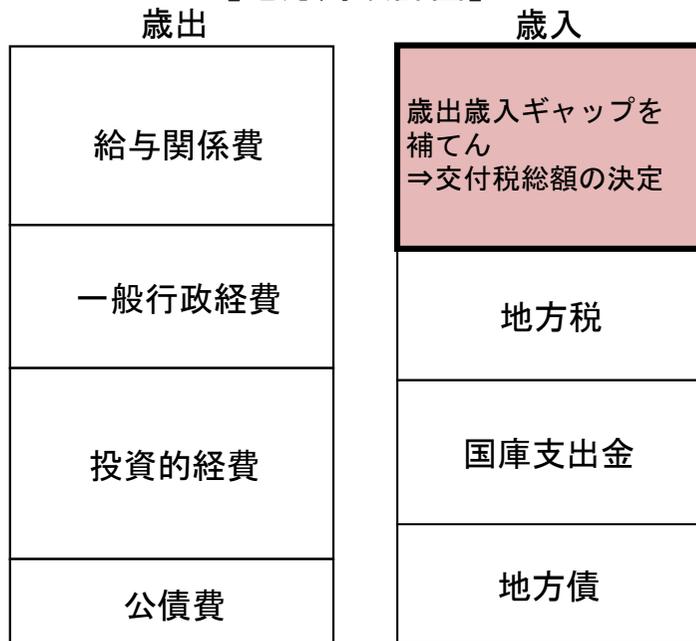
予算編成時（9月～12月）

1. 全団体（都道府県及び市町村）の歳出歳入を見込み、収支不足を見積り
2. 収支不足を補てんするため、法定率分に加えて、一般会計からの特例加算等を行って交付税を増額
⇒ 交付税総額の決定

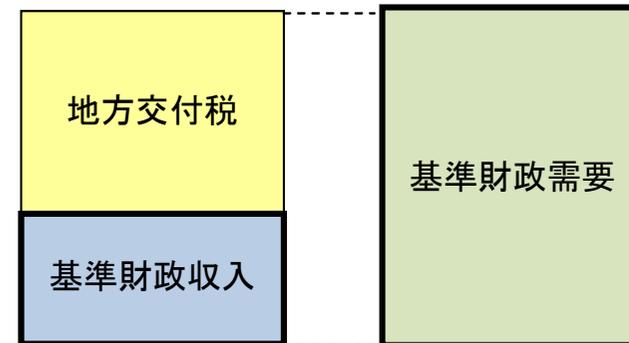
予算決定後（1月～7月）

1. 予算編成で決定した交付税総額を配分するため、基準財政需要の算定の基準（単位費用、測定単位、補正係数）を毎年改定
2. 改定した算定基準により、各団体の基準財政収入と基準財政需要を算定して普通交付税を配分

【地方財政計画】



【各団体の普通交付税算定】



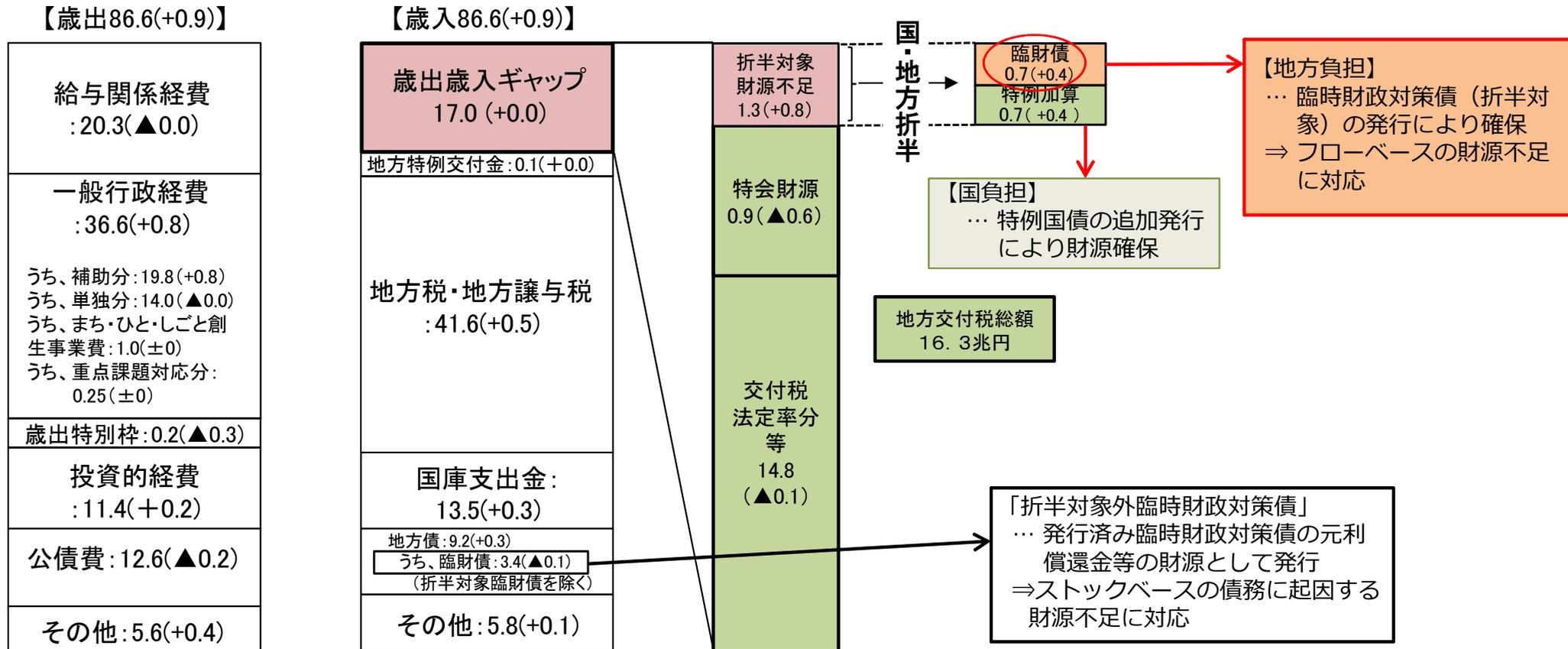
⇒ 総務省と財務省の折衝を経て、交付税総額が決定。

⇒ 普通交付税（交付税の94%）：7月に決定
特別交付税（交付税の6%）：12月・3月に決定
総務省が決定

地方交付税総額(マクロ)の算定

- 地方交付税総額の算定においては、地方財政計画における歳出歳入ギャップに対し、国税の一定割合である地方交付税の法定率分(国)を充当。
 - ※ 法定率：所得税33.1%、法人税33.1%、酒税50%、消費税22.3%
 - ※ このほか、地方法人課税の偏在是正のために導入された地方法人税の税収全額が交付税の原資となる(特会財源)。
- 法定率分等で不足する財源については、特例加算(国)と臨時財政対策債(地方)により国と地方の折半で負担。
 - ※ リーマンショック後は、これに加え、国の全額負担による別枠加算で地方の負担を軽減(28年度に廃止)。

平成29年度地方財政計画(単位:兆円、(カッコ書)は対前年度増減額)



「地方一般財源総額 実質同水準」ルールについて

平成29年度地方財政計画(単位:兆円)

【歳出:86.6】

【歳入:86.6】

給与関係経費:20.3
一般行政経費:36.6 うち、補助分:19.8 うち、単独分:14.0 うち、まち・ひと・しごと 創生事業費:1.0 うち、重点課題対応分:0.25
歳出特別枠:0.2
投資的経費:11.4
公債費:12.6
水準超経費:1.8
その他:3.8

地方交付税:16.3
地方特例交付金:0.1
地方税・ 地方譲与税:41.6
臨財債 (赤字地方債):4.0
その他:5.8
その他地方債:5.1
国庫支出金:13.5

一
般
財
源

(62.1兆円)

特
定
財
源

(24.5兆円)

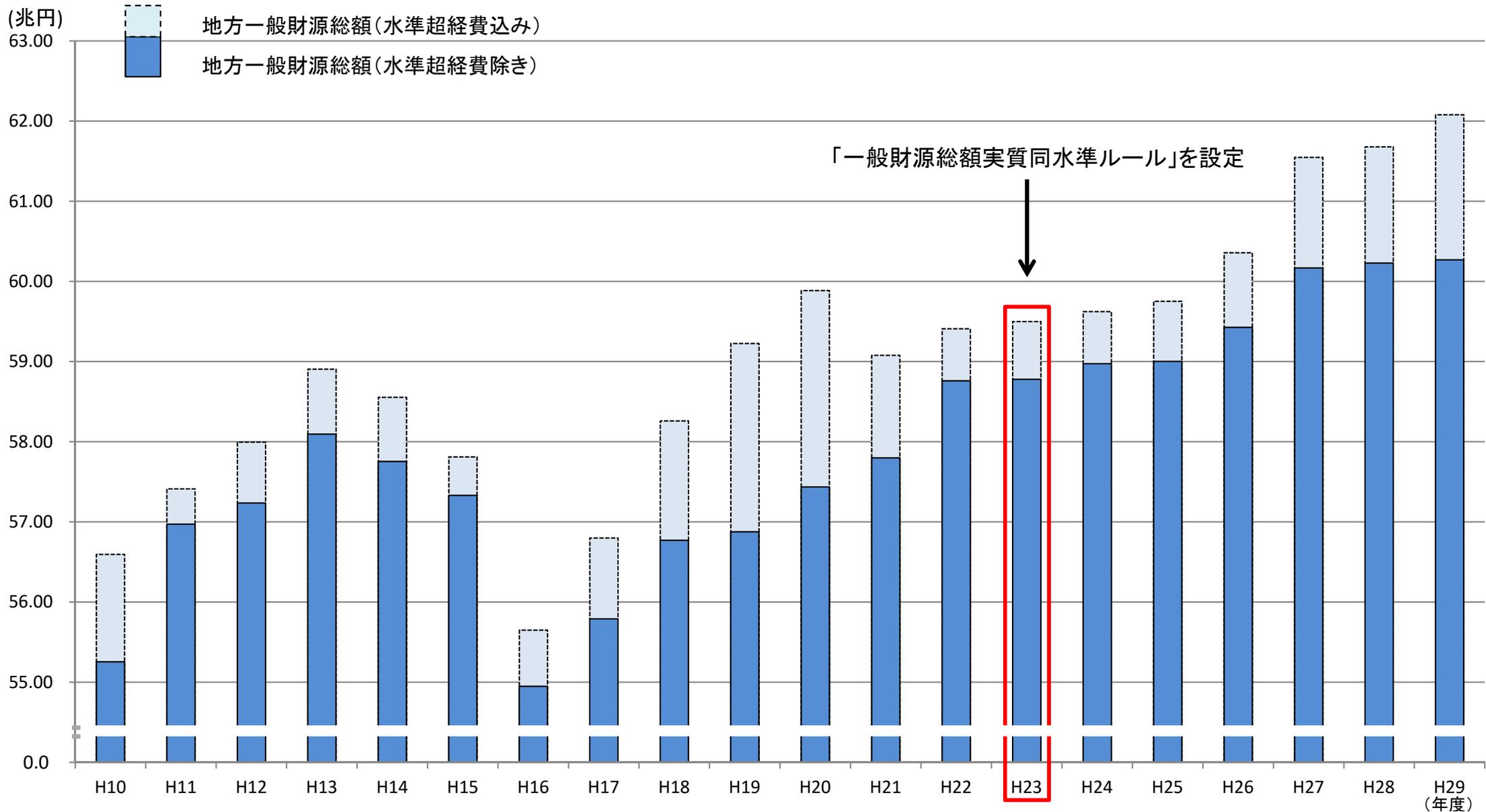
経済・財政再生計画における歳出改革の目安

(「骨太2015」(平成27年6月30日閣議決定))

- <目安1>PB赤字対GDP比 : 2018年度▲1%程度
- <目安2>国の一般歳出の水準 : 安倍内閣のこれまでの3年間では一般歳出の総額の実質的な増加が1.6兆円程度となっていること、経済・物価動向等を踏まえ、その基調を2018年度まで継続。
- <目安3>社会保障関係費の水準 : 安倍内閣のこれまで3年間の経済再生や改革の効果と合わせ、社会保障関係費の実質的な増加が高齢化による増加分に相当する伸び(1.5兆円程度)となっていること、経済・物価動向等を踏まえ、その基調を2018年度まで継続していくことを目安とし、効率化、予防等や制度改革に取り組む。この点も含め、2020年度に向けて、社会保障関係費の伸びを、高齢化による増加分と消費税率引上げとあわせ行う充実等に相当する水準におさめることを目指す。
- <目安4>地方の歳出水準 : 国の一般歳出の取組と基調を合わせつつ、交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額について、2018年度までにおいて、2015年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保。

地方一般財源総額の推移(地方財政計画ベース)

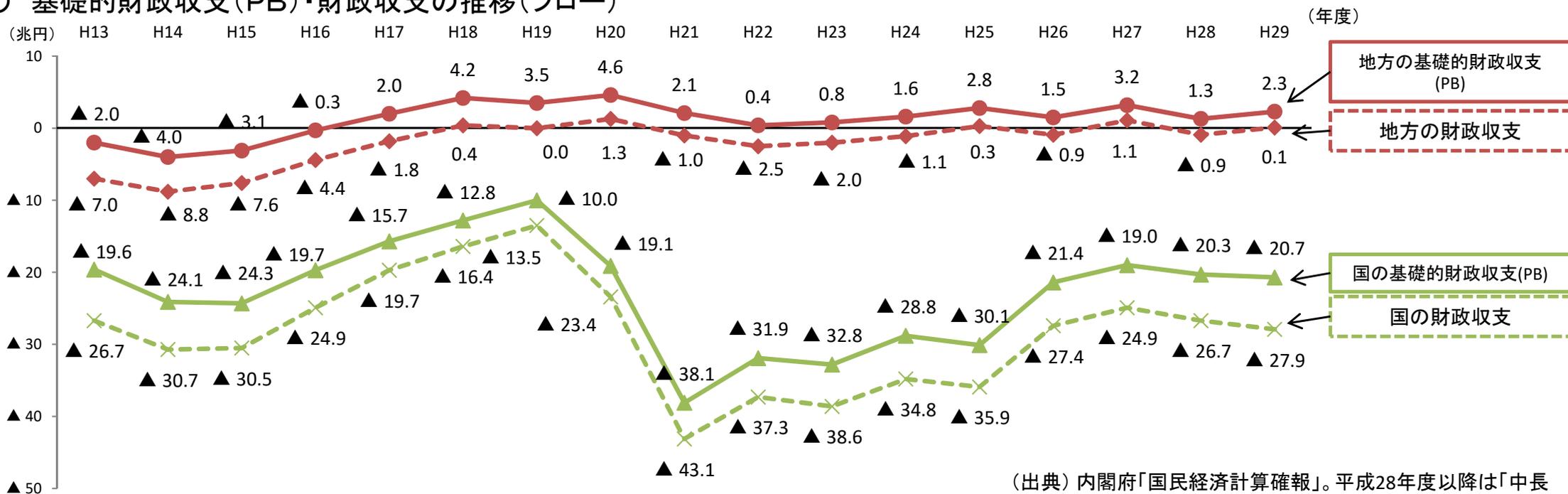
- 平成23年度に一般財源総額実質同水準ルールを過去最高水準(水準超経費除き)で設定。
- その後、同水準は、消費税率の引上げ(5→8%。26年度初年度、27年度次年度、28年度平年度化)による増収分等を上乗せした水準で維持されている。



国と地方の財政状況(フロー)

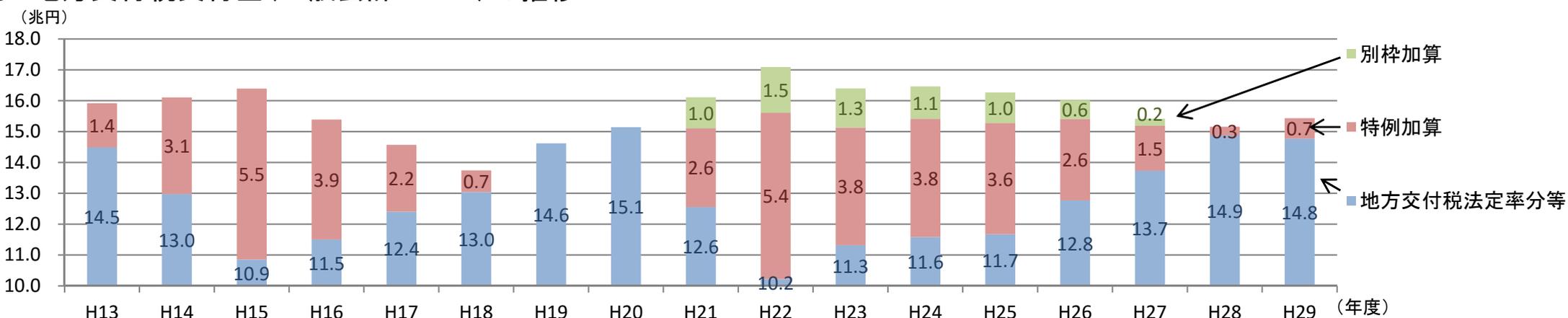
○ リーマンショック後、国と地方との財政状況の不均衡が拡大。国と異なり、地方の足元の財政状況を見ると、基礎的財政収支(PB)は黒字が続き、財政収支もほぼ黒字となっている。

基礎的財政収支(PB)・財政収支の推移(フロー)



(出典) 内閣府「国民経済計算確報」。平成28年度以降は「中長期の経済財政に関する試算」(平成29年7月18日 内閣府)。
 (注) 国・地方とも、平成23年度以降については、復旧・復興対策の経費及び財源の金額を除いたベース。

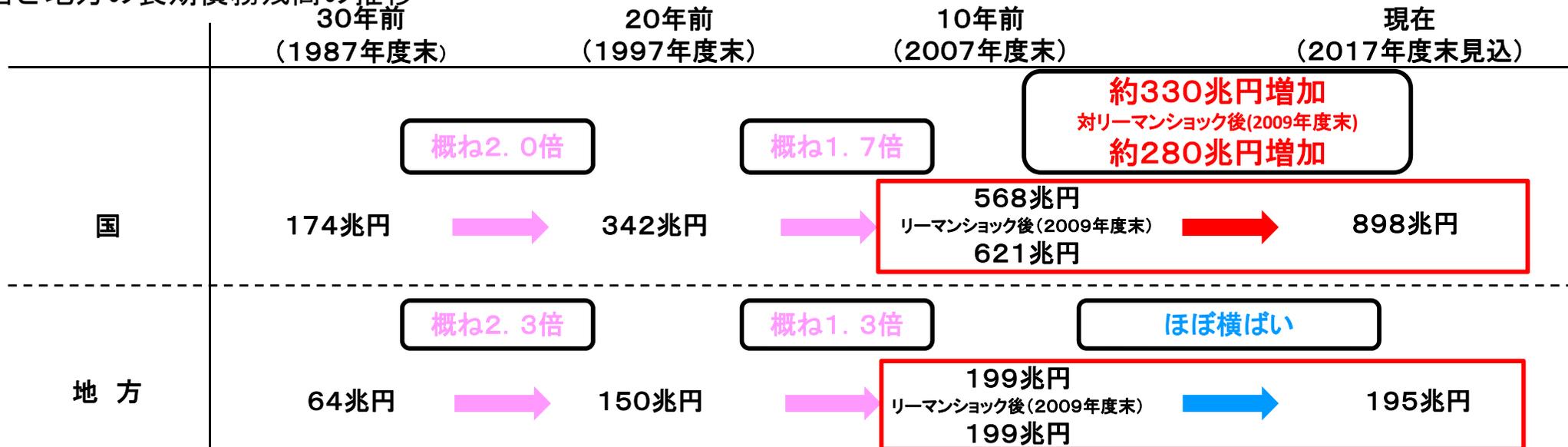
地方交付税交付金(一般会計ベース)の推移



国と地方の財政状況(ストック)

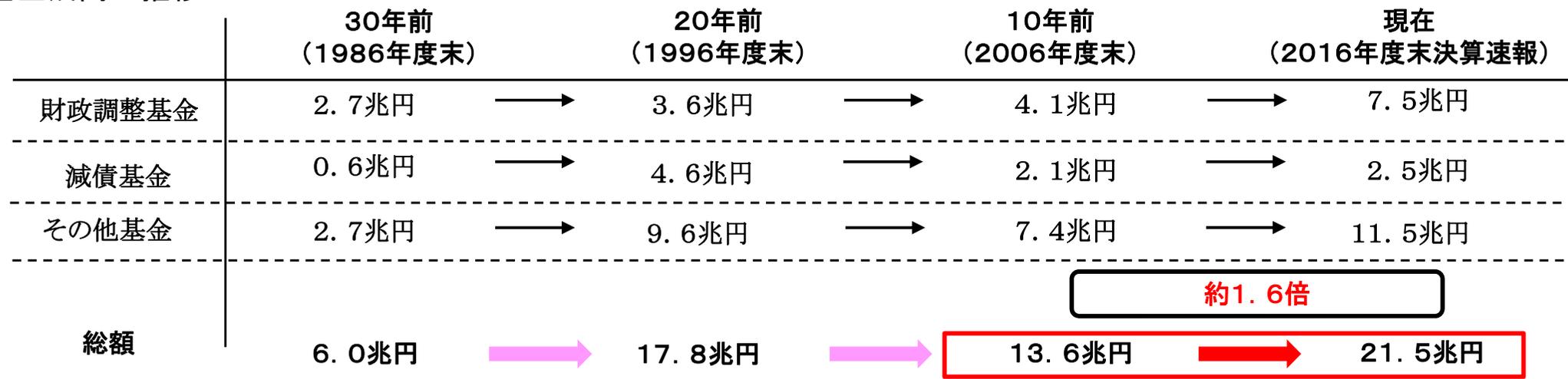
- 30年前から10年前までは、国及び地方のいずれにおいても長期債務残高が増加。
- 過去10年程度を見ると、国の長期債務残高は約330兆円増加している一方、地方はほぼ横ばい。
- 一方、地方の貯金である基金残高は過去10年間に約1.6倍に増加。

○国と地方の長期債務残高の推移



※ 交付税及び譲与税配付金特別会計の借入金については、その償還の負担分に応じて、国と地方に分割して計上している。なお、2007年度初をもってそれまでの国負担分借入金残高の全額を一般会計に承継したため、2007年度末以降の同特会の借入金残高は全額地方負担分(2017年度末で32兆円程度)である。

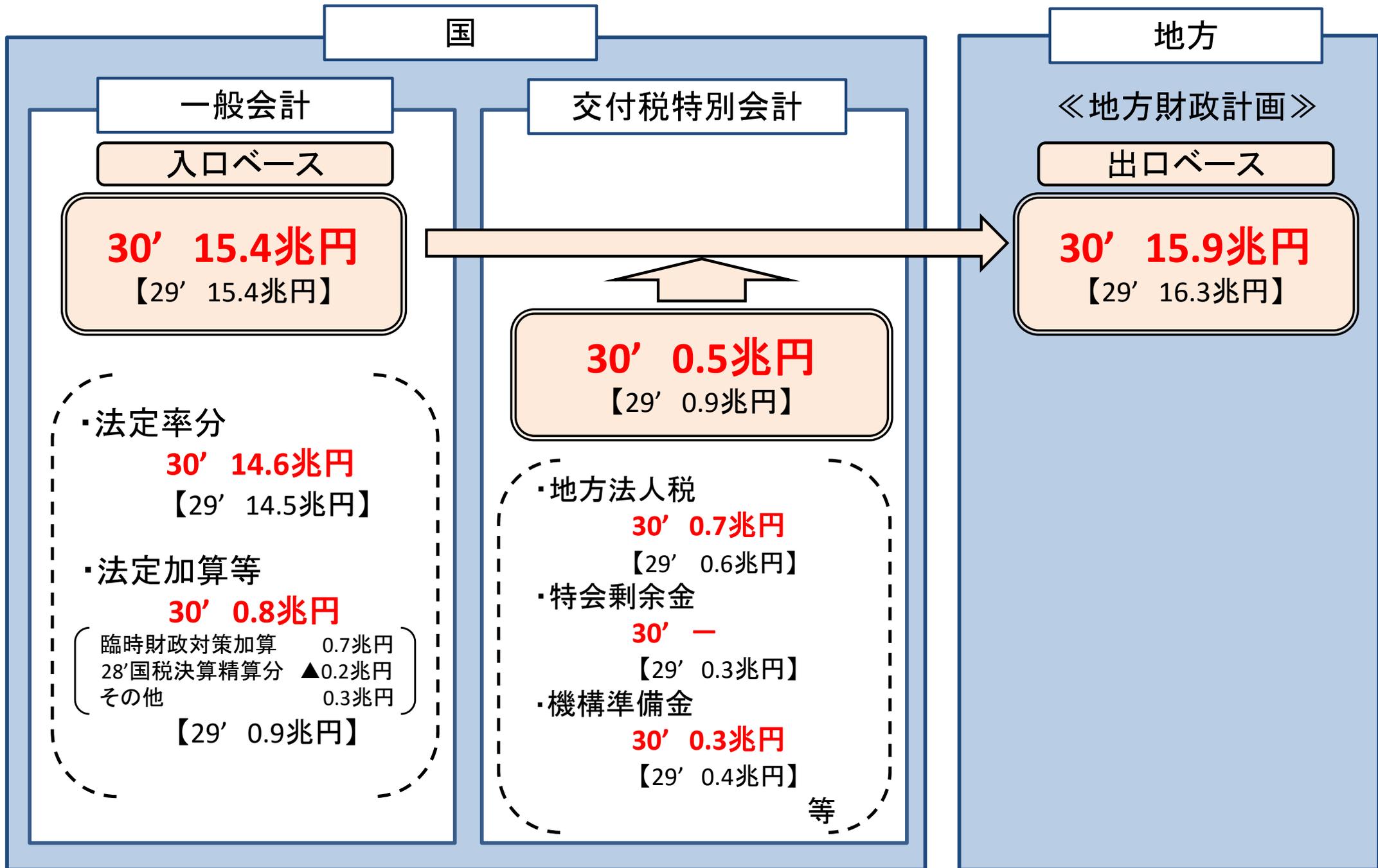
○基金残高の推移



※ 2016年度末決算速報の基金残高については通常収支分。

平成30年度 地方交付税概算要求の概要

総務省資料を加工



※ 【 】内は平成29年度当初予算数値

目次

I. 地方財政計画の概要等

II. 今後の課題と改革方針

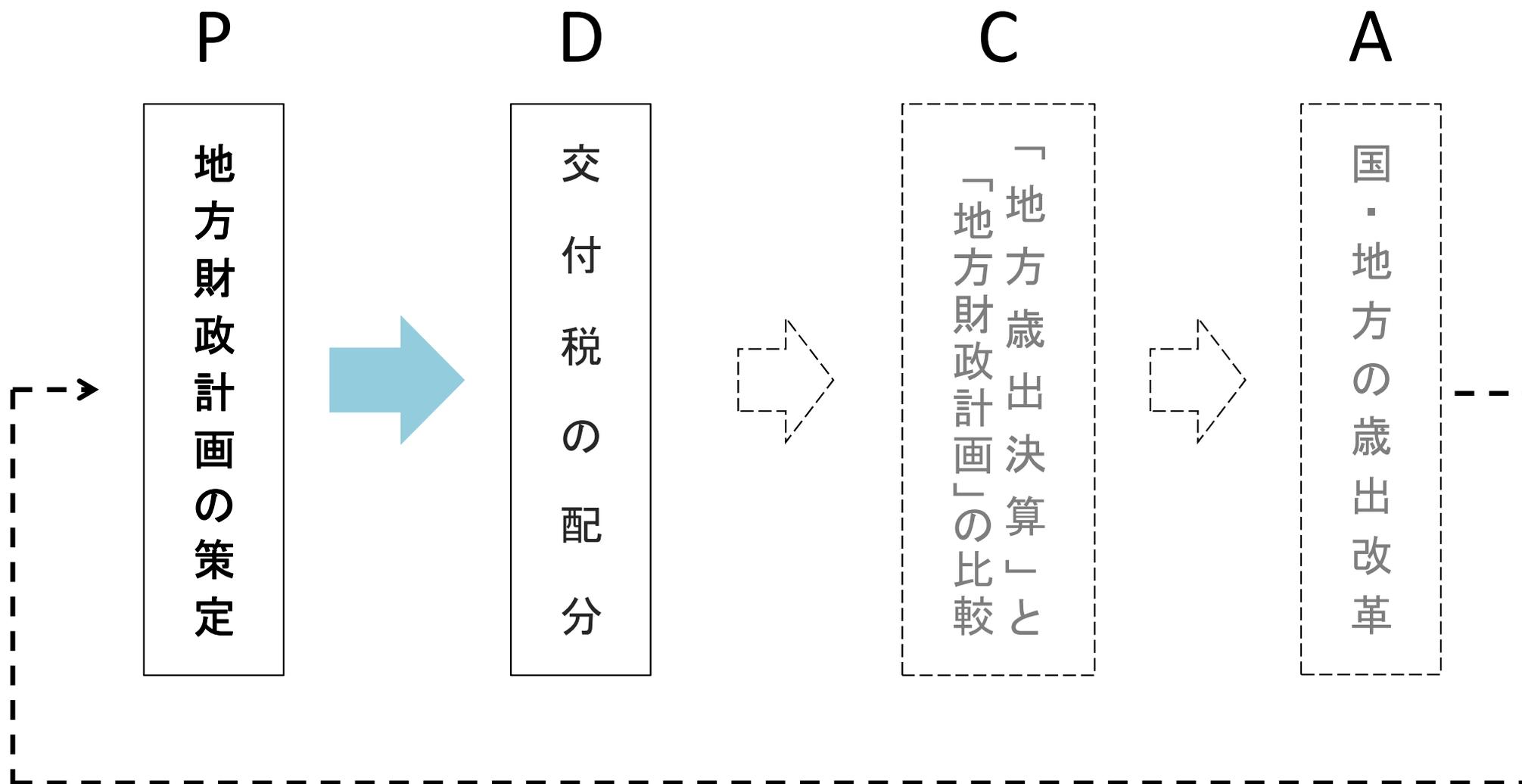
(1) 地方財政計画と地方決算のPDCA

(2) 地方財政計画と基金

(3) 地方税収の上振れ・枠計上経費の用途等

地方の歳出改革に係るPDCA

- 地方交付税総額は地方財政計画に基づき決定されていることを踏まえれば、地方財政計画について、地方歳出決算との比較・検証を行い、その結果を踏まえた歳出改革を行った上で、翌年度の地方財政計画を策定するという、「PDCAサイクル」を回していくことが必要。
- 現状では、地方財政計画と地方歳出決算が比較可能な形となっていないため、各経費ごとの比較を含め、計画と比較可能な形での決算データの公表を検討していく必要があるのではないか。



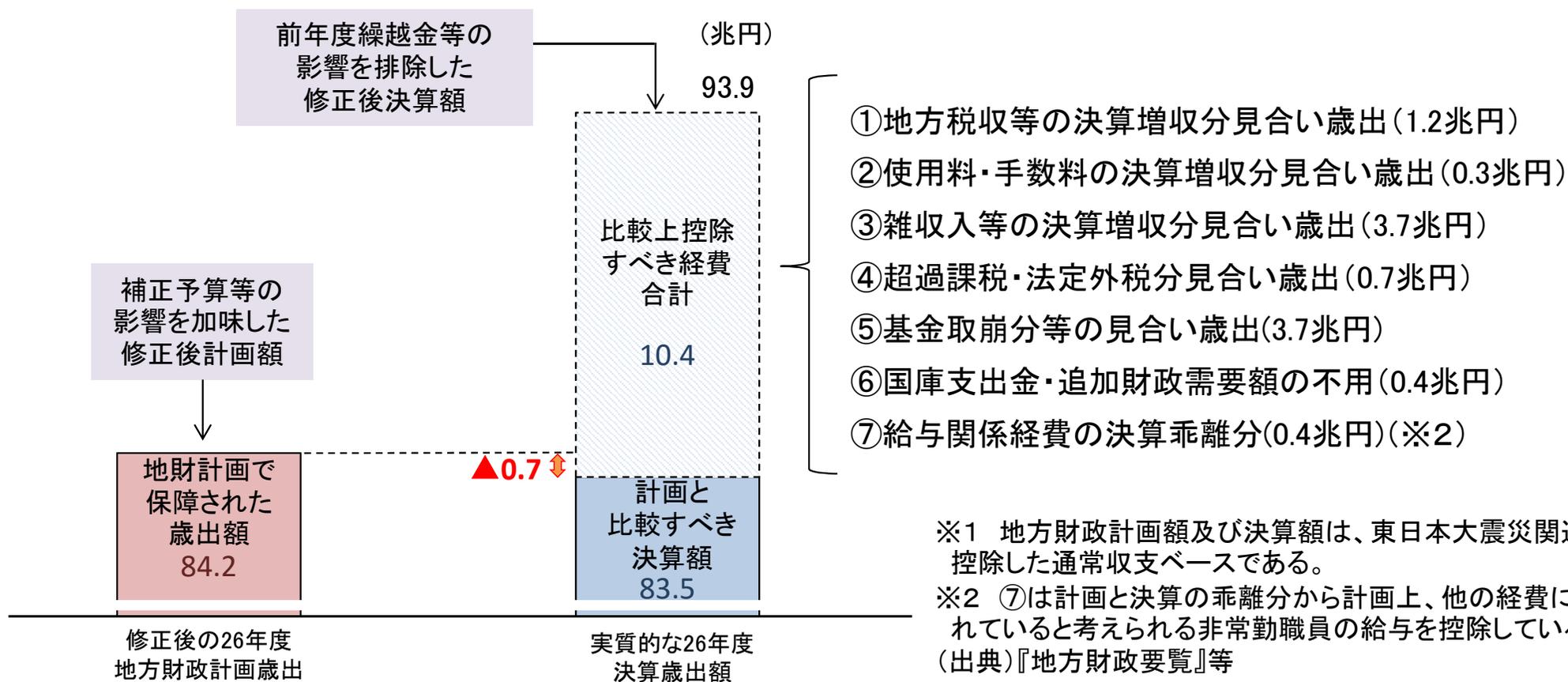
決算歳出と計画歳出との乖離について(総論)

- 地方財政計画と地方歳出決算が比較可能となるよう、以下の通り試算を行ったところ、
計画歳出(84.2兆円) > 決算歳出(83.5兆円) (平成26年度)
 となり、計画歳出が決算歳出を上回っている。

≪具体的な試算方法≫

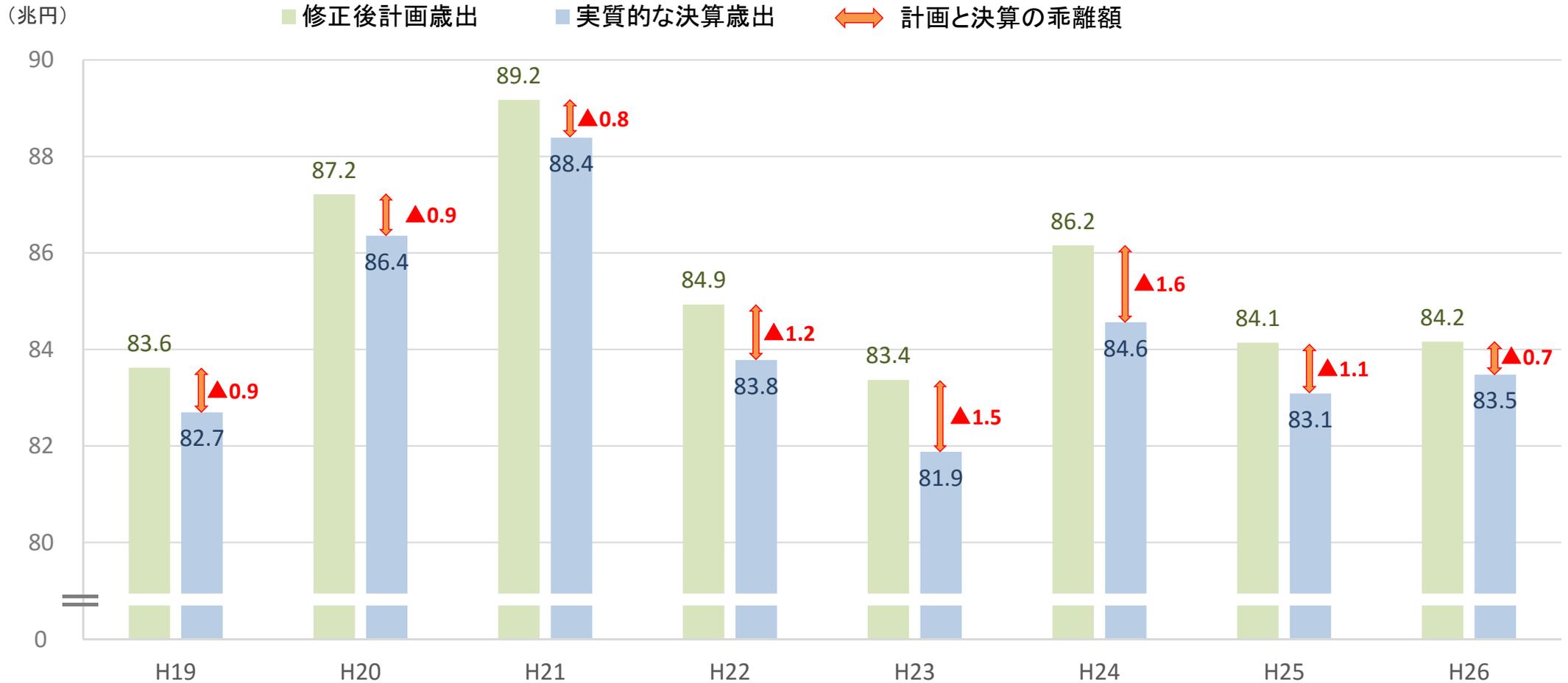
まずは、(ア)地方財政計画において補正予算等の影響を加味し、(イ)地方歳出決算において前年度からの繰越金等の影響を排除。その上で、

- ・ 地方税収等の決算増、基金取崩、国庫支出金の不用に係る地方負担分の不用など、計画上予定されていない歳入等を財源とした歳出を地方歳出決算から控除、
- ・ 給与関係経費の決算乖離分を控除。



決算歳出と計画歳出の乖離推移

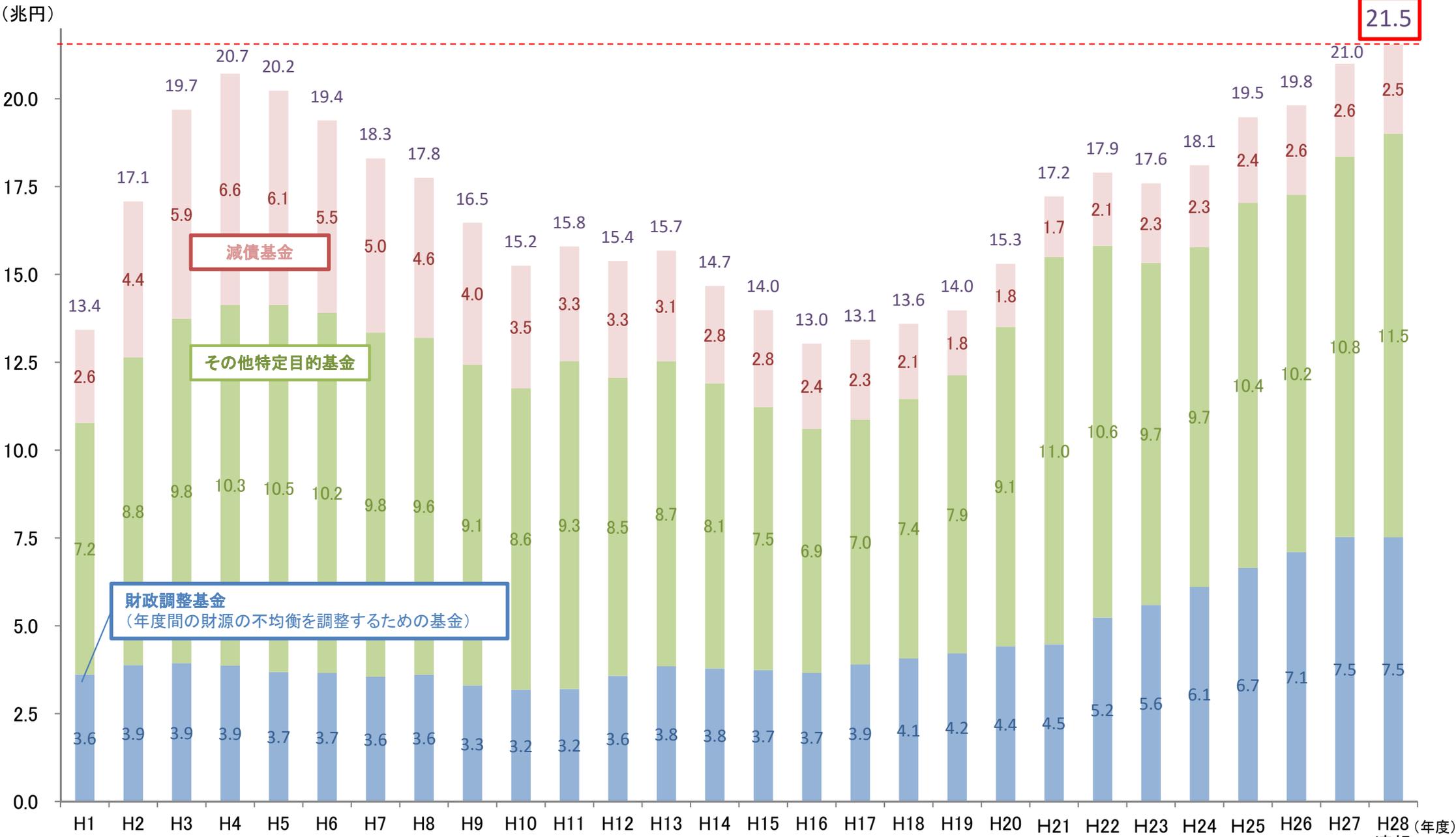
- 近年における決算歳出と計画歳出を比較すると、継続的に1兆円前後、計画歳出の方が決算歳出を上回るとの試算結果となる。
- 毎年度、国において赤字国債を発行して一般財源総額を確保していることを踏まえれば、各年度に必要な財源保障(移転)の適正規模については、より一層の精査が必要と考えられる。また、計画から上振れた歳入を財源とする歳出については、地方財政計画を通じての歳出規律が働かない状態であり、是正を検討する必要。



※ 試算上、計画に計上されていると考えられる非常勤職員の給与について、データの制約により、平成22年度以前は平成23年度から平成27年度の平均値としている。(出典)『地方財政要覧』等

地方の基金残高の推移(通常収支分)

○ 平成28年度末の地方の基金残高は、21.5兆円と過去最高。



- 地方財政計画について「PDCAサイクル」を回していく必要があるが、現状では、地方財政計画と地方歳出決算が比較可能な形となっていないため、各経費ごとの比較を含め、計画と比較可能な形での決算データの公表を検討していく必要があるのではないかと。
- 地方財政計画と地方歳出決算が比較可能となるよう試算を行ったところ、継続的に1兆円前後、計画歳出の方が決算歳出を上回るとの試算結果となる。また、平成28年度末の地方の基金残高は、21.5兆円と過去最高となっている。
- 毎年度、国において赤字国債を発行して一般財源総額を確保していることを踏まえれば、各年度に必要な財源保障(移転)の適正規模については、より一層の精査が必要と考えられる。また、計画から上振れた歳入を財源とする歳出については、地方財政計画を通じての歳出規律が働かない状態であり、是正を検討する必要。
- このため、次ページ以降の(2)、(3)における改革や見直しを通じて、地方財政計画をより適切なものとしていくことが必要ではないかと。

目次

I. 地方財政計画の概要等

II. 今後の課題と改革方針

(1) 地方財政計画と地方決算のPDCA

(2) 地方財政計画と基金

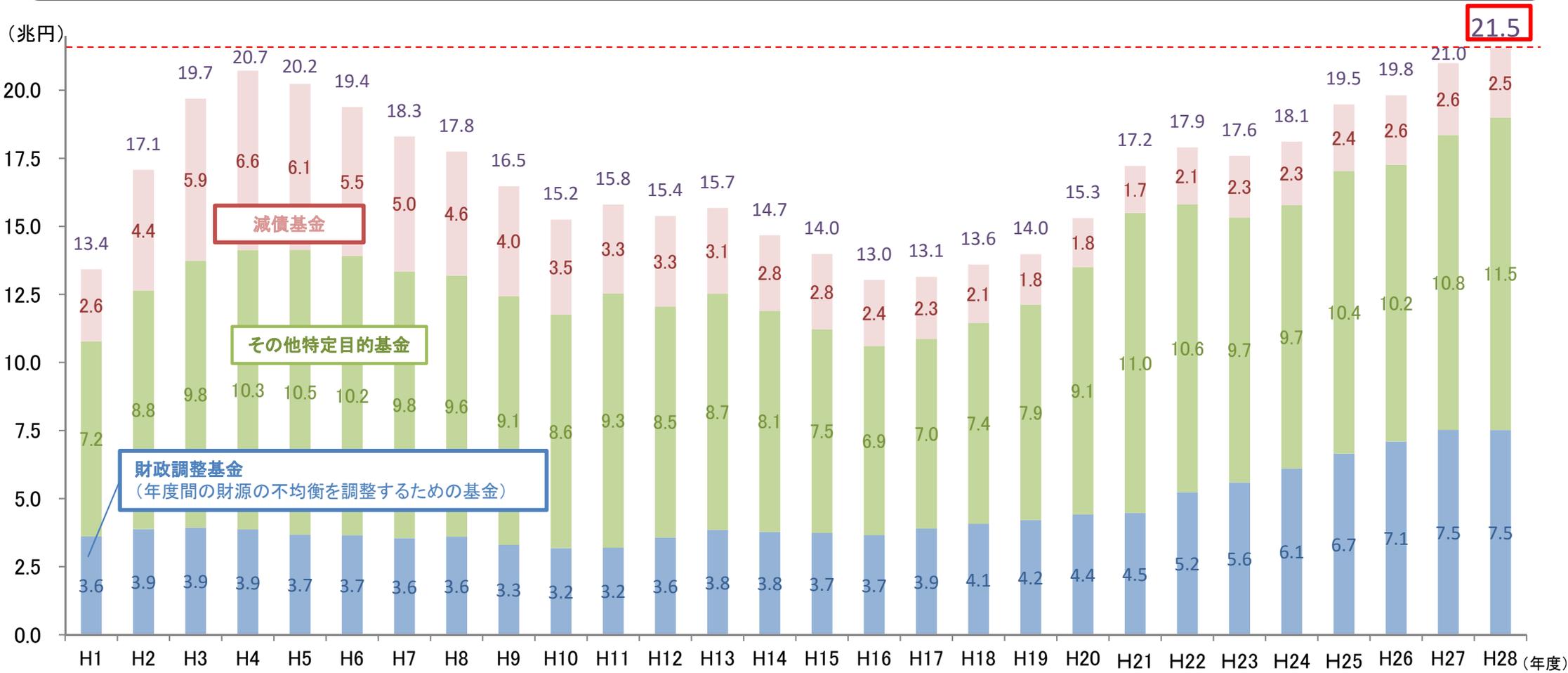
(3) 地方税収の上振れ・枠計上経費の用途等

地方の基金残高の推移(通常収支分)

- 地方の基金残高は、21.5兆円と過去最高。
- その内訳を見ると、年度間の財源の不均衡を調整するための「財政調整基金」は、リーマンショック後の地方税収が減少した時期を含め近年ほぼ一貫して増加し、現在、7.5兆円と過去最高水準。
- 地方公共団体が特定の目的のために設置する「その他特定目的基金」も、近年大幅に増加し、現在、11.5兆円と過去最高。なお、同基金の中には、設置目的が「地域振興を図るため」、「産業振興を図るため」など、実質的に幅広い歳出に充てることが可能な基金があることに留意する必要。

(参考1) 地方債の償還のための「減債基金」には、満期一括償還のために基金に積み立てられているものは含まれていない。

(参考2) 国庫支出金に伴い設置される基金の残高は平成27年度において1.3兆円(国費相当額は0.8兆円)。(※2)



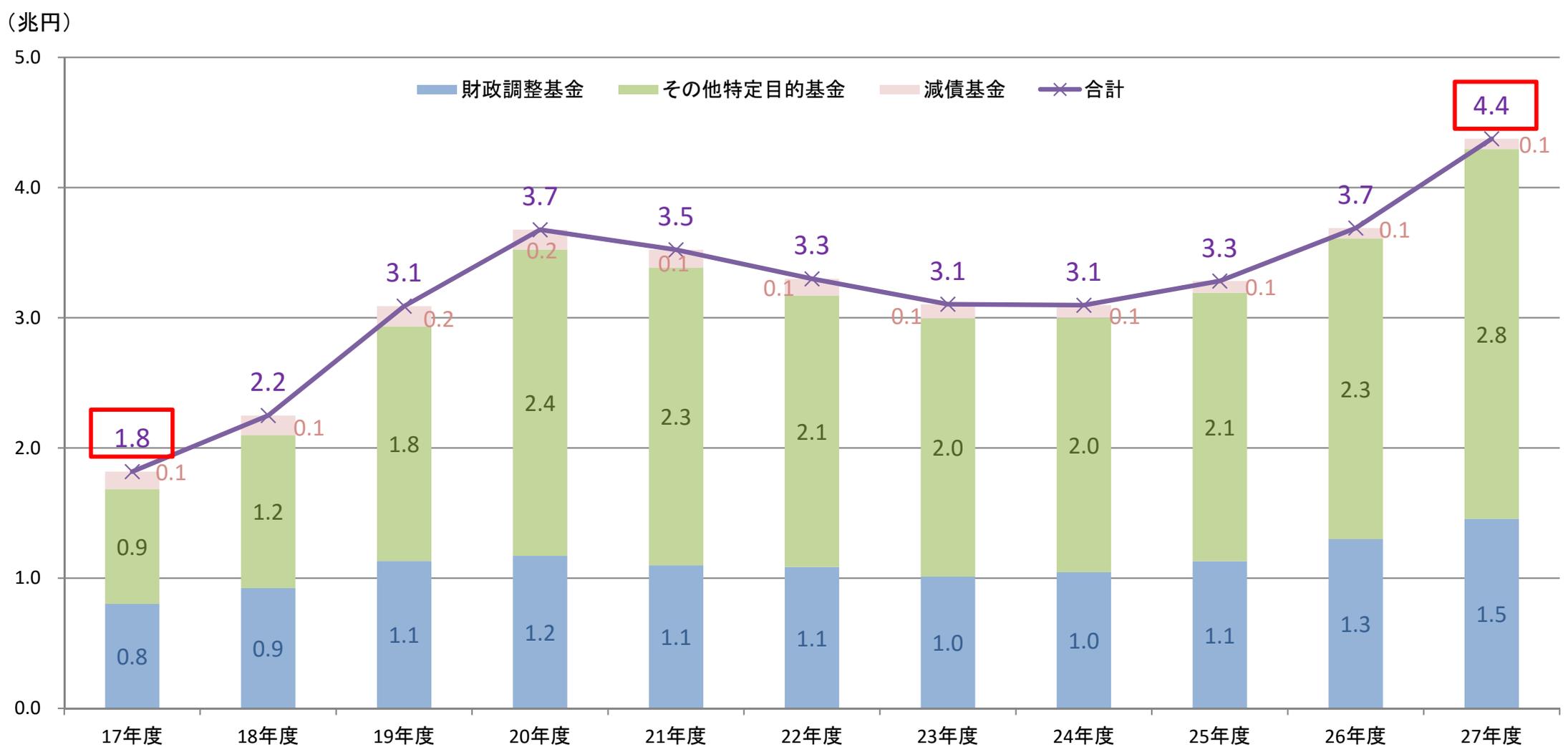
21.5

速報

※1 基金残高は、都道府県分と市町村分の合計である。 ※2 各省HP掲載「地方公共団体等保有基金執行状況表」の合計。(出典)総務省「地方財政状況調査」等

不交付団体の地方基金残高の推移(通常収支分)

- 平成29年度における不交付団体のうち、平成17年度から一貫して不交付だった団体の基金残高の推移を見ると、10年間で2.6兆円増加(2.4倍に増加。毎年度平均約2,600億円増加)。リーマンショック後に残高が減少した時期もあるが、平成25年度以降、再び増加傾向にある(3年間で1.3兆円増加)。
- なお、財政調整基金は10年間で約1.8倍に増加。その他特定目的基金は約3.2倍に増加し、近年の増加傾向が著しい。

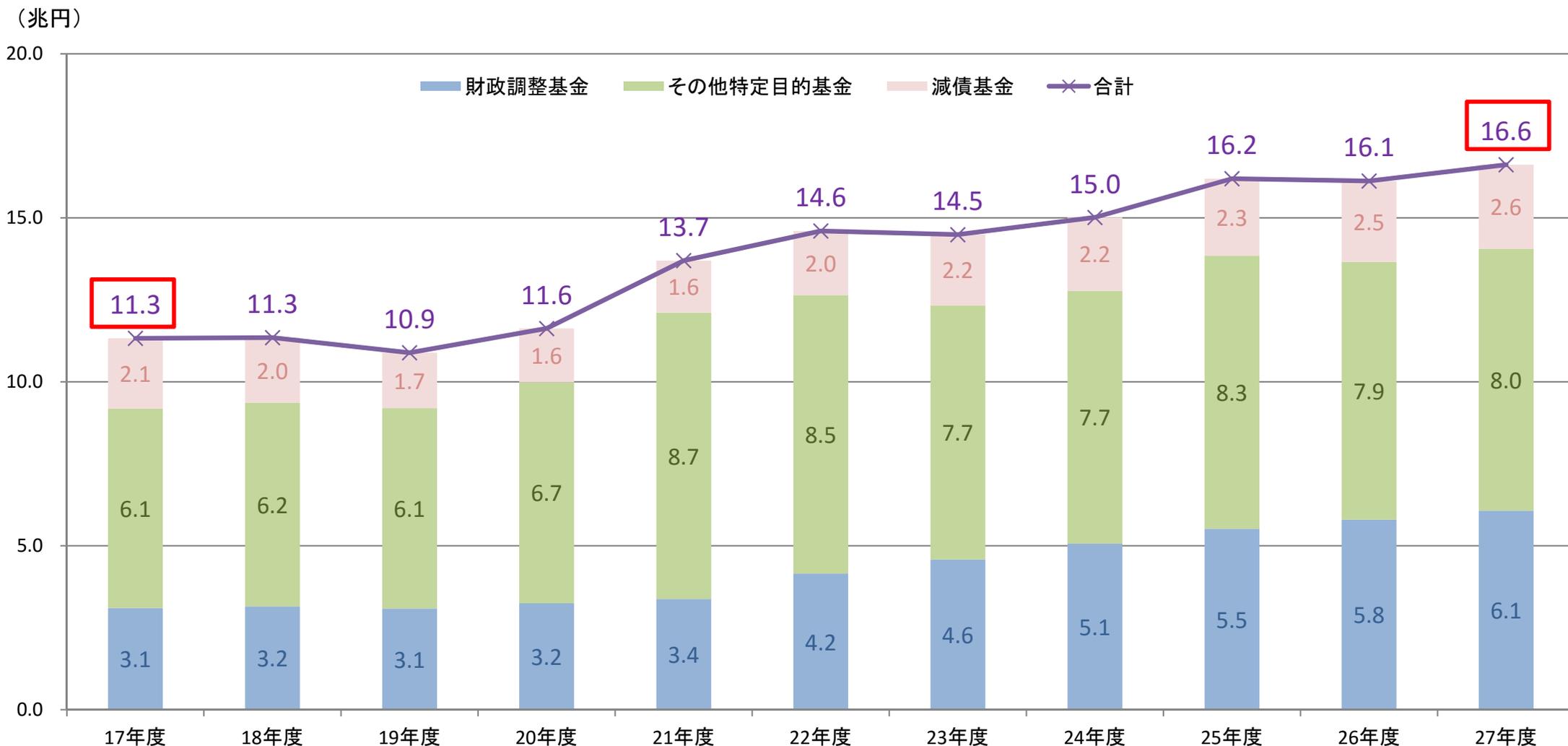


※1 基金残高は都道府県分と市町村分の合計である。
 ※2 不交付団体は、平成29年度時点の一本算定で不交付となった団体のうち、平成17年度以降、一貫して不交付だった38団体。合併した場合、合併前の団体も加味している。20

(出典)総務省「地方財政状況調査」「平成29年度普通交付税の算定結果」等

交付団体の地方基金残高の推移(通常収支分)

- 交付団体の基金残高の推移を見ると、10年間で5.2兆円増加(1.5倍に増加。毎年度平均約5,200億円増加)。リーマンショック後の時期を含めほぼ一貫して増加傾向にある。
- なお、財政調整基金は10年間でほぼ一貫して増加し、約2.0倍となっている。その他特定目的基金は約1.3倍に増加。

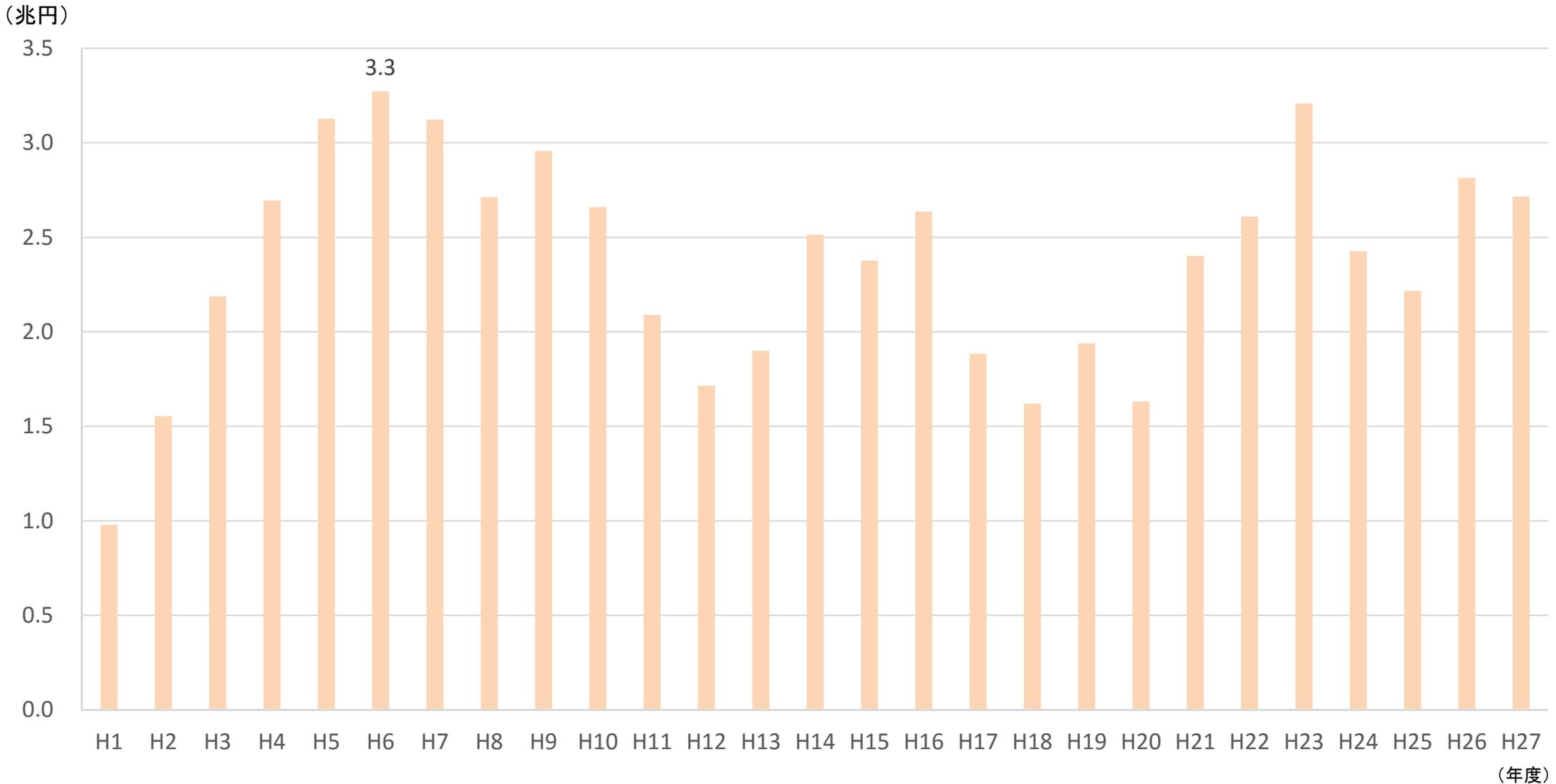


※1 基金残高は都道府県分と市町村分の合計である。
 (出典)総務省「地方財政状況調査」「平成29年度普通交付税の算定結果」等

※2 交付団体は、平成29年度時点の一本算定で不交付となった団体のうち、平成17年度以降、一貫して不交付だった団体以外の団体としている。

地方の基金取崩額(通常収支)の推移

- 基金取崩額の推移を見ると、平成元年以降における最大取崩額は約3.3兆円(平成6年度)。
 - 仮に基金への積立てを一切行わず、この水準で取崩しのみを続けた場合でも、現在の基金残高は約7年分に相当する。
- ※ 過去最大の基金残高減少額は約1.3兆円(平成9年度)であり、仮にこの水準で基金残高の減少が続いた場合でも、現在の基金残高は約17年分に相当する。

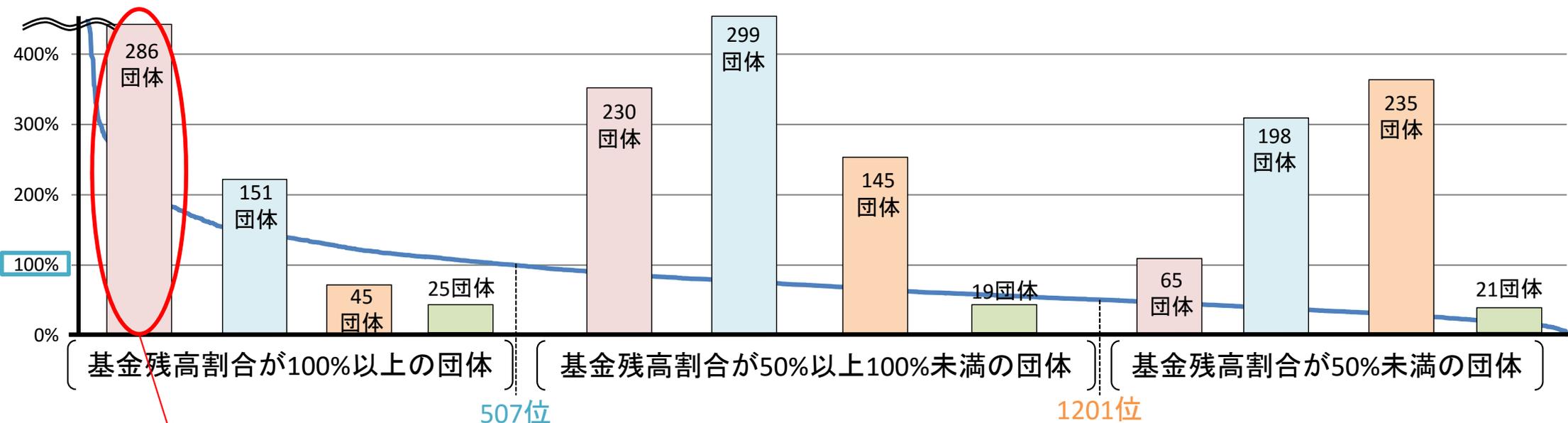


※ 基金取崩額は都道府県分と市町村分の合計である。(出典)総務省「地方財政状況調査」

個々の市町村の「基金残高割合」と財政力指数との関係(平成27年度)

- 財政力指数の低い団体(交付税が主たる財源となる団体)は、基準財政需要額に対して高い割合で基金残高を保有。中でも、財政力指数0.33未満であって、基金残高割合(基準財政需要額に対する基金残高の割合)が100%以上の団体を見てみると、基準財政需要額に占める「まち・ひと・しごと創生事業費」等の割合が相対的に大きい傾向にある。
- 小規模な団体が「まち・ひと・しごと創生事業費」等として配分された財源を使いこなせておらず、結果として基準財政需要額が過大となっている可能性があり、詳細を分析する必要があるとともに、必要に応じ、地方公共団体の広域的な連携や合併等の更なる推進、「まち・ひと・しごと創生事業費」等の水準の妥当性等を検討・検証すべきではないか。

【凡例】 財政力指数0.33未満 財政力指数0.33以上0.66未満 財政力指数0.66以上1.0未満 財政力指数1.00以上



- ・基準財政需要額の平均額: 約30億円(全国平均: 約140億円)
- ・基金残高の平均額: 約50億円
- ・基準財政需要額に占めるまち・ひと・しごと創生事業費及び歳出特別枠の割合の平均: 11.4%(全国では3.3%)

- 地方の基金残高は、21.5兆円と過去最高となっており、交付団体・不交付団体の別によらず、近年増加傾向にある。仮に基金への積立てを一切行わず、過去最高額での取崩しのみを続けた場合でも、現在の基金残高は約7年分に相当する。
- 毎年度、赤字国債を発行して地方交付税を措置している現状を踏まえれば、各団体の基金残高の増加要因等を分析・検証し、国・地方を通じた財政資金の効率的配分に向け、地方財政計画への反映等につなげていく必要。
- また、個々の団体ごとに見てみると、財政力指数0.33未満であって、基金残高割合（基準財政需要額に対する基金残高の割合）が100%以上の団体については、基準財政需要額に占める「まち・ひと・しごと創生事業費」等の割合が相対的に大きい傾向にある。小規模な団体が「まち・ひと・しごと創生事業費」等として配分された財源を使いこなせておらず、結果として基準財政需要額が過大となっている可能性があり、詳細を分析する必要があるとともに、必要に応じ、地方公共団体の広域的な連携や合併等の更なる推進、「まち・ひと・しごと創生事業費」等の水準の妥当性等を検討・検証すべきではないか。

目次

I. 地方財政計画の概要等

II. 今後の課題と改革方針

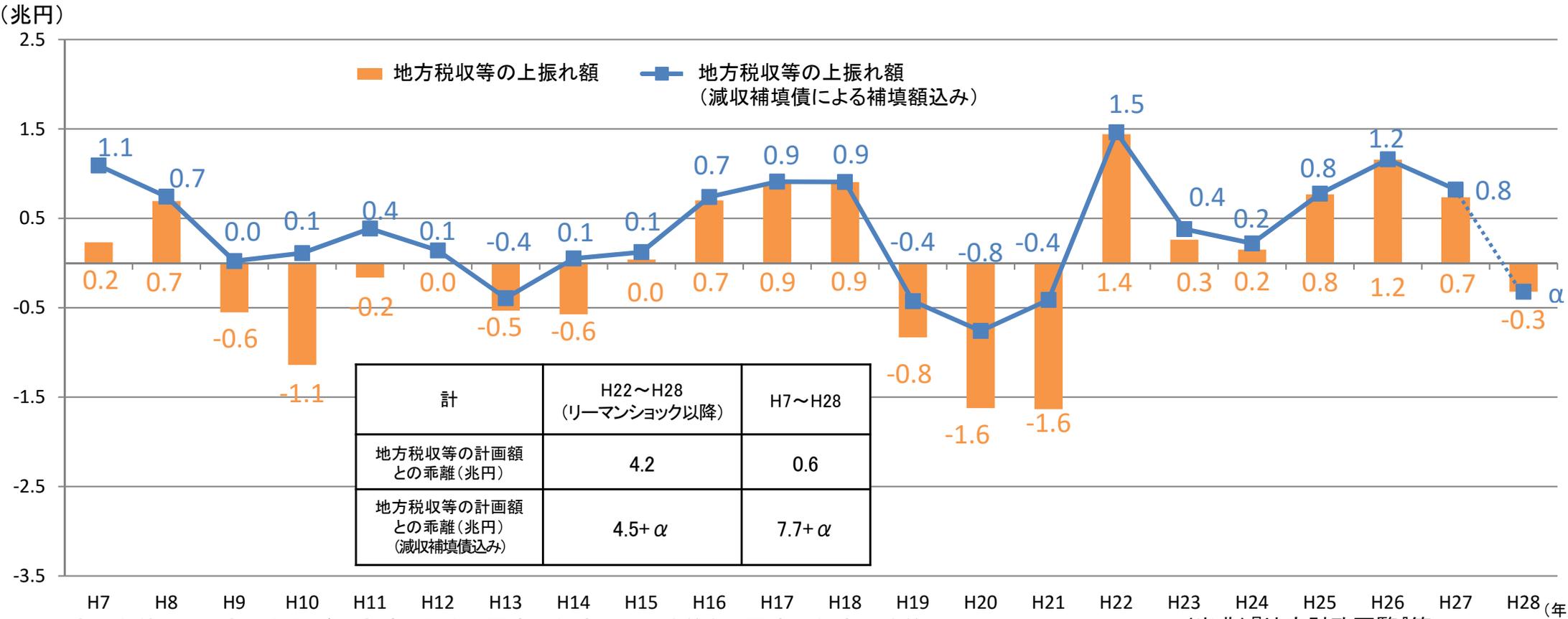
(1) 地方財政計画と地方決算のPDCA

(2) 地方財政計画と基金

(3) 地方税収の上振れ・枠計上経費の用途等

地方税収等の計上の適正化

- 地方税収等は、リーマンショック以降、概ね決算での上振れ傾向が続いており、平成22～28年度までの累計で+4.2兆円の決算増収。
- 地方財政計画で見込んだ歳出歳入のギャップを埋めるべく交付税が措置されていることを踏まえれば、計画からの地方税収等の上振れは、結果として、本来必要なかった赤字国債の発行を国の側で行っていることを意味する。
- こうした地方税収等の計画からの上振れ分については、地方財政計画において精算を行うべきではないか。
※ なお、地方税収等が下振れた場合は減収補填債が発行され、後年度においてその元利償還費が地方財政計画に計上される(国も負担)。

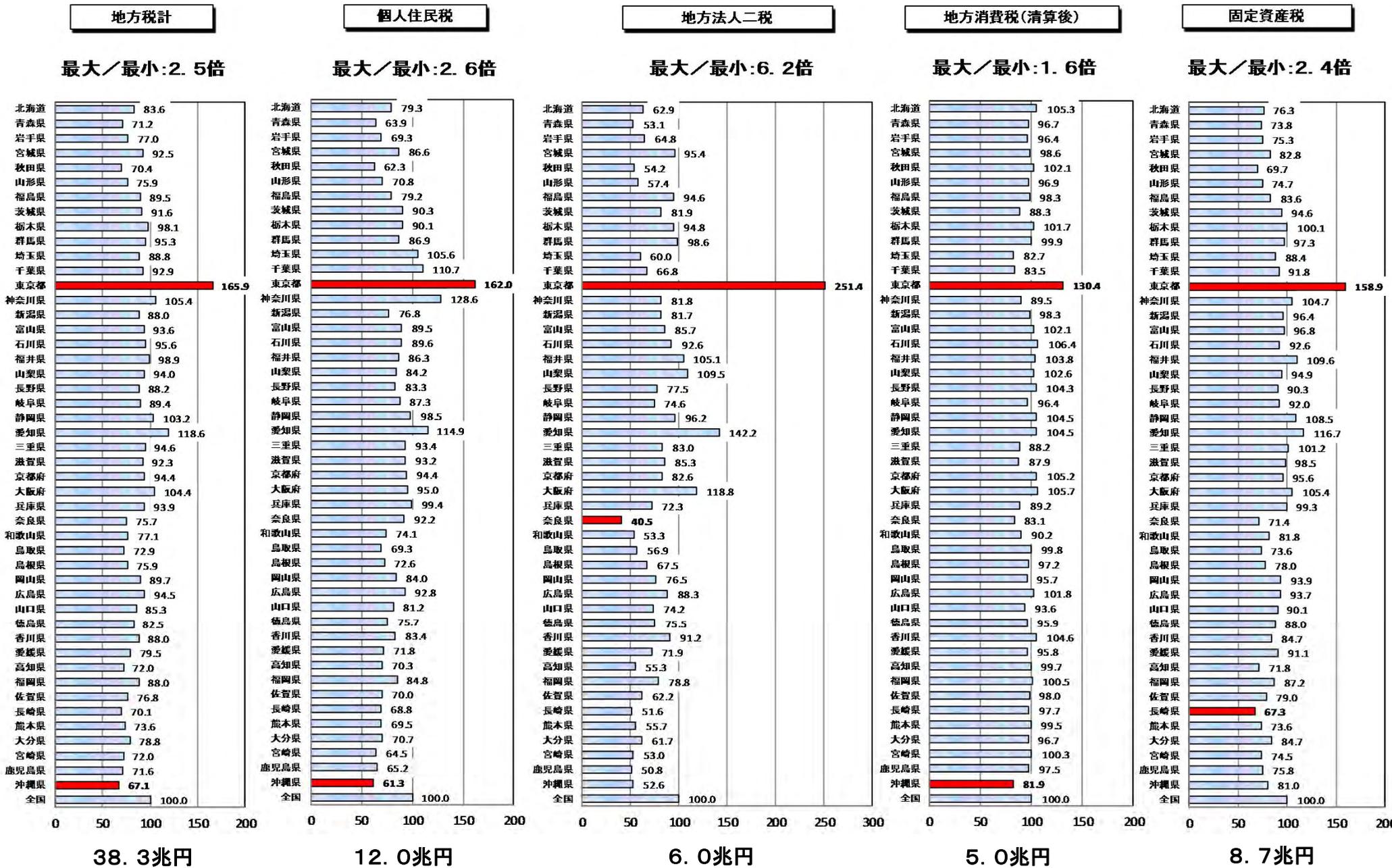


※ 地方税収等は、地方税収及び地方譲与税収。平成27年度までは決算額、平成28年度は決算見込み。(出典)『地方財政要覧』等

地域間での税収の格差

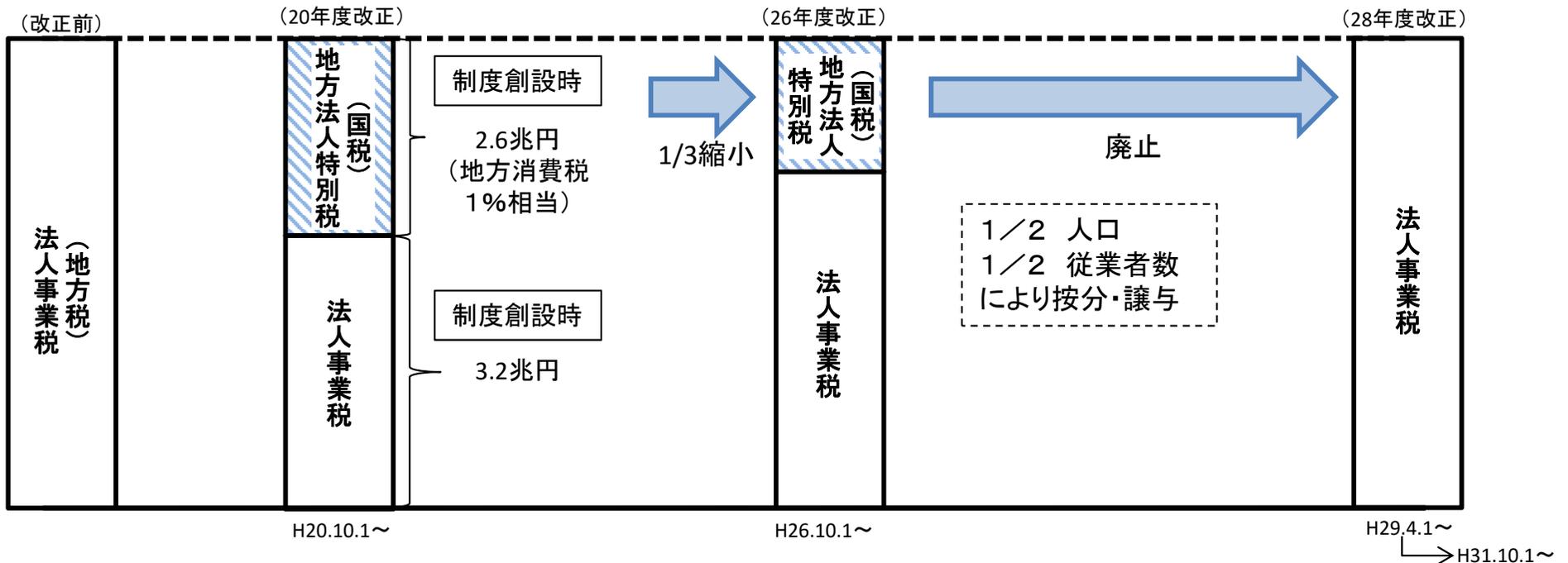
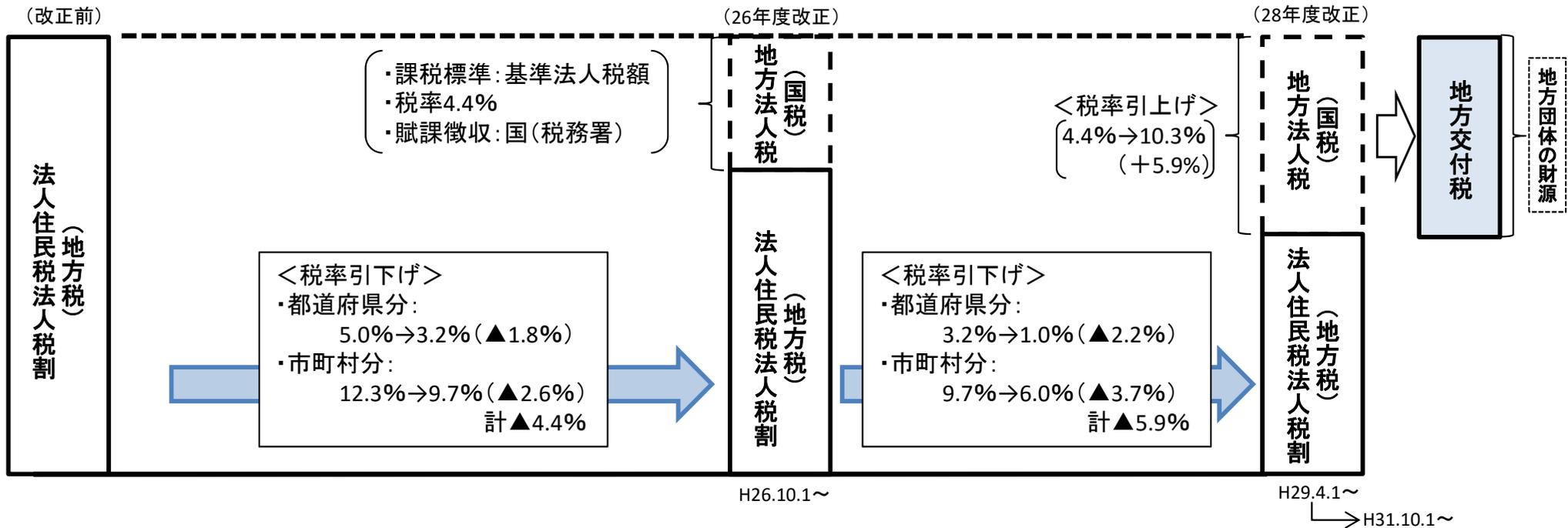
人口一人当たり税収の偏在(最大/最小) 全国平均100、平成27年度決算額

総務省資料を加工



※上段の「最大/最小」は、各都道府県ごとの人口一人当たり税収額の最大値を最小値で割った数値であり、下段の数値は、税目ごとの税収総額である。
 (注1) 地方税収計の税収額は、地方法人特別譲与税の額を含まず、超過課税及び法定外税等を除いたものである。(注2) 個人住民税の税収額は、個人道府県民税(均等割及び所得割)及び個人市町村民税(均等割及び所得割)の合計額であり、超過課税分を除く。(注3) 地方法人二税の税収額は、法人道府県民税、法人市町村民税及び法人事業税(地方法人特別譲与税を含まない。)の合計額であり、超過課税分等を除く。
 (注4) 固定資産税の税収額は、道府県分を含み、超過課税分を除く。(注5) 人口は、平成28年1月1日現在の住民基本台帳人口による。

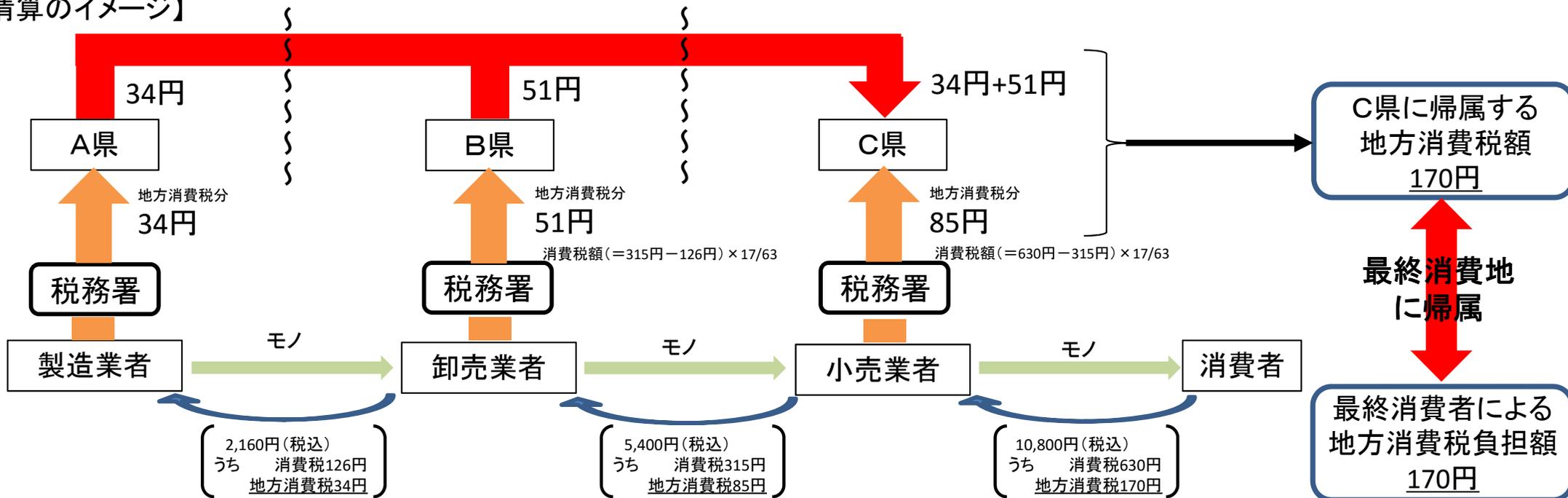
地方法人課税の偏在是正



税源の適切な帰属(地方消費税の清算基準①)

- 消費税・地方消費税の最終負担者は消費者であり、税金は「最終消費地」(下記C県)に帰属すべきものとされている(仕向地原則)。
- 他方、消費税・地方消費税は多段階課税であるため、各段階の事業者が本店所在地の税務署(国)に、消費税と地方消費税を一括して申告納付し、その所在都道府県に地方消費税相当額が払いこまれる。このため、「最終消費地」(下記C県)と「税金が一旦帰属する都道府県」(下記A県・B県)との不一致が生じる。
- 最終消費地と税金の最終的な帰属(ともにC県)とを一致させるため、各都道府県間において「消費に相当する額」に応じて「清算」が行われており、その方法を地方消費税の清算基準という。

【清算のイメージ】



税源の適切な帰属(地方消費税の清算基準②)

- 具体的には、「統計基準」、「人口基準」、「従業者基準」によって清算が行われる。しかしながら、この清算基準については以下の問題点が挙げられる。
 - ・ 「統計基準」として利用する統計には、最終消費ではない消費や、最終消費地とは異なる場所での消費が含まれており、最終消費の実態を適切に反映できていないこと(①)。
 - ・ 「従業者基準」は、消費税導入前に存在した「料理飲食等消費税」等からの移行に伴う激変緩和として導入された性格が強く、既にその役割を終えていると考えられること(②)。
- 地方消費税は、社会保障施策の財源となる重要な税であり、適切な税収帰属を図ることが必要。これまでも、統計から「インターネット販売」を除外するなどの改正が行われてきたが、こうした対応には限界あり。こうした中、都道府県間の清算後の市町村への配分(税率引上げ分)は全額人口に基づき行われていること、税収の充当先等を踏まえ、人口基準の比率を大幅に高めるなど抜本的な見直しが必要ではないか。

【地方消費税の清算基準】

統計基準	小売年間販売額(H26商業統計)	75%
	サービス業対個人事業収入額(H24経済センサス活動調査)	
人口基準		17.5%
従業者基準		7.5%

①

- ・ 最終消費ではない、企業による中間消費(備品購入や交際費によるサービス消費等)が含まれている
- ・ 家電を始めとする耐久財等は、購入後、県境を越境した配送・持ち帰りが行われるなど、購入地と最終消費地が乖離し得る等

② 料理飲食等消費税(平成元年廃止)やその後の消費譲与税(平成9年廃止)からの歳入の変動を少なくするという経緯から用いられており、既にその役割は終えているのではないか。

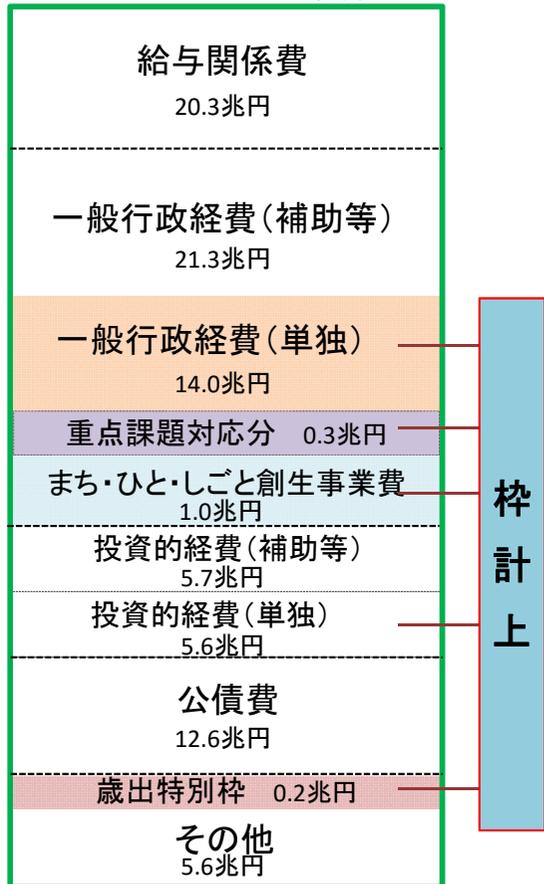
「平成29年度税制改正大綱」(平成28年12月8日 自由民主党・公明党)(抜粋) 【第三 検討事項 14】

- 地方消費税の清算基準については、平成30年度税制改正に向けて、地方消費税の税収を最終消費地の都道府県により適切に帰属させるため、地方公共団体の意見を踏まえつつ、統計データの利用方法等の見直しを進めるとともに、必要に応じ人口の比率を高めるなど、抜本的な方策を検討し、結論を得る。

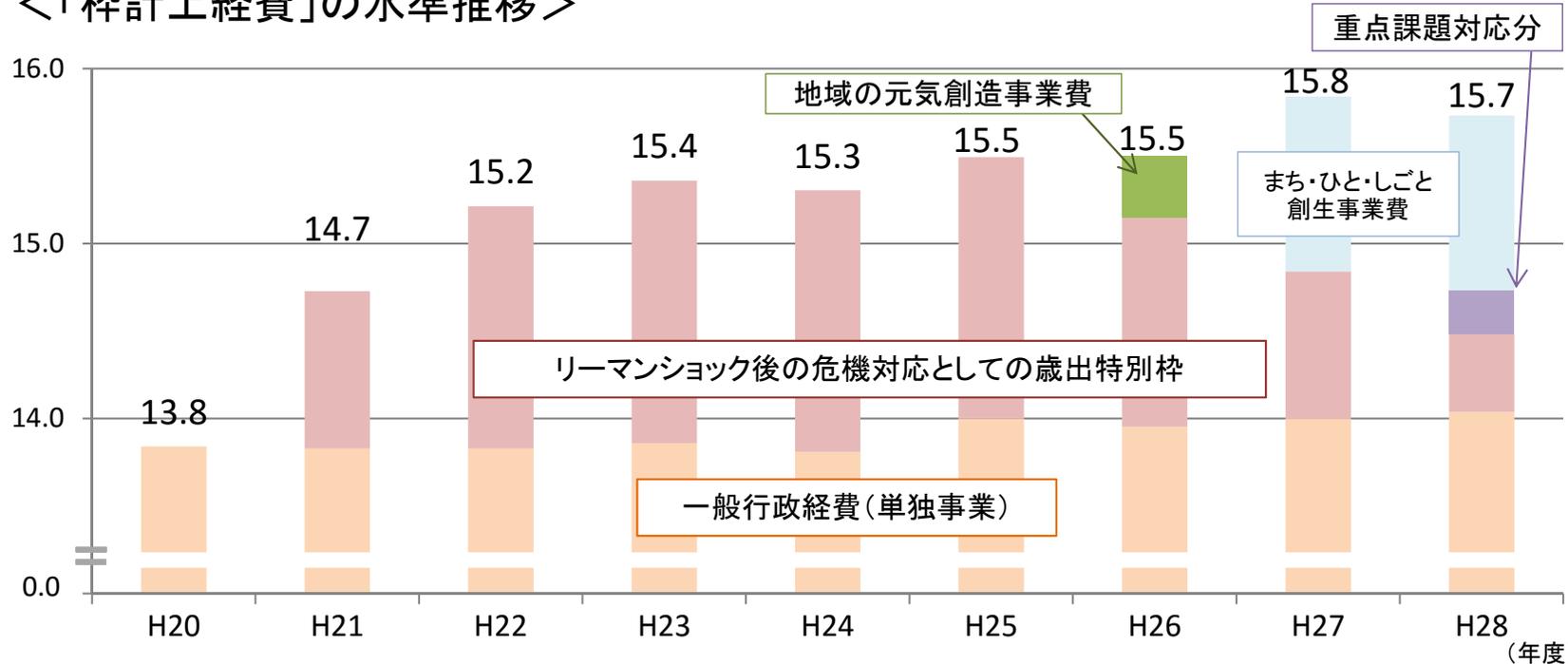
「枠計上経費」について

- 地方財政計画には、内訳や積算が明らかでない、いわゆる「枠計上経費」が多額の規模で存在。計上水準の必要性・適正性について説明責任を果たす観点から、当該財源を活用した事業の実績・成果を把握し、検証する必要。
 ※ 例えば、まち・ひと・しごと創生事業費は、人口増減率等の指標を用いて配分されているが、各自治体における具体的用途を含め実績等は不明。特定の政策目的をもって地方財政計画に計上している項目については、当該財源を活用した事業の実績・成果を把握し、計上の合理性の検証を行う必要。
- また、歳出特別枠は、リーマンショック後、雇用対策等のために設けられた臨時異例の危機対応措置であり、平時モードへの切替えの中で、廃止・縮減していく必要。

地方財政計画 (29年度)
歳出 86.6兆円



＜「枠計上経費」の水準推移＞



- 経済財政運営と改革の基本方針2015 (抜粋)
 「別枠加算や歳出特別枠といったリーマンショック後の歳入・歳出面の特別措置について、経済再生に合わせ、危機対応モードから平時モードへの切替えを進めていく。」

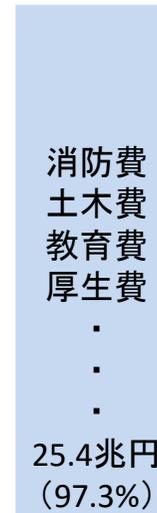
基準財政需要額の実際の算定例(29年度)

<算定項目と測定単位(平成29年度)>

個別算定経費				
項目	測定単位	単位費用(円)		
消防費	人口	11,300		
土木費	道路橋りょう費	道路の面積	73,500	
		道路の延長	193,000	
	港湾費	港湾(係留)	27,100	
		港湾(外郭)	6,180	
		漁港(係留)	10,500	
		漁港(外郭)	4,360	
	都市計画費	都市計画区域における人口	988	
	公園費	人口	530	
		都市公園面積	36,300	
	下水道費	人口	94	
その他の土木費	人口	1,700		
教育費	小学校費	児童数	43,200	
		学級数	850,000	
		学校数	9,079,000	
	中学校費	生徒数	40,700	
		学級数	1,042,000	
		学校数	8,594,000	
	高等学校費	教職員数	6,563,000	
		生徒数	69,600	
	その他の教育費	人口	5,140	
		幼稚園等の小学校就学前子どもの数	369,000	
厚生費	生活保護費	市部人口	9,520	
	社会福祉費	人口	22,300	
	保健衛生費	人口	7,780	
	高齢者保健福祉費	65歳以上人口	63,800	
		75歳以上人口	82,200	
産業経済費	清掃費	人口	5,080	
	農業行政費	農家数	83,400	
	林野水産行政費	林業及び水産業の従業者数	291,000	
総務費	商工行政費	人口	1,240	
	徴税費	世帯数	4,380	
		戸籍住民	戸籍数	1,170
		基本台帳費	世帯数	2,090
	地域振興費	人口	1,820	
面積		1,038,000		
地域経済・雇用対策費	人口	420		
地域の元気創造事業費	人口	2,530		
人口減少等特別対策事業費	人口	3,400		

- 全市町村における基準財政需要額26.2兆円のうち、まち・ひと・しごと創生事業費及び歳出特別枠(地域経済・雇用対策費)は0.7兆円(2.7%)程度。
- 個別団体ごとにみれば、基準財政需要額の2割以上がまち・ひと・しごと創生事業費等によって配分されている団体が存在。
- この実態を踏まえれば、まち・ひと・しごと創生事業費等の実績・成果を把握し、検証する必要。

全市町村における
基準財政需要額合計
26.2兆円



0.7兆円(2.7%)

A自治体



B自治体



※ 基準財政需要額は臨時財政対策債振替前。

(出典)総務省「平成29年度 普通交付税の算定結果」 32

国庫補助事業の不用に係る地方負担分の計上の適正化

- 国庫補助事業については毎年度一定の不用が生じており、その地方負担分についても地方財政計画において不用が生じていることとなる。しかしながら、国庫補助事業の不用に係る地方負担分については、決算を踏まえた精算が行われておらず、地方に渡しきりとなっている。
- 地方財政計画で見込んだ歳出歳入のギャップを埋めるべく交付税が措置されていることを踏まえれば、この不用に係る地方負担分は、結果として、本来必要なかった赤字国債の発行を国の側で行っていることを意味し、是正を検討する必要。

国庫補助事業の不用に係る地方負担分（推計）

	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	5ヶ年平均
給与関係経費(義務教育費国庫負担金)	391億円	325億円	322億円	323億円	92億円	291億円
一般行政経費(補助事業分)	605億円	670億円	1,016億円	2,696億円	816億円	1,161億円
投資的経費(直轄事業・補助事業分)	303億円	245億円	373億円	181億円	124億円	245億円
合計	1,299億円	1,240億円	1,711億円	3,200億円	1,032億円	1,697億円

※1 国の決算における不用割合（不用額／歳出予算現額）を地方財政計画における地方負担額に乗じて試算

※2 投資的経費の不用額は歳出不用額に一般財源充当割合を乗じて計算

トップランナー方式

- 骨太2015に基づき、歳出の効率化を推進する観点から、他団体のモデルとなるような業務改革を行っている団体の経費水準を基準財政需要額の算定基礎とする取組み(トップランナー方式)を推進。
- トップランナー方式は、23業務が検討対象とされ、29年度までに18業務について導入。平成33年度における累計減少額(基準財政需要額の減少額)は約1,640億円と見込まれている。

○ これまでの取組み・成果

<平成28年度>

- ・ 16業務について導入し、段階的な反映における初年度の見直しを実施。
- ・ 平成28年度におけるトップランナー方式による影響額(基準財政需要額の減少額)は441億円。

<平成29年度>

- ・ 導入済の16業務について、段階的な反映における2年目の見直しを実施。
- ・ 新たに2業務について導入(合計18業務に導入)。
- ・ 平成29年度におけるトップランナー方式による新たな影響額(基準財政需要額の減少額)は473億円(累計減少額は914億円)。

<平成29年度における取組例(都道府県分)>

対象業務	基準財政需要額の算定項目		見直し内容		基準財政需要額の算定基礎とする業務改革の内容
			経費水準 見直し前	経費水準 見直し後	
学校用務員事務 (高等学校、特別支援学校)	高等学校費		388,570(千円)	332,208(千円)	民間委託等
	特別支援学校費		57,312(千円)	50,510(千円)	
体育館管理 競技場管理 プール管理	その他の教育費		25,629(千円)	据え置き	指定管理者制度導入 民間委託等
公園管理	その他の土木費		161,345(千円)	据え置き	指定管理者制度導入、民間委託等
庶務業務 (人事、給与、旅費、福利厚生等)	包括算定経費		庶務業務として特定せず 包括的に算定	8,270(千円)の減	庶務業務の集約化
公立大学運営	その他の教育費	(理科系学部)	1,694(千円/人)	1,460(千円/人)	地方独立行政法人化
		(保健系学部)	1,938(千円/人)	1,668(千円/人)	

基準財政需要額に占めるトップランナー方式導入対象経費の割合

○ ただし、28年度におけるトップランナー方式の対象経費の割合は、全基準財政需要額のうち3.5% + α (※)。

※ +αについては、包括算定経費に含まれる庶務業務分

【都道府県分】

※ 28年度におけるトップランナー対象業務部分にのみ黄色着色

警察費	土木費		教育費					厚生労働費			経済産業費		総務費	
	道路橋りょう費		小学校費	中学校費	高等学校費	特別支援学校費	その他の教育費	社会福祉費	衛生費	高齢者保健福祉費	農業行政費	商工行政費	徴税費	地域振興費
	河川費	港湾費	その他の土木費					生活保護費			労働費		恩給費	
											林野行政費			
											水産行政費			
													地域経済・雇用対策費	
													地域の元気創造事業費	
													人口減少等特別対策事業費	

【市町村分】

消防費	土木費				教育費			厚生費				産業経済費		総務費		地域元気創造事業費	人口減少等特別対策事業費
	道路橋りょう費	都市計画費	下水道費	その他の土木費	小学校費	中学校費	その他の教育費	生活保護費	社会福祉費	保健衛生費	高齢者保健福祉費	清掃費	農業行政費	商工行政費	徴税費		
	港湾費		公園費		小学校費	中学校費	高等学校費										
												林野水産行政費					
												戸籍住民基本台帳費					

(出典)総務省「平成28年度 普通交付税の算定結果」

地域経済・雇用対策費

- 総務省は「(基準財政需要額算定の)単位費用に計上されている業務」等として23業務を検討対象としているが、各自治体には23業務以外にも多くの業務が存在。こうした業務を含め、トップランナー方式の更なる拡充を目指すべきではないか。
- また、地域行政サービスの地域差の「見える化」を推進し、類似団体間でのコストの比較やその要因分析を行うとともに、先進・優良事例の横展開を行い、更なる行財政改革を進めていくべきではないか。
- 併せて、自治体クラウドの導入やマイナンバーの活用等による行政の効率化を進めていくことが重要ではないか。

【トップランナー方式の検討対象であるが、まだ導入されていない業務】

- 図書館 ○博物館(美術館、科学館、歴史館、動物園等) ○公民館、市民会館 ○児童クラブ、学童館等
- 窓口業務

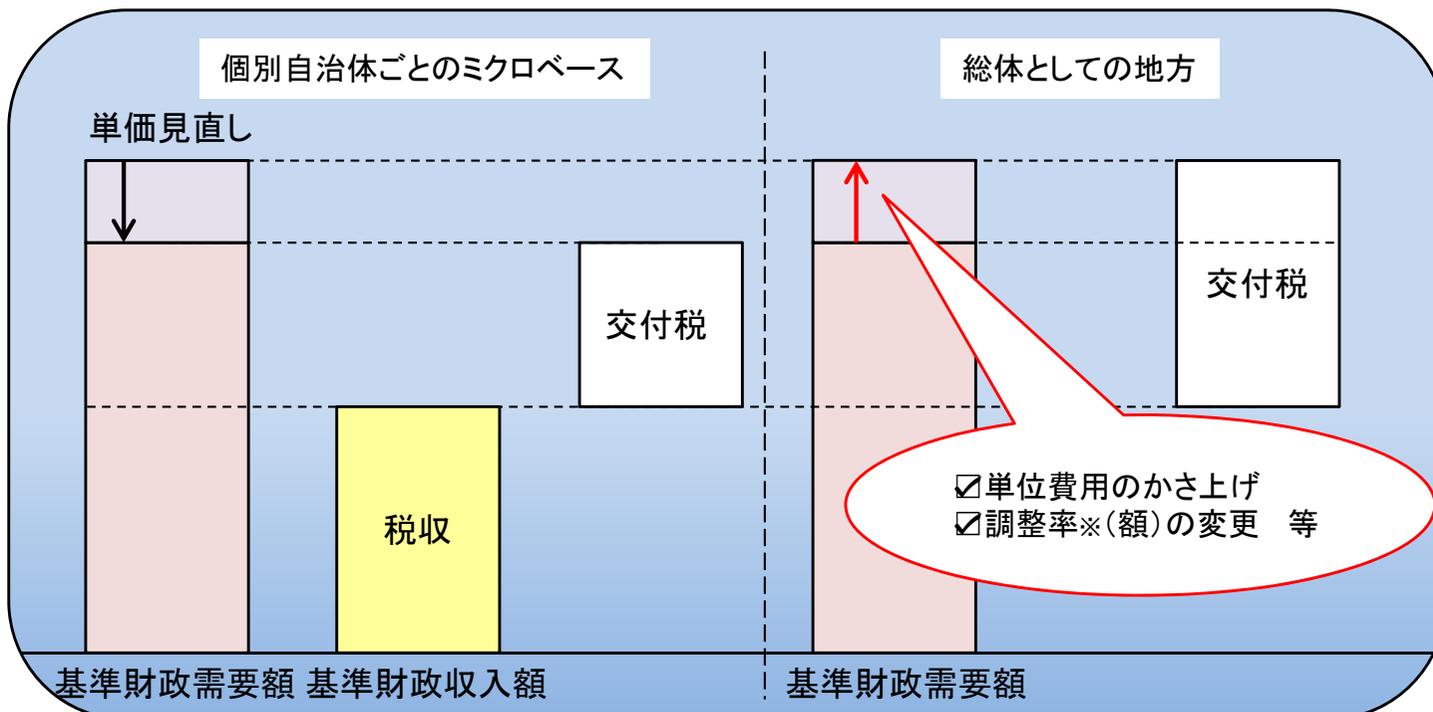
【トップランナー方式の検討対象とされていない業務の一例】

- 河川維持修繕 ○砂防維持修繕 ○港湾維持管理 ○漁港維持管理 ○高等学校維持修繕
- 特別支援学校の建物・運動場維持修繕 ○教育研修センター施設維持管理等 ○婦人相談所施設管理
- 児童相談所施設管理 ○し尿収集 ……………

改革成果の地方財政計画への反映

- 平成28年度からトップランナー方式の導入が進められているが、現状では、基準財政需要額の単価の見直しが行われるのみ(地方財政計画への反映は行われていない)。
- このため、トップランナー方式で単価の見直しが行われる一方で、地方財政計画で措置された交付税を全額配分すべく、他の経費の単価アップ等の調整がなされれば、地方財政計画の歳出規模の抑制、地方財政の効率化にはつながっていないことになる。
- 財政健全化目標の実現に向け、トップランナー方式、先進・優良事例の横展開、自治体クラウドの導入による効率化等の効果(基準財政需要額の減少額)を地方財政計画に反映し、財政資金の効率的配分が図られるよう、計画策定を工夫する必要。

トップランナー方式による効果



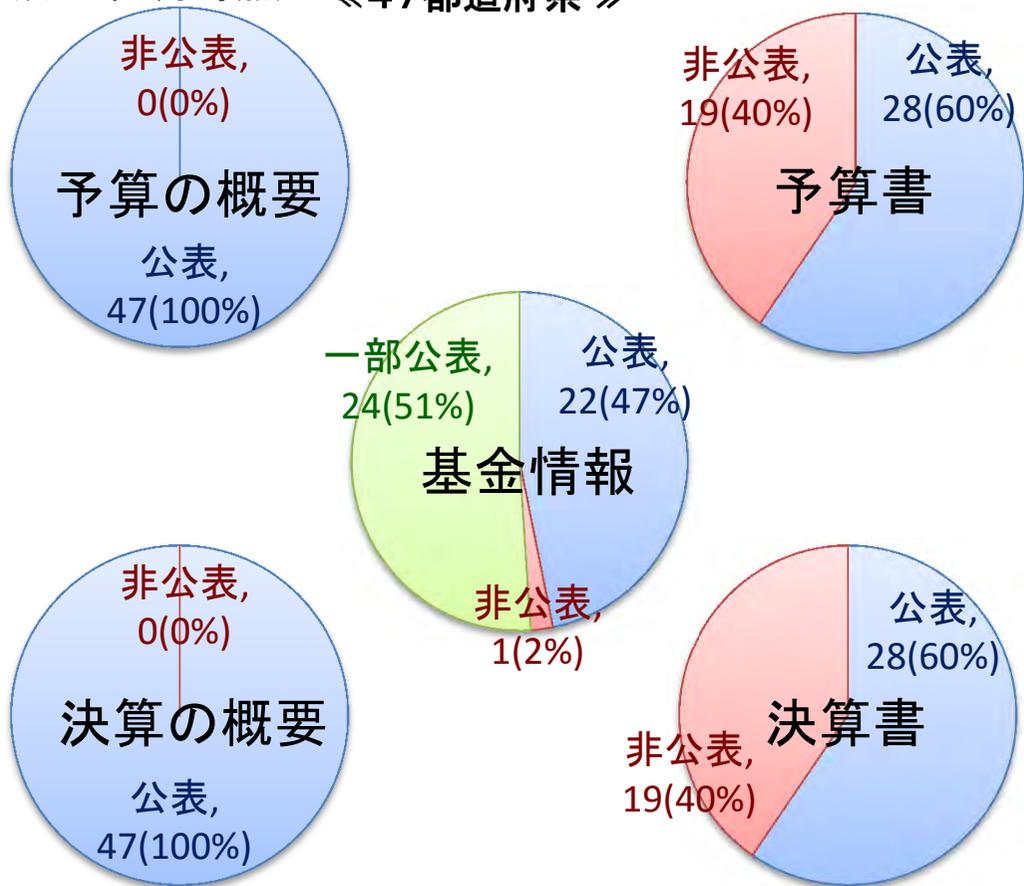
現状では、トップランナー方式による「効率化」分は、基準財政需要の単位費用のかさ上げや、調整率(額)の変更等を通じ、各団体に薄まきされる形で配分されている。

※ 基準財政需要額=単位費用×測定単位
× 補正係数×調整率(額)

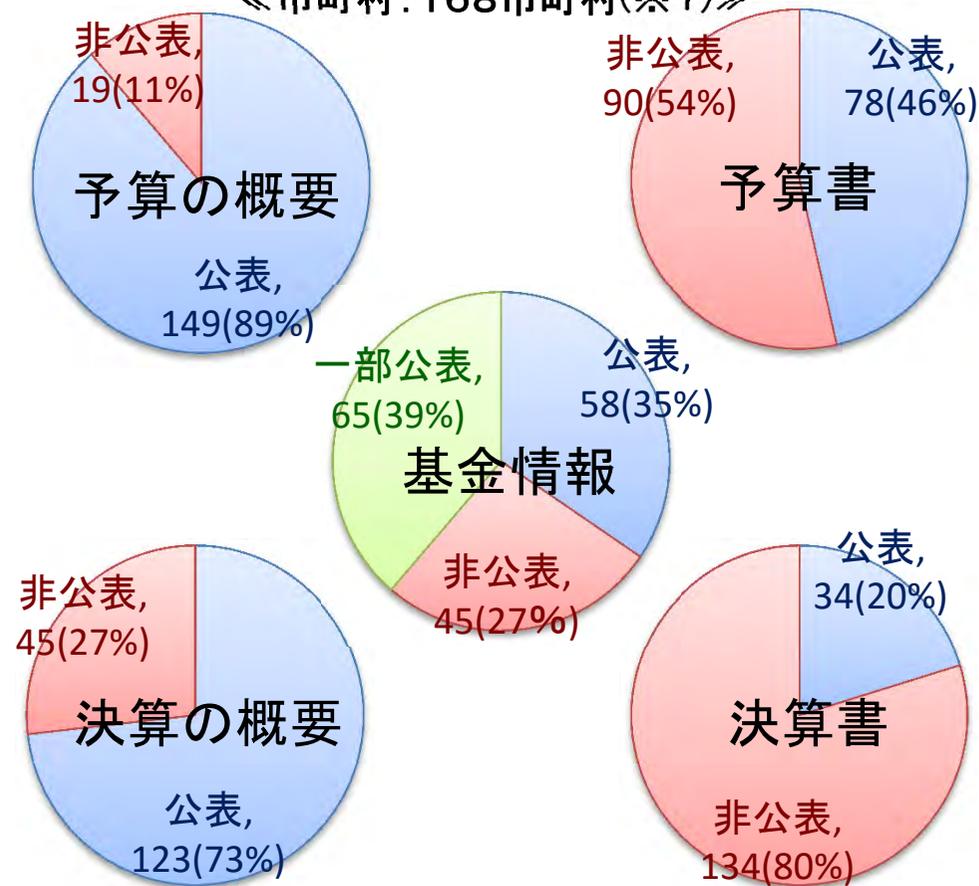
基金をはじめとする財政に関する情報の公開について

- 基金については、総務省の決算統計上、財政調整基金、減債基金、その他特定目的基金の別による公表しか行われていない。また、各地方公共団体のホームページにおいて詳細な内訳を公表している団体は一部に止まるほか、積立ての考え方を示している団体は確認できず。
- 各年度の予算・決算についても、一部の地方公共団体ではホームページでの情報公開が行われていない。
- サービスとコストの関係についての住民の理解に立脚した歳出の重点化・効率化が行われるよう、予算のフローとストックの状況について、「見える化」(ホームページによるアクセスしやすい情報公開)が行われるべきではないか。

(平成29年9月時点) <<47都道府県>>



<<市町村:168市町村(※1)>>



※1 市町村は、県庁所在地及び政令指定都市に加え、全市町村を財政力指数0.33ごとに四段階に区分し、各段階のトップ30の市町村を抽出。
 ※2 ここでいう「公表」とは、ホームページ上で当該情報が公表されていることをいい、「非公表」とはホームページ上で当該情報が公表されていないことをいう。
 ※3 「予算の概要」・「決算の概要」・「基金情報」の公表には、財政状況資料、決算カード、予算等に係る情報が掲載された広報誌等のみをホームページ上で公表しているものは含まない。
 ※4 ここでいう「予算書」・「決算書」の公表とは、予算書・決算書に加え、予算・決算の説明書・明細書等をホームページ上で公表しているものをいう。

- 計画からの地方税収等の上振れは、結果として、本来必要なかった赤字国債の発行を国の側で行っていることを踏まえ、地方財政計画において精算を行うべきではないか。
- また、地方消費税は社会保障施策の財源となる重要な税であり、その清算基準については、人口基準の比率を大幅に高めるなど抜本的な見直しが必要ではないか。
- 「枠計上経費」について、計上水準の必要性・適正性について説明責任を果たす観点から、当該財源を活用した事業の実績・成果を把握し、検証する必要。また、歳出特別枠は、平時モードへの切替えの中で、廃止・縮減していく必要。
- 国庫補助事業の不用に係る地方負担分については、決算を踏まえた精算が行われておらず、是正を検討する必要。
- トップランナー方式の更なる拡充、先進・優良事例の横展開、自治体クラウドの導入による効率化等を進めていくべきではないか。また、その効果(基準財政需要額の減少額)を地方財政計画に反映し、財政資金の効率的配分が図られるよう、計画策定を工夫する必要。
- サービスとコストの関係についての住民の理解に立脚した歳出の重点化・効率化が行われるよう、予算のフローとストックの状況について、「見える化」(ホームページによるアクセスしやすい情報公開)が行われるべきではないか。

参 考 資 料

普通交付税の算定方法(ミクロの地方交付税配分)

○ 普通交付税は、標準的な財政収入(基準財政収入額)を標準的な財政需要(基準財政需要額)が超える団体に対して交付。

基準財政収入額 = 標準的な地方税収入見込額 × 75%(譲与税については100%)

基準財政需要額 = 各地方団体ごとの標準的な水準における行政を行うために必要となる一般財源を算定するもので、
各行政項目ごとに下記の算式により計算した額の合算額

＜算定項目と測定単位(平成29年度)＞

単位費用(単価)

×

測定単位

×

補正係数

＜単位費用＞

… 行政項目ごとの測定単位あたりの単価

＜測定単位＞

… 行政項目ごとに財政需要を測定するための単位
(人口、学校数等)

＜補正係数＞

… 地方団体ごとの自然的・社会的条件の違いを測定単位の数値に反映する際の乗率

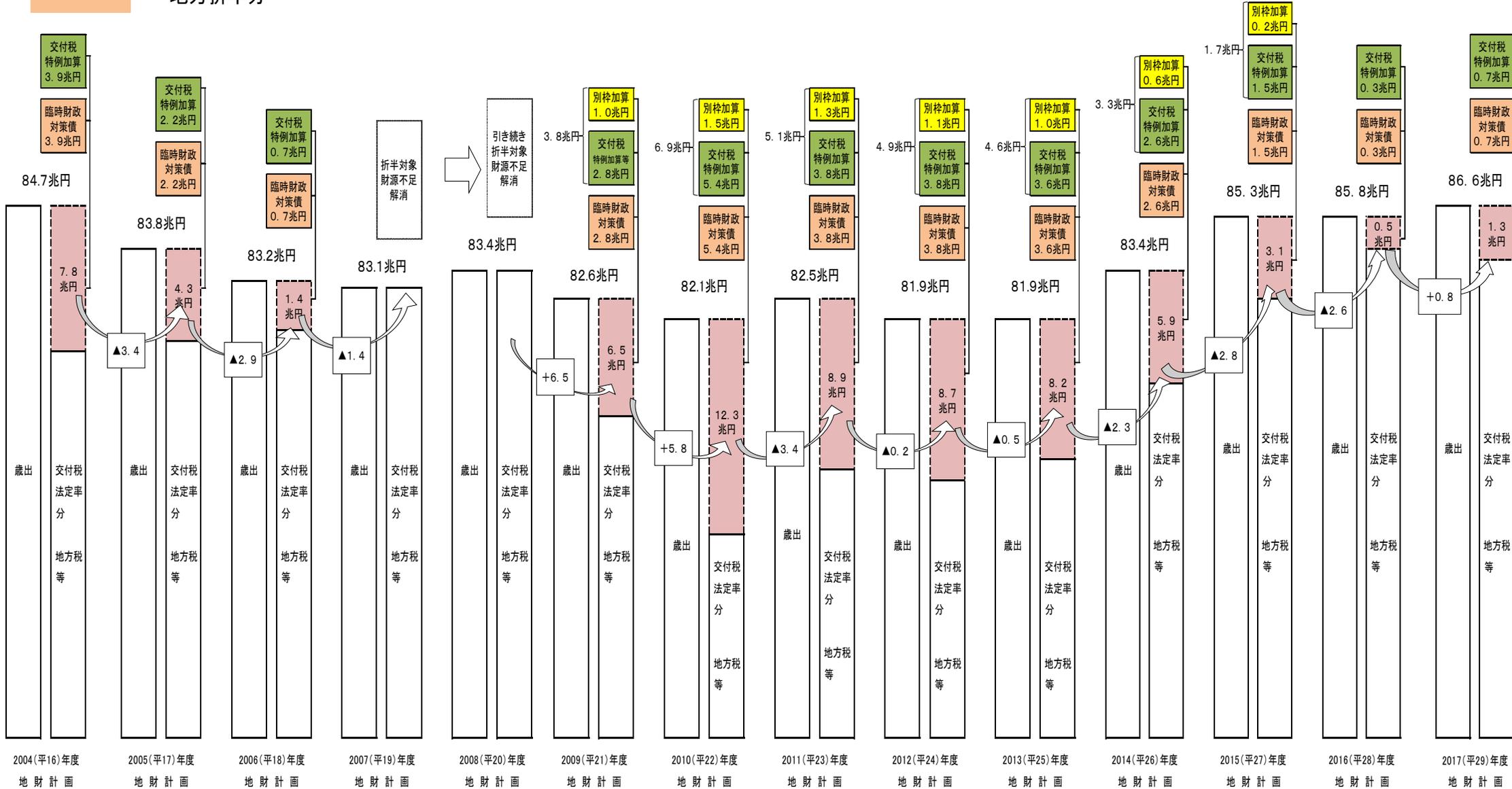
(人口・面積に関する規模の経済や人口密度の大小、寒冷地等の気象条件の違いなど、行政コストに影響を与えるものの、単位費用及び測定単位のみでは捕捉できない要素を補正)

個別算定経費

項目	測定単位	単位費用(円)	
消防費	人口	11,300	
土木費	道路橋りょう費	道路の面積	73,500
		道路の延長	193,000
	港湾費	港湾(係留)	27,100
		港湾(外郭)	6,180
		漁港(係留)	10,500
		漁港(外郭)	4,360
		都市計画費	都市計画区域における人口
	公園費	人口	530
		都市公園面積	36,300
	下水道費	人口	94
その他の土木費	人口	1,700	
教育費	小学校費	児童数	43,200
		学級数	850,000
		学校数	9,079,000
	中学校費	生徒数	40,700
		学級数	1,042,000
	高等学校費	学校数	8,594,000
		教職員数	6,563,000
その他の教育費	生徒数	69,600	
	人口	5,140	
	幼稚園等の小学校就学前子どもの数	369,000	
厚生費	生活保護費	市部人口	9,520
	社会福祉費	人口	22,300
	保健衛生費	人口	7,780
	高齢者保健福祉費	65歳以上人口	63,800
		75歳以上人口	82,200
清掃費	人口	5,080	
産業経済費	農業行政費	農家数	83,400
	林野水産行政費	林業及び水産業の従業者数	291,000
	商工行政費	人口	1,240
総務費	徴税費	世帯数	4,380
	戸籍住民基本台帳費	戸籍数	1,170
		世帯数	2,090
	地域振興費	人口	1,820
	面積	1,038,000	
地域経済・雇用対策費	人口	420	
地域の元気創造事業費	人口	2,530	
人口減少等特別対策事業費	人口	3,400	
包括算定経費	人口	18,380	
	面積	2,426,000	

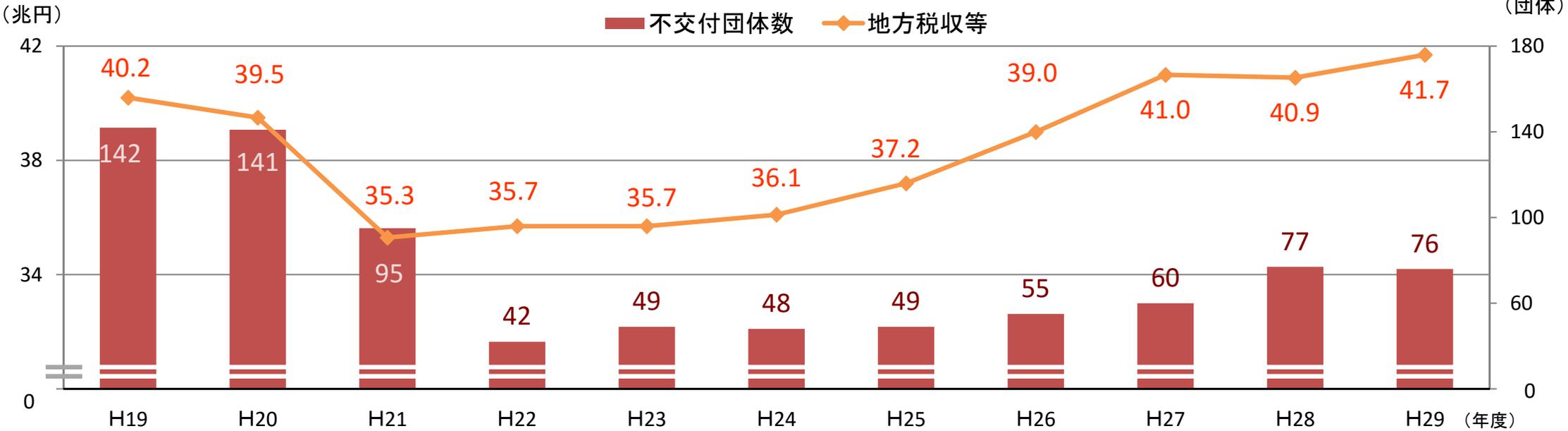
地方財源不足額の推移

- … 国追加負担分
- … 国折半分
- … 地方折半分



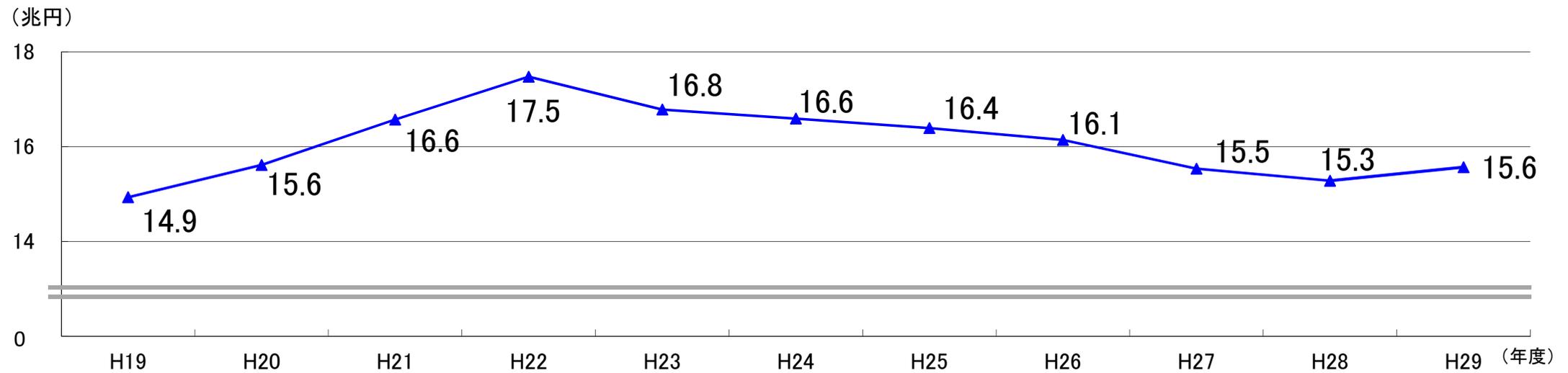
地方税収・地方交付税交付金等（一般会計ベース）の推移

○ 不交付団体数、地方税収等



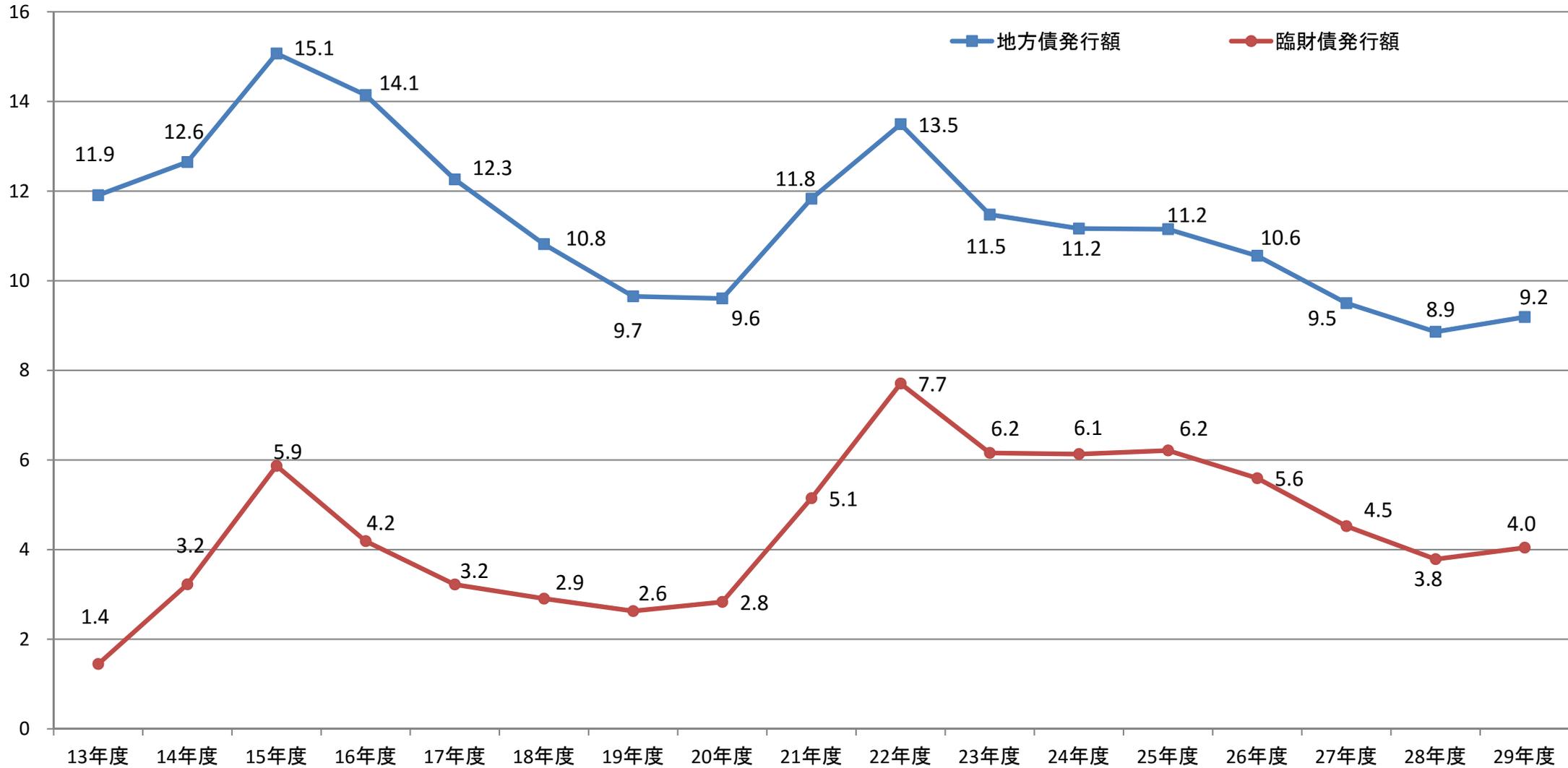
※地方税収等は、地方税収及び地方譲与税収。平成27年度までは決算額。
平成28年度は決算見込み、平成29年度は地方財政計画額（東日本大震災分含む）。
いずれも超過課税分、法定外税等を除く。

○ 地方交付税交付金等



地方債・臨財債の年度発行額(地方財政計画ベース)

地方債
年度発行額(兆円)



	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
地方債 年度発行額 (億円)	119,107	126,493	150,718	141,448	122,619	108,174	96,529	96,055	118,329	134,939	114,772	111,654	111,517	105,570	95,009	88,607	91,907
臨財債 年度発行額 (億円)	14,488	32,261	58,696	41,905	32,231	29,072	26,300	28,332	51,486	77,069	61,593	61,333	62,132	55,952	45,250	37,880	40,452

国・地方PBの将来試算

内閣府「中長期の経済財政に関する試算」における主要な想定

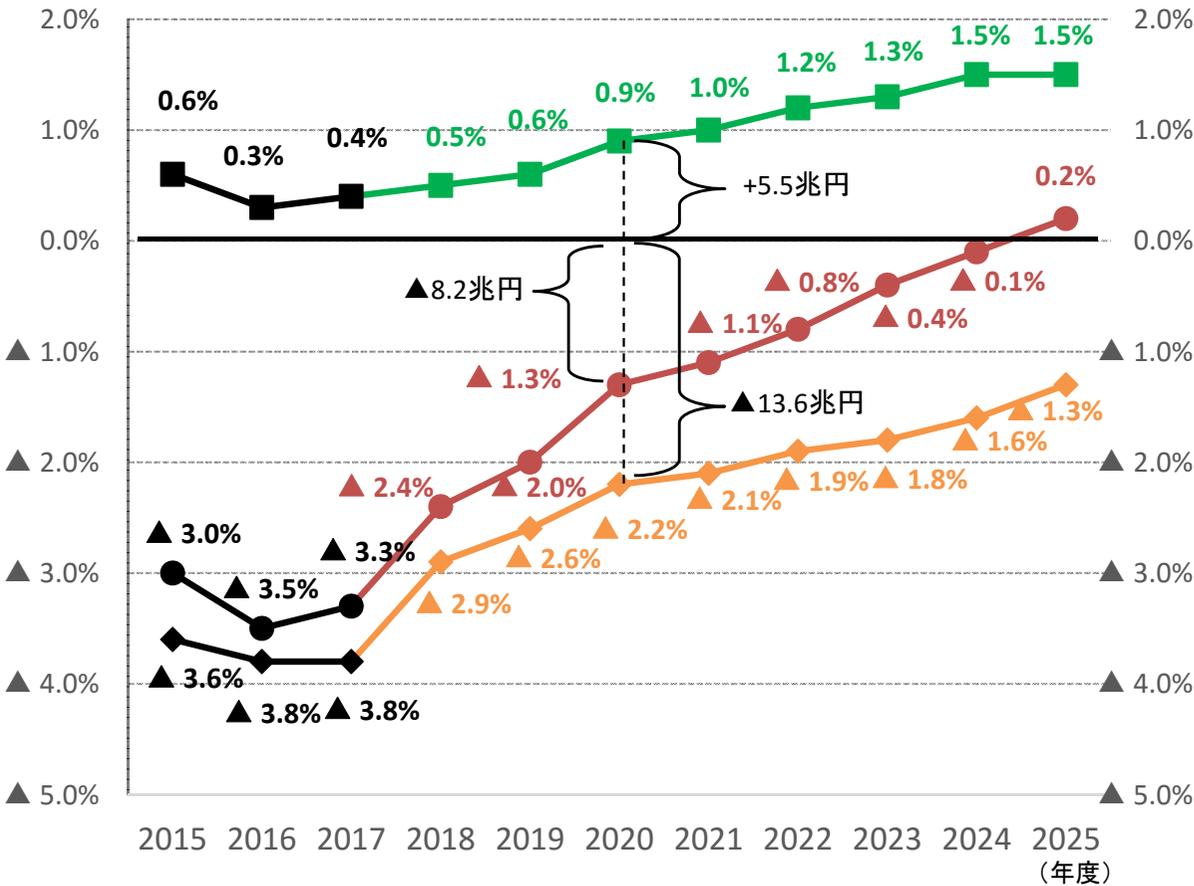
○ 経済シナリオ

- ①「**経済再生ケース**」：デフレ脱却・経済再生に向けた経済財政政策の効果が着実に発現(2019-25年度平均:名目3.8%、実質2.2%)
- ②「**ベースラインケース**」：経済が足元の潜在成長率並みで将来にわたって推移(2019-25年度平均:名目1.4%、実質0.7%)

<①経済再生ケース>

(対GDP比)

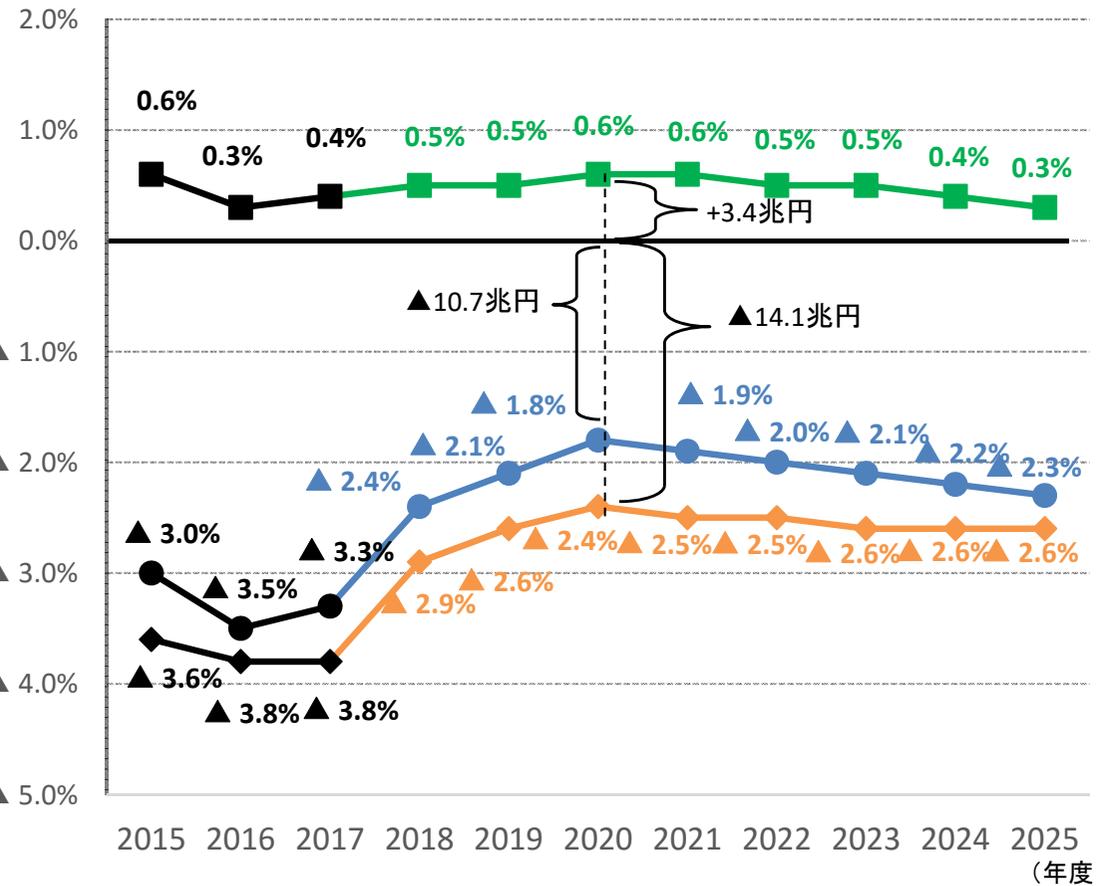
● 国・地方PB
 ▲ 国PB
 ▲ 地方PB



<②ベースラインケース>

(対GDP比)

● 国・地方PB
 ▲ 国PB
 ▲ 地方PB



地方交付税法(昭和25年法律第211号)

(歳入歳出総額の見込額の提出及び公表の義務)

第七条 内閣は、毎年度左に掲げる事項を記載した翌年度の地方団体の歳入歳出総額の見込額に関する書類を作成し、これを国会に提出するとともに、一般に公表しなければならない。

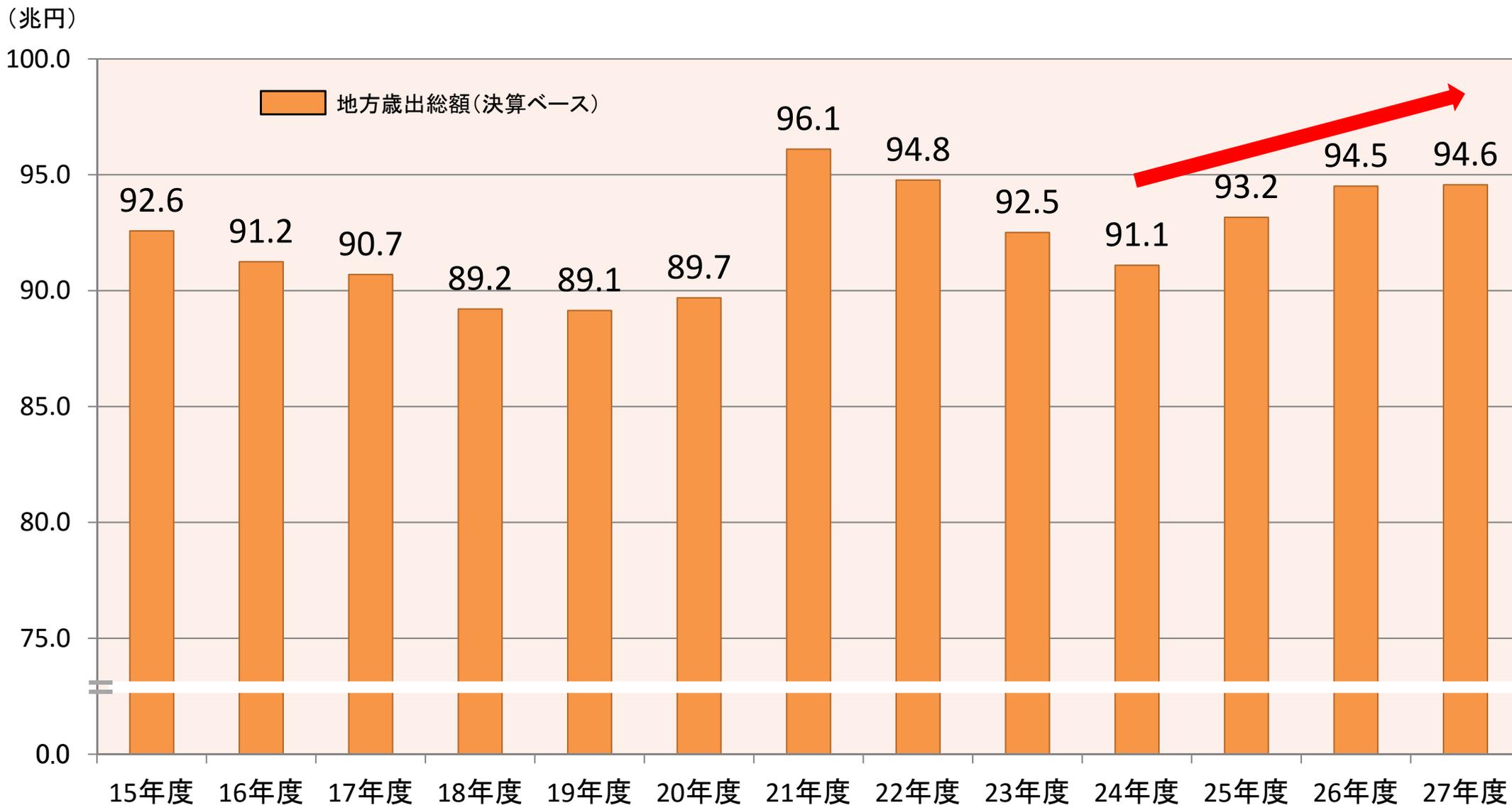
- 一 地方団体の歳入総額の見込額及び左の各号に掲げるその内訳
 - イ 各税目ごとの課税標準額、税率、調定見込額及び徴収見込額
 - ロ 使用料及び手数料
 - ハ 起債額
 - ニ 国庫支出金
 - ホ 雑収入
- 二 地方団体の歳出総額の見込額及び左の各号に掲げるその内訳
 - イ 歳出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額
 - ロ 国庫支出金に基く経費の総額
 - ハ 地方債の利子及び元金償還金

【地方財政計画の役割】(総務省HPより)

- ① 地方団体が標準的な行政水準を確保できるよう地方財源を保障
- ② 国家財政・国民経済等との整合性の確保
- ③ 地方団体の毎年度の財政運営の指針

地方の歳出総額(決算ベース)の推移

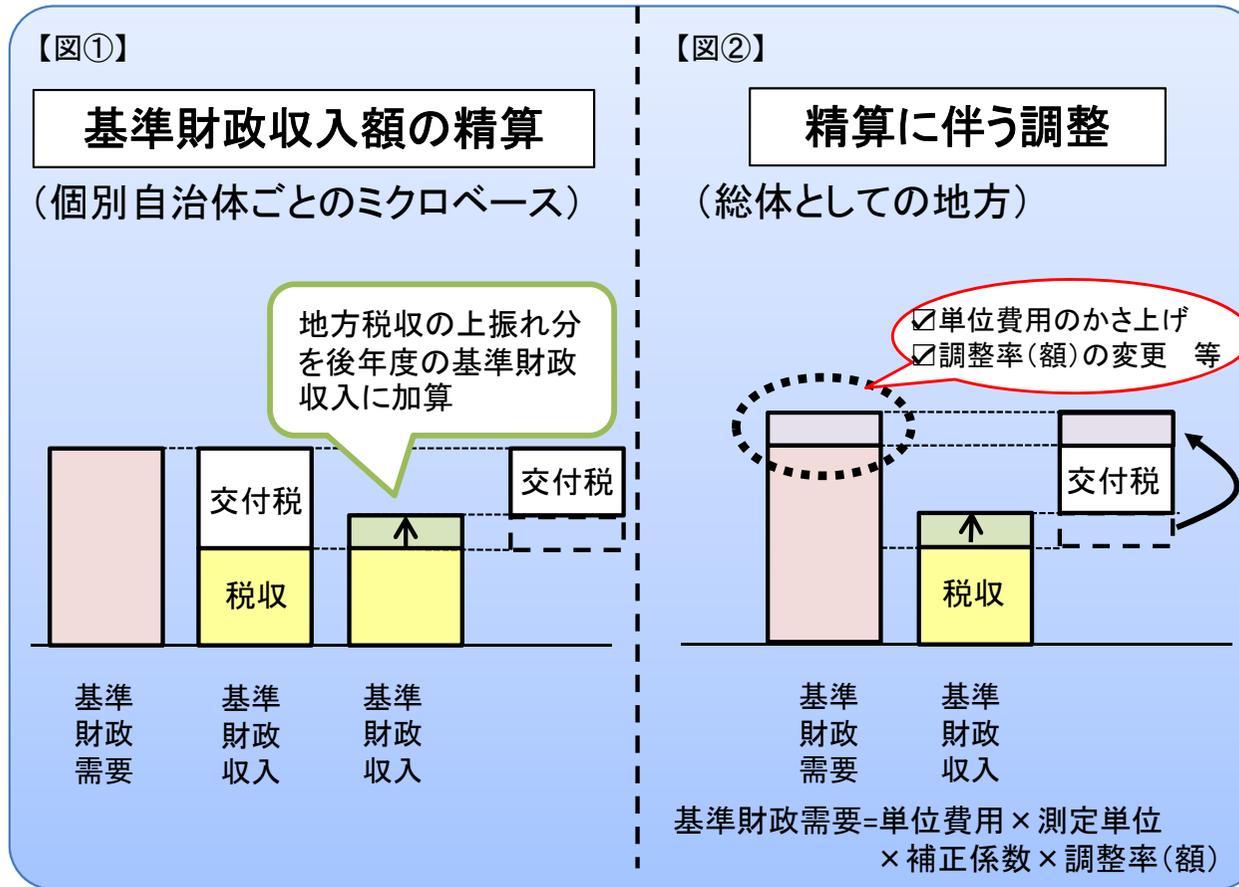
○ 地方財政計画における歳出額は、ほぼ横ばいで推移しているが、決算ベースで見ると、地方税収等の上振れや基金の取崩し歳出の影響等もあり上昇傾向。その基調は継続すると考えられる(29年度地方税収等計画額: 対前年度+0.5兆円)。



※ 地方歳出総額は通常収支分である。

地方税収等の計上の適正化

- ミクロベースでは、地方税収等の上振れ分は後年度に配分される交付税額を減額して精算されている。【図①】
- 現にミクロベースで交付税額の減額という精算が行われているのであれば、マクロベース(地方財政計画)にも反映させ、赤字国債の縮減につなげるべきではないか。



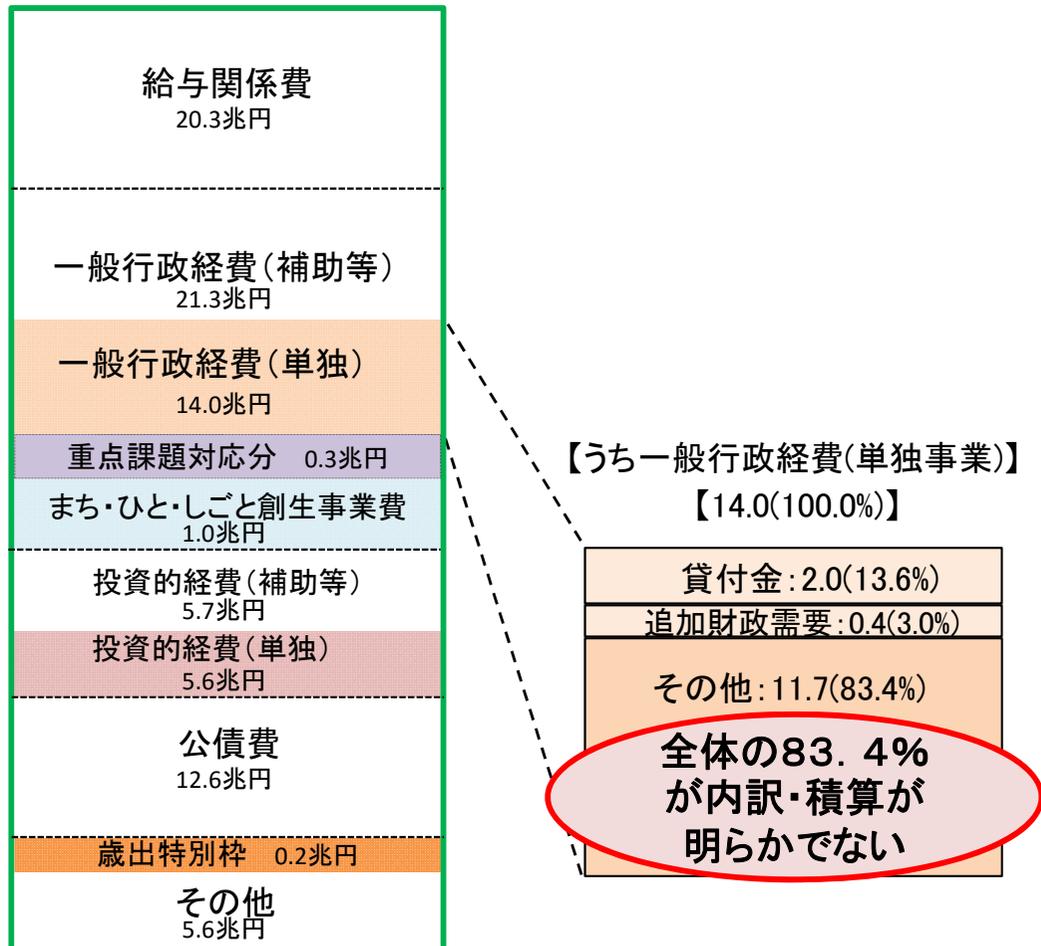
※ なお、現状では、ミクロベースで各自治体への交付税額が減額精算される一方、マクロベースには反映していないため、当該「余剰」分は、基準財政需要の単位費用の嵩上げや調整率(額)の変更等を通じ、各自治体に薄まきされる形で配分される結果となっている(地方財政計画に計上した交付税の全額が毎年度配分されている)。【図②】

「枠」計上項目の実績把握・検証・適正化(一般行政経費(単独事業))

- 地方財政計画の歳出の中で、「一般行政経費(単独事業)」については、約14兆円もの規模がありながら、その大宗(11.7兆円、全体の83.4%)は、内訳や積算が明らかでなく、いわゆる「枠計上」となっている。
- また、地方歳出決算は、一般行政経費(単独事業)の内訳が公表されるものの、地方の純計額が明らかにされておらず、都道府県と市町村の単純合計額が計画額と大きく乖離している。
- このため、一般行政経費(単独事業)については、標準的な財政需要とは考えられないような経費が含まれている可能性もあるが、検証できない状況。

《計画(平成29年度)(単位:兆円)》

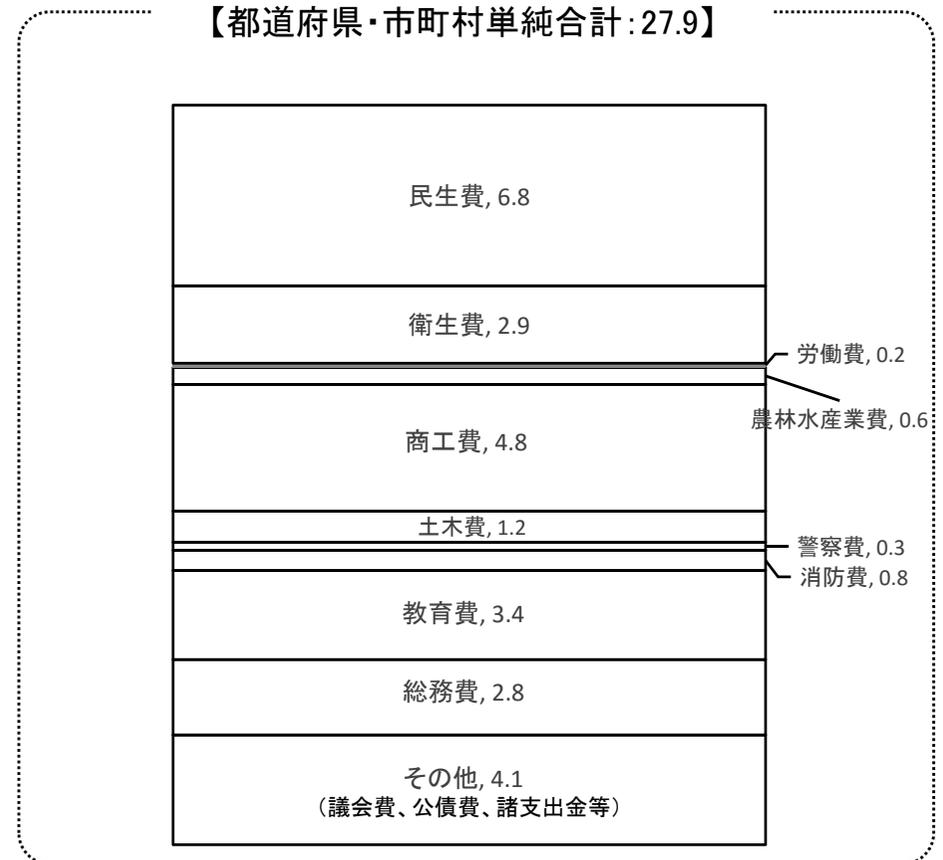
歳出 86.6兆円



《決算(平成27年度)(単位:兆円)》

一行単独の計画額と比較することができない

【都道府県・市町村単純合計: 27.9】

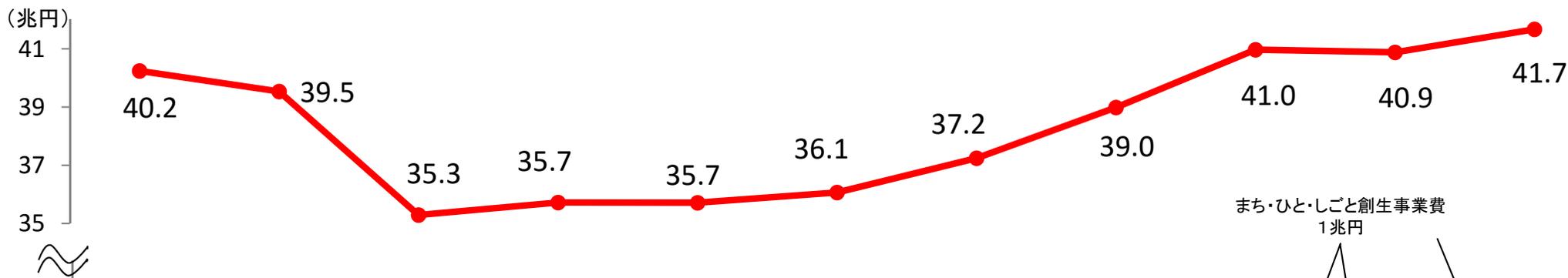


※平成27年度決算額は、総務省公表の「一般行政経費の状況」から作成。
(単独合計から備品購入費、地方債発行手数料、公営企業繰出金、積立金、前年度繰上充用金、人件費、その他を除いている。)

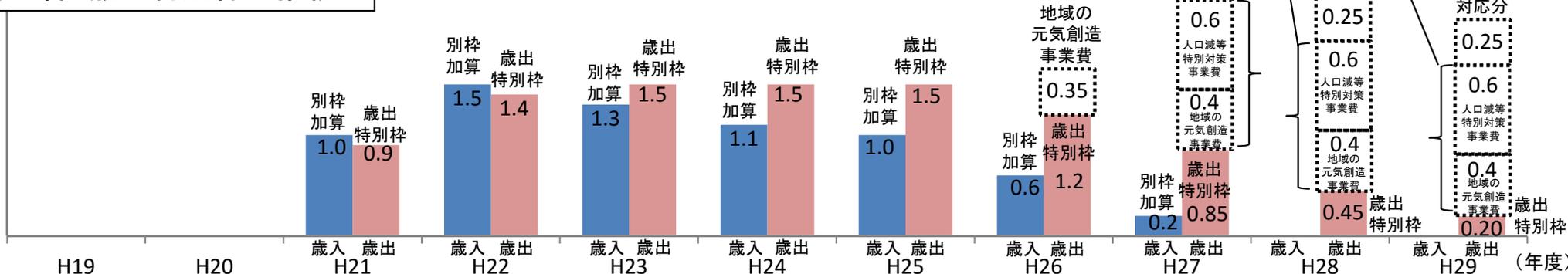
歳出特別枠の廃止・純減(平時モードへの切り替え)

- リーマン・ショック後の臨時異例の危機対応として、地方財政計画の歳入面では「別枠加算」、歳出面では「歳出特別枠」が措置され、「歳出特別枠」は今も継続している。しかしながら、その後に経済状況は回復し、地方税収は過去最高となっている状況。
- 「歳出特別枠」は、「地域経済基盤強化・雇用等対策費」として、各地の「人口」を指標に配分されているが、実際にどのような事業に使われているのかを含め、実績等は不明。リーマンショック後、雇用対策等のために設けられた臨時異例の危機対応措置であることを踏まえると、平時モードへの切替えの中で、廃止・縮減していく必要。

地方税収(地方譲与税含む)



別枠加算・歳出特別枠の推移



(注) 地方税収はH27までは決算、H28は決算見込み、H29は計画(東日本大震災分含む)。いずれも超過課税分、法定外税等を除く。

追加財政需要に係る計上の適正化

- 一般行政経費(単独事業)には、年度途中の追加財政需要への対応として4,200億円(29年度)を計上。一方、過去10年間の使用実績は、平均1,860億円程度。
- また、地方財政計画に計上する追加財政需要については、国の予備費と異なり決算で精算しておらず、使途が不明なまま地方に渡しきりとなっている状況。
- 追加財政需要の計上額について、使用実績を踏まえた適正化を図るよう検討する必要。

過去10年間の追加財政需要の計上額と使用額

(単位：億円)

(年度)	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
地方財政計画 計上額	5,700	5,700	5,700	5,700	4,700	4,700	4,700	4,200	4,200	4,200	4,200
使用額	1,538	765	1,883	1,671	1,520	907	929	3,379	2,968	3,040	-

平均使用額1,860億円程度

使用料・手数料等の適正化(特定財源との扱い)

- 使用料・手数料(H29年度:1.6兆円)と雑収入(H29年度:4.2兆円)は、地方財政計画上は「特定財源」とされているものの、収入の内訳が不明な項目があるほか、特定の歳出に充てられているかも不明(特に雑収入)。
- 「特定財源」と整理しながら、実質は一般財源とほぼ同様に支出されている部分が存在するのであれば、計上を適正化すべき(「一般財源総額」(H29年度:62.1兆円)の中に組み入れるべき)。
- なお、使用料・手数料の歳入額は、H27年度地方財政計画:1.6兆円のところ、H27年度決算:2.0兆円(計画+0.4兆円)と、決算で上振れが生じている状況。

(単位:億円)

《使用料・手数料》	平成27年度 決算額			平成27年度 地方財政計画額
	都道府県	市町村	純計額	
使用料	5,943	8,112	14,056	16,044
授業料	1,748	327	2,076	
高等学校	1,672	104	1,777	
幼稚園	0	169	169	
その他	76	54	130	
公営住宅使用料	2,390	3,198	5,589	
発電水利使用料	332	0	332	
その他	1,472	4,587	6,059	
手数料	2,012	3,763	5,775	
法令に基づくもの	510	277	786	
条例に基づくもの	1,502	3,487	4,989	
合計	7,955	11,876	19,830	16,044

(単位:億円)

《雑収入》	平成27年度 決算額		平成27年度 地方財政計画額
雑収入	72,151		40,689
(貸付金回収元金除き)	22,604		21,711

※ 雑収入の内訳：貸付金回収元金、分担金・負担金、財産運用収入、財産売払収入、延滞料・加算料・過料、預金利子、貸付金利子、収益事業収入、その他

地方公務員の退職手当の適正化について

- 国家公務員の退職手当については、人事院による退職給付に係る官民比較調査の結果及び見解(平成29年4月)において、公務が民間を上回り、「国家公務員の退職給付水準について見直しを行うことが適切である」とされたところ。
- 今後、これに基づき、国家公務員の退職手当について支給水準の引下げが行われる場合には、地方公務員の退職手当についても、厳しい財政状況及び各地方公共団体の給与事情等を十分検討した上で、地域における国家公務員又は民間の退職給付水準を上回っている地方公共団体にあつては、その適正化を図るため必要な措置を講ずるとともに、地方財政計画の見直しも行うべきではないか。

民間の退職金及び企業年金の実態調査の結果並びに国家公務員の退職給付に係る本院の見解(平成29年4月19日)(抜粋)

- 退職一時金と企業年金(使用者拠出分)を合わせた退職給付額での官民比較

民間 24,596千円 公務 25,377千円(781千円(3.08%)公務が上回る)

<同職種の者について、退職事由及び勤続年数を合わせて比較>

- 官民均衡の観点から、上記の比較結果に基づき、退職給付水準について見直しを行うことが適切



- ・ 勤続20年以上の事務・技術関係職種の常勤従業員(公務は行政職俸給表(一)適用者)で定年又は会社都合(公務は応募認定)で退職した者(大学卒(大学院修了を含む)及び高校卒)を対象
- ・ 退職事由別(定年・会社都合(公務は応募認定))、勤続年数別のラスパイレス比較(民間の一人当たり平均の退職給付額を算出する上で、退職事由別、勤続年数別の公務の人員数ウエイトを使用)
- ・ 官民それぞれの使用者拠出による退職給付額を比較
- ・ 官民とも年金分については、退職時点に一時金として支給するとした場合の現価に換算

防 衛

平成29年10月31日

1. 我が国を取り巻く安全保障環境等
2. 防衛関係費の概要
3. 防衛関係費の個別課題（調達改革）

1. 我が国を取り巻く安全保障環境等

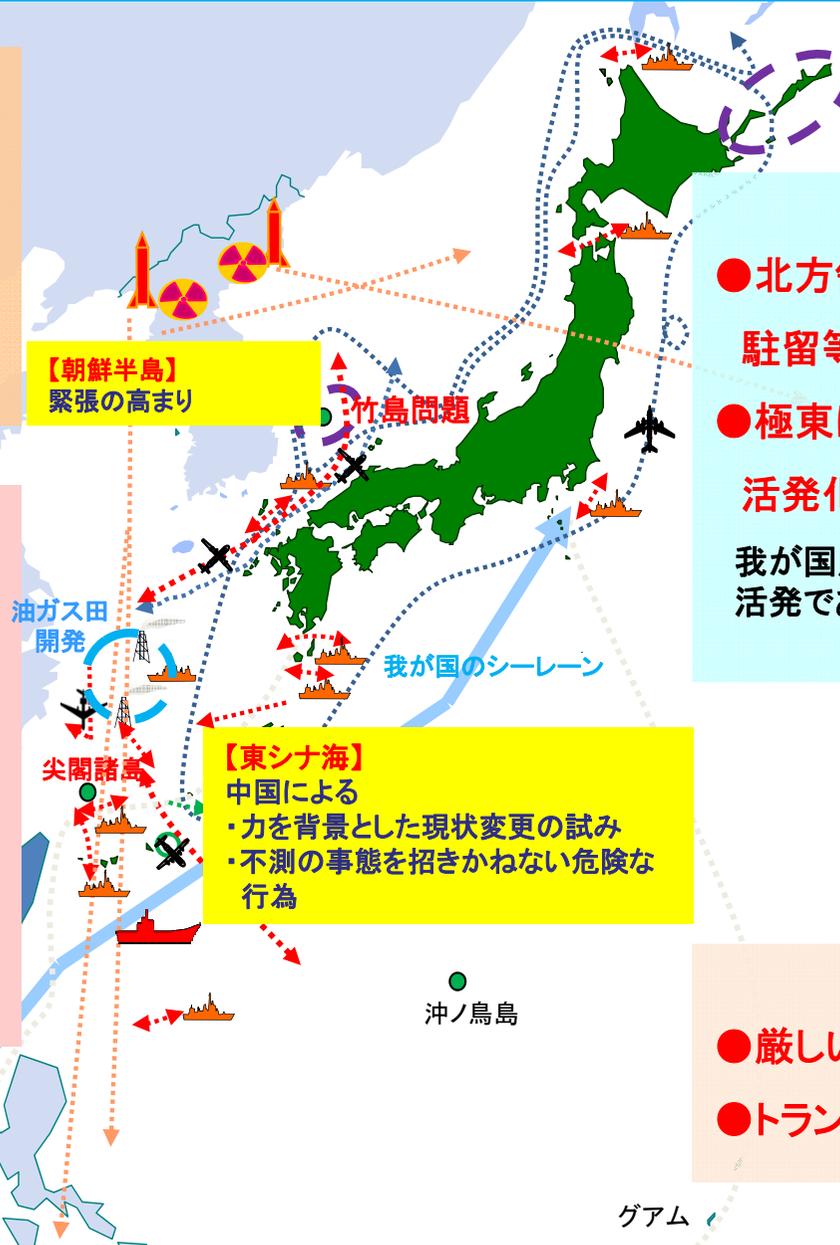
北朝鮮

- 金正恩体制の構築
- 核実験・弾道ミサイル発射
6回目の核実験(17年9月3日)
度重なる弾道ミサイルの発射等

中国

- 軍事力の強化
空母「遼寧」就役、国産空母進水、
ステルス戦闘機の開発等
- 我が国周辺海空域における活動の活発化
中国公船による尖閣諸島周辺の我が国領海への侵入等
- 南シナ海における活動の活発化
大規模かつ急速な埋め立て、滑走路や港湾施設の整備

【南シナ海】
・中国と周辺国の摩擦表面化
・中国による力を背景とした現状変更の試み
※中国による南シナ海における急速かつ大規模な埋め立て、インフラ整備等



ロシア

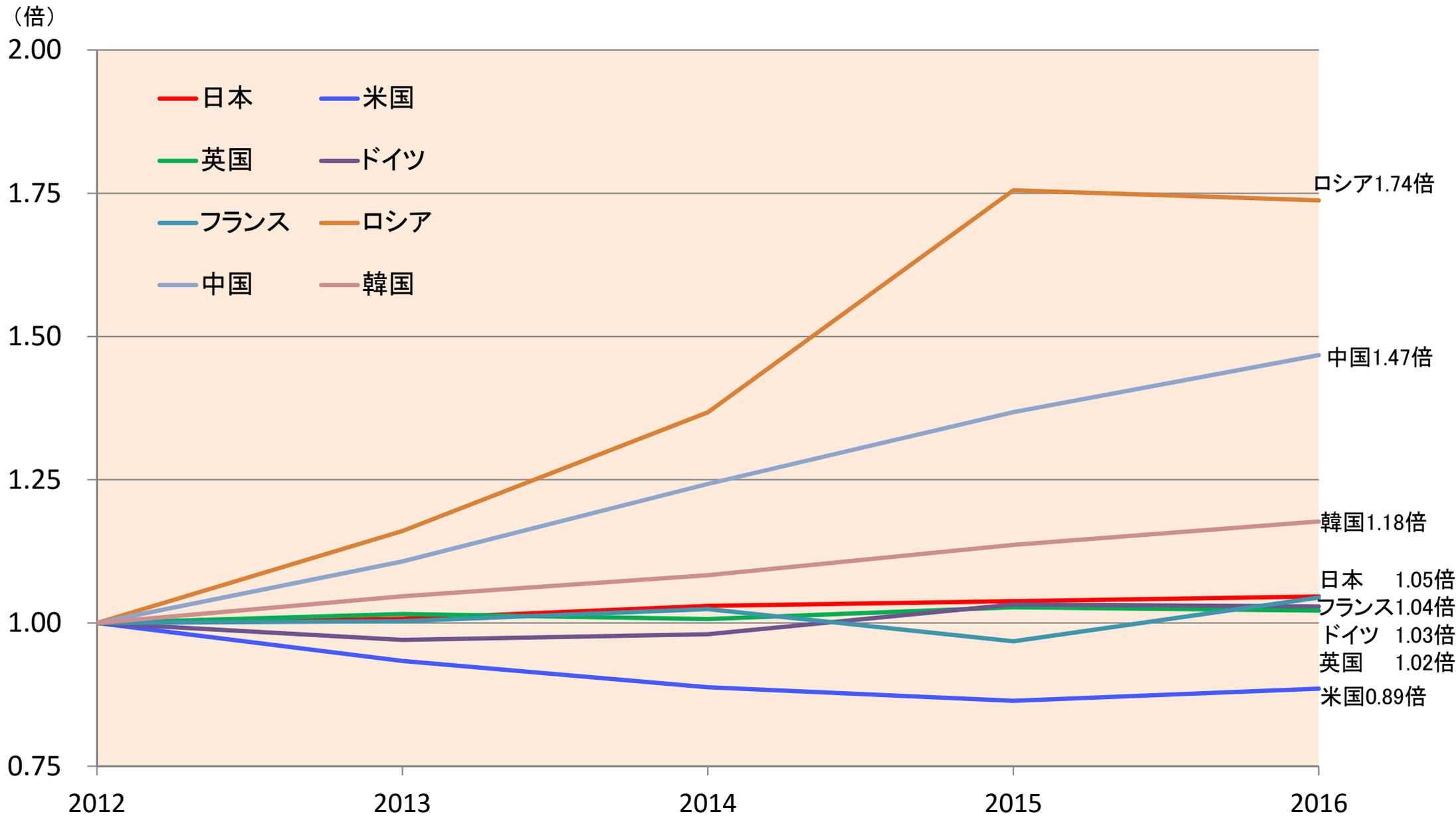
- 北方領土における地上軍部隊の駐留等
- 極東におけるロシア軍の活動の活発化
我が国周辺では航空機や艦艇の活動が活発であり、大規模な演習も実施

米国

- 厳しい財政状況
- トランプ新政権の発足

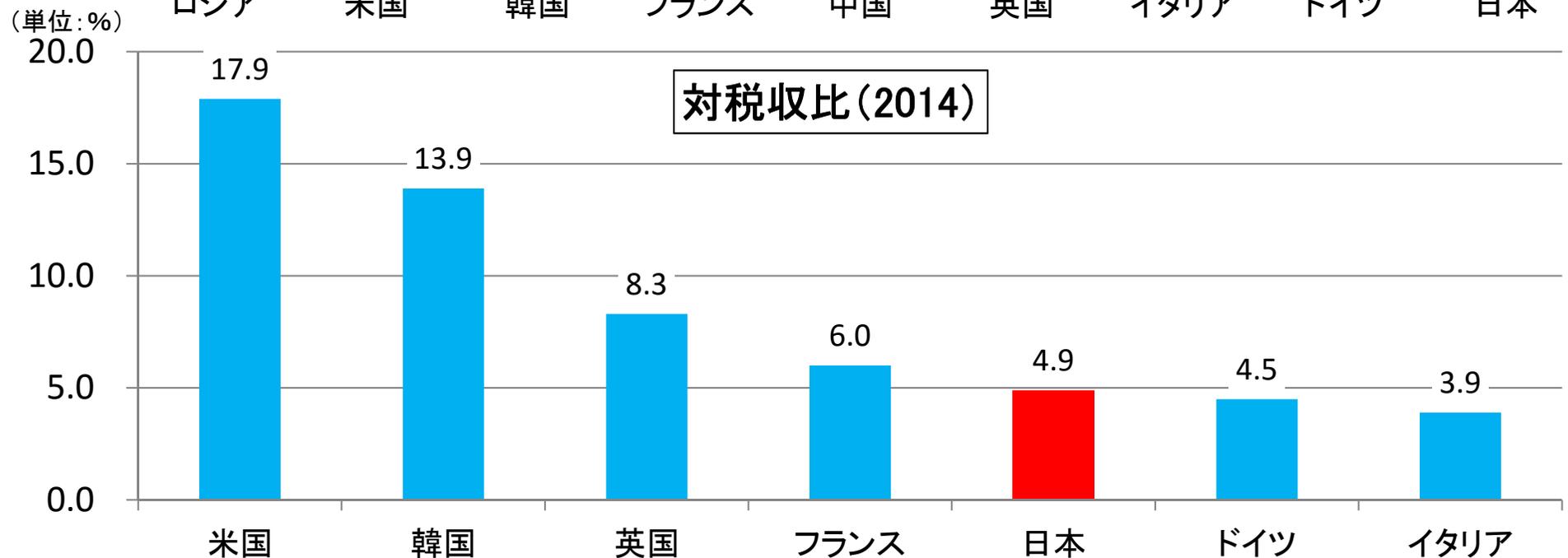
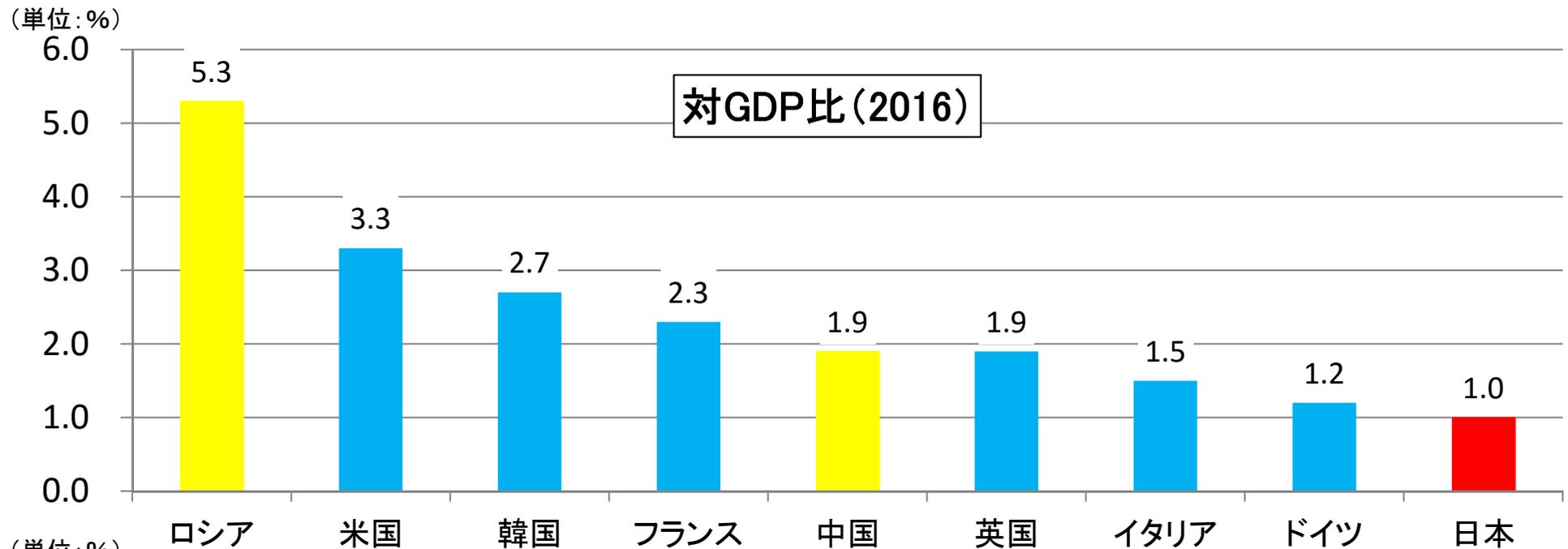
○依然として領土問題や統一問題をはじめとする不透明・不確実な要素が残る
○領土や主権、経済権益などをめぐる、いわゆるグレーゾーンの事態が増加する傾向
○周辺国による軍事力の近代化・強化や軍事活動などの活発化の傾向がより顕著

最近における主要国の国防費の変化



(注) 各国予算書、国防白書などで公表されている数値を元に2012年(暦年)を1とし、翌年以降の各年の国防費との比率を単純計算して算出。

主要国国防費の比較



(出典) 対GDP比は、ストックホルム国際平和研究所(SIPRI)から取得。

対税収比は、OECD加盟国の税収(国・地方合計)はOECD「Revenue Statistics」から取得、国防費はOECD「National Accounts」から取得。

(注) 対税収比については、中国、ロシアがOECD加盟国ではないため、同条件の対比ができず、記載していない。

2. 防衛関係費の概要

30年度予算編成に向けた基本的考え方

- 安全保障環境が一層厳しくなる中で、周辺海空域における安全確保、島嶼部に対する攻撃や弾道ミサイル攻撃への対応等、各種事態における実効的な抑止及び対処を実現するため、これまでも予算の重点化を図ってきたところ。
- 防衛関係費については、30年度においても、「中期防衛力整備計画」等に沿って、南西地域の防衛態勢の強化や弾道ミサイル攻撃への対応等について重点化を図りつつ、調達改革等を通じた効率化・合理化を通じて、メリハリある予算としていく必要。

《29年度予算の主要事業例》

周辺海空域における安全確保

■ 滞空型無人機（RQ-4Bグローバルホーク）の取得

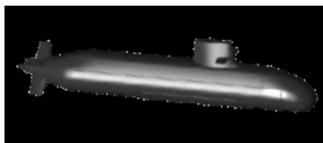
広域における常続監視能力の強化のため、滞空型無人機（RQ-4Bグローバルホーク）1機分の機体組立て経費等を計上。



29年度予算
168億円

■ 潜水艦の建造

潜水艦を16隻体制から22隻体制へ増勢し、我が国周辺の海域における情報収集・警戒監視を有効に実施するため、探知能力等が向上した新型潜水艦（3,000トン）を建造。



29年度予算
728億円

※初度費を含まない。

島嶼部に対する攻撃への対応

■ 16式機動戦闘車の取得

機動運用を基本とする作戦基本部隊（機動師団・機動旅団）等に航空機等での輸送に適した16式機動戦闘車を整備し、作戦基本部隊の機動展開能力を強化。



29年度予算
233億円
(33両)

■ 03式中距離地对空誘導弾（改）の取得

低空目標や高速目標への対処能力を向上させた03式中距離地对空誘導弾（改）を29年度より新たに取得。



29年度予算
174億円

弾道ミサイル攻撃への対応

■ イージス・システム搭載護衛艦の能力向上

平成24年度に着手した「あたご」型護衛艦（あしがら）のBMD艦化改修を引き続き実施。



29年度予算
58億円

■ BMD用能力向上型迎撃ミサイル（SM-3ブロックIIA）の取得

イージス・システム搭載護衛艦に搭載するBMD用能力向上型迎撃ミサイル（SM-3ブロックIIA）を取得。



29年度予算
147億円

防衛関係費の推移

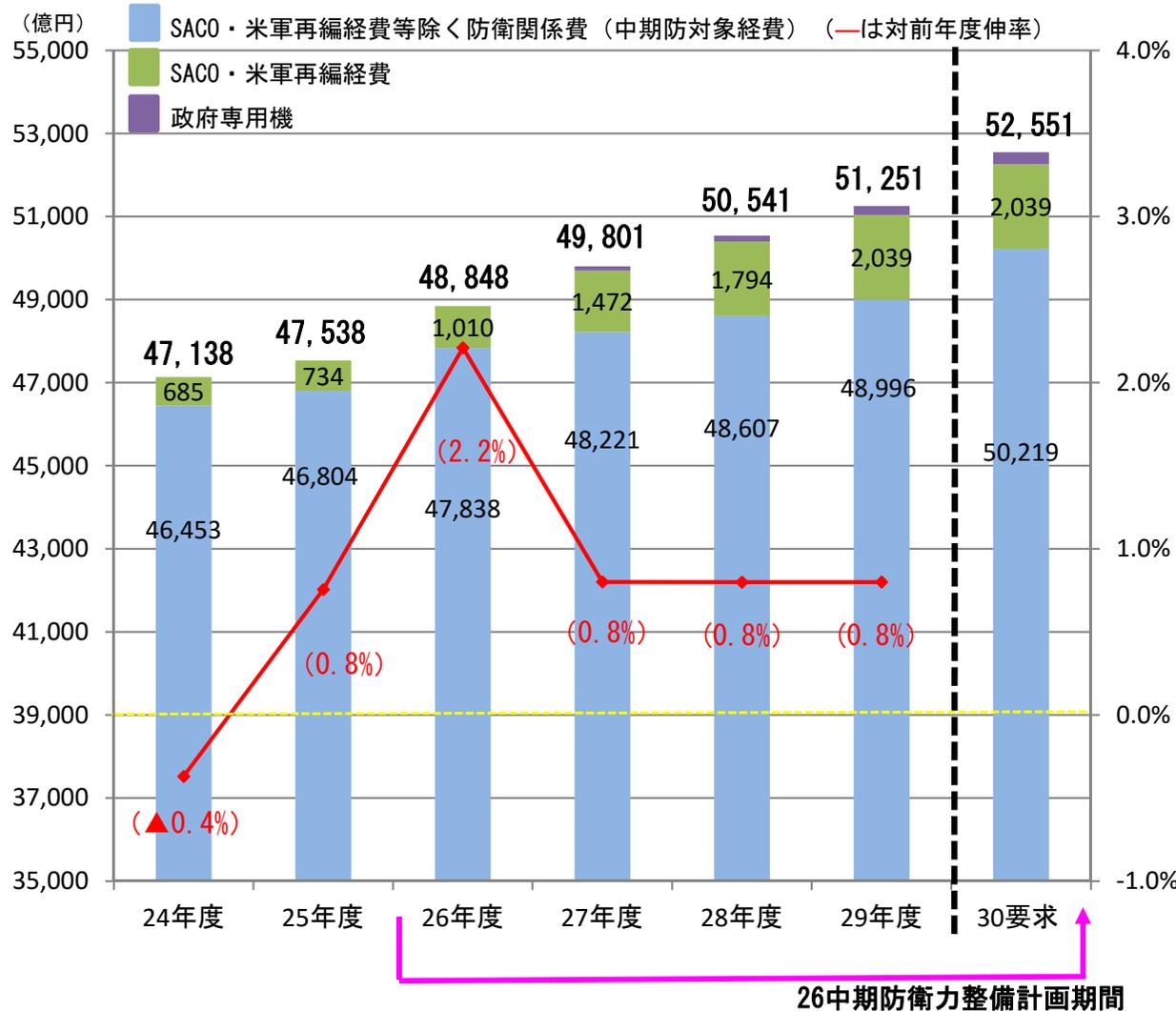
- 平成25年度以降、防衛関係費は増加。「中期防衛力整備計画」では、平成26年度から平成30年度まで平均実質0.8%の伸率による所要経費の総額（23兆9,700億円）の枠内とすることを規定。
- 厳しい財政状況の中、SACO・米軍再編経費を含め、防衛関係費をメリハリある予算としていく必要。

「中期防衛力整備計画」(抄) (平成25年12月17日閣議決定)

- VI 所要経費
- この計画の実施に必要な防衛力整備の水準に係る金額は、平成25年度価格でおおむね24兆6,700億円程度を目途とする。
 - 本計画期間中、国の他の諸施策との調和を図りつつ、調達改革等を通じ、一層の効率化・合理化を徹底した防衛力整備に努め、おおむね7,000億円程度の実質的な財源の確保を図り、本計画の下で実施される各年度の予算の編成に伴う防衛関係費は、おおむね23兆9,700億円程度の枠内とする。

「経済・財政再生計画」(抄) (平成27年6月30日閣議決定)

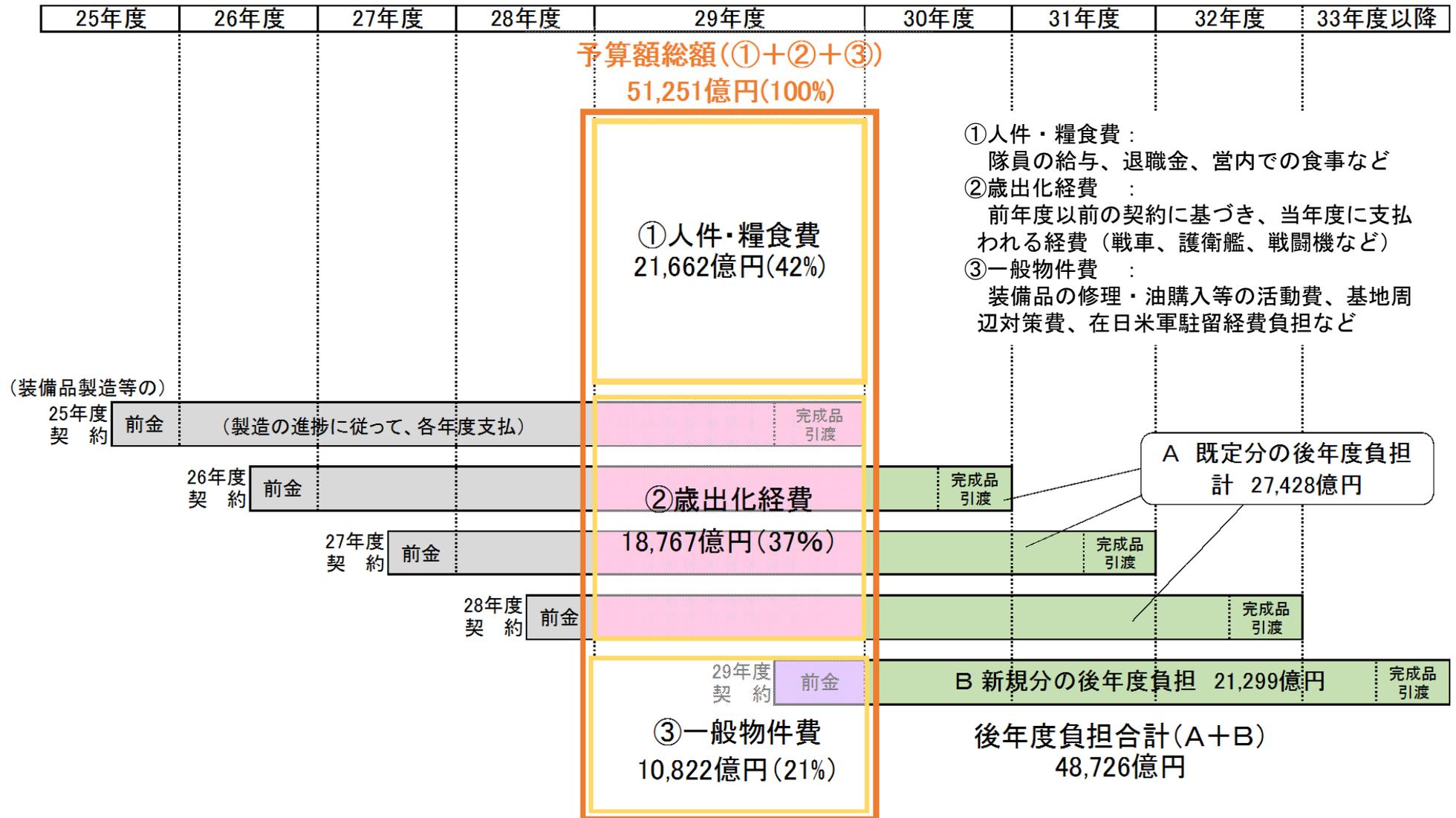
- 国の一般歳出については、安倍内閣のこれまでの取組を基調として、社会保障の高齢化による増加分を除き、人口減少や賃金・物価動向等を踏まえつつ、増加を前提とせず歳出改革に取り組む。
※ 国の一般歳出の水準の目安については、安倍内閣のこれまでの3年間の取組では、一般歳出の総額の実質的な増加が1.6兆円程度となっていること、経済・物価動向等を踏まえ、その基調を2018年度(平成30年度)まで継続させていくこととする。
- 防衛力の整備については、「中期防衛力整備計画」に基づき、効率的に整備する。その際、ライフサイクルを通じたプロジェクト管理の強化等の調達改革を進め、費用対効果の向上を図る。



注1:SACO(Special Action Committee on Okinawa)は、平成7年11月に設置された、在日米軍に係る土地・施設の返還、訓練・運用改善による沖縄県の負担軽減等についての日米協議に係る特別委員会の呼称。
注2:米軍再編は、平成18年5月に日米安全保障協議委員会で承認された「再編の実施のためのロードマップ」に基づいて実施する、在日米軍の日本国内外の再編等に係る事業。

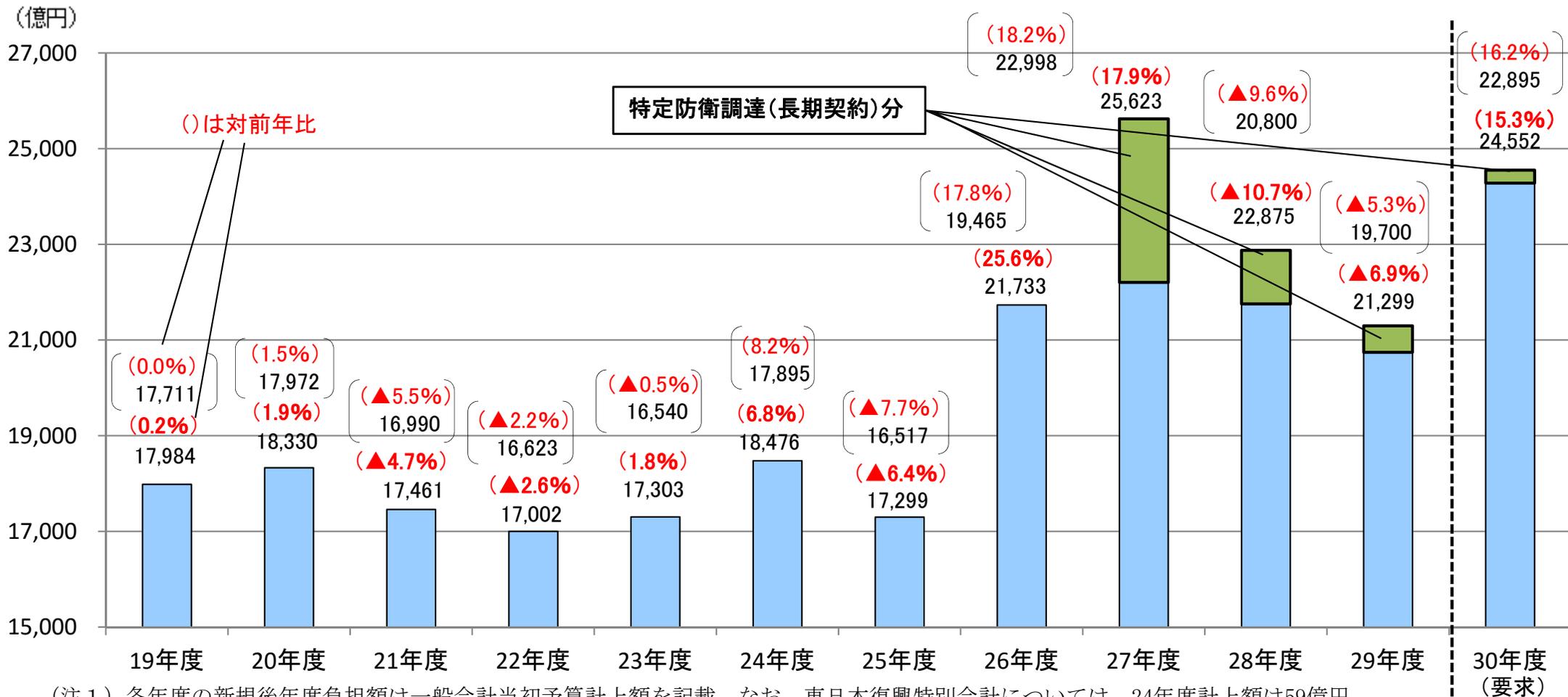
防衛関係費の構造

- 防衛関係費は、義務的経費である①人件・糧食費と②歳出化経費（過去の装備品等の調達の後年度負担）が、その8割を占めており、硬直的な構造になっている。
- 特に、新規の後年度負担（国庫債務負担行為等）は、翌年度以降の歳出化経費として予算の硬直化の要因となるため、その水準はできる限り抑制していく必要がある。



新規後年度負担額の推移

- 新規後年度負担は、「中期防衛力整備計画」等を踏まえ、26、27年度で増加したが、28、29年度では将来の予算の硬直化等をまねくことのないよう抑制したところであり、30年度も減額を図る必要。
- 「長期契約法」（平成27年4月22日成立）に基づく装備品の調達も新規後年度負担の増加の一因。長期契約に基づく装備品等のまとめ買いは、調達コストの低下に資する一方、ある年度の歳出化経費の急増を招きかねない。後年度の歳出化のタイミングを踏まえつつ、計画的な予算の編成を図る必要。



(注1) 各年度の新規後年度負担額は一般会計当初予算計上額を記載。なお、東日本復興特別会計については、24年度計上額は59億円、25年度計上額は376億円、26年度計上額は80億円。

(注2) [] についてはSACO・米軍再編等を除く。

(注3) 特定防衛調達分は、27年度分は固定翼哨戒機P-1、28年度分は哨戒ヘリコプター(SH-60K)等、29年度分は輸送ヘリコプター(CH-47JA)等、30年度はF110エンジン(戦闘機F-2)用維持部品のPBLを含む。

調達改革について

- 「中期防衛力整備計画」では、調達改革等を通じ、おおむね7,000億円程度の実質的な財源を確保することとされており、調達改革は極めて重要な課題。
- 調達改革については、厳しい財政状況の下、効率的かつ実効的な防衛力整備を行うために不可欠であり、平成27年10月に設立された防衛装備庁に課せられた重要なミッション。

施策の例	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度 (要求ベース)
長期契約を活用した装備品等 及び役務の調達	—	417億円	148億円	110億円	50億円
維持・整備方法の見直し (ロジスティクスの改革)	81億円	336億円	432億円	540億円	686億円
民生品の使用・仕様の見直し	250億円	423億円	455億円	582億円	169億円
装備品のまとめ買い	331億円	350億円	465億円	467億円	378億円
原価の精査等	—	—	—	345億円	—
単年度計	660億円	1,530億円	1,500億円	2,040億円	1,280億円
累計	660億円	2,190億円	3,690億円	5,730億円	7,010億円

(注) 長期契約とは、財政法上5箇年度が上限である国庫債務負担行為について、「特定防衛調達に係る国庫債務負担行為により支出すべき年限に関する特別措置法」(平成27年4月成立)により、5箇年度を超える長期契約が可能となったことで、自衛隊の装備品等の調達及び整備をより安定的かつ効率的に実施できるもの。

29年度予算編成時における価格低減の取組み例

○ 予算編成プロセスにおいて、機体価格や関連経費の精査等の取組を通じ、例えば以下の主要装備品をはじめ価格の抑制を実現。今後も装備品の効率的な調達に向けて取組を進めていく必要。

価格低減の結果	内訳	イメージ
<p>潜水艦 29年度概算要求 836億円</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>29年度予算 799億円 (37億円の削減)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 加工工数、材料費の精査等による船体価格の削減 ▲33億円 新装備品の試験治具等の見直し ▲4億円 	 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">海自</div>
<p>輸送機 (C-2) 29年度概算要求 685億円</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>29年度予算 570億円 (115億円の削減)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 機体価格▲47億円 (機体単価▲15.5億円×3機) エンジンの要求見送り▲67億円 (既取得分の活用)等 	 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">空自</div>
<p>戦闘機 (F-35A) 29年度概算要求 1,369億円</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>29年度予算 1,190億円 (179億円の削減)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 機体価格▲66億円 (機体単価▲11億円×6機) 関連経費▲114億円 (技術支援費の見直し等) 	 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">空自</div>

※概算要求額、予算額については、初度費、関連経費を含む。
 ※計数は四捨五入によっているため、合計額と一致しない場合がある。

3. 防衛関係費の個別課題（調達改革）

防衛装備品の製造原価について

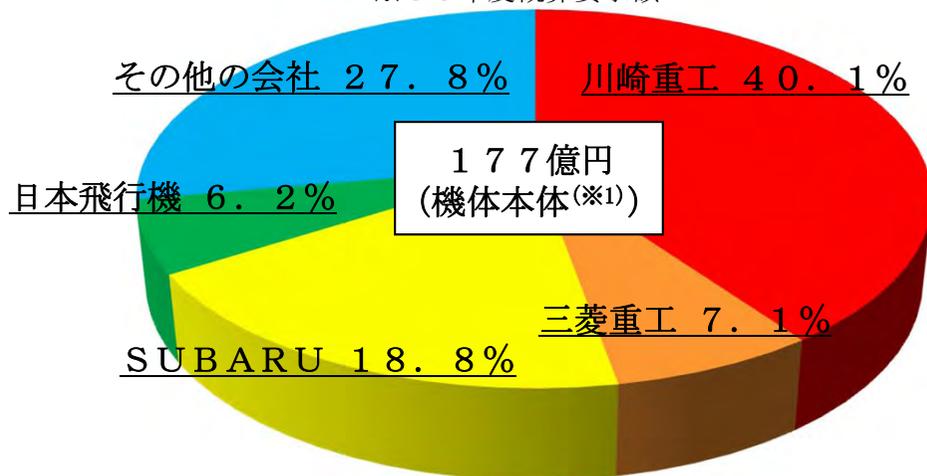
- 多くの防衛装備品は、製造原価にG C I P率^(※)を乗じ、取得価格を算出。G C I P率が一定の場合でも、製造原価が上昇すれば自動的に利益額が上昇し、構造上、企業のコスト削減努力が働きにくい。ため、原価の監査の徹底などにより製造原価の抑制を図る必要。
- また、装備品の量産段階において、生産を複数の大手企業が分担しているケースがある。この際、主契約企業は、製造分担企業のコスト・G C I Pも含めた総原価に主契約企業のG C I P率を乗じる（いわゆる「ダブルG C I P」）ため、高コスト構造になっている。
- なお、装備品製造の初期段階で発生する初度費（設計費、専用治工具費等）については、防衛省が設置した経費率研究会において、本年6月に経費項目の内製的・外製的の区分により、G C I P率の計上の有無が整理されたところ。

※G C I P率：一般管理及び販売費（General Cost）率、利子（Interest）率、利益（Profit）率

《輸送機（C-2）、哨戒機（P-1）の製造割合（金額ベース）》

輸送機（C-2）

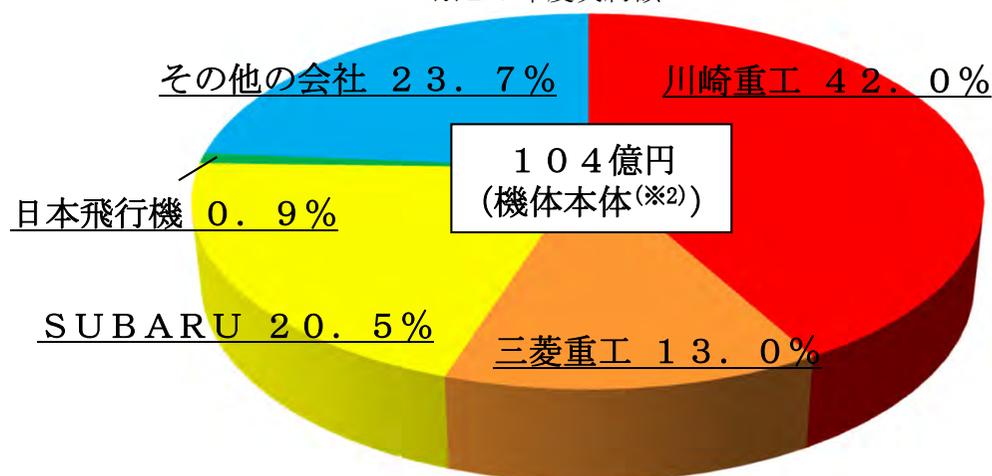
※30年度概算要求額ベース



※1 エンジン（官給）、初度部品の額（67億円）を除く

哨戒機（P-1）

※27年度契約額ベース

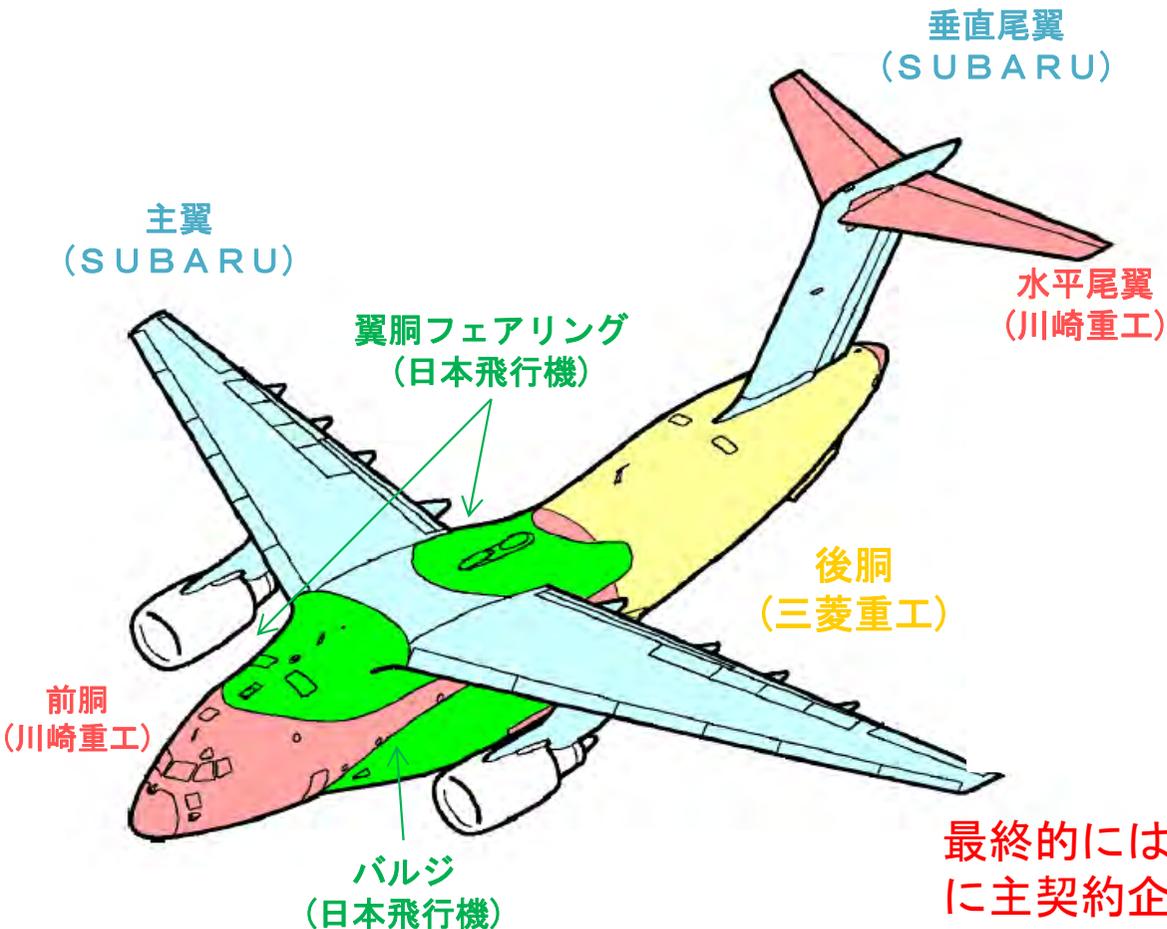


※2 エンジン（官給）、搭載品（官給）及び初度部品の額（83億円）を除く

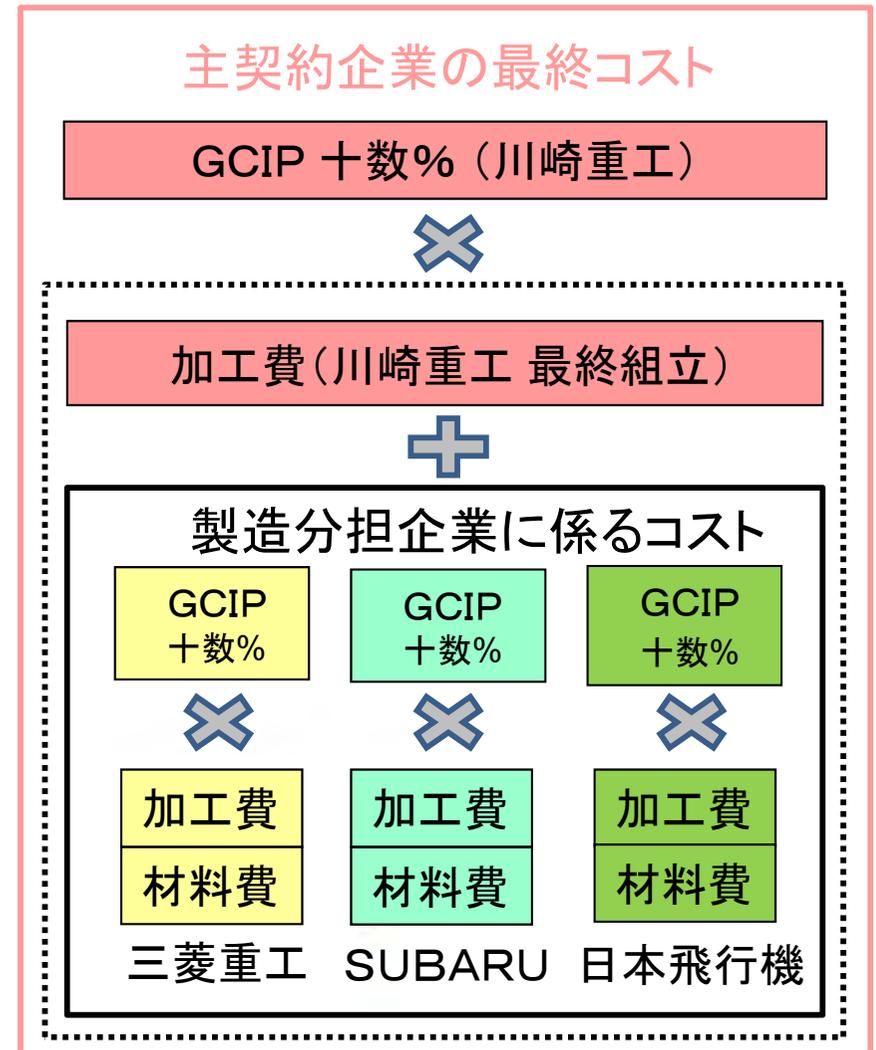
防衛産業間の取引に由来する高コスト構造（イメージ）

（例） C-2 輸送機の製造分担図

区分	企業名	製造部位	凡例
主契約	川崎重工	前胴、水平尾翼、最終組立	
機体製造協力会社	三菱重工	後胴	
	SUBARU	主翼、垂直尾翼	
	日本飛行機	翼胴フェアリング、バルジ	



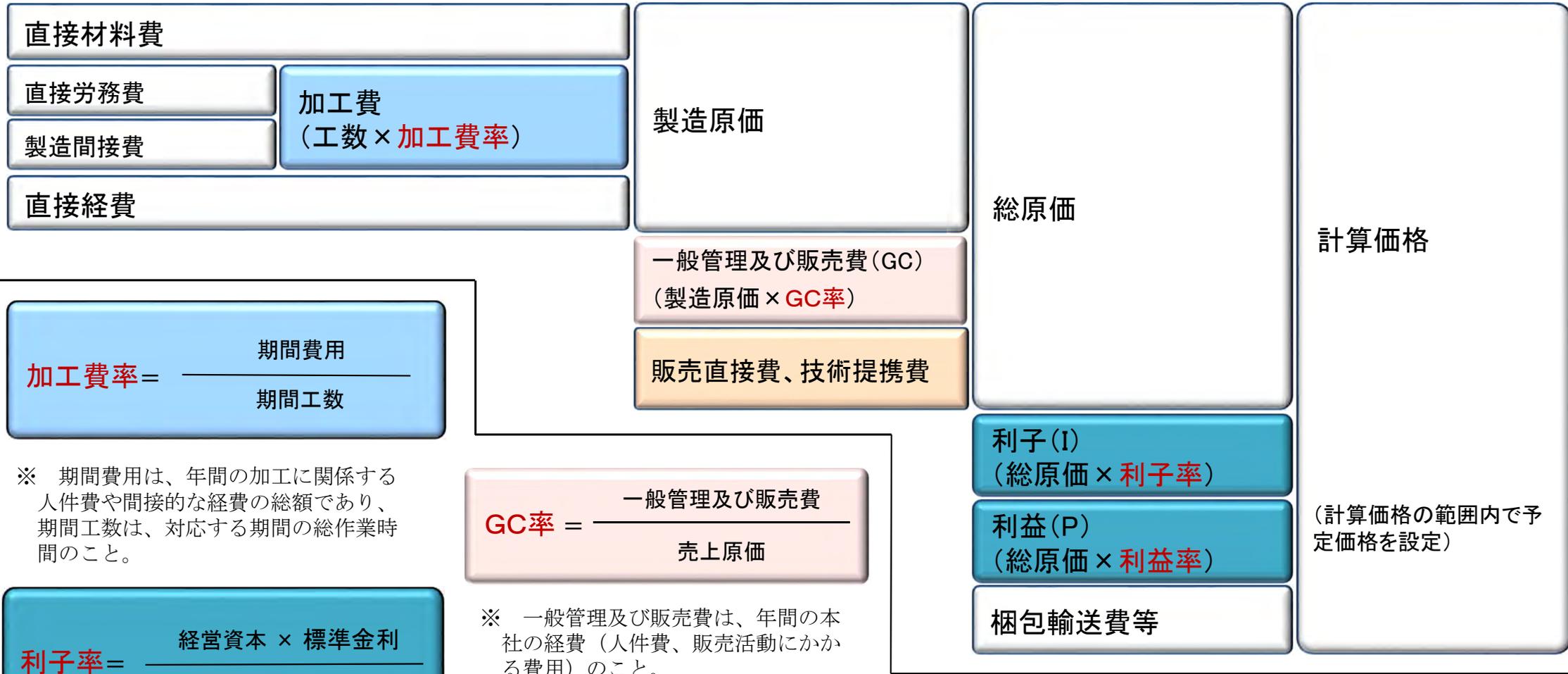
価格内訳（イメージ）



最終的には、製造分担企業のコスト・GCIPも含めた総原価に主契約企業のGCIPを乗じるため、高コスト構造に

(参考) 原価計算方式の計算構成について

➤ 原価計算方式は、市場価格がない場合に(原則は市場価格方式)、構成要素ごとに積み上げた製造原価に利益等を付加して計算価格を算出する方式のこと。



$$\text{加工費率} = \frac{\text{期間費用}}{\text{期間工数}}$$

※ 期間費用は、年間の加工に関する人件費や間接的な経費の総額であり、期間工数は、対応する期間の総作業時間のこと。

$$\text{利率} = \frac{\text{経営資本} \times \text{標準金利}}{\text{期間総原価}}$$

※ 経営資本は、総資産のうち経営目的に直接関係するもの。
標準金利は、統計資料による短期、長期、社債等に係る金利を平均したもの(製造業企業の標準的な資金調達手段などを考慮)。

$$\text{GC率} = \frac{\text{一般管理及び販売費}}{\text{売上原価}}$$

※ 一般管理及び販売費は、年間の本社の経費(人件費、販売活動にかかる費用)のこと。

$$\text{利益率} = \text{標準利益率} \times \text{事業特性調整係数} \times \text{契約履行難易度調整係数}$$

※ 標準利益率は、統計資料により製造業企業が得られる利益を平均したもの。
事業特性調整係数は、装備品製造のために大型の設備保有が必要な場合、資産が膨らみ資本回転率が悪くなる傾向がある。そのため、防衛産業の特性を利益率に反映。
契約履行難易度調整係数は、契約履行上の難易度を考慮するもの。

FMS調達について

○ FMS調達の概要

FMS (Foreign Military Sales) は、米国政府が武器輸出管理法に基づき、武器輸出適格国に対し、装備品等及び役務を有償で提供するもの。

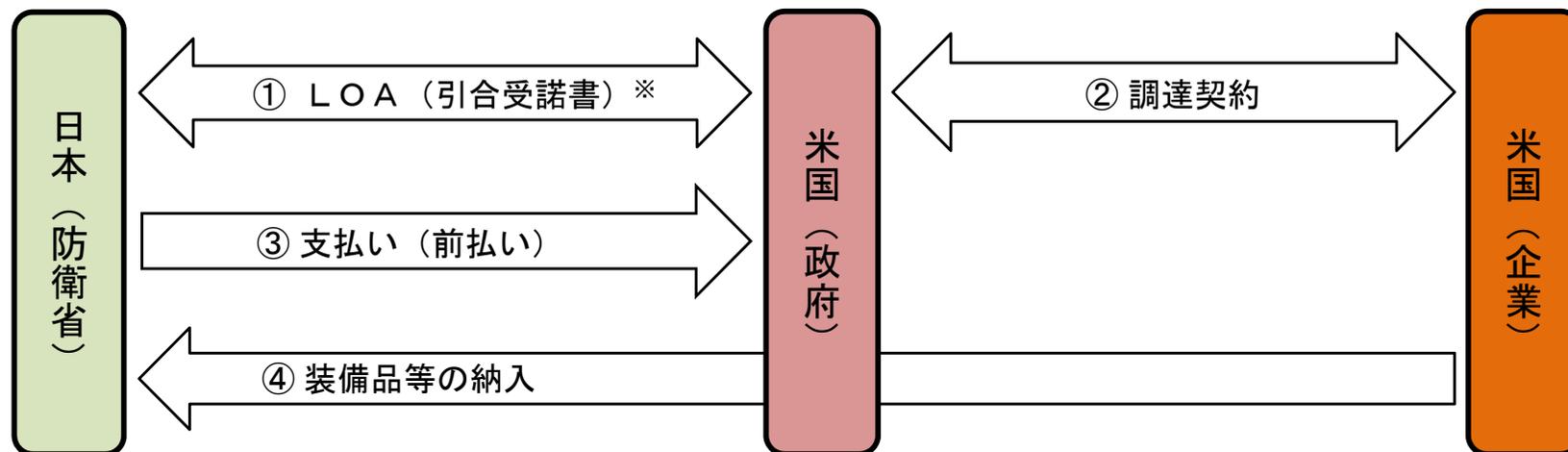
○ FMS調達の特性

FMSは、米国の対外援助の一部として米国政府がその条件を定め、購入国はこの条件を受諾することによりはじめて必要な援助を受けられるもの。

このため、契約自由の原則に基づく一般の国内契約とは異なり、主に次のような特性を有する。

- ① 価格は米国政府の見積り
- ② 納期は出荷予定時期であり目標
- ③ 支払いは前払いが原則 (納入／給付終了後、米側が精算し過不足を調整)

○ FMS調達の手続き



※ LOA (Letter of Offer and Acceptance) : FMSの下での取引ごとに防衛省と米国政府との間で署名される文書

F-35Aの調達と国内企業参画

- FMSによる調達の場合、米国政府との調整・折衝により、単価内訳の透明化及びコスト低減の取組みを強化する必要がある。
- 特に、F-35Aの調達については、国内企業が製造に参画していることにより価格上昇が発生しており、今後の調達を検討する際には、国内企業参画のあり方を検討すべき。

調達の経緯

- F-35Aは平成24年度に米国との有償軍事援助（FMS）で4機を調達。平成25年度以降、**国内企業が下請けとして部品製造及び機体組立を行うことを予定**。

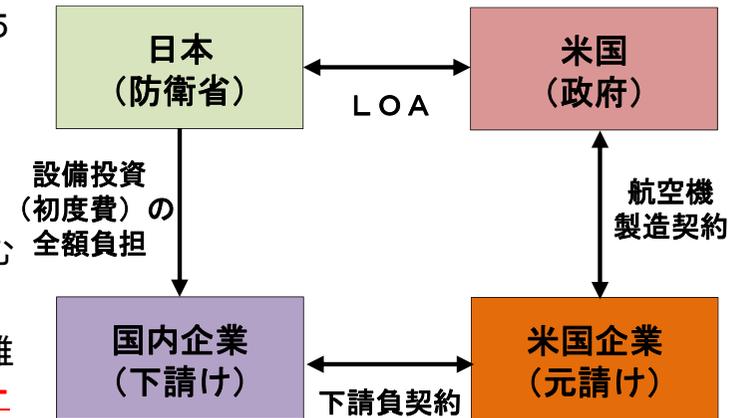
日米のF-35Aの機体単価比較

- 平成29年2月の米国防総省とロッキード・マーチン社の発表では、米国調達分を含む最新の機体単価は、**9,460万ドル（約107億円）（a）**となる旨が示された。
- 一方、日本調達分については、国内企業が製造に参画していることにより、国内企業維持費等が加算され、**機体単価は約147億円（平成29年度予算）**。**米国調達分とは一機あたり40億円の差（b）**。
- 上記とは別に、**国内企業参画に係る初度費**として、これまでに**合計1,467億円**を予算措置（38機の調達を予定）。一機あたりでは**39億円のコスト増（c）**。

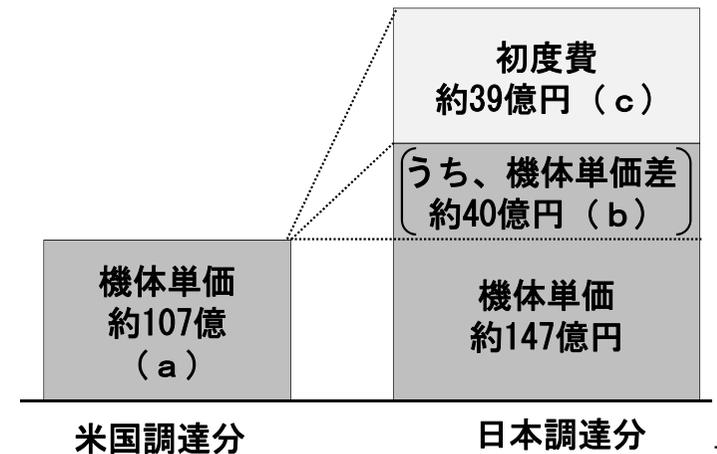
会計検査院による指摘（平成29年9月）

- 平成24年度にFMSで調達したF-35Aについては、**価格上昇要因を定量的に把握できていないこと、納品完了後の余剰金の返済について詳細が定められていないこと**から、米国政府との調整が求められている。
- 平成25年度に調達した2機については、**国内企業の製造部品が搭載されていなかった**ことが判明（平成26年度に調達した4機も同様の可能性）。

< FMS 調達と国内企業参画のイメージ >



< F-35Aの機体単価（日米比較） >
計186億円 (+79億円)



(参考) 平成28年10月の財政制度等審議会財政制度分科会の指摘

○ 平成28年10月の財政制度審議会財政制度分科会では、以下の8項目を指摘。

① 装備品の取得方法の効率化・最適化

装備品調達に際し、取得方法（国内開発、国際共同開発、ライセンス国産、輸入）を比較し、効率的な取得方法を選択すべき。

② 装備品のライフサイクルを通じたプロジェクト管理の強化

プロジェクト管理の対象装備品の拡大、ライフサイクルコストの精緻化、価格上昇等のリスクが顕在化した場合のプロジェクトの見直しの仕組みを構築すべき。

③ 国内産業の組織再編・連携

非競争・非効率的な調達が組織再編を阻害することのないよう、機会の平等や調達の効率化を徹底すべき。

④ 原価の監査の徹底

原価の監査の徹底やコストデータベース管理などにより製造原価を抑制すべき。

⑤ G C I P率の在り方

G C I P率の在り方について、経営効率化を促す仕組みにするべき。

⑥ 契約時における価格上昇リスクの抑制

企業からの提案や説明内容については予算編成過程においても十分に検討し、価格上昇等のリスクを防衛省（国）が一方向的に追うことのないよう、国と企業の間でのリスク分担が必要。

⑦ 「防衛装備移転三原則」（平成26年4月）を踏まえた装備品等の海外移転

装備品の海外移転の実現に向けて、装備品の一層のコストダウンとともに、政府と企業が一丸となる取組みが必要。

⑧ 研究開発に係る知的財産権の活用

装備品を構成する知的財産の権利化に関し、オープン化・秘匿化等の適切なオプションの選択や、知的財産権の適切な活用の検討が必要。

防 衛 (参考資料)

平成29年10月31日

1. 30年度防衛関係費（概算要求）
2. 弾道ミサイル防衛関係
3. 戦略・大綱・中期防について

1. 30年度防衛関係費（概算要求）

30年度防衛関係費（概算要求）について

（単位：億円）

	平成29年度 予 算 額	対前年度増△減額	平成30年度 概 算 要 求 額	対前年度増△減額
	歳出予算	48,996 (51,251)	389[0.8] (710[1.4])	50,219 (52,551)
人件・糧食費	21,662	190[0.9]	21,763	101[0.5]
物件費	27,334	199[0.7]	28,456	1,123[4.1]
歳出化経費	17,364	177[1.0]	17,957	594[3.4]
一般物件費 (活動経費)	9,970	22[0.2]	10,499	529[5.3]
新規後年度負担	19,700	△1,100[△5.3]	22,895	3,195[16.2]

（説明）

1. []は対前年度伸率（％）である。
2. 歳出予算について、上段はSACO関係経費、米軍再編関係経費のうち地元負担軽減分及び新たな政府専用機導入に伴う経費を除いたもの、下段（ ）内は含んだものである。
3. 平成30年度の為替レートは、1ドル＝110円である。

30年度防衛関係費（概算要求）の主な事業について①

○ 防衛大綱に基づく26中期防の最終年度として、周辺海空域における安全確保、島嶼部に対する攻撃への対応、弾道ミサイル攻撃への対応等を引き続き重視するとともに、防衛生産・技術基盤の維持等を踏まえ、統合機動防衛力の構築に向け、防衛力整備を着実に実施。

○ 周辺海空域における安全確保

□ 護衛艦の建造（2隻：964億円）

- ・ 護衛艦部隊の54隻体制への増勢のため、従来は掃海艦艇が担っていた対機雷戦機能も具備する等、多様な任務への対応能力の向上と船体のコンパクト化を両立した新型護衛艦（3,900トン）を建造



30年度護衛艦（3,900トン）
（イメージ）

□ 潜水艦の建造（1隻：715億円）

- ・ 我が国周辺の海域における情報収集・警戒監視を有効に実施するため、探知能力等が向上した潜水艦（3,000トン）を建造



30年度潜水艦（3,000トン）
（イメージ）

□ 新早期警戒機（E-2D）の取得（2機：491億円）

- ・ 南西地域をはじめとする周辺空域の警戒監視能力の強化のため、新早期警戒機を取得



新早期警戒機（E-2D）
（写真は同型機種）

□ 滞空型無人機（RQ-4B グローバルホーク）の取得（144億円）

□ 次期警戒管制レーダ装置（MIMO）の開発（196億円）

- ・ 将来の経空脅威及び弾道ミサイルに対応し得る探知追尾性能、抗たん性、経済性等に優れる次期警戒管制レーダ装置の開発

マイモ

※MIMO: Multi-Input Multi-Output

複数の小型サブアレイによる送受信



次期警戒管制レーダ装置
（写真は研究試作品）

※ 本文中の計数は、特に記載のある場合を除き契約ベースである。

30年度防衛関係費（概算要求）の主な事業について②

○ 島嶼部に対する攻撃への対応

- 南西警備部隊等に係る施設整備（奄美大島、宮古島及び石垣島）
（552億円）
- 戦闘機（F-35A）の取得（6機：881億円）
- 新空中給油・輸送機（KC-46A）の取得（1機：277億円）
- ティルト・ローター機（V-22）の取得（4機：457億円）
- 島嶼防衛用高速滑空弾の要素技術の研究（100億円）
 - ・ 島嶼防衛のための島嶼間射撃を可能とする、高速で滑空し、目標に命中する島嶼防衛用高速滑空弾の要素技術の研究を実施
- 島嶼防衛用新対艦誘導弾の要素技術の研究（77億円）
 - ・ 諸外国が保有するミサイルの長射程化を踏まえ、その覆域外から対処が可能となるよう、現有の対艦ミサイルの射程の延伸及び残存性の向上を目的として、新たな島嶼防衛用対艦誘導弾の要素技術の研究を実施



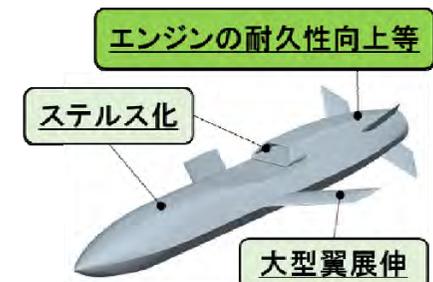
戦闘機（F-35A）



ティルト・ローター機（V-22）
（写真は同型機種）



島嶼防衛用高速滑空弾の要素技術の研究（イメージ）



島嶼防衛用新対艦誘導弾の要素技術の研究（イメージ）

※ 本文中の計数は、特に記載のある場合を除き契約ベースである。

30年度防衛関係費（概算要求）の主な事業について③

○ 弾道ミサイル攻撃への対応

□ BMD用能力向上型迎撃ミサイル（SM-3ブロックII A）の取得（472億円）

- ・ 防護範囲の拡大やロフテッド軌道で飛来する弾道ミサイルへの対応などのために必要な性能を有するSM-3ブロックII Aを取得



SM-3ブロックII A

□ 能力向上型迎撃ミサイル（PAC-3 MSE）の取得（205億円）

□ 新規アセットの導入（事項要求）

- ・ 北朝鮮の核・ミサイル開発が「新たな段階の脅威」となっていることを踏まえ、新規アセット（イージス・アショアを中心に検討）の整備に着手

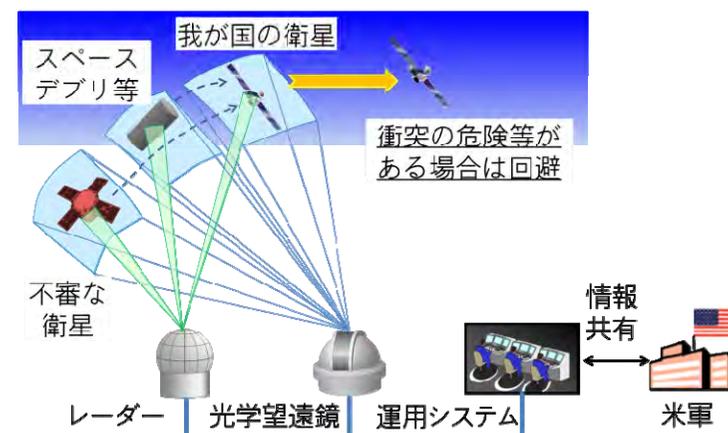


イージス・アショア

○ 宇宙空間における対応

□ 宇宙監視に係る取組（44億円）

- ・ 米国及び国内関係機関との連携に基づく宇宙状況監視（SSA）に必要な宇宙監視システムの整備に係る詳細設計等



宇宙監視システムとその運用（イメージ）

○ サイバー空間における対応

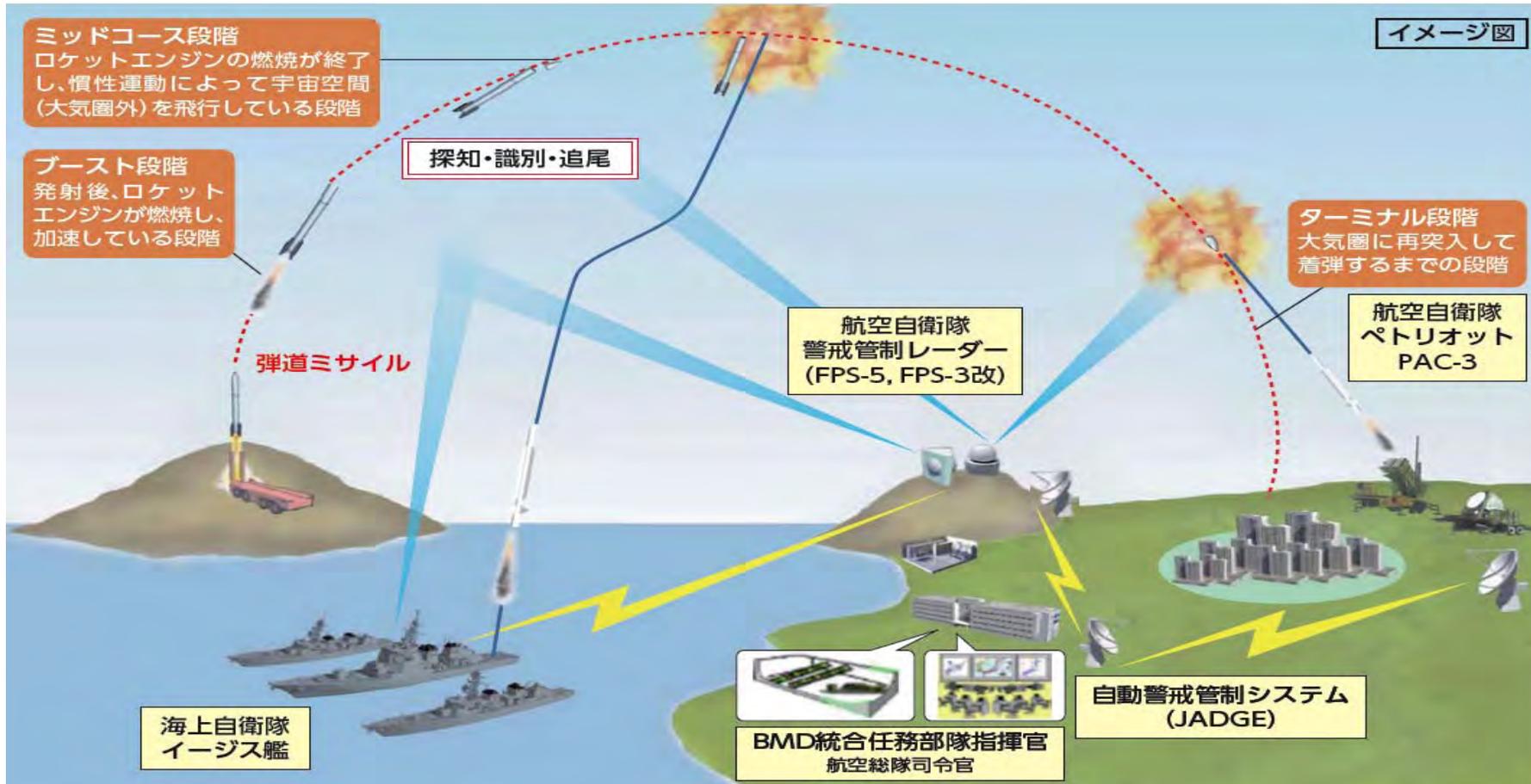
□ サイバー防衛隊の充実・強化

- ・ 情報収集・分析体制・事案対処体制等の強化として約110名から約150名へ増員

※ 本文中の計数は、特に記載のある場合を除き契約ベースである。

2. 弾道ミサイル防衛関係

- 我が国の弾道ミサイル防衛（BMD）は、イージス艦による上層（大気圏外）での迎撃とPAC-3ミサイルによる下層（高度十数km）での迎撃を組み合わせた多層防衛。



③ 高度十数kmの落下最終段階（大気圏内）において、PAC-3ミサイルにより、飛来する弾道ミサイルを迎撃

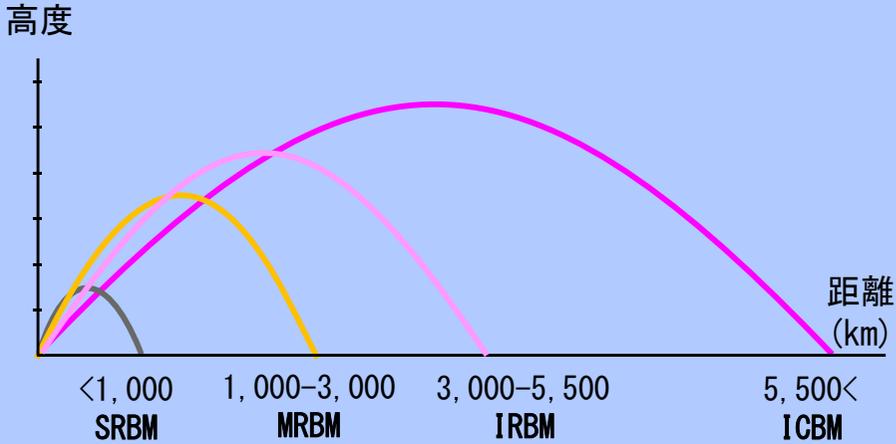
② ミッドコース段階（大気圏外）において、イージス艦に搭載したSM-3ミサイルにより、飛来する弾道ミサイルを迎撃

① BMD対応レーダーにより、飛来する弾道ミサイルを探知・追尾し、自動警戒管制システムを通じて、各種迎撃システムに情報を伝達

○ 弾道ミサイルと巡航ミサイルの違い

弾道ミサイル	巡航ミサイル
	
<ul style="list-style-type: none"> 放物線を描いて飛しょうする、ロケットエンジン推進のミサイル。 長距離にある目標を攻撃することが可能。 速度が速い。 	<ul style="list-style-type: none"> ジェットエンジン推進の誘導式ミサイル。 低空飛行が可能。 飛行中に経路の変更が可能で、命中精度が極めて高い。

○ 弾道ミサイルの区分

区分	射程	弾道ミサイルの飛しょう (イメージ)
短距離弾道ミサイル (Short Range Ballistic Missile, SRBM)	約1,000km以下	
準中距離弾道ミサイル (Medium Range Ballistic Missile, MRBM)	約1,000km～ 約3,000km	
中距離弾道ミサイル (Intermediate Range Ballistic Missile, IRBM)	約3,000km～ 約5,500km	
大陸間弾道ミサイル (Inter-Continental Ballistic Missile, ICBM)	約5,500km以上	

※ 弾道ミサイルの区分は、米ミサイル防衛庁ホームページ記載のBallistic & Cruise Missile Threat. (National Air and Space Intelligence Center作成)による

○ 我が国は、弾道ミサイル攻撃などへの対応に万全を期すため、平成15年度に弾道ミサイル防衛（BMD）システムの導入を決定。

年	内容	当時の内閣
平成5年	<ul style="list-style-type: none"> ・北朝鮮が弾道ミサイルを発射 ・防衛庁がBMDに関する米側との協議を開始 	宮澤内閣
平成7年	<ul style="list-style-type: none"> ・防衛庁がBMDに関する調査研究を開始 ・07大綱、08中期防の策定 	村山内閣
平成10年	<ul style="list-style-type: none"> ・北朝鮮が日本上空を越える弾道ミサイルを発射 ・BMDに関する日米共同技術研究について安保会議および閣議了承 	小渕内閣
平成12年	<ul style="list-style-type: none"> ・13中期防（平成13年度～平成17年度）の策定。BMDについては「技術的な実現可能性等について検討の上、必要な措置を講ずる」 	森内閣
平成15年	<ul style="list-style-type: none"> ・「弾道ミサイル防衛システムの整備等について」を安保会議および閣議で決定し、我が国BMDシステムの導入を政府決定 	小泉内閣
平成16年	<ul style="list-style-type: none"> ・BMDシステムの整備を開始 ・16大綱、17中期防の策定 	小泉内閣
平成17年	<ul style="list-style-type: none"> ・自衛隊法改正（弾道ミサイルに対する破壊措置）でBMD対処の法整備 	小泉内閣
平成19年	<ul style="list-style-type: none"> ・ペトリオットPAC-3の部隊配備開始 ・イージス艦によるSM-3発射試験開始 	第1次安倍内閣 福田内閣
平成22年	<ul style="list-style-type: none"> ・22大綱、23中期防の策定 	菅内閣
平成25年	<ul style="list-style-type: none"> ・25大綱、26中期防の策定 	第2次安倍内閣

※ 大綱：防衛計画の大綱 中期防：中期防衛力整備計画

【防衛計画の大綱】

北朝鮮の弾道ミサイル能力の向上を踏まえ、対処能力の総合的な向上の一環として、弾道ミサイル防衛システムを以下の観点から強化

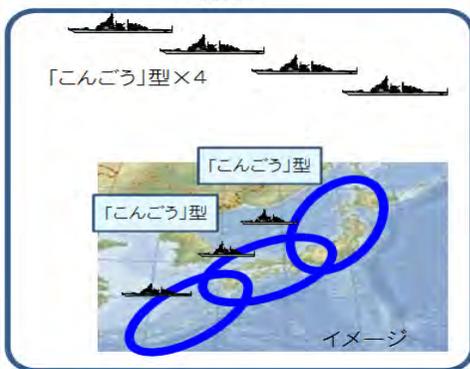
- **我が国全域を防護し得る能力**の強化
- **即応態勢、同時対処能力、継続的な対処能力**の強化

現中期防における主な取組

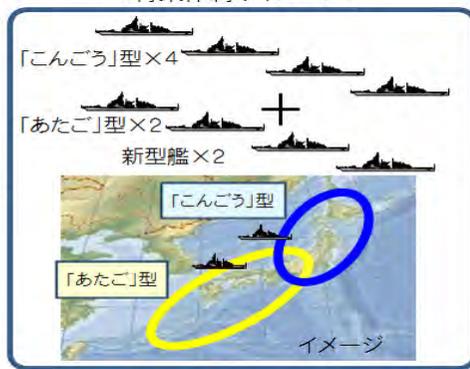
<イージス艦>

- BMD能力を有するイージス艦を4隻から8隻に増勢（新造2隻、改修2隻。平成32年度までに就役予定）
- 能力向上型迎撃ミサイル（SM-3ブロックII A）の日米共同開発を継続・取得（平成33年度配備予定）

<現行>



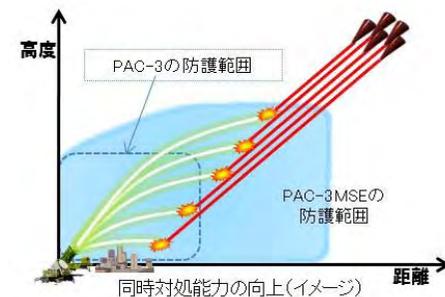
<将来体制のイメージ>



<PAC-3>

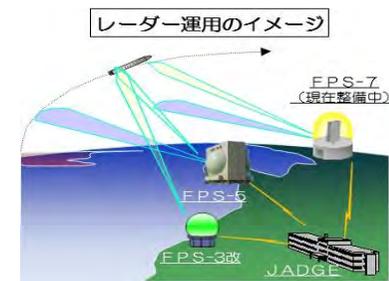
- 能力向上型のPAC-3 MSEを導入（平成32年度配備予定）
- 全28高射隊をBMD対応化（平成32年度予定）

※ 市ヶ谷にPAC-3の展開基盤を整備



<固定式警戒管制レーダー>

- 新型レーダー（FPS-7）の整備・能力向上



BMDシステムの将来的な在り方の検討

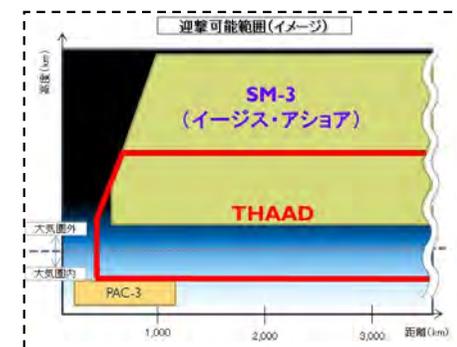
- 国民の生命・財産を守るため、米国の先進的な取組や装備品も研究しつつ、引き続き検討を加速
→ 将来の弾道ミサイル迎撃体制についての調査研究の実施（平成26年度～）

※ 能力強化策の1つとなり得る装備品

イージス・アショア →



THAAD →



BMDに関するこれまでの予算の推移（平成16～29年度）

（単位：億円）

事業等	うち28年度			予算計上額合計 (16～29年度)	30年度 概算要求
	当初	補正	当初		
①イージス艦の能力向上等 (SM-3ミサイルの取得等を含む)	1,913	64	306	6,708	954
②ペトリオット・システムの能力向上等 (PAC-3ミサイルの取得等を含む)	142	1,412	122	6,698	517
③レーダー関連 (FPS-3改、FPS-5、FPS-7の整備等)	58	14	119	1,270	164
④指揮統制・通信・システム関連 (JADGEシステムの機能付加等)	55	0	96	1,206	152
⑤BMDシステムの研究開発関連 (SM-3ブロックIIAの共同開発等)	17	0	6	1,260	3
⑥その他（注2）	36	464	61	1,308	1
①～⑥合計	2,220	1,954	710	18,451	1,791

（注1）金額は、期間中の当初予算額・補正予算額の合計（契約ベース）。四捨五入によっているので合計額が符合しない場合あり。

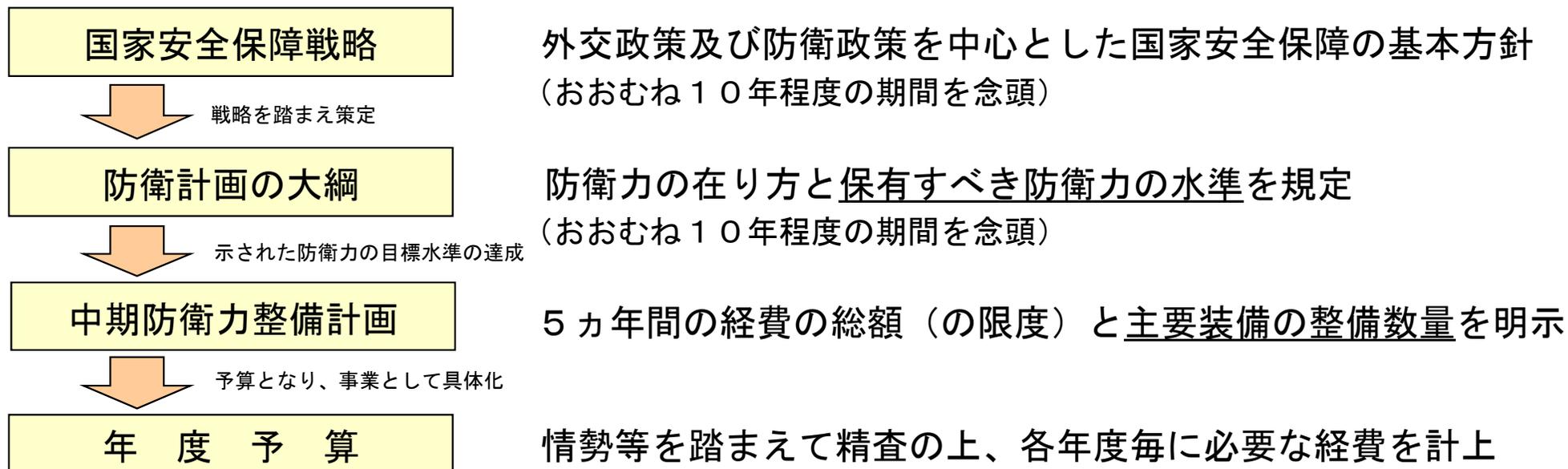
（注2）「⑥その他」は、ライセンス国産であるPAC-3に係る初度費、市ヶ谷の基盤整備などの弾道ミサイル発射事案を踏まえた追加施策などを含む。

3. 戦略・大綱・中期防について

位置付け・意義

- **国家安全保障戦略（戦略）**は、我が国の国益を長期的視点から見定めた上で、**外交政策及び防衛政策を中心とした基本方針**として我が国として初めて定めたもの。
- **防衛計画の大綱（大綱）**は、戦略を踏まえ、**今後の我が国の防衛の基本方針、防衛力の役割、自衛隊の具体的な体制の目標水準等**を示したもの。
- **中期防衛力整備計画（中期防）**は、大綱に示された防衛力の目標水準等を踏まえ、**5年間を対象とする主要装備の整備数量等**を示したもの。同計画に従って、それぞれ各年度の防衛力整備を実施。

戦略・大綱・中期防・年度予算の関係



昭和32年	「国防の基本方針」(32.5.20)
35	33↑ 一次防(政府3か年計画)(32.6.14) 35↓
40	37↑ 二次防(政府5か年計画)(36.7.18) 41↓
45	42↑ 三次防(政府5か年計画)(41.11.29) 46↓
50	47↑ 四次防(政府5か年計画)(47.2.8) 51↓
55	— 「防衛計画の大綱」策定(51.10.29) — 「当面の防衛力整備について(GNP1%枠)」(51.11.5)
60	55↑ 53中業(防衛庁内部資料) 59↓ 58↑ 56中業(防衛庁内部資料) 62↓
平成元年	61↑ 61中期防(政府5か年計画)(60.9.18)(GNP比1.02%) 2↓ 「今後の防衛力整備について」(62.1.24)
5	3↑ 「平成3年度以降の防衛計画の基本的考え方について」(2.12.19) 7↓ 03中期防(政府5か年計画)(2.12.20) 03中期防(政府5か年計画)修正(4.12.18)
10	— 「平成8年度以降に係る防衛計画の大綱」策定(7.11.28) — 8↑ 08中期防(政府5か年計画)(7.12.15)
15	12↓ 08中期防(政府5か年計画)見直し(9.12.19) 13↑ 13中期防(政府5か年計画)(12.12.15) 16↓ 「弾道ミサイル防衛システムの整備等について」(15.12.19)
20	— 「平成17年度以降に係る防衛計画の大綱」策定(16.12.10) — 17↑ 17中期防(政府5か年計画)(16.12.10) 21↓ 17中期防(政府5か年計画)見直し(20.12.20) 22 「平成22年度の防衛力整備等について」(21.12.17)
25	— 「平成23年度以降に係る防衛計画の大綱」策定(22.12.17) — 23↑ 23中期防(政府5か年計画)(22.12.17) 24↓ 25 「平成25年度の防衛力整備等について」(25.1.25)
	「国家安全保障戦略」策定(25.12.17)
	— 「平成26年度以降に係る防衛計画の大綱」策定(25.12.17) — 26↑ 26中期防(政府5か年計画)(25.12.17) 30↓

中期防衛力整備計画で定める防衛関係費の総額と実績

(単位：億円、%)

年度	防衛関係費	うち中期防衛力整備計画対象経費	中期防衛力整備計画		防衛関係費 対GDP比			
			伸率	総額		計画伸率		
8	48,452	48,452	2.6	251,500 ↓ 242,300	当初	0.98		
9	49,473	49,412	2.0		2.1	0.96		
10	49,394	49,287	▲ 0.3		見直し 0.9	0.95		
11	49,319	49,198	▲ 0.2			0.99		
12	49,355	49,215	0.0			0.99		
13	49,550	49,385	0.3	250,100	0.5	0.96		
14	49,557	49,392	0.0			1.00		
15	49,527	49,262	▲ 0.3			0.99		
16	49,026	48,760	▲ 1.0			0.98		
17	48,560	48,297	▲ 1.0			242,400 ↓ 236,400	当初	0.95
18	48,136	47,903	▲ 0.8	0.2	0.94			
19	48,013	47,815	▲ 0.2	0.92				
20	47,796	47,426	▲ 0.8	0.91				
21	47,741	47,028	▲ 0.8	見直し▲1.0	0.94			
22	47,903	46,826	▲ 0.4	-	-	1.01		
23	47,752	46,625	▲ 0.4	233,900	0.0	0.99		
24	47,138	46,453	▲ 0.4			0.98		
25	47,538	46,804	0.8	-	-	0.97		
26	48,848	47,838	2.2	239,700	0.8	0.98		
27	49,801	48,221	0.8			0.99		
28	50,541	48,607	0.8			0.97		
29	51,251	48,996	0.8					0.93

※上記の防衛関係費は、中期防衛力整備計画対象経費にSACO関係経費、米軍再編関係経費のうち地元負担軽減分及び新たな政府専用機導入に伴う経費を加えたもの。